

2022年9月版

ご契約のしおり・約款

リスク等説明書面(特別勘定のしおり)

---

無配当

**変額保険**(終身型)

プルデンシャル生命



この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されておりますので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認ください。

ご加入後は、別途お届けする保険証券とともに保存していただき、末永くご活用ください。

なお、わかりにくい点がございましたら、担当のライフプランナーまたはもよりの支社へお気軽にお問合わせください。

## 金融商品取引法第2条第31項第4号に規定される 「特定投資家」となられるお客さまへ

プルデンシャル生命保険株式会社

保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）第34条の2の規定により、金商法第34条の4の規定によって既に「特定投資家」とみなされたお客さまは、「特定投資家以外のお客さま（以下、「一般投資家」といいます。）」としてご自身を取扱うよう、当社にお申出いただくことができます。

お手続きの方法や本制度に関する説明をご希望される場合は、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡をお願いいたします。

なお、過去に上記のお手続きをされ、「一般投資家」としてお取扱いさせていただいているお客さまのうち、その後、「特定投資家」として取扱うよう区分変更のお手続きをご希望される場合は、当社カスタマーサービスセンターにお問合わせください。

### ■ご注意ください

- 法令等の規定により、上記のような「特定投資家」と「一般投資家」の区分を現在設けておりますが、当社の生命保険契約に関しましては、「特定投資家」としてお取扱いさせていただく場合と「一般投資家」としてお取扱いさせていただく場合で、お手続き等に相違はございません（当社は、特定投資家の方に対しても、一般投資家の方と同様の商品説明等をいたします）
- 上記の区分変更のお手続きによって、お申込みいただく保険契約の成立が遅れる場合がございます。
- 「特定投資家」としてお取扱いさせていただく場合は、お客さまは金融商品販売法第3条第7項第1号の政令で定める者（特定顧客）に該当するため、同法に定める重要事項説明義務及び重要事項説明義務に違反した場合の損害賠償責任にかかる規定の適用が受けられないこととなります。

### ■ご参考

#### 投資家区分について

特定投資家	
一般投資家に区分変更不可能	一般投資家に区分変更可能
<ul style="list-style-type: none"><li>・国</li><li>・日本銀行</li><li>・適格機関投資家</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方公共団体</li><li>・政府系金融機関</li><li>・金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社</li><li>・資本金5億円以上が見込まれる株式会社</li><li>・その他「金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令」第23条に掲げる者</li></ul>

以上

## この冊子をお読みいただく前に

この冊子はずぎの順番で記載されています。

### ご契約のしおり

この保険の約款のなかで特に保険契約者にとって大切なことから（重要事項、保障内容、諸手続き、税法上の扱いなど）を抜き出し、わかりやすくご説明しています。

### 普通保険約款（主契約）

生命保険会社と保険契約者との間でとりかわす約束の内容となる、お互いの権利義務を規定しています。

### 特約条項（特約）

保障内容を充実させる目的等で主契約に付加するものです。

### 別表

普通保険約款や特約条項に共通している「別表」をまとめて記載しています。「別表 1」から順に記載しています。

### リスク等説明書面（特別勘定のしおり）

保険業法に定める内容に基づき、この保険のリスクや、特別勘定資産の運用に関する内容について記載しています。

生命保険のお手続き、ご契約内容、保険金等のお支払いなどに関するご相談、ご質問、苦情につきましては、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。

最新の営業時間については、プルデンシャル生命のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.prudential.co.jp/>

カスタマーサービスセンター  
パートナーフォーユー  
0120-810740

# 目次

## ご契約のしおり・約款

### ご契約のしおり

目的別もくじ	3	新買増権保証特約	49
主な保険用語のご説明	4	愛の割増年金特約（割増年金支払特約）	53
<b>1. ご契約に際して</b>		指定代理請求特約	55
ご契約申込時のお手続き	7	<b>4. お支払いについて</b>	
生命保険募集人	8	保険金等の支払事由等が生じた場合	57
当社の組織形態（株式会社）	8	保険金即日支払サービス	58
クーリング・オフ制度	9	保険金等をお支払いできない場合等	59
新たな保険契約への乗換え	10	<b>5. 保険料について</b>	
告知	11	払込経路と払込回数	65
保障の開始（責任開始期）	14	払込猶予期間	67
<b>2. 主契約について（変額保険）</b>		ご契約の復活	69
変額保険（終身型）	15	<b>6. ご契約後について</b>	
特別勘定の運用	19	保険料のお払込みが困難になった場合	70
変額保険に関するご注意	23	ご契約者に対する貸付（契約者貸付）	73
保険契約者への情報提供	25	変換制度	74
リスク分散	26	特約の更新	76
<b>3. 特約について</b>		解約と解約返戻金	77
解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）	30	無解約返戻金型の特約における注意事項	80
無解約返戻金型平準定期保険特約	32	保険金等の受取人の変更	81
通減定期保険特約	33	<b>7. その他</b>	
災害死亡給付特約	34	生命保険と税金	82
傷害特約	35	保険契約等に関する情報の共同利用	85
無解約返戻金型がん入院特約	36	生命保険会社の財産状態の変化に伴う影響の可能性	88
疾病障害による保険料払込免除特約	38	生命保険契約者保護機構	89
リビング・ニーズ特約	40	管轄裁判所	91
保険金等の支払方法の選択に関する特約	44	成年後見制度	91
ナーシングケア特約（介護前払特約）	46	保険会社からのお願い	92

相談窓口とその連絡先……………	93	手続きのための必要書類一覧……………	94
-----------------	----	--------------------	----

## 約款

変額保険（終身型）普通保険約款……………	101	介護前払特約条項……………	179
解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加 算型）特約条項……………	121	新買増権保証特約条項……………	184
無解約返戻金型平準定期保険特約条項……………	132	割増年金支払特約条項……………	191
逦減定期保険特約条項……………	139	指定代理請求特約条項……………	198
疾病障害による保険料払込免除特約条項……………	146	特別条件付保険特約条項……………	203
リビング・ニーズ特約条項……………	157	特定障害不担保特約条項……………	213
保険金等の支払方法の選択に関する特約条項……………	166	団体扱特約条項……………	215
		特別団体扱特約条項……………	218

## 別表

別表 1 対象となる高度障害状態……………	223	別表 4 請求書類……………	230
別表 2 対象となる不慮の事故……………	224	別表 10 対象となる感染症……………	239
別表 3 対象となる身体障害の状態……………	227		

## 巻末

リスク等説明書面……………	巻末 -1
---------------	-------



**ご契約のしおり**

# 目的別もくじ

## このようなときは

保険用語の意味を知りたい

申込を撤回したい  
契約を解除したい

告知について知りたい

いつから保障が開始されるのか  
知りたい

保険（主契約）の特徴としくみ  
を知りたい

リスクや諸費用について知りたい

特別勘定や資産運用について知  
りたい

保険金等を請求したい

保険金等の代理請求について知  
りたい

保険金等が支払われない場合に  
ついて知りたい

失効した契約をもとに戻したい

保険料の払込が困難になった

保険契約を解約したい

保険料や保険金に関する税金に  
ついて知りたい

## このページをご覧ください

[4](#)  
ページ 主な保険用語のご説明

[9](#)  
ページ クーリング・オフ制度

[11](#)  
ページ 告知

[14](#)  
ページ 保障の開始（責任開始期）

[15](#)  
ページ 変額保険（終身型）

[23](#)  
ページ 変額保険に関するご注意

[19](#)  
ページ 特別勘定の運用

[57](#)  
ページ 保険金等の支払事由等が生じた  
場合

[55](#)  
ページ 指定代理請求特約

[59](#)  
ページ 保険金等をお支払いできない場  
合等

[69](#)  
ページ ご契約の復活

[70](#)  
ページ 保険料のお払込みが困難になっ  
た場合

[77](#)  
ページ 解約と解約返戻金

[82](#)  
ページ 生命保険と税金



# 主な保険用語のご説明

「ご契約のしおり・約款」をご理解いただくために、主な保険用語についてご説明いたします。

か	
■解除	保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。
■解約	保険期間の途中で、保険契約者の意思でご契約を将来にわたって消滅させることをいいます。
■解約返戻金	ご契約を解約した場合などに、保険契約者にお支払いするお金のことをいいます。
■契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。特に月単位あるいは半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ月・半年ごとの契約日に対応する日となります。
■契約年齢	契約日における被保険者の年齢をいい、満年齢で計算します。 (例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は、24歳となります。
■契約日	契約年齢や保険期間の計算の基準となる日のことをいい、責任開始日の属する月の翌月1日となります。
■告知義務	保険契約者や被保険者が、ご契約のお申込みをするときなどに、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのまま正確にもれなく報告していただく義務のことをいいます。
■告知義務違反	告知の際に、故意または重大な過失によって事実が告げられなかったときなどには、当社は告知義務違反としてご契約を解除することができます。

さ	
■失効	保険料のお払込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがないことなどにより、ご契約の効力が失われることをいいます。
■支払事由	約款に定める保険金等をお支払いする事由のことをいいます。
■主契約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことをいいます。
■診査	診査医扱のご契約に申込みされた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただくことをいいます。また健康診断結果表・人間ドック結果表を使用する方法もあります。
■責任開始期(日)	当社が、ご契約上の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
■責任準備金	将来の保険金等のお支払いのために、当社が積立てておくべきお金のことをいいます。

## た

■第1回保険料相当額	ご契約のお申込みの際にお払込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。
■特約	さまざまな保障内容を充実させるためや、普通保険約款に記載されている内容と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加する契約内容のことをいいます。

## は

■払込期月	毎回の保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。月払は月単位、半年払は半年単位、年払は年単位の契約応当日の属する月の初日から末日までです。
■被保険者	保険金等の支払事由の対象となる人のことをいいます。
■復活	ご契約が失効した場合、保険種類ごとの当社所定の期間内であることなどを条件に、ご契約をもとに戻すことをいいます。
■保険期間	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。
■保険期間満了日	保険期間の満了する日のことをいいます。例えば、10年満了契約の場合は、契約日から10年後の年単位の契約応当日の前日、80歳満了契約の場合は、被保険者が80歳となった時以後はじめて到来する年単位の契約応当日の前日となります（保険料払込期間満了日も同様とします）。
■保険金（年金/給付金）	被保険者が約款で定める支払事由に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。
■保険金（年金/給付金）受取人	保険契約者が指定した、保険金（年金/給付金）を受取る人のことをいいます。
■保険契約者	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（たとえば、契約内容の変更などの請求権）と義務（たとえば、保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。
■保険証券	ご契約の保険金額や保険期間などご契約の内容を具体的に記載したものです。
■保険年度	契約日から起算して満1か年を第1保険年度といます。以下順次、第2保険年度、第3保険年度、……となります。
■保険料	保険契約者から当社にお払込みいただくお金のことをいいます。
■保険料払込期間	保険契約者が当社に保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。保険期間と保険料払込期間が同一の場合を全期払といい、保険期間と保険料払込期間が異なる場合を短期払といます。
■保険料率	保険料を計算する際に用いる率のことをいいます。保険料は、基準となる保険金等の金額に保険料率を乗じて計算されます。

## ま

■無効	保険契約者が保険金等を不法に取得する目的でご契約を締結したことが判明した場合などにより、ご契約の効力が当初から無くなることをいいます。
■免責事由	被保険者が支払事由に該当した場合でも、保険金等が支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

## や

■約款	“ご契約からお支払いまたは満了までのとりきめ”を記載したものです。
■猶予期間	払込期月に保険料のお払込みの都合がつかない場合のためのお払込みを猶予する期間のことをいいます。

# 1. ご契約に際して

## ご契約申込時のお手続き

ご契約の申込書・告知書は保険契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください。

### ■ 申込書・告知書の記入

- ご契約の申込書・告知書（告知欄）は、保険契約者および被保険者ご自身でご記入ください。また記入後は、内容を十分お確かめください。
- なお、ご契約の際にご印章をご使用の場合、そのご印章は、将来いろいろな手続きに必要となりますので、大切に保管してください。ご印章を紛失した場合は、諸手続きに際して、印鑑証明書と実印で手続きしていただくことになります。
- 当社所定の情報端末を利用して、申込手続や告知を行うこともできます。画面上に表示された内容を十分お確かめのうえ、保険契約者および被保険者ご自身で情報端末に直接入力・ご署名ください。

### ■ 保険証券と告知書（の写し）の確認

- ご契約に際して、当社は、保険証券を保険契約者に、告知書の写しまたは控えを被保険者にお届けします。
- お申込みの際の内容と相違していないかどうか、もう一度よくお確かめください。万一、お申込内容と保険証券が違っているとき、または告知していただいた内容に追加・変更があるときには、「告知訂正書」にご記入いただき、本社あてにご郵送いただくか、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- 保険証券は大切に保管してください。

告知の詳細については、  
〈告知〉参照

# 生命保険募集人

保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

## ■ 保険契約締結の「媒介」と「代理」

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

## ■ 当社のライフプランナー（生命保険募集人）

当社のライフプランナー（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

（当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例）

- ・ 保険契約の復活
- ・ 特約の中途付加 など

# 当社の組織形態（株式会社）

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は「株式会社」です。

## ■ 保険会社における株式会社

株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社のよう、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

## ■ 保険契約者の権利および義務

保険契約者の権利は、契約内容の変更などの請求権など約款に定める保険契約に関する権利です。なお、保険契約者の義務としては、約款に基づく保険料のお払込みなどがあります。

# クーリング・オフ制度

ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます\*。生命保険契約は長期にわたる契約ですので、ご契約に際しては、十分ご検討いただくようお願いいたします。

※「クーリング・オフ制度」といいます。

## ■ クーリング・オフ制度について

お申込者または保険契約者（以下、「お申込者等」といいます。）は、つぎに掲げる日のうちいずれか遅い日から、その日を含めて10日以内であれば、書面または所定の電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下、「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

- ①注意喚起情報の説明の完了日（「お申し込みに際してのご確認事項」に署名した日）
- ②「特別条件承諾書」に署名した日（特別条件が適用された場合のみ）
- ③第1回保険料充当金のお払込方法により定まるつぎのいずれかの日
  - ・デビットカードまたはクレジットカードをご利用の場合、デビットカード口座引落確認書またはクレジットカード売上票もしくは利用票の交付日
  - ・お振込みの場合、その着金日
  - ・口座振替の場合、注意喚起情報の説明の完了日

## ■ お申込みの撤回等の方法について

- お申込みの撤回等の方法としては、つぎのいずれかによる方法があります。
  - ①書面
    - ・本社または支社に直接ご持参いただくか、もしくは郵便によりご送付ください（消印日が申出日です）。
    - ・お申込者等の氏名および住所をご記入のうえ、お申込みの撤回等をする旨を明記してください。
  - ②電磁的記録

当社ホームページの「お問い合わせ」内の「クーリング・オフのお申し出」よりお申出、お手続きください\*（送信日が申出日です）。

ホームページアドレス <https://www.prudential.co.jp/>
- お申込みの撤回等があった場合には、当社はお申込者等にすでにお払込みいただいた金額をお返しいたします。

※当社ホームページ経由以外の方法でお申出いただいた際は、お取扱いできない場合があります。

### ⚠️ ご注意

- 当社の指定した医師の診査を受けられた場合や保険契約者が法人（個人事業主を含みます。）の場合、またはその他法令に定める場合にはこのお取扱いをいたしません。
- ご契約のお申込みを撤回することのできる期間およびご契約をその成立時にさかのぼって解除することができる期間には、上記のとおり制限があります。

# 新たな保険契約への乗換え

現在ご契約の保険契約の解約等を前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方は下記の点にご注意ください。

## 解約等

解約・減額・払済保険への変更を含みます。

### ■ 現在ご契約の保険契約について不利益となる場合

- 解約等の際にお払戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料（減額の場合は減額部分に対応するお払込保険料）の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約等したときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ご契約後、所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する配当の権利などを失う場合があります。

### ■ 新しい保険契約のお取扱いについての注意事項

- お申込みの際して、被保険者の健康状態などによっては特別条件を適用させていただく場合や、ご契約をお断りする場合があります。
- 新たな保険契約では、詐欺による取消や責任開始期から2年以内の自殺の場合には、保険金等をお支払いしません（ただし、責任開始期から2年以内の自殺の場合については、会社の定める取扱範囲内で、保険金等の一部または全部をお支払いすることがあります）。
- 新たな保険契約の責任開始期前に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合には、主契約または各特約に定める保険金等のお支払いまたは保険料の払込免除をできないことがあります。
- 新たな保険契約の告知をいただく際、事実を告知しなかったり事実と違うことを告知しますと、告知義務違反として新たな保険契約が解除され、保険金等が支払われない場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在ご契約の保険契約と新たな保険契約とで異なることがあります。新たな保険契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。

しおり

ご契約に際して

# 告知

保険契約者や被保険者には、健康状態やご職業など、ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことについて告知をしていただく義務があります。

## ■ 告知義務について

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう助けあいの制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業などの「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせください。

### 診査を行うご契約の場合（診査医扱）

当社指定の医師が、被保険者の過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）などについておたずねしますので、その医師に口頭によりありのままを告知してください。口頭により告知いただいた内容は、医師により記録されますのでご確認のうえご署名ください。

### 診査を行わないご契約の場合（告知書扱）

告知書に保険契約者や被保険者ご自身でありのままを記入し、ご署名ください。過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）など、告知書に記入いただく事項は、当社が保険契約をお引受けするかどうかをきめるための重要なことから、書面（当社所定の情報端末を利用した場合は、表示された告知画面）でおたずねすることにしております。

このお取扱いは、勤務先の健康診断の結果によって健康状態を確認する場合も同様です。

## ■ 告知受領権について

告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。当社のライフプランナーには告知受領権がなく、当社のライフプランナーに口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

## ■ お申込内容等の確認

当社の確認担当社員または当社が委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、このために必要な限りにおいて、当社の委託を受けた者に、お申込内容等の情報を提供することがあります。

ご契約時のほか、保険契約を復活する場合や特約を中途付加する場合などにも告知が必要です。



## ■ 傷病歴等がある方でもお引受可能な場合

当社では保険契約者間の公平性を保つために、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。ご契約をお断りすることもございますが、「保険料の割増（特別保険料領収法）」、「保険金額・給付金額の削減（保険金・給付金削減支払法）」、「特定の障害についての保障範囲からの除外（特定障害不担保特約の付加）」などの特別な条件をつけてお引受けすることがあります。

したがいまして傷病歴等がある方をすべてお断りするものではなく、また、傷病によっては特別な条件をつけずにお引受けできる場合がありますので、ありのままの事実を告知してください。

### 傷病歴・通院事実等を告知した場合

- 所定の診査や追加のくわしい告知などが必要となることがあります。
- ご契約のお引受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。
  - ① 無条件でご契約をお引受けさせていただく
  - ② 特別な条件付（保険料の割増、保険金額・給付金額の削減、特定の障害についての保障範囲からの除外等）のうえでご契約をお引受けさせていただく
  - ③ 今回のご契約はお断りさせていただく

上記②の場合、当社よりその条件をご提示いたしますので、「ご契約のしおり・約款」の「特別条件付保険特約条項」または「特定障害不担保特約条項」等をご熟読のうえ、お示した条件にご承諾いただければ、ご契約は成立します。

### ⚠️ ご注意

- 特別条件付保険特約が付加された場合、つぎのお取扱いをすることができない場合があります。
  - ① 保険金・給付金削減支払法が適用された場合
    - ・ 定額払済保険への変更
    - ・ 変額払済保険への変更
    - ・ 定額延長定期保険への変更
    - ・ 自動延長定期保険への変更
  - ② 特別保険料領収法が適用された場合
    - ・ 変額払済保険への変更
    - ・ 定額延長定期保険への変更
    - ・ 自動延長定期保険への変更
- 無解約返戻金型特約・解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）\*について、特別条件付保険特約の適用によりお申込みいただく特別保険料には、対応する解約返戻金はありません。

※解約返戻金抑制期間経過後を除きます。

## ■ 正しく告知しない場合のデメリット

- 告知いただくことがらは、告知書に（質問事項として）記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約または特約を解除することができません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約または特約を解除することができます。

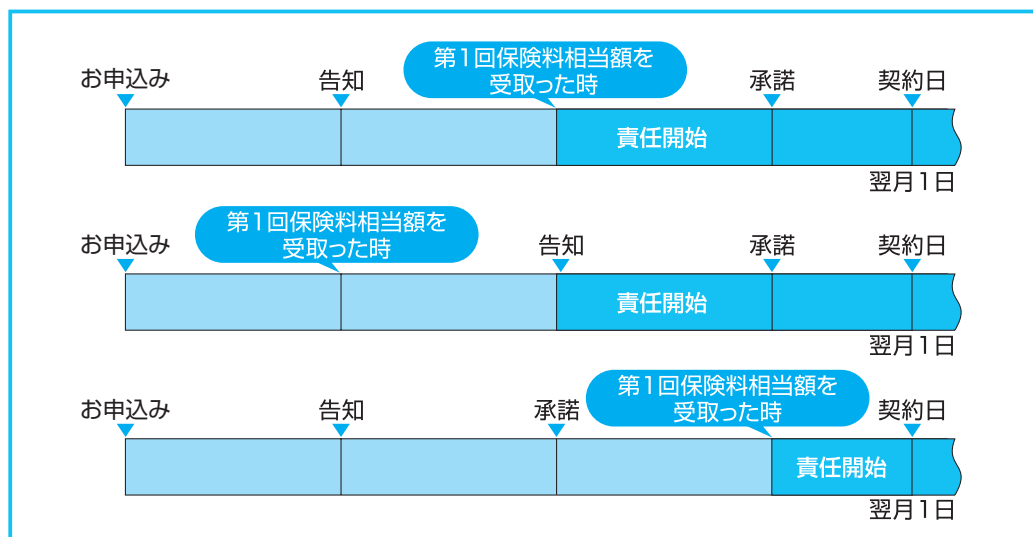
### ⚠️ ご注意

- 責任開始日（復活の場合は最後の復活日）から2年を経過していても、保険金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、**ご契約または特約を解除することがあります。**
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、**お支払いすることはできません。**また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、**お払込みを免除することはできません**（ただし、「保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります）。この場合には、解除の際にお支払いする解約返戻金があれば保険契約者にお支払いします。
- なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意にお知らせいただけなかった場合」等、**告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。**  
この場合、
  - ・責任開始日または復活日からの年数は問いません（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります）。
  - ・また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。
- 「現在のご契約の解約等を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。
  - ・新たな保険契約の締結にあたっては、新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
  - ・詐欺による契約締結の取消の規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
  - ・告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご留意ください。

## 保障の開始（責任開始期）

お申込みいただいたご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合には、第1回保険料相当額のお払込みと告知がともに完了した時から保険契約上の責任を負います。

### ■ 責任開始期について



- この保険の契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日です。
- 被保険者の契約年齢は、契約日をもって計算し、この日を保険期間の起算日とします。
- 責任開始日から契約日の前日までの間に死亡・高度障害保険金・災害死亡保険金をお支払いする事由が発生した場合には、責任開始日を契約日とみなします。

## 2. 主契約について（変額保険）

### 変額保険（終身型）

一生涯にわたる死亡・高度障害の保障を確保できる保険です。保険金額は運用実績に応じて変動します。

#### ■ 特徴としくみ

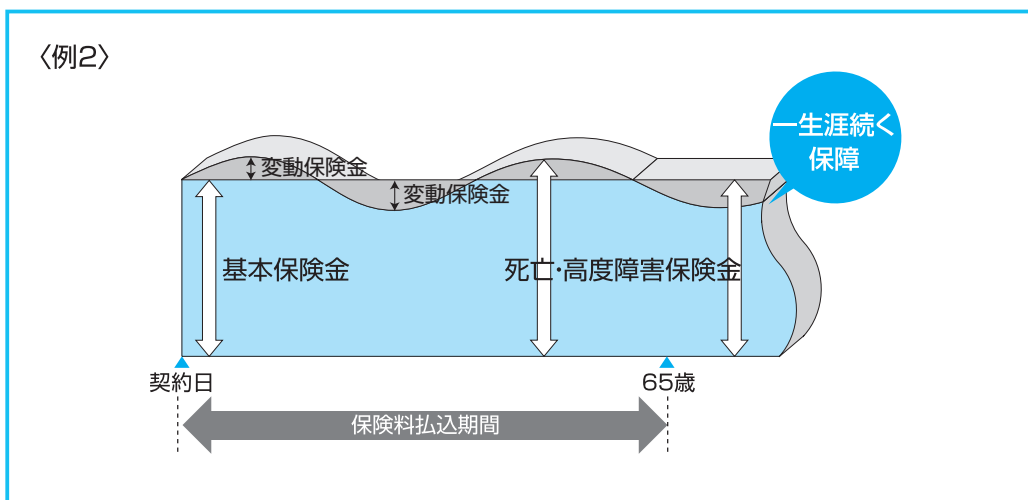
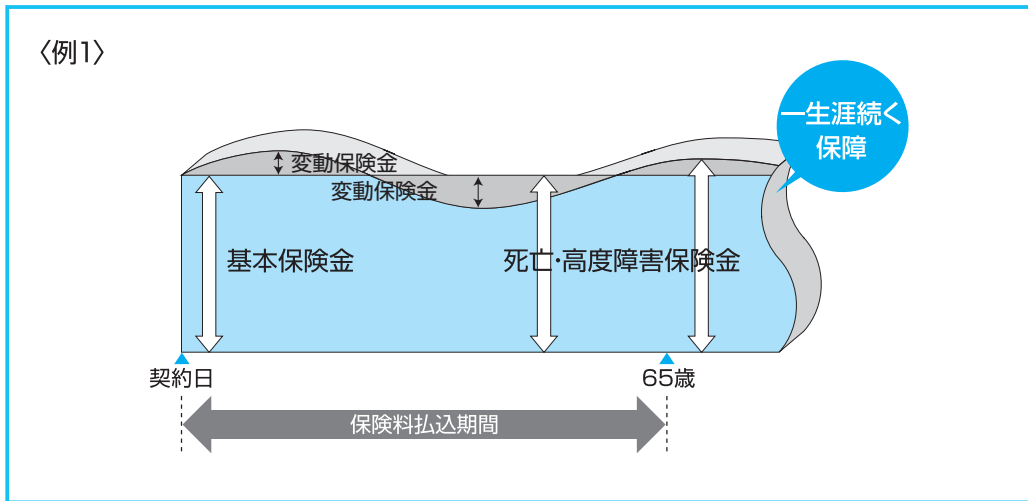
#### 特徴

- 被保険者が死亡または高度障害状態に該当したとき、保険金をお支払いします。保障は一生涯続き、何歳で死亡または高度障害状態に該当しても、保険金は支払われます。
- 特別勘定に属する資産の運用実績に基づいて保険金額および解約返戻金額が変動します（保険金額や解約返戻金額がご契約時に定まる定額保険とは異なります）。
- 死亡・高度障害保険金については、基本保険金額が最低保証されますが、解約返戻金については、最低保証はありません。
- ご契約の基本保険金額が一定金額以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料が割安になります（一時払を除く）。
- この保険には、配当金はありません。

〈変額保険に関するご注意〉を必ずご確認ください。

## しくみ

(65歳払込の場合)



変動保険金額とは、前月末の積立金をもとに毎月1日に計算される保険金額のことをいい、運用実績により増減します。

しおり

主契約について (変額保険)

## ■ 保障内容

### 保険金のお支払い

給付の名称	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として <b>所定の高度障害状態</b> になったとき	死亡保険金額と同額	被保険者

[所定の高度障害状態別表1](#) 参照

### 各保険金について

死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

### 保険料の払込免除

被保険者が責任開始期以後に発生した**不慮の事故**による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に**所定の身体障害の状態**になったときは、以後の保険料のお払込みが免除されます（一時払を除く）。

[不慮の事故別表2](#) 参照

[所定の身体障害の状態別表3](#) 参照

#### **ご注意**

- 被保険者が15歳未満の場合、お引受けできる保険金額に一定の制限があります。
- 保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、直ちに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、[所定の請求書類](#)をご提出ください。

[所定の請求書類](#)

〈手続きのための必要書類一覧〉参照

### 定額保険への変更

- 契約日から3ヶ月以内であれば、この保険の基本保険金額と同額の終身保険に変更することができます。ただし、基本保険金額が減額された場合は除きます。
- 定額保険に変更する場合には、改めて保険料を計算し、既に払込まれた保険料については、その差額を清算します。

## ■ 解約する場合のご注意

- この保険の解約返戻金は毎日変動し、運用状況によっては、**お払込みいただいた保険料の総額を下まわり、損失が生じることがあります。**
- 解約返戻金のお支払いが資産運用に及ぼす影響が大きいと認められたときは、最長6ヶ月の範囲内で解約返戻金のお支払いを延長することがあります。この場合、解約返戻金は会社所定の利息をつけてお支払いします。

死亡・高度障害保険金については基本保険金額が保証されますが、**解約返戻金額に最低保証はありません。**したがって、ご契約を解約または減額する場合だけでなく、以下のお手続きをする場合にも、解約返戻金額の変動による影響を受けます。

- ①保険料の自動振替貸付をうけるとき
- ②契約者貸付をうけるとき
- ③定額払済保険・変額払済保険または定額延長定期保険に変更するとき

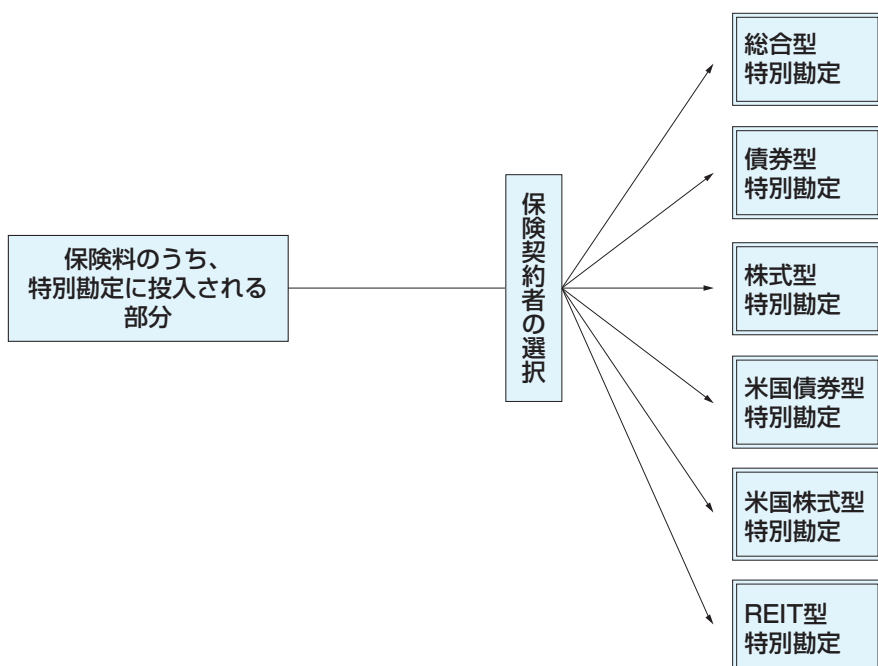
# 特別勘定の運用

(登録日現在)

## ■ 特別勘定のしくみ

### 特別勘定について

- 変額保険は資産運用の成果が主契約の保険金額の増減につながるため、他の保険種類の資産とは区別して資産の管理・運用を行う必要があります。当社はそのため特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。
- なお、当社の変額保険は、運用方法（運用の基本的性格）の異なる6つの特別勘定（総合型、債券型、株式型、米国債券型、米国株式型、REIT型）があり、保険契約者は、希望の運用方法を選択できるようになっています（なお、特別勘定は将来に向かって変更される可能性があります）。  
この6つの特別勘定の資産は、各々に独立しており、各々に特色を持った運用計画に基づいて運用されます。したがって、特別勘定毎に運用成果が異なります。



- 各特別勘定における運用対象の具体的な投資対象については、国内外の経済、金融情勢、株式・公社債市場の動向等を勘案して決定します。
- 保険料の各特別勘定への繰入比率は、保険契約者が決定できます。
- 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で保険料の各特別勘定への繰入比率をいつでも変更することができます。
- 保険契約者は、年12回の範囲内において、いつでも特別勘定の資産を他の特別勘定へ移転させることができます。
- 保険契約者は、特別勘定資産の運用方法について、一切の指図はできません。



**⚠️ ご注意**

- 特別勘定の資産運用は高い収益性も期待できますが、一方で株価の低下や金利の上昇および信用悪化に伴う債券価格の下落、為替の変動（主に円高）などによる投資リスクも負うこととなります。変額保険では資産運用の結果が保険金額に反映されることから、資産運用の成果もリスクもともに保険契約者に帰属することとなります。
- 特別勘定に属する資産の運用実績に影響を与える指標としては、金利、為替レート、株価、債券価格、その他の有価証券相場等があります。これらの指標の変動により、解約返戻金額または満期保険金額（有期型のみ）がお払込みいただいた保険料を大幅に下まわる可能性があります。
- 特別勘定の詳細については、「**リスク等説明書面**」をご確認ください。

**各特別勘定の積立金について**

各特別勘定の積立金は、それぞれ保険契約者の有する当該特別勘定の口数（ユニット数）と、当該特別勘定の1口当りの指数（ユニットバリュー）で把握します。

$$\boxed{\text{保険契約者の当該特別勘定における積立金額}} = \boxed{\text{当該特別勘定における保険契約者の有するユニット数}} \times \boxed{\text{積立金を評価する日における当該特別勘定のユニットバリュー}}$$

ここに、当該特別勘定における保険契約者の有するユニット数は、保険料のお払込みにより、当該特別勘定に振分けられた分の金額（保険契約者のご指定による各特別勘定への繰入比率に基づき決まります。また、保険料の全額が特別勘定に投入されるわけではありません。）が、その当該特別勘定に投入されるごとに、つぎのように計算され増加していきます。

$$\boxed{\text{保険料の払込により当該特別勘定において購入されるユニット数}} = \boxed{\text{当該特別勘定へ振分けられた分の金額}} \div \boxed{\text{当該特別勘定のユニットバリュー}}$$

この計算に用いる当該特別勘定のユニットバリューは、指数を評価する日の当該特別勘定の**純資産総額**を当該特別勘定の総口数で除して求めた値です。

- 資産 上場有価証券、店頭売買有価証券の場合……時価評価します。
- その他の資産の場合……原価法によります。
- 債券・コール等の利息収入の場合……日々計上されます。
- 株式の配当金の場合……配当落日に受取配当が計上されます。
- 負債 未払費用、未払金等をいいます。
- 資産の評価について、くわしくは「評価方法」をご覧ください。

運用を行っている各特別勘定における積立金額の総和が、ご契約の積立金額となります。

**■ 運用の基本方針**

**運用の基本方針**

特別勘定の資産運用にあたっては、国内外の株式、国内外の公社債、その他の有価証券などを運用対象に分散投資を図り、特別勘定資産の着実な成長と中長期的観点に立った収益の確保を目指します。

**各特別勘定の積立金**

各特別勘定で管理・運用されている個々の契約に係る部分をいいます。

**純資産総額**

左記の資産－負債で計算されます。

また、リスク分散の観点から、少数の銘柄に偏ることなく、資産種類（株式、債券、外国証券、その他の有価証券等）およびそれぞれの資産ごとでの分散投資を心掛け、バランスのとれた運用を行います。

## 各特別勘定の運用方法（運用の基本的性格）

運用の基本方針に基づきながら特別勘定毎に特色を持った運用を行います。

特別勘定の種類	目的および基本的性格
総合型	国内外の株式（国内株式および海外株式を投資対象としている国内外投資信託等を含みます。）・公社債・REIT・短期金融商品等を運用対象に分散投資を図り、特別勘定資産の着実な成長と中長期的観点に立った収益の確保を目指した運用を行います。
債券型	主に、国内公社債（転換社債を含みます。）で運用し、金利動向の見通しに基づき、利息収入および値上り益等の確保を目指します。特に、安全性・収益性に重点を置いた運用を行います。
株式型	主に、国内株式（国内株式を投資対象としている国内投資信託等を含みます。）で運用することにより、中長期的観点に立った収益の確保を目指した運用を行います。
米国債券型	主に、米国の公社債で運用し、利息収入および値上り益等の確保を目指します。また、主に米ドル建にて投資を行うため、為替動向により収益が影響を受けます。
米国株式型	主に、米国株式（米国株式を投資対象としている国内外投資信託等を含みます。）で運用することにより、中長期的観点に立った収益の確保を目指した運用を行います。また、主に米ドル建にて投資を行うため、為替動向により収益が影響を受けます。
REIT型	主に、国内上場（上場予定も含みます。）REIT（不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券）で運用します。中長期的な視点から銘柄を選定し、安定した利回り等収益の確保と、運用資産の成長を目指します。

運用の決定にあたっては上記の各特別勘定の運用方法（基本的性格）に基づき、収益性、安全性、流動性に配慮し、運用環境の動向に応じた機動的な資産配分を行います。

## 主な運用対象

主な運用対象はつぎのとおりとし、当社は国内外の経済、金融情勢や株式、公社債市況の動向等を勘案して具体的投資を決定します。ただし、この運用対象については、今後変更することがあります。

- ①国内外の株式および公社債
- ②国内外のその他の有価証券（REITを含む）等
- ③国内外の株式および公社債を投資対象とする国内外の投資信託等
- ④貸付金
- ⑤コール・ローン、コマーシャル・ペーパーおよび預貯金等
- ⑥デリバティブ取引

## 投資対象等についての選定方針

株式に関しては、投資信託を中心に投資を行い、中長期の値上り益の獲得を目指します。公社債に関しては、信用度、流動性ともに良好な国内外の債券の中から、発行体のファンダメンタルズ（財務状況等）を重視した銘柄選定を行い、安定した利息収入と値上り益の確保を図ります。また外貨建投資に関しては、為替市場動向にも十分配慮し適切な運用を行います。

## 先物取引、オプション取引の活用

特別勘定資産の効率性・安定性を高め、価格変動リスクや為替変動リスク等を回避するため、国内外において行われる先物取引、オプション取引を有効に行うことがあります。

### ■ 準拠規定

特別勘定資産の運用は、生命保険会社の運用に関する法令等に従って行います。

### ■ 評価方法

特別勘定資産の評価は毎日行い、その成果を積立金の増減に反映させます。

特別勘定資産の評価方法は、つぎのとおりとします。ただし、この評価方法については今後変更することがあります。

- ①有価証券については、時価評価するものとします。ただし、外国の有価証券については現地における前日の価格、円建債券（転換社債は除く）については前日の価格を用いて時価評価を行うこととします。
- ②①以外の資産については、原価法によるものとします。
- ③外貨建資産および負債の円貨換算に使用する為替レートは、原則として、当日の対顧客電信売買相場の仲値（TTM）を使用するものとします。
- ④為替予約、先物・オプション取引等のオフバランス取引については、含み損益を損益に計上するものとします。

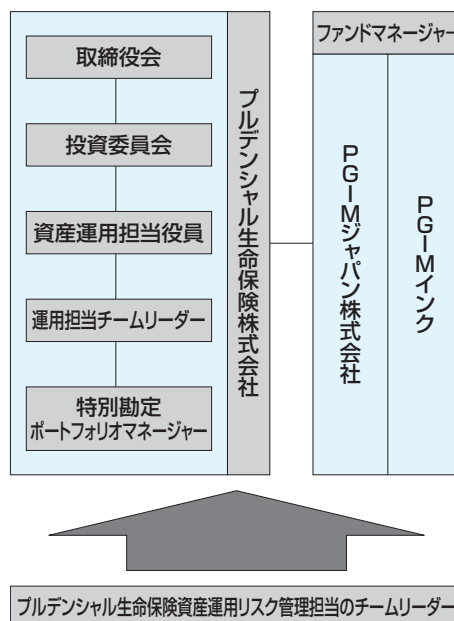
### ■ 運用体制

特別勘定の運用にあたっては、当社の運用担当チームが運用を行うほか、プルデンシャル・グループの日本における資産運用会社であるPGIMジャパン株式会社と提携し、高い運用パフォーマンスを目指しています。運用体制の詳細につきましては、「リスク等説明書面」をご確認ください。

なお、運用体制については、今後予告なく変更することがあります。

資産運用プロセスは以下の通りです。

- ①当社の取締役会にて長期的な基本資産配分を定めます。
- ②当社の投資委員会にて、運用ガイドラインを定め、定期的に見直します。
- ③当社の運用担当チームは、市場動向により、あらかじめ定めた範囲内で、投資を実行します。
- ④当社の運用担当チームリーダーは、運用の成果をレビューします。
- ⑤当社の投資委員会においても定期的な運用の成果をレビューし、基本方針・運用計画の策定にフィードバックします。
- ⑥これらに加え、当社資産運用リスク管理担当のチームリーダーが運用に伴うリスクを常にモニターしています。



## 変額保険に関するご注意

変額保険について、特にご注意いただきたい事項がありますので、必ずご一読ください。

なお、特定保険契約に付加される特約のうち、一般勘定で運用されるもの（医療保障等）に関する費用については、特定保険契約とは別に費用が生じます。

### ■ 運用リスク

この保険は、特別勘定の運用実績に応じて保険金額や解約返戻金額が変動します<sup>※1</sup>。特別勘定に属する資産の運用実績に影響を与える指標としては、金利、為替レート、株価、債券価格、その他の有価証券相場等があります。

運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額、解約返戻金額、満期保険金額（有期型のみ）は既払込保険料を下まわることがあり、損失が生じるおそれ<sup>※2</sup>があります。

この保険に関する運用リスクは、保険契約者または受取人に帰属します。

お客さまが繰入比率の変更や積立金の移転を行われた際には、選択された特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなります。

※1 特約の保険金額・給付金額は主契約と異なり変動することはありません。

※2 解約返戻金および満期保険金（有期型のみ）に最低保証はありません。

## ■ 変額保険のご契約にかかる諸費用

ご契約にかかる諸費用の合計額は「保険関係費用」「運用関係費用」「年金で受け取る場合の費用」「解約控除」を合算した額となります。なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

### 【保険関係費用】

お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が特別勘定で運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等によって異なり、保険期間中も変動するため、その数値や計算方法を記載することができません。

### 【運用関係費用】

特別勘定の運営に要する費用については、特別勘定の種類ごとに積立金から実費を控除します。積立金からの控除は、控除率(年率・税込)を用います。控除率は、特別勘定の運営に要した費用(人件費、物件費、投資顧問料等)を基準にして定期的に見直すため、ご契約後も定期的に控除率が変動いたします。ただし、控除率の上限値については0.2%とします。

最新の控除率については当社ホームページ (<https://www.prudential.co.jp/caution/hengaku.html>) をご参照ください。

また、投資信託にて運用を行う場合、別途、信託報酬が投資信託の純資産総額から控除されます。各特別勘定にて投資する投資信託の信託報酬(年率・税込)は以下のとおりです。

[株式型および総合型のうち国内株式に対応する信託報酬]

SMTAM日本株式インデックスファンドV L-P (適格機関投資家専用)・・・0.0429% (登録日現在)

SMTAM日本株式クオンツ・バリュー戦略ファンドV L-P (適格機関投資家専用)・・・0.3740% (登録日現在)

東京海上・日本株式GARP (適格機関投資家限定)・・・0.4180% (登録日現在)

[総合型のうち外国株式に対応する信託報酬]

MUAM 全世界株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)・・・0.2585% (登録日現在)

[米国株式型における信託報酬]

SPDR®S&P500®ETF・・・0.0945% (登録日現在)

iシェアーズ®・コア S&P 500 ETF・・・0.03% (登録日現在)

[REIT型および総合型における信託報酬等]

REIT型ならびに総合型で運用する不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券(REIT)にかかわる信託報酬等については、REITによって変動し、また発生前に金額や割合を確定することが困難であるため、その数値や計算方法を記載することができません。

上記費用の他、有価証券の売買委託手数料、信託財産留保額等がかかり、お客さまが間接的にこれらの費用を負担していることとなります。また、これらの費用は発生前に金額や割合を確定することが困難なため、その数値や計算方法を記載することができません。

### 【年金で受け取る場合の費用】

特約を付加することにより、保険金・解約返戻金を年金で受け取る場合、年金開始日以後、受取年金額に対して1.0% (登録日現在)を年金受取日の年金原資より控除します。

### 【解約控除】

契約日から10年未満かつ保険料払込期間中に解約・減額等をした場合、計算基準日の前日末における積立金額から、経過年数に応じた所定の金額(解約控除)を控除した金額が解約返戻金額となります。なお、解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

特別勘定の詳細については、「リスク等説明書面」をご覧ください。

#### 年金原資

ナーシングケア特約については「前払対象保険金額」と読み替えます。



# リスク分散

変額保険の保険金額・積立金額・解約返戻金額は、特別勘定の運用実績によって変動（増減）しますので、運用による収益も損失も、ともに保険契約者へ帰属することとなります。したがって、保険契約者ご自身が各特別勘定におけるリスクとリターンを十分にご理解のうえ、特別勘定の選択を行っていただく必要があります。

## ■ 特別勘定の組合わせについて

- 現在、当社の変額保険には総合型、債券型、株式型、米国債券型、米国株式型、REIT型の6種類の特別勘定が設けられており、お客さまは、保険料（そのうち運用対象となる部分）の各特別勘定への繰入比率を指定・変更することや、積立金の一部または全部を年12回の範囲内において他の特別勘定へ移転することができます（各々10%単位で各特別勘定の合計が100%になるように指定していただきます）。
- 特別勘定への繰入比率変更や積立金の移転を行う場合、株式や債券等の短期的な動きのみに着目すると、必ずしも期待する結果が得られるとは限りません。生命保険は、長い期間お付き合いいただく商品ですので、中長期的な視点に立った変更をお考えいただければと思います。特に、積立金の移転は、ある特別勘定に積立てられてきた金額の一部または全部を他の特別勘定へ移し替えることになるため、その後の変動保険金額等に与える影響が非常に大きくなります。これらの変更は、お客さまのリスク許容度の範囲内で、お客さまご自身に決定していただくこととなります。したがって、特別勘定の選定に際しては、リターンばかりでなく、リスクにもご配慮のうえ、ご検討いただきますようお願いいたします。

## ■ リスクの分散

- 一般的に資産運用にともなうリスクを低減させるには「資産の分散」と「時間の分散」の2つの方法があります。

### 資産の分散

各特別勘定ではリスク分散の観点から少数銘柄に偏ることなく、バランスのとれた運用を行っていますので、1つの特別勘定へ全ての資産を繰り入れた場合でも、資産の分散によるリスク低減の効果はある程度期待することができます。

しかし、複数の特別勘定へ資産を分散して繰り入れた場合には、よりその効果が発揮されます。例えば、債券型と株式型の特別勘定を指定した場合には、「株式」と「債券」に分散投資がされることとなりますので、「株式」相場が下落しても「債券」の値上り分が下落部分を補うという効果を期待することもできます。

このように、複数の異なる運用対象を組み合わせることを「ポートフォリオを構築する」といいますが、保険契約者ご自身で「ポートフォリオを構築する」ことにより資産の分散がさらに効果的に実現できることとなります。

## 時間の分散

保険料の払込方法には一時払（加入時に保険料として全額を払込む方法）と平準払（月・半年・年ごとに賦払する方法）があります。一時払では、ご加入時にのみ特別勘定へ資産が投入されるのに対し、平準払では、保険料のお払込みのつど新たに資産の投入がなされることになり、「ドル・コスト平均法」の効果が働くので、その分、一時払に比べ運用リスクが平準化されます。

投資にはつぎの3つの方法が考えられますが、各方法について、株式投資を例にみてみます。

投資方法	内容	特徴
①一括投資	一時にすべてを買付ける	買付後、株価が上昇すれば、利益をフルに享受することができます〈例1〉*が、反対に下落していった場合には、買付価格を時価が下まわり、損失が発生します〈例2〉*。
②等金額投資（ドル・コスト平均法）	定期的に同じ金額を買付ける	左記2つのいずれかの方法で、分割して買付ければ、投資期間の株価の平均で買付を行うこととなります。投資に関するリスクをある程度軽減することが可能となり、評価損益も「①一括投資」と比べて概して緩やかな動きとなります。
③等株数投資	定期的に同じ株数を買付ける	平均買付価格をみると、株価の上昇・下落・上下、いずれの場合においても「②等金額投資（ドル・コスト平均法）」による平均買付価格の方が「③等株数投資」よりも安くなっています。

「①一括投資」では、購入時と現在の株価の差がそのまま評価損益となるため、株価がコンスタントに上昇していった場合には最も有利ですが〈例1〉\*、反対に下落していった場合には最も評価損が発生します〈例2〉\*。

これに対し、分割して投資していくと、購入価格が平準化されるため、概して、評価損益も一括投資と比べ緩やかな動きとなります。なお、例の場合では、「③等株数投資」よりも、「②等金額投資（ドル・コスト平均法）」を用いて投資していった方が、平均買付価格が安くなっています〈例1〉～〈例3〉\*。

### ドル・コスト平均法

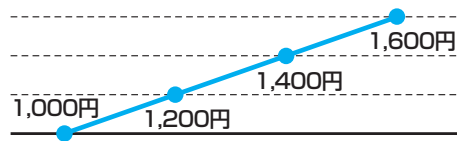
アメリカで開発された手法で、一定金額継続買付法と言われるものです。株価が高いときには少ない株数を、株価が安いときには多くの株数を買うこととなります。一般に長期的な継続がより効果的で、長期の全購入株数の買付価格を平均すると、一株あたりの買付コストが比較的安価になる効果があります。

※〈例1〉～〈例3〉につきましては、次ページをご覧ください。



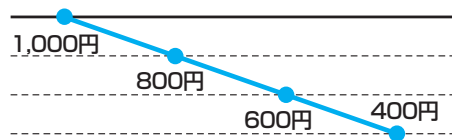
<買付方法による平均買付単価の相違>

〈例1〉 株価の上昇場面



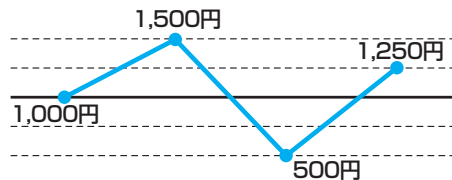
		1回目	2回目	3回目	4回目	合計	平均買付価格
① 一括投資 (一時払)	買付額 買付株数	40,000円 40株	—	—	—	40,000円 40株	1,000円
② 等金額投資 (ドル・コスト平均法)	買付額 買付株数	10,000円 10株	10,000円 8.3株	10,000円 7.1株	10,000円 6.3株	40,000円 31.7株	1,262円
③ 等株数投資	買付額 買付株数	10,000円 10株	12,000円 10株	14,000円 10株	16,000円 10株	52,000円 40株	1,300円

〈例2〉 株価の下落場面



		1回目	2回目	3回目	4回目	合計	平均買付価格
① 一括投資 (一時払)	買付額 買付株数	40,000円 40株	—	—	—	40,000円 40株	1,000円
② 等金額投資 (ドル・コスト平均法)	買付額 買付株数	10,000円 10株	10,000円 12.5株	10,000円 16.7株	10,000円 25株	40,000円 64.2株	623円
③ 等株数投資	買付額 買付株数	10,000円 10株	8,000円 10株	6,000円 10株	4,000円 10株	28,000円 40株	700円

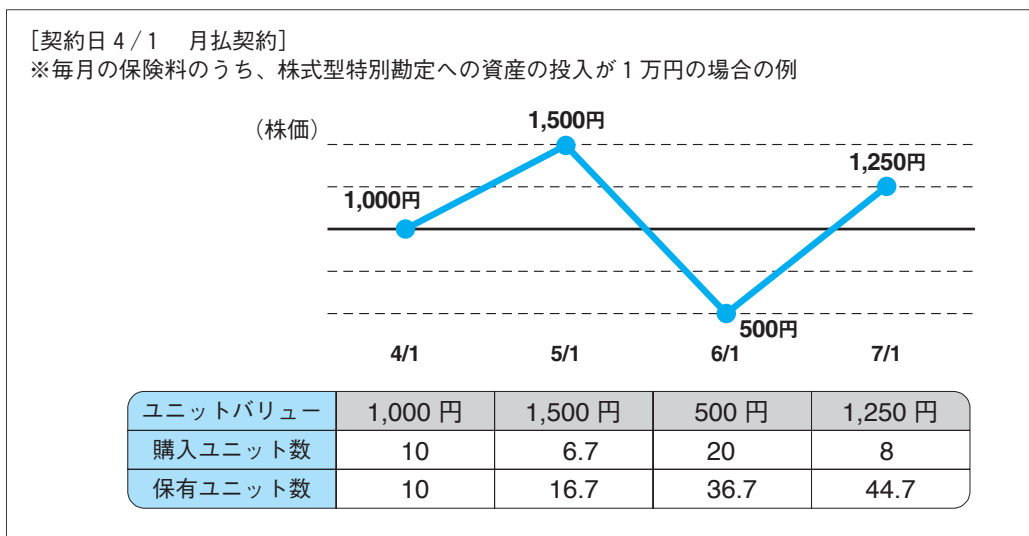
〈例3〉 株価の上下場面



		1回目	2回目	3回目	4回目	合計	平均買付価格
① 一括購入 (一時払)	買付額 買付株数	40,000円 40株	—	—	—	40,000円 40株	1,000円
② 等金額投資 (ドル・コスト平均法)	買付額 買付株数	10,000円 10株	10,000円 6.7株	10,000円 20株	10,000円 8株	40,000円 44.7株	895円
③ 等株数投資	買付額 買付株数	10,000円 10株	15,000円 10株	5,000円 10株	12,500円 10株	42,500円 40株	1,063円

●特別勘定の持分の評価方法

特別勘定では、6つの型別に、多数の契約の資産を合同運用しますが、特別勘定資産の個々の契約の持分については、日々の単位価格（ユニットバリュー）と単位数（ユニット数）で把握します。



例えば、上図の株式型特別勘定では株式等を購入していくこととなりますが、その際の購入単価（上図では株価）がユニットバリューです。

一方、購入ユニット数は、投入金額をユニットバリューで割ることで得られます。

上図で、4/1時点のユニットバリューは1,000円なので、1万円が10ユニット購入できることとなります。以降、6.7ユニット、20ユニット、8ユニットと毎月購入していったこととなります。

この契約の持分は、

$$\text{評価日のユニットバリュー} \times \text{保有ユニット数}$$

で表されますので、6/1時点・7/1時点のそれぞれの持分はつぎのとおりとなります。

6/1時点累計投入金額3万円（=1万円×3回）に対して

**契約の持分は、18,350円（= 500円×36.7）**

7/1時点累計投入金額4万円（=1万円×4回）に対して

**契約の持分は、55,875円（= 1,250円×44.7）**

※上記説明は、ユニットバリューとユニット数による管理の方法をわかりやすく理解していただくため簡略化したものです。そのため、本来、特別勘定から控除すべき経費等については考慮しておりません。

# 3. 特約について

## 解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）

### ■ 保障内容

被保険者が、特約の保険期間中につきの事由に該当したときは、年金をお支払いします。

給付の名称	支払事由	支払額	受取人
特約家族年金	被保険者が、特約の保険期間中に死亡したとき	年金月額	主契約の死亡保険金受取人
特約高度障害年金	被保険者が、特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、特約の保険期間中に <b>所定の高度障害状態</b> に該当したとき		主契約の高度障害保険金の受取人
特約高度障害療養加算年金	被保険者が、特約高度障害年金の支払事由に該当した日以後の、生存判定日に生存しているとき	年金月額 × 加算割合（50%）	特約高度障害年金の受取人

所定の高度障害状態別表1参照

### 各年金について

- 特約家族年金と特約高度障害年金（特約高度障害療養加算年金を含む）は重複してお支払いしません。
- 特約高度障害療養加算年金は、特約高度障害年金の支払期間中、被保険者が生存している限りお支払いします。
- 特約高度障害療養加算年金のお支払いについては、**生存判定日**に被保険者が生存していることを毎年判定し、生存判定日に被保険者が生存している場合には、次の生存判定日までの1年間、特約高度障害療養加算年金を毎月お支払いします。
- 特約家族年金および特約高度障害年金のお支払いは、ご契約時に定めた最低支払保証期間分を保証します。

#### 生存判定日

会社が被保険者の生存を判定する日をいいます。

### ⚠️ ご注意

- この特約には、満期保険金はありません。
- 特約高度障害療養加算年金は、被保険者が死亡した日の直後に到来する生存判定日以降は、お支払いしません。
- **この特約の解約返戻金抑制期間中は解約返戻金がまったく無く、解約返戻金抑制期間経過後の解約返戻金は、多くの場合に払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**

#### 解約返戻金抑制期間

解約返戻金がない期間をいいます。

## 後継年金受取人

- 特約年金受取人は、第1回の特約年金の請求時に、後継年金受取人を指定してください。
- 特約年金受取人が死亡された場合には、後継年金受取人が、特約年金受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします。
- 特約年金受取人が死亡されたときに、後継年金受取人の指定がされていない場合、または、後継年金受取人がすでに死亡されており、かつ後継年金受取人の変更が行われていない場合は、つぎのとおり取扱います。

年金の種類	新たな受取人	支払方法等
特約家族年金	特約家族年金受取人の法定相続人	将来の特約家族年金の現価を一時にお支払いします。この場合、特約家族年金の全部の現価を一時にお支払いしたときに、この特約は消滅します。
特約高度障害年金 特約高度障害療養 加算年金	①特約家族年金受取人	特約家族年金受取人を後継年金受取人とみなして、特約年金受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします。
	②上記①に該当する者がいない場合 主契約の高度障害保険金の受取人の法定相続人	将来の特約高度障害年金およびお支払いが確定している特約高度障害療養加算年金(以下、「特約高度障害年金等」といいます。)の現価を一時にお支払いします。この場合、特約高度障害年金等の全部の現価を一時にお支払いしたときに、この特約は消滅します。

- 特約年金受取人の権利および義務を承継した後継年金受取人は、新たに、後継年金受取人を指定してください。

### ご注意

故意に特約年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人としての取扱を受けることができません。

# 無解約返戻金型平準定期保険特約

## ■ 保障内容

被保険者が、特約の保険期間中につきの事由に該当したときは、保険金をお支払いします。

給付の名称	支払事由	支払額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が、特約の保険期間中に死亡したとき	特約の死亡保険金額	主契約の死亡保険金受取人
特約高度障害保険金	被保険者が、特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、特約の保険期間中に <b>所定の高度障害状態</b> に該当したとき	特約の死亡保険金額と同額	主契約の高度障害保険金の受取人

所定の高度障害状態  
別表1参照

## 各保険金について

特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお支払いしたとき、この特約は消滅します。

### ⚠️ ご注意

- この特約には、満期保険金はありません。
- この特約には、解約返戻金はありません。

# 逦減定期保険特約

## ■ 保障内容

被保険者が、特約の保険期間中につぎの事由に該当したときは、保険金をお支払いします。

給付の名称	支払事由	支払額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が、特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の死亡保険金額	主契約の死亡保険金受取人
特約高度障害保険金	被保険者が、特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、特約の保険期間中に <b>所定の高度障害状態</b> に該当したとき	被保険者が高度障害状態に該当した日におけるこの特約の死亡保険金額と同額	主契約の高度障害保険金の受取人

所定の高度障害状態  
別表1参照

## 各保険金について

- この特約の死亡保険金額は、特約の保険期間中、毎年逦減します。
- 特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお支払いしたとき、この特約は消滅します。

### ⚠️ ご注意

- この特約には、満期保険金はありません。
- この特約は、経過期間等によっては、解約返戻金がまったくないか、あってもごくわずかです。

# 災害死亡給付特約

## ■ 保障内容

被保険者が、特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故または所定の感染症により、特約の保険期間中につきの事由に該当したときは、保険金をお支払いします。

給付の名称	支払事由	支払額	受取人
災害死亡保険金	被保険者が特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故または所定の感染症を直接の原因として、特約の保険期間中に死亡したとき	災害死亡保険金額	主契約の死亡保険金受取人
災害高度障害保険金	被保険者が特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故または所定の感染症を直接の原因として、特約の保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき	災害死亡保険金額と同額	主契約の高度障害保険金の受取人

不慮の事故  
別表2参照  
所定の感染症  
別表10参照

所定の高度障害状態  
別表1参照

## 各保険金について

- この特約にいう不慮の事故による死亡あるいは高度障害状態とは、特約の責任開始期以後発生した不慮の事故により特約保険期間中にその事故を直接の原因として180日以内に死亡あるいは高度障害状態に該当することをいいます。
- 災害死亡保険金または災害高度障害保険金をお支払いしたとき、この特約は消滅します。

### ⚠️ ご注意

- この特約は、保険料全期払の場合、解約返戻金はありません。
- 短期払の場合でも、経過期間等によっては解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかです。

# 傷害特約

## ■ 保障内容

被保険者が、特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故または所定の感染症により、特約の保険期間中につきの事由に該当したときは、災害死亡保険金または障害給付金をお支払いします。

給付の名称	支払事由	支払額	受取人
災害死亡保険金	被保険者が、特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故または所定の感染症を直接の原因として、特約の保険期間中に死亡したとき	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人
障害給付金	被保険者が特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、特約の保険期間中に所定の身体障害の状態に該当したとき	災害保険金額に障害給付割合を乗じた金額	被保険者

不慮の事故  
別表2参照  
所定の感染症  
別表10参照

所定の身体障害の状態  
傷害特約附則1参照

## 各保険金等について

- この特約にいう不慮の事故による死亡または所定の身体障害の状態とは、特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故により特約保険期間中にその事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または所定の身体障害の状態になることをいいます。
- 同一の不慮の事故により障害給付金をすでにお支払いしている場合や、支払請求を受け、まだお支払いしていない場合は、災害保険金額からその障害給付金の額を差引いてお支払いします。
- 災害死亡保険金をお支払いした後に、同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けたときは、障害給付金はお支払いしません。
- 障害給付金のお支払いは、支払割合を通算して100%を限度とします。
- 災害死亡保険金をお支払いしたとき、この特約は消滅します。

### ⚠️ ご注意

- この特約は、保険料全期払の場合、解約返戻金はありません。
- 短期払の場合でも、経過期間等によっては解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかです。



# 無解約返戻金型がん入院特約

## ■ 保障内容

被保険者が特約の責任開始期（この特約の保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日）以後の保険期間中に診断されたがんにより、特約の保険期間中につきの事由に該当したときは、給付金をお支払いします。

給付の名称	支払事由	支払額	受取人
がん入院給付金	この特約の責任開始期以後の保険期間中に診断確定されたがんの治療を直接の目的として入院をしたとき	(がん入院給付金日額) × (入院日数)	被保険者
がん手術給付金	この特約の責任開始期以後の保険期間中に診断確定されたがんの治療を直接の目的として <b>所定の手術</b> を受けたとき	(がん入院給付金日額) × ( <b>所定の給付倍率</b> )	被保険者

がん

無解約返戻金型がん入院特約附則1 参照

所定の手術

無解約返戻金型がん入院特約附則3 参照

所定の給付倍率

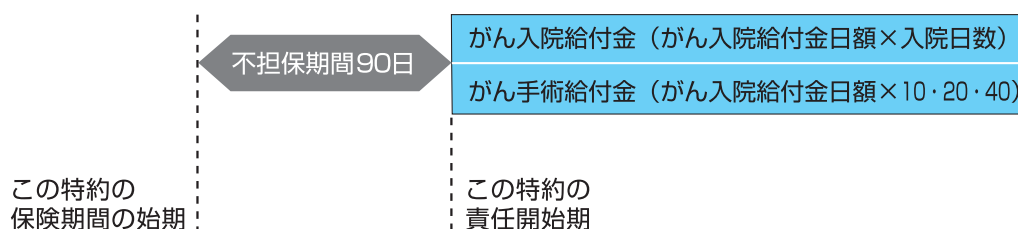
手術の種類に応じて10倍・20倍・40倍のいずれかとなります。無解約返戻金型がん入院特約附則3参照

## 各給付金について

- 無解約返戻金型がん入院特約附則3に定める対象となる手術において「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物組織の完全な除去を目的として行う観血手術で、原発病巣を含めてその周囲組織を広範に切除し、転移の可能性のあるリンパ節を郭清（かくせい）する手術をいいます。再発・転移病巣に対する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません（「その他の悪性新生物手術」となります）。
- がん入院給付金、がん手術給付金の支払限度はありません。

### <特約の責任開始期>

- この特約の責任開始期は、この特約の保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。



- 被保険者が「この特約の責任開始期」前にかんと診断確定されていた場合には、保険契約者および特約の被保険者がその事実を知っているとしないにもかかわらず、この特約は無効となり、給付金をお支払いすることはできません。
- 告知以前に被保険者がかんと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていた場合には、給付金のお支払いはせず、この特約の保険料の払戻しをいたしません。

#### <在宅ホスピスケア等のみなし入院の取扱い>

つぎのすべてを満たす場合、被保険者が退院した後も継続して入院しているものとみなして支払事由を適用し、退院日から180日分を限度として取扱います。

- ・退院時に、被保険者の余命が6ヶ月以内と判断されていること
- ・退院後も、病院または診療所以外において、症状緩和を目的として、医師の計画的な医学管理のもとで、総合的に提供される医療を継続して受けていること

#### **ご注意**

- 給付金の支払事由が生じた場合は、直ちに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、[所定の請求書類](#)をご提出ください。
- この特約には、**解約返戻金はありません。**

[所定の請求書類](#)

〈手続きのための必要書類一覧〉参照

# 疾病障害による保険料払込免除特約

この特約を付加した場合には、主契約の約款で定められた保険料払込免除事由に該当したときのほか、つぎのいずれかの状態に該当したときにも、以後の保険料のお払込みを免除します。

## ■ 保険料のお払込みが免除となる事由

被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として、主契約または主契約に付加されている特約の保険料払込期間中につぎの身体障害の状態になったとき

- ① 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- ③ 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- ④ 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- ⑤ 10手指の用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 1手の5手指を失ったか、または第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- ⑦ 10足指を失ったもの
- ⑧ 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- ⑨ 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの
- ⑩ 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
- ⑪ 心臓に人工弁を置換したもの
- ⑫ 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの
- ⑬ ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの
- ⑭ 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの


## ■ 特約の保険料・保険期間・保険料払込期間

### 保険料の計算

- この特約の保険料は、主契約（保険料一時払の契約は含みません。）および同一の主契約に付加している他の特約（新買増権保証特約は含みません。）の保険料の合計額に基づいて計算します。
- 主契約を減額する場合、同一の主契約に付加している他の特約（新買増権保証特約は含みません。）が消滅・減額・変更・更新する場合、または同一の主契約に新たな特約（新買増権保証特約は含みません。）を中途付加する場合には、この特約の保険料も更改します。

### 保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の責任開始期から、この特約を付加している主契約および同一の主契約に付加している他の特約（新買増権保証特約は含みません。）の保険料払込期間がすべて満了する時までとなります。

 **ご注意**

- 保険料の払込免除事由が発生した場合は、直ちに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、[所定の請求書類](#)をご提出ください。
- この特約には、解約返戻金はありません。

[所定の請求書類](#)

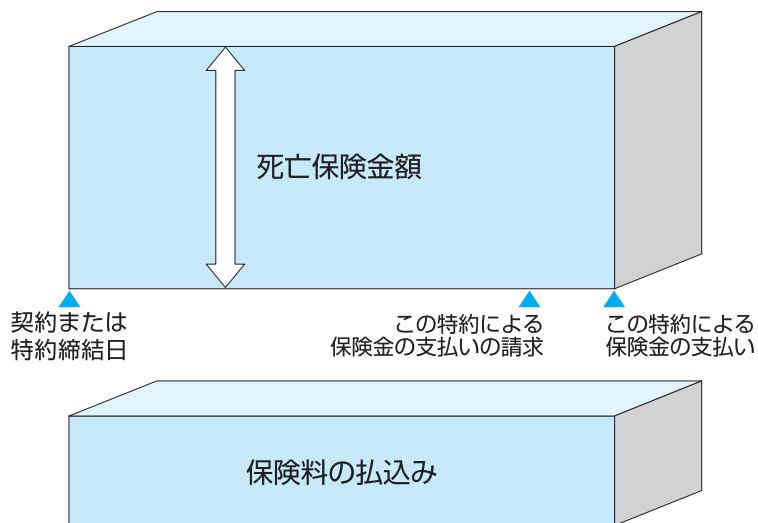
〈手続きのための必要書類一覧〉参照

# リビング・ニーズ特約

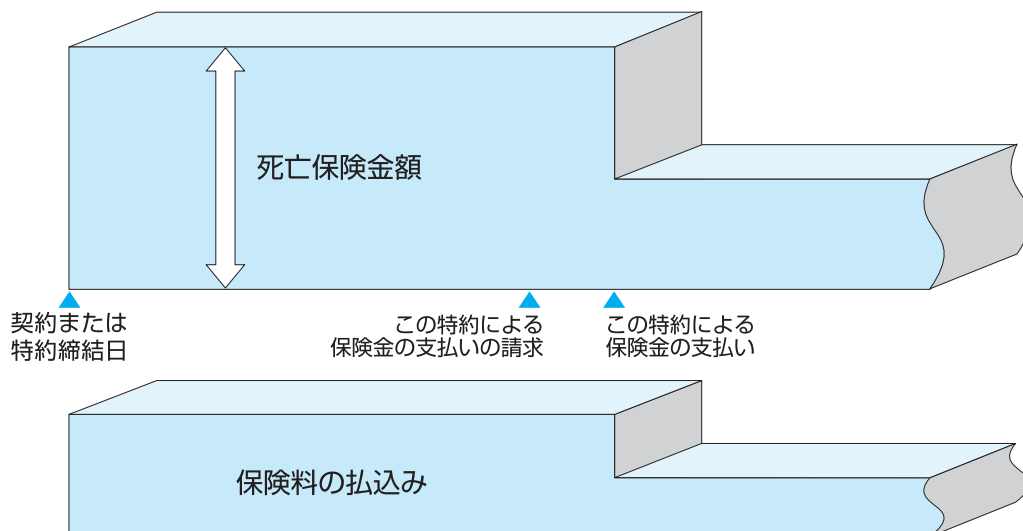
この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、会社の定める取扱範囲内で、死亡保険金の一部または全部を被保険者にお支払いします。なお、この特約の特約保険料のお払込みは必要ありません。

## ■ 特約のしくみ

### 死亡保険金の全部を支払う場合



### 死亡保険金の一部を支払う場合



## ■ この特約による保険金のお支払いの対象となる金額

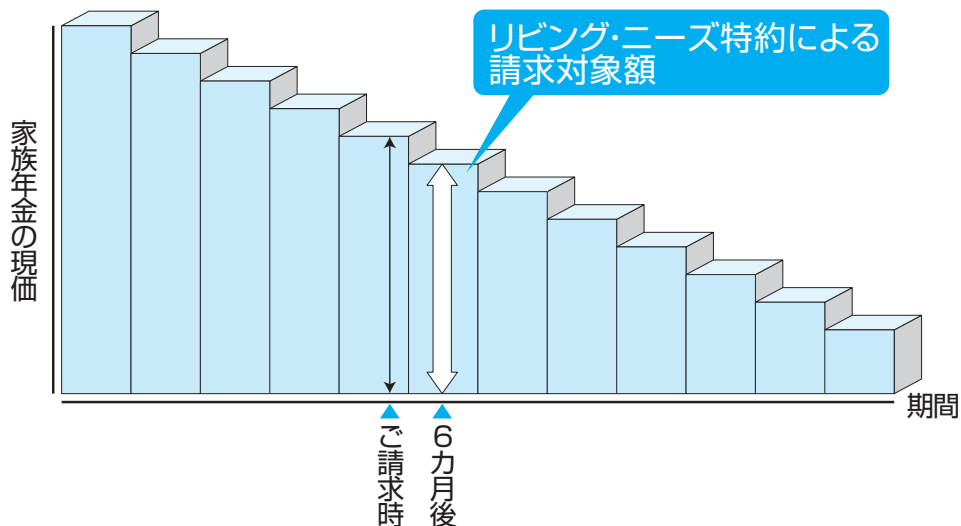
つぎの特約が付加されている場合には、以下の金額を合算できます。

特約の種類	リビング・ニーズ特約の支払対象となる金額
解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）	請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における将来の家族年金の現価（年金現価）
無解約返戻金型平準定期保険特約	請求日における死亡保険金額
遡減定期保険特約	請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における死亡保険金額

### 年金現価

将来の年金を支払うために必要なその時点における金額をいい、将来の年金の受取総額を所定の利率で割引いて計算されます。リビング・ニーズ特約による保険金を請求する場合には、この年金現価が支払われます。

<解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）の場合>



### ⚠️ ご注意

災害死亡給付特約および傷害特約の災害死亡保険金額は、この特約の支払対象に含まれません。

## ■ この特約による保険金のお支払い

- この特約による保険金の請求は、他の契約と通算して、一被保険者につき3,000万円を限度とします。ただし、この特約の保険金の受取人が法人（個人事業主は除きます。）となる場合には、請求できる保険金の限度は、保険契約の死亡保険金額等と同額とします。
- この特約による保険金のお支払いは、一保険契約につき一回を限度とし、保険金を支払った場合、この特約は消滅します。
- この特約による保険金のお支払いの際には、6か月相当分の保険料および利息を、貸付金がある場合にはその元利息を合わせて控除し、お支払いします。
- この特約による保険金の支払額は、特約保険金の受取人が請求した額<sup>\*</sup>に対応する解約返戻金額を下まわることはありません。  
※ 特約保険金の受取人が請求した額と同じ割合の請求日における変動保険金額を特約保険金の受取人が請求した額に加算します。ただし、変動保険金額が負の場合には、変動保険金額を0（零）とします。
- この特約による保険金の請求時に、主契約または付加された特約が保険金削減期間中である場合には、この特約により支払われる保険金についても、保険金削減支払法を適用します。

### 死亡保険金の全部を支払う場合

この特約により保険金の全部を支払った場合には、保険契約および付加されている特約も全て消滅するものとします。ただし、無解約返戻金型がん入院特約が消滅した場合、その消滅時に所定の入院中であるときには、その入院は保険期間中の入院とみなし、消滅した日の前日の給付金日額と同額をお支払いします。

### 死亡保険金の一部を支払う場合

- この特約により保険金の一部を支払った場合には、以後の保険契約は減額されたものとして取扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払いしません。
- この特約により保険金の一部を支払った場合には、付加されている特約はナーシングケア特約を除き消滅または減額されることなく継続します。

## ■ この特約の保険金の請求手続

- ①この特約の保険金の請求を希望される場合には、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知ください。
- ②「リビング・ニーズ特約による保険金ご請求のご案内」と必要書類をお届けします。「リビング・ニーズ特約による保険金ご請求のご案内」はこの特約による保険金のお支払いを行った後の保険契約について等、重要な事柄が記載されておりますので、ご請求の前に必ずご一読いただき、内容をご理解いただいたうえでお手続きをお願いいたします。
- ③**所定の請求書類**をご提出ください。  
請求書類においては、被保険者の余命が6か月以内であることに対する医師の意見を記していただく欄がございますので、請求時には必ずこの欄に医師の意見を記入いただけてください。なお、この場合の「余命6か月以内」とは、日本国内において一般的に認められた医療による治療を行ったとしても余命6か月以内と判断されることを意味します。「余命6か月以内」の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容に基づいて、当社が行います。

#### 所定の請求書類

〈手続きのための必要書類一覧〉参照

### 「指定代理請求特約」を付加されている場合

リビング・ニーズ特約の保険金は、被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるときに被保険者に代って指定代理請求人から請求いただくことができます。

〈指定代理請求特約〉参照

## ■ 特約の消滅

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- ①主契約が消滅したとき
- ②この特約により保険金が支払われたとき
- ③主契約が定額延長定期保険または自動延長定期保険に変更されたとき
- ④主契約に質権が設定されたとき

### ⚠️ ご注意

無解約返戻金型平準定期保険特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）および逓減定期保険特約においては、この特約による保険金の請求は、それぞれの保険期間満了の12か月以上前である必要があります。



# 保険金等の支払方法の選択に関する特約

この特約を付加することにより、所定の保険金等を一時金以外の方法で受取ることが可能となります。

## ■ 特約のしくみ

保険金等の支払方法の選択に関する特約はつぎのとおり付加することができます（会社所定の条件があります）。

- ・ 保険金等を年金支払または据置支払により受取る場合、保険契約者または保険金等の受取人からのお申出により付加することができます。
- ・ 解約返戻金を年金支払または据置支払により受取る場合、保険契約者からのお申出により付加することができます\*。

※会社の定める取扱範囲内であれば一時金を払込むこともできます。

## ■ 年金支払について

●年金支払における年金の種類はつぎのとおりです。

受取方法	内容	仕組図
確定年金 (年金支払期間指定型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定された年金支払期間中、その年金支払期間に従い定まる一定額の年金をお受取りになれます。</li> <li>・ 年金支払期間中に年金受取人が亡くなられた場合は、死亡一時金(年金支払期間の残存期間に対する未払の年金の現価)をお受取りいただけます。</li> </ul>	
確定年金 (年金額指定型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定された年金額を、その年金額に従い定まる年金支払期間中にお受取りになれます。</li> <li>・ 年金支払期間中に年金受取人が亡くなられた場合は、死亡一時金(年金支払期間の残存期間に対する未払の年金の現価)をお受取りいただけます。</li> </ul>	
保証期間付終身年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金受取人が年金支払日に生存されている場合、年金をお受取りになれます。</li> <li>・ 保証期間中に年金受取人が亡くなられた場合は、死亡一時金(保証期間の残存期間に対する未払の年金の現価)をお受取りいただけます。</li> </ul>	
保証期間付夫婦連生終身年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金受取人またはその配偶者のいずれかが年金支払日に生存されている場合、年金をお受取りになれます。</li> <li>・ 保証期間中に年金受取人および配偶者のいずれかが亡くなられた場合は、死亡一時金(保証期間の残存期間に対する未払の年金の現価)をお受取りいただけます。</li> </ul>	<p>夫婦いずれかが生存されている限り終身受取</p>
保証金額付終身年金 (保証金額割合指定型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金受取人が年金支払日に生存されている場合、年金をお受取りになれます。</li> <li>・ 死亡一時金保証期間中に年金受取人が亡くなられた場合は、死亡一時金(保証金額*からすでにお受取りいただいたまたはお受取りいただくことが確定した年金の合計額を差し引いた金額)をお受取りいただけます。</li> </ul>	

\*「年金開始日における年金原資額×保証金額割合(100%)」として計算された金額をいいます。

- 解約返戻金を年金支払により受取る場合、付加されている無解約返戻金型がん入院特約は所定の条件により継続することができます。ただし、年金の種類が1種類のときに限ります。

## ■ 据置支払について

据置支払の場合、据置期間満了の際、元金と据置期間に対応する利息をお支払いします。

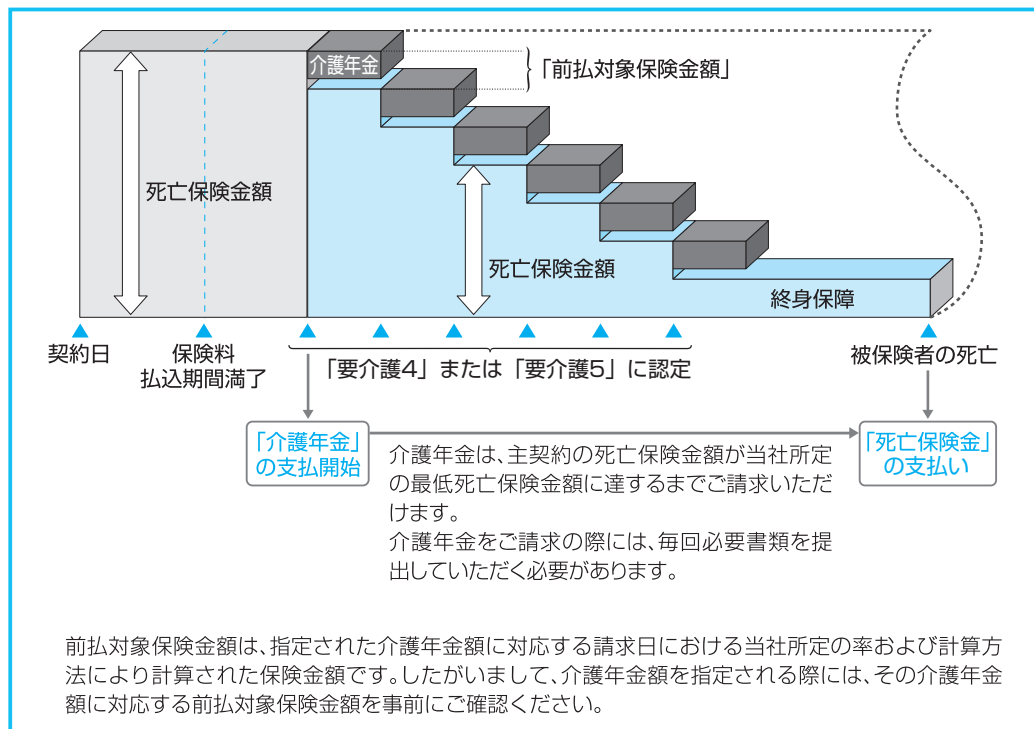
### ⚠️ ご注意

- この特約の年金開始日以後は、この特約を解約することはできません。
- 年金額および据置利息は、将来実際に年金基金が設定されまたは据置きが開始された時における、会社所定の基礎率（予定利率、予定死亡率等）および計算方法により計算されます。年金額および据置利息は、ご契約時点で定まるものではありません。
- 年金受取人（保証期間付夫婦連生終身年金の場合は、年金受取人および配偶者のいずれも）が年金開始日以後一定期間内に死亡した場合、年金等の受取総額が保険金等の総額を下まわることがあります。
- 据置保険金等の受取人は、この特約を解約することはできません。据置支払開始以後に据置支払をおやめになるときは、その時の据置保険金等の一時支払をご請求ください。
- 特約家族年金または特約高度障害年金の年金現価については、据置支払はできません。

# ナーシングケア特約（介護前払特約）

被保険者が所定の要介護状態になった場合に、会社の定める取扱範囲内で、主契約の死亡保険金の一部について、介護年金として前払いするための特約です。なお、この特約の特約保険料のお払込みは必要ありません。

## ■ 特約のしくみ



## ■ 特約の付加

ご契約の締結時のほか、ご契約の途中で付加することもできます。また、会社所定の取扱条件を満たす場合、[公的介護保険制度](#)における要介護4または要介護5に該当した後でも付加することができます。

### 要介護状態について

「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に規定するつぎの状態をいいます。

要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

## ■ 介護年金のお支払い

- つぎの条件を満たす場合に、この特約による介護年金を請求できます。
  - ・ 主契約の保険料払込期間が満了していること
  - ・ 被保険者の年齢が満65歳以上であること
  - ・ 被保険者が公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、「要介護4または要介護5」に認定されていること
- 介護年金の受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人となります。
- 介護年金を支払った場合、付加されている特約は減額または消滅することなく、そのまま継続します。

### 介護年金のお支払金額

- この特約による介護年金の支払限度は、他の保険契約と通算して、前払対象保険金額が一被保険者につき3,000万円となる介護年金額まで、かつ、主契約の残余保険金額が10万円となる介護年金額までとします。
- 介護年金額は10万円から指定することができます。また、介護年金は月・3ヶ月・半年に分割してお支払いすることもできますが、この場合、1回のお支払金額が5万円以上であることが必要です。
- この特約による介護年金のお支払いは、一保険契約につき年一回を限度とします。
- 介護年金が支払われた場合、請求された介護年金額を基準として請求日における会社所定の率および計算方法により計算された保険金額（前払対象保険金額）が、主契約の死亡保険金額から減額されたものとして取扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払いしません。
- 介護年金の受取人が指定した介護年金額が、前払対象保険金額に対応する解約返戻金額を下まわる場合は、前払対象保険金額に対応する解約返戻金相当額を介護年金としてお支払いします。
- 契約者貸付、自動振替貸付が適用されている場合、その元利金を介護年金額から控除してお支払いします。
- 主契約の保険金額は、基本保険金額に変動保険金額を加算した金額とします。ただし、変動保険金額が負の場合には、変動保険金額を0（零）とします。

#### 公的介護保険制度

介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

## ■ 特約の介護年金の請求手続

- ①この特約による介護年金の請求を希望する場合には、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知ください。
- ②所定の請求書類をご提出ください。
- ③この特約において、被保険者の要介護状態の認定は1年ごとに行う必要があります。2年目以降も要介護状態が継続している場合には、第1回介護年金請求時と同じ請求書類を提出してください。

所定の請求書類

〈手続きのための必要書類一覧〉参照

### 「指定代理請求特約」を付加されている場合

ナーシングケア特約の介護年金は、被保険者が年金等を請求できない特別な事情があるときに被保険者に代って指定代理請求人から請求いただくことができます。

〈指定代理請求特約〉参照

## ■ 特約の消滅

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- ①主契約が消滅したとき
- ②主契約が定額延長定期保険または自動延長定期保険に変更されたとき
- ③リビング・ニーズ特約による保険金が支払われたとき
- ④この特約の前払対象保険金額の合計額が会社所定の金額を超えるとき
- ⑤主契約に質権が設定されたとき

### ⚠️ ご注意

- 当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更する場合があります。
- 要介護状態が2年目以降も継続することを考え、将来にわたり毎年適切な介護年金額が請求できるように介護年金額を設定してください。

所定の請求書類

〈手続きのための必要書類一覧〉参照

〈指定代理請求特約〉参照

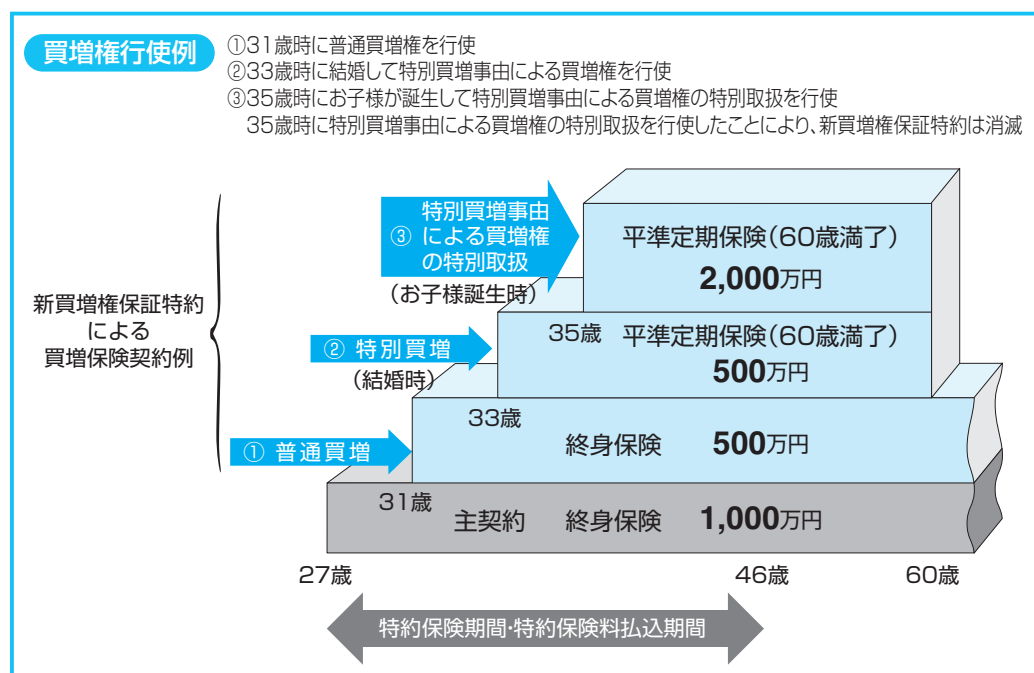
# 新買増権保証特約

この特約は、将来、被保険者の健康状態にかかわらず、医師の診査や告知なしで、死亡保障を主たる目的とした新たな保険契約を買増する権利（買増権）をご契約時に保証するものです。

買増する保険契約の保険料は、買増時の被保険者の年齢および保険料率により計算されます。

## ■ 特約のしくみ

(46歳満了型、27歳加入、特約金額500万円の場合)



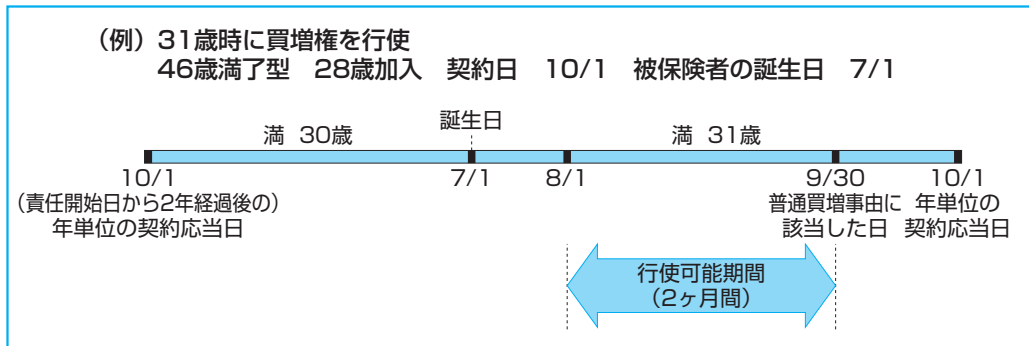
お客さまの年齢・職業・過去のご契約歴などによっては、記載のご契約内容ではお申込みできない場合や制限させていただく場合があります。詳細はライフプランナーまでお問合わせください。

## ■ 普通買増事由による買増権の行使

### 普通買増事由

主契約の責任開始日（特約を中途付加する場合、この特約の契約日）から2年経過後に被保険者がつぎの年齢になった日以後、最初に到来するそれぞれの年単位の契約応当日の前日（普通買増事由に該当した日といいます。）から、その日を含めて前2ヶ月間に行使できます。なお、1回に買増することができる金額は特約金額を上限とします。

種類	行使可能年齢
40歳満了型	満25歳、満28歳、満31歳、満34歳、満37歳、満40歳
46歳満了型	満31歳、満34歳、満37歳、満40歳、満43歳、満46歳



### 買増可能な保険種類

普通買増事由による買増権を行使する場合には、死亡保障を主たる目的としたつぎの保険種類から、買増する保険契約を選ぶことができます。

買増時に取扱いしている保険種類に限ります。

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| ・ 終身保険               | ・ 米国ドル建終身保険         |
| ・ 養老保険               | ・ 米国ドル建リタイアメント・インカム |
| ・ リタイアメント・インカム       | ・ 変額保険（終身型）         |
| ・ 利回り変動型リタイアメント・インカム | ・ 変額保険（有期型）         |

## ■ 特別買増事由による買増権の行使

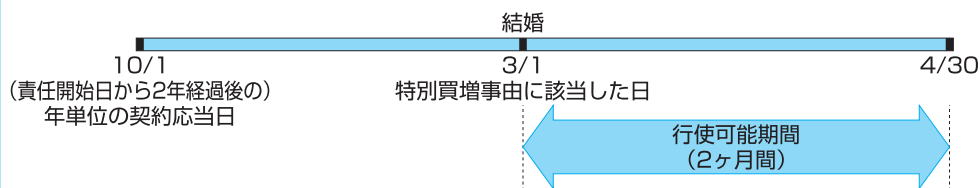
### 特別買増事由

主契約の責任開始日（特約を中途付加する場合、この特約の契約日）から2年経過後、かつ、つぎのいずれかに該当した日（特別買増事由に該当した日といいます。）から、その日を含めて2ヶ月の間に行使できます。

- ① 出生または縁組等により、被保険者と同一戸籍にその子が記載されたとき
  - ② 婚姻により、被保険者と同一戸籍にその配偶者が記載されたとき
- なお、1回に買増することができる金額は特約金額を上限とします。

①②いずれも、所定の証明書類を提出していただく必要があります。

#### (例) 特別買増事由（結婚）による買増権を行使 46歳満了型 契約日 10/1



### 買増可能な保険種類

特別買増事由による買増権を行使する場合には、死亡保障を主たる目的としたつぎの保険種類から、買増する保険契約を選ぶことができます。

買増時に取扱いしている保険種類に限ります。

- ・ 終身保険
- ・ 養老保険
- ・ リタイアメント・インカム
- ・ 利回り変動型リタイアメント・インカム
- ・ 平準定期保険
- ・ 低解約返戻金型平準定期保険
- ・ 無解約返戻金型平準定期保険
- ・ 逓減定期保険
- ・ 解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）
- ・ 米国ドル建終身保険
- ・ 米国ドル建リタイアメント・インカム
- ・ 米国ドル建平準定期保険
- ・ 米国ドル建家族収入保険（高度障害療養加算型）
- ・ 変額保険（終身型）
- ・ 変額保険（有期型）

### 特別買増事由による買増権の特別取扱

特別買増事由（ただし「縁組等」の場合を除きます。）が生じた場合、その時の被保険者の年齢に応じて、特約金額に所定の係数を乗じた金額の上限まで、新たな保険契約を一時に買増することができます。



## ■ 買増をした保険契約の責任開始日

普通買増事由および特別買増事由により買増をした保険契約の責任開始日は、つぎの通りです。

普通買増事由	普通買増事由に該当した日の翌日
特別買増事由	特別買増事由に該当した日からその日を含めて2ヶ月を経過した日以後最初に到来する月単位の契約応当日

ただし、買増する保険種類が変額保険、利回り変動型リタイアメント・インカムの場合は、買増をした保険契約の責任開始日の属する月の翌月1日とします。

## ■ 特約の消滅

つぎのいずれかに該当するときは、この特約は消滅します。

- ①買増する金額に関わらず、特別買増事由による買増権の特別取扱により一時に買増を行ったとき
- ②主契約が消滅したとき
- ③被保険者が所定の高度障害状態に該当し、主契約の高度障害保険金が支払われないとき
- ④被保険者が所定の身体障害の状態に該当したとき
- ⑤主契約が定額払済保険、変額払済保険、定額延長定期保険または自動延長定期保険に変更されたとき

### ⚠️ ご注意

- この特約を付加しなかった場合でも、新たな保険契約にお申込みできます。ただし、被保険者の健康状態等によってはお引受けできないことがあります。
- 病気やケガ、要介護状態、就労不能状態に対する保障を目的とした保険種類に付加した場合でも、**買増可能な保険種類は、死亡保障を主たる目的とした保険種類に限ります。**
- 買増権は、行使できる期間および事由に制限があります。行使可能期間中に買増をされなかった場合、その買増権は、買増権の行使期間の満了時に消滅します。
- 買増権を行使せずにこの特約の保険期間が満了した場合でも、すでにお払込みいただいた保険料等は払戻しません。
- 特別買増事由による買増権を行使した場合、その特別買増事由に該当した日の直後の普通買増事由は消滅します。
- 特別買増事由による買増権が行使できるのは、特別買増事由に該当した日からその日を含めて3年以内に買増権の行使が可能な普通買増事由が存在する場合に限ります。
- ご契約を復活された場合には、復活日からその日を含めて2年を経過した日の前日になるまでは、たとえ普通買増事由または特別買増事由が生じた場合であっても、買増権を行使することはできません。
- 主契約と買増する保険契約の通貨が異なる場合、買増可能額は、買増する保険契約をお申込む日の属する月の前月末日における会社所定の換算レートを用いて、会社の定める方法により換算した金額とします。
- 主契約の保険料のお払込みが免除された場合でも、この特約の保険料のお払込みが継続するときがあります。

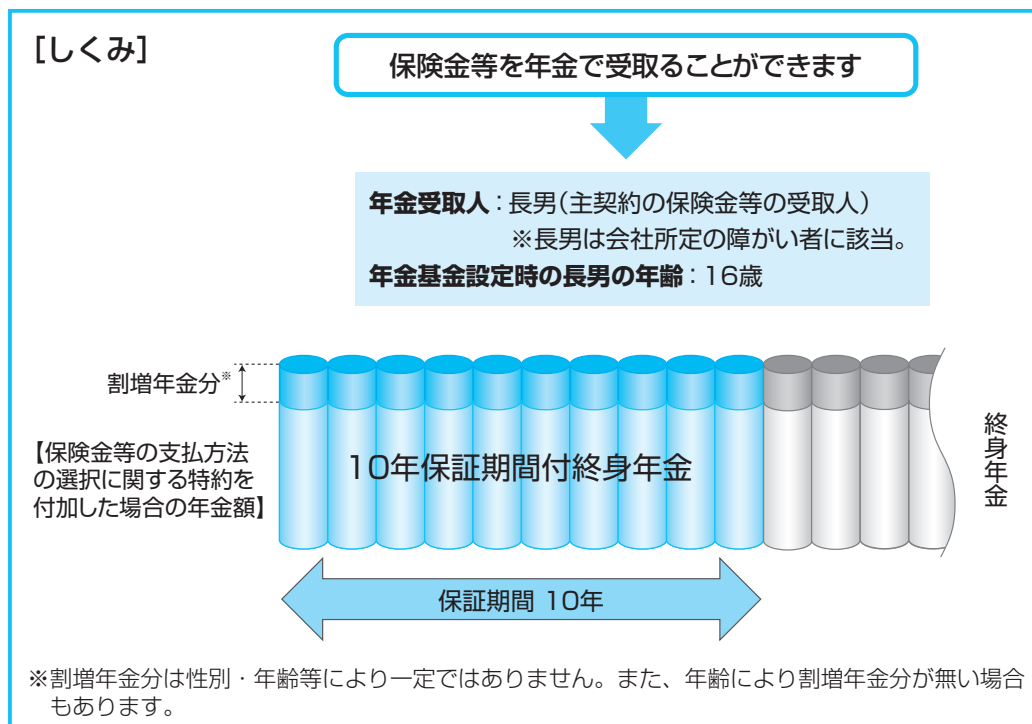
# 愛の割増年金特約（割増年金支払特約）

この特約は、会社所定の障がい等に該当される保険金等の受取人に、保険金等に代えて、通常より**割増された年金**をお支払いし、保険金等の受取人の将来の生活安定をはかるものです。

## 割増された年金

「保険金等の支払方法の選択に関する特約」において同一年金種類・保証期間でお支払いする年金と比較した場合。ただし、年金基金設定時の年金受取人の年齢が一定年齢以上の場合、「愛の割増年金特約」による年金額と、「保険金等の支払方法の選択に関する特約」による年金額は同一となる場合があります。

## ■ 特約のしくみ



## ■ 特約の付加

- この特約は、つぎのように付加することができます。
  - ・保険金等の支払事由発生前：保険契約者のお申出
  - ・保険金等の支払事由発生後：保険金等の受取人のお申出
- この特約は、つぎのいずれにも該当する場合に付加することができます。
  - ・保険金等の受取人が所定の障がい者であること
  - ・保険金等の受取人が、保険契約者によるお申出の場合にはお申出時において、保険金等の受取人によるお申出の場合には保険金等の支払事由発生時において、つぎのいずれかに該当すること
    - ア. 主契約の被保険者
    - イ. 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
    - ウ. 主契約の被保険者の直系血族
    - エ. 主契約の被保険者の3親等内の親族

**⚠️ ご注意**

この特約を付加する際には、保険金等の受取人に関する身体障害者手帳、療育手帳等、精神障害者保健福祉手帳、公的年金制度の障害年金の年金証書のいずれかのコピー、その他会社が必要と認めた書類等が必要となります。

**■ 年金のお支払い**

- この特約の年金種類は、保証期間付終身年金とします。また、年金受取人は、保険金等の受取人とします。
- 年金額は、年金基金設定時における会社所定の基礎率（予定利率、予定死亡率等）および計算方法により計算されます。ただし、年金基金設定時における年金基金の額を基準として、この特約の締結時における会社所定の基礎率および計算方法により計算された年金額を下まわることはありません。

**■ 特約の消滅**

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- ①主契約が保険金等の支払事由以外の事由によって消滅したとき
- ②死亡一時金が支払われたとき
- ③年金基金設定日前に保険金等の受取人が所定の障がい者でなくなったとき
- ④年金基金設定日前に保険金等の受取人が死亡したとき
- ⑤保険金等の支払事由発生前に保険金等の受取人が変更されたとき

**⚠️ ご注意**

- この特約の年金開始日以後は、この特約を解約することはできません。
- この特約の年金受取人が年金開始日以後一定期間内に死亡した場合、年金等の総額が保険金等の総額を下まわることがあります。

# 指定代理請求特約

保険契約者が主契約の被保険者の同意を得て、「指定代理請求特約」を付加し、指定代理請求人を指定することにより、所定の保険金等の受取人が**保険金等**を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わり指定代理請求人が請求を行うことができる制度です。

## ■ 指定代理請求人について

指定代理請求人は1契約につき1名とし、つぎの①～⑤の範囲内から指定していただきます。

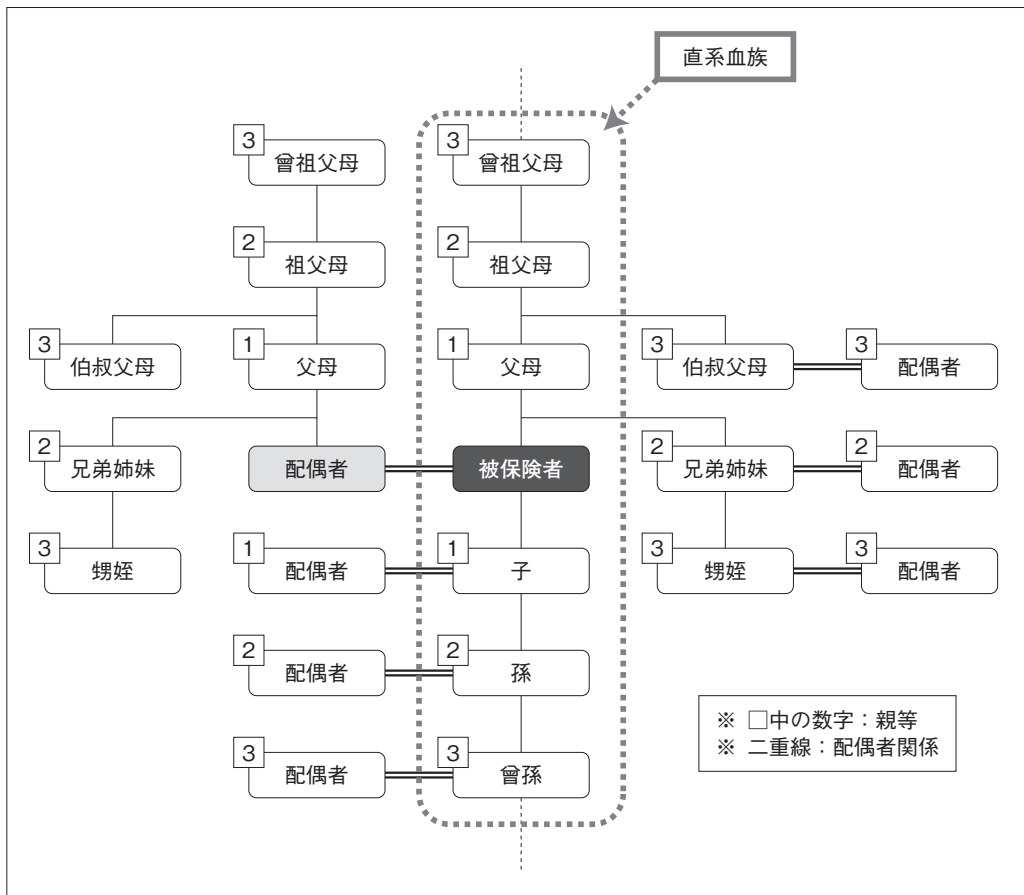
- ①主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- ②主契約の被保険者の直系血族
- ③主契約の被保険者の3親等内の親族
- ④主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金等（名称の如何を問わず、主契約の被保険者の死亡により受ける給付のことをいいます。）の受取人
- ⑤上記のほか、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めたる者

### 保険金等

保険金、給付金、年金、保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。

保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、左記①～⑤の範囲内で指定代理請求人を変更指定し、または指定を撤回することができます。ただし、会社の定める取扱範囲内であることを確認させていただくための所定の書類の提出が必要になります。

<指定代理請求人の範囲 ①～③>



※上記以外にも、「④主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金等の受取人」および「⑤主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めたる者」を指定代理請求人とすることが可能です。

## ■ 代理請求が可能なケース

### 指定代理請求人による代理請求

保険金等の受取人が保険金等を請求できない、つぎの①～③のいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した指定代理請求人が、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求を行うことができます。

- ①保険金等の請求を行う意思表示が困難である場合
- ②会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- ③その他、①または②に準じる状態である場合

### 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者等による代理請求

上記「指定代理請求人による代理請求」の①～③のいずれかに該当し、さらに、指定代理請求人による代理請求ができない、つぎのいずれかに該当する場合には保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には、その受取人と生計を一にする者）が、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

- ①指定代理請求人が保険金等の請求時において、すでに死亡している場合
- ②指定代理請求人が保険金等の請求時において、「指定代理請求人について」の①～⑤の対象外である場合
- ③指定代理請求人が指定されていない場合

## ■ 代理請求できる保険金等

この特約の対象となる保険金等はつぎの範囲内となります。

- ・主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等
- ・主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

### 「保険金等の支払方法の選択に関する特約」「愛の割増年金特約」の年金

保険金等の支払方法の選択に関する特約または愛の割増年金特約により支払われる年金についても、指定代理請求人による代理請求を行うことができます。

この場合には、その年金ごとに指定代理請求特約を付加していただきます。また、上記記載の「主契約の被保険者」を「年金受取人」に読替えてお取扱いします。

## ■ 保険契約の変換時の取扱い

指定代理請求特約が付加された保険契約の全部または一部が他の保険契約に変換される場合には、変換後の契約にも指定代理請求特約が同じ内容で自動的に付加され、そのまま継続するものとします。

### ⚠️ ご注意

- この特約のみの解約は取扱いません。
- 保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は、保険契約者）が法人である保険金等については、この特約による代理請求はできません。
- 故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者、または故意に保険金等の受取人を保険金等を請求できない所定の状態に該当させた者は、指定代理請求人として指定されていないものとし、代理請求を行うことができません。

万が一のときに確実にご請求いただくために、指定代理請求人を新たに指定されるときや指定代理請求人を変更指定されるときには、指定代理請求人となられた方へ、事前にご契約内容および指定代理請求特約についてお伝えください。

## 4. お支払いについて

### 保険金等の支払事由等が生じた場合

#### ■ ご請求手続きについて

- お客さまからのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合には、直ちに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご連絡のうえ、所定の請求書類をご提出ください。
- 支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- 保険金等は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に本社または会社の指定した場所（指定口座等）でお支払いします。ただし、保険金等をお支払いするために確認・照会・調査が必要な場合については、以下の支払期限を約款に定めております。確認・照会・調査が必要な場合、当社は保険金等を請求した方にその旨を通知します。

#### 書類が会社に到着

「完備された請求書類が当社に到着」したことをいいます。

保険金等を支払うために確認が必要な場合	支払期限
①保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金等の請求のための書類が会社に到着した日の翌日から（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25日を経過する日
②保険金等のお支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	
③告知義務違反に該当する可能性がある場合	
④重大事由、詐欺、不法取得目的に該当する可能性がある場合	

上記の①から④を確認するために特別な照会等が必要な場合の支払期限については、普通保険約款をご覧ください（この条項で定めた期限をこえた場合、期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金等をお支払いします）。

#### ⚠️ ご注意

- 保険金等のご請求は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間をすぎるとご請求の権利がなくなります。
- 保険金等の支払期限は、保険種類によって異なる場合があります。
- 保険金等をお支払いするための上記の確認等に際し、保険契約者・被保険者・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご相談のうえ、十分にご確認ください。

# 保険金即日支払サービス

葬儀費用等のお急ぎのお支払いにお役立ていただけますよう、死亡保険金について、「保険金即日支払サービス」のお取扱いをしております。簡単な手続きだけで、会社所定の金額まで死亡保険金を即日お支払いします。

## ■ 「保険金即日支払サービス」のお取扱要項

### 対象となる契約

- ・責任開始日から2年以上経過している契約（変換制度によりご加入いただいたご契約は除きます。）\*
- ・死亡保険金受取人が単独指定されている契約（複数人指定されている契約はお取扱いできません。）
- ・死亡保険金受取人が法人または個人事業主ではない契約
- ・死亡保険金受取人が被保険者の法定相続人と指定されていない契約
- ・死亡保険金受取人が成人（婚姻している未成年を含みます。）している契約
- ・死亡保険金の請求権に制限のない契約（質権設定中契約または死亡保険金請求権差押契約等はお取扱いできません。）

### お支払いについて

- ・会社所定の金額を上限とし、死亡保険金の一部または全部をお支払いします。
- ・普通死亡保険金のみお取扱いします\*。
- ・お取扱いする回数は、1契約につき1回に限ります。
- ・一部をお支払いした場合の残額は、後日約款所定の請求書類をご提出いただき、お支払いします。

### 提出書類

- ・死亡保険金簡易支払請求書（死亡保険金受取人記入）
- ・死亡診断書（死体検案書）のコピー等

#### ⚠️ ご注意

- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によっては、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合もあります。
- 解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）の場合は、将来お受取りになる特約家族年金の現価となります。
- その他会社の定める取扱範囲内でお取扱いします。

※ただし、復活日から2年経過していない場合はお取扱いできません。

※災害死亡保険金は対象となりません。

# 保険金等をお支払いできない場合等

つぎの場合には保険金等をお支払いできず、また保険料のお払込みを免除できません。

## ■ 免責事由に該当した場合

つぎのような場合には、支払事由が生じても保険金等をお支払いできません。

保険金等	免責事由 (保険金等をお支払いできない場合)
死亡保険金 特約家族年金	①責任開始日（復活日）から2年以内の被保険者の自殺 ②保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
高度障害保険金 特約高度障害年金 特約高度障害療養加算年金	①保険契約者または被保険者の故意によるとき
災害死亡保険金	①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の犯罪行為によるとき ④被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
災害高度障害保険金	①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
障害給付金	①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑦地震、噴火または津波によるとき* ⑧戦争その他の変乱によるとき*

### 自殺

自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金・特約家族年金をお支払いすることもありますので担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

※⑦または⑧により支払事由に該当した被保険者の数の増加が保険契約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、障害給付金の全額を支払うか、または削減してお支払いします。



保険金等	免責事由 (保険金等をお支払いできない場合)
リビング・ニーズ特約 による保険金	①保険契約者または被保険者の故意によるとき
ナーシングケア特約 による介護年金	①保険契約者または被保険者の故意によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の薬物依存によるとき

## ■ 保険料のお払込みを免除できない場合

保険料の払込免除	免責事由 (保険料のお払込みを免除できない場合)
不慮の事故を直接の原因として、所定の身体障害の状態に該当した場合	①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
疾病を直接の原因として、所定の身体障害の状態に該当した場合*	①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の薬物依存によるとき

※疾病障害による保険料払込免除特約の場合

## ■ 責任開始期前に発病・発生した原因による場合

責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、責任開始期以後に高度障害保険金等（各種給付金を含みます。）の支払事由または保険料の払込免除事由に該当した場合は、高度障害保険金等のお支払いまたは保険料の払込免除はできません。

ただし、つぎのような場合には、高度障害保険金等のお支払いまたは保険料の払込免除の対象となることがあります。

- ・責任開始期前に生じた原因について、会社が告知等により知ったうえでご契約をお引受けした場合
- ・責任開始期前に生じた原因について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察等を受けたことがなく、かつ、保険契約者または被保険者の認識や自覚がなかった場合

## ■ 詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺によりご契約の締結・復活等が行われたものと認められるためにご契約または特約が取消された場合は、保険金等をお支払いすることはできません。

この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

## ■ 不法取得目的による無効の場合

ご契約締結の状況、ご契約の成立後の保険金等（保険料の払込免除を含みます。）の請求の状況等から、保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的でご契約の締結・復活等をされたものと認められるためにご契約が無効とされた場合は、保険金等をお支払いすることができません。

この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

## ■ 責任開始期前のがん診断確定による無効の場合

無解約返戻金型がん入院特約において、被保険者が特約の責任開始期より前のがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者がその事実を知っているとしないにもかかわらず、この特約は無効とします。告知以前に被保険者ががんを診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、お払込みいただいたこの特約の保険料の払戻しはいたしません。

## ■ 重大事由による解除の場合

つぎの重大事由に該当した場合は保険契約は解除となるため、保険金等をお支払いすることはできません。

- ① 保険金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- ② 保険金等の請求に関して詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- ③ 保険金等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ④ 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力に該当すると認められる場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- ⑤ この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることで、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待できない上記①～④と同等の事由がある場合
- ⑥ 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の継続を困難とする上記①～⑤と同等の重大な事由がある場合

※この場合、上記に定める事由が生じた後に、保険金等の支払事由または保険料のお払込みの免除事由が生じていたときは、当社は保険金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません（上記④の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金等の受取人のうち一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします）。すでに保険金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。

## ■ 告知義務違反による解除の場合

告知していただいた内容が事実と相違していたため、ご契約が解除された場合、保険金等の支払事由が生じても保険金等をお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みも免除いたしません。

### 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

### 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合には、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

## ■ ご契約の失効の場合

保険料のお払込みがなくご契約が失効した場合、保険金等の支払事由が発生しても、保険金等をお支払いすることはできません。

### ⚠️ ご注意

- 死亡保険金、特約家族年金、高度障害保険金、特約高度障害年金または特約高度障害療養加算年金について、戦争その他の変乱により支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数の増加が保険契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険金等を削減してお支払いすることがあります。
- 災害死亡保険金または災害高度障害保険金について、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数の増加が保険契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険金を削減してお支払いするか、または保険金をお支払いしないことがあります。
- 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により不慮の事故を直接の原因とした所定の身体障害の状態になった場合で、その原因によって所定の身体障害の状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は保険料のお払込みを免除しないことがあります。

## ■保険金等をお支払いできない場合、お支払いする場合の例

保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご加入の時期によっては取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約での取扱いに関しては、ご契約（特約）の内容・保険約款を必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがあります。

### 死亡保険金・特約家族年金をお支払いできない場合、お支払いする場合の例 （「告知義務違反による解除」を適用する場合、適用しない場合の例）

<p><b>お支払いできない場合</b> ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓がん」で死亡した場合</p>	<p><b>お支払いする場合</b> ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、正しく告知を行い、特別条件付で加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」と因果関係がある「肝臓がん」で死亡した場合</p>
<p><b>解説</b> ご契約の際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知していただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実とは異なる内容を告知した場合には、ご契約は解除となり、死亡保険金等はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、死亡保険金等をお支払いします。</p>	

### 高度障害保険金・特約高度障害年金などをお支払いできない場合、 お支払いする場合の例 （所定の障害状態に該当しない場合、該当する場合の例）

<p><b>お支払いできない場合</b> ご契約後の「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴、排便・排尿・その後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合</p>	<p><b>お支払いする場合</b> ご契約後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、衣服の着脱、起居、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合</p>
<p><b>解説</b> 約款所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、所定の障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。なお、高度障害保険金等の支払対象となる約款所定の障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態とは異なる場合があります。くわしくは別表1をご覧ください。</p>	

災害死亡保険金をお支払いできない場合、お支払いする場合の例 (免責事由に該当する場合、該当しない場合の例)	
<b>お支払いできない場合1</b> 被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡した場合（被保険者の重大な過失）	<b>お支払いする場合1</b> 被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、死亡した場合
<b>お支払いできない場合2</b> 泥酔して道路上で寝込んでいるところを車にはねられて死亡した場合（泥酔の状態を原因とする事故）	<b>お支払いする場合2</b> 酒に酔っていたが、横断歩道を青信号で通常に歩行していて、走行してきた車にはねられて死亡した場合
<b>解説</b> ご契約により、災害死亡保険金・障害給付金をお支払いできない場合（免責事由）を定めており、そのいずれかに該当する場合には、災害死亡保険金・障害給付金はお支払いできません。一般的にお支払いできない例は <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による場合</li> <li>・ 被保険者の精神障害を原因とする場合</li> <li>・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする場合</li> </ul> などです。くわしくは約款をご覧ください。	

がん給付金をお支払いできない場合、お支払いする場合の例 (「責任開始期前のがん診断確定による無効」を適用する場合、適用しない場合の例)	
<b>お支払いできない場合</b> 「肺がん」により入院したが、ご契約前から被保険者が「肺がん」であることが診断されており、被保険者がその事実を知らされていなかった場合	<b>お支払いする場合</b> 特約の責任開始期以後に発病した「肺がん」により入院した場合
<b>解説</b> がん給付に関わる特約の責任開始期（特約の保険期間の始期から90日を経過した日の翌日）までに、がんと診断確定されていた場合には、被保険者や保険契約者のその事実の知、不知に関わらず、契約は無効とされます。したがって、がん給付金（がん入院給付金、がん手術給付金）はお支払いしません。	

# 5. 保険料について

## 払込経路と払込回数

### ■ 払込経路

保険料のお払込みにはつぎのような払込経路があります。

口座振替扱	当社が提携している金融機関等の、保険契約者が定めた預貯金口座から自動的に保険料が当社に振込まれます。この方法は、継続して保険料を払込まれる場合に、大変便利な方法です。
カード扱	当社が指定するクレジットカード発行会社の発行する、保険契約者が指定するクレジットカードにより保険料を決済します。毎回の保険料のご請求は、クレジットカード発行会社により行います。
送金扱 (銀行振込・郵便振替など)	あらかじめ、当社から払込案内をお送りしますので、払込期間中に同封の振替用紙で、郵便局または当社指定の銀行などにお払込みください。その際の受領証は、保険料領収証のかわりとなりますので、大切に保存しておいてください。
団体扱	勤務先などの団体を通じて給与等から引去られます。

### 口座振替でお払込みになる場合

- 保険料の振替日  
口座からの振替日は、**毎月26日または27日**です（保険契約者が定めた預貯金口座によって異なります）。
- 再振替の取扱い  
所定の金融機関等の口座から振替えられており、再振替の希望をされている等、当社所定の条件を満たすご契約で、保険料の振替日に口座振替ができなかった場合は、**翌月10日**に再振替をいたします。
- 口座振替および再振替ができなかった場合の取扱い  
預貯金残高不足等の理由で口座振替ができなかった場合は、翌月の振替日に、月払のご契約は2ヶ月分を、半年払・年払のご契約は同一金額を再度振替えさせていただきます。

**毎月26日または27日**  
この日が当該金融機関等の休業日の場合は、翌営業日となります。  
**翌月10日**  
この日が当該金融機関等の休業日の場合は、翌営業日となります。

### クレジットカードでお払込みになる場合

- 保険料の振替日  
保険料は当社が定めた日に払い込まれるものとします。なお、クレジットカード発行会社にお届けの口座からの振替日は、各クレジットカード発行会社によって異なります。
- クレジットカード決済ができなかった場合の取扱い  
ご利用限度額超過等の理由で当社とクレジットカード発行会社間の決済日に決済できなかった場合は、翌月に、月払のご契約は2ヶ月分を、半年払・年払のご契約は同一金額を再度請求いたします。

## 保険料の払込経路の変更について

払込経路の変更を希望される場合や、転居、勤務先団体からの脱退等をする場合には、すみやかに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターまでお申出ください。払込経路の変更についてお申出があった場合、当社は所定の事務手続を経て、新たな払込経路に変更させていただきます。この場合、新たな払込経路に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも、支社または本社にお払込みください。また、保険料の払込経路を変更した場合は、保険料が変更となることがあります。

### ⚠️ ご注意

当社のライフプランナーが直接現金をお預かりすることはありません。

## ■ 払込回数

保険料のお払込みにはつぎの払込回数があります。

月払	毎月1回お払込みいただく方法
半年払	半年に1回の会社所定の月にお払込みいただく方法
年払	年1回の会社所定の月にお払込みいただく方法
一時払	お申込時に全額お払込みいただく方法

## 保険料の前納について

将来の保険料の全部または一部を前もってまとめてお払込みいただく方法です\*。契約の際に保険期間全体の保険料を一時に払込む「一時払」とは異なります。

- ・ 保険料を前納していただきますと、当社所定の利率で保険料を割引きます。
- ・ 前納保険料は、当社所定の利率で計算した利息をつけて積立てておき、払込期月の契約当日ごとに保険料に充当します。

### ⚠️ ご注意

前納保険料のうち、保険契約が消滅した場合または保険料のお払込みを要しなくなった場合（死亡、解約、保険料の払込免除など）を除き、保険料に充当されていない残額のみをお返しすることはできません。

## 保険料の払込回数の変更について

払込回数の変更を希望する場合、すみやかに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターまでお申出ください。払込回数の変更についてお申出があった場合、当社は所定の事務手続を経て、新たな払込回数に変更させていただきます。くわしくは、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご相談ください。

※会社所定の要件を満たす場合に取扱います。

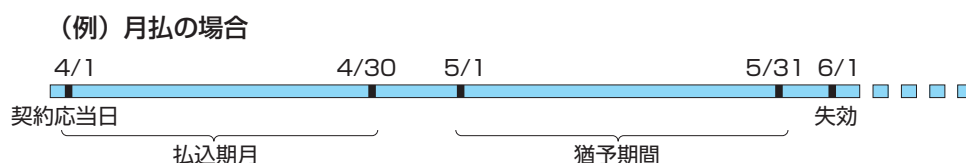
# 払込猶予期間

保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも、つぎのとおり猶予期間があります。保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は効力を失います<sup>※</sup>。

※ご契約の効力を失うことを「失効」といいます。

## ■ 猶予期間について

払込期月の翌月初日から末日までです。



## ■ 自動振替貸付について

保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、保険料とその利息の合計額が解約返戻金額をこえない間は、自動的に保険料相当額を貸付けて保険料に充当することにより、ご契約を有効に継続させます。この制度をご希望されない場合は、あらかじめ担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにお申出ください。

〈保険料のお払込みが困難になった場合〉参照

### ⚠️ ご注意

保険料のお払込みがないまま猶予期間を過ぎたことによりご契約が失効した場合には、保険金等をお支払いすることができず、また保険料のお払込みを免除することができません。

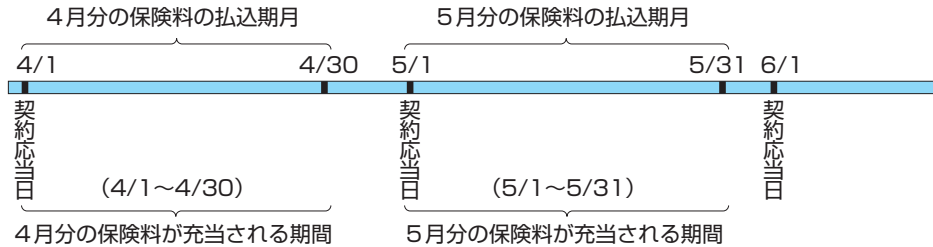


## ■ 保険金支払等の際の保険料の清算

猶予期間中に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合の保険料の取扱いはずのとおりで。

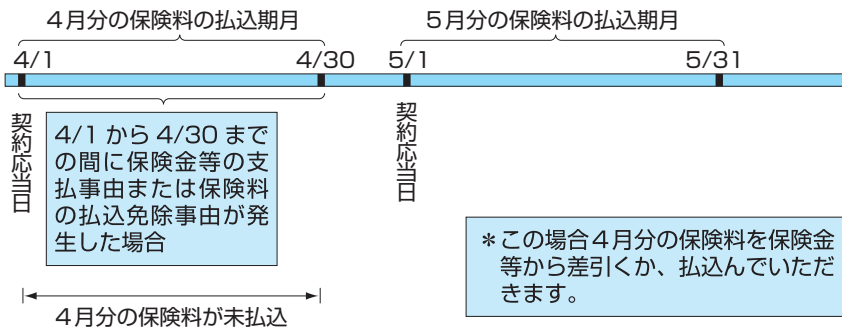
- 保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、その期間の期始（払込期月中の契約応当日）に払込まれるものとして計算されています。

### (例) 月払の場合



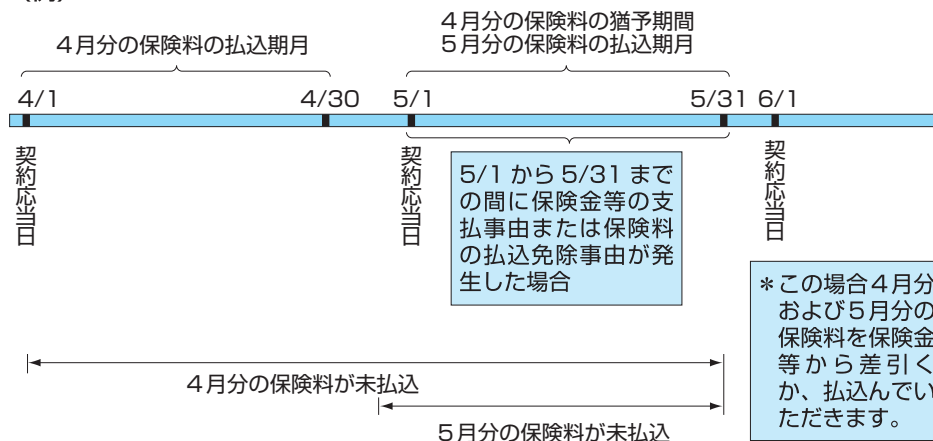
- したがって、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払込まれていない場合には、保険金等を支払うときにその未払込の保険料を保険金等から差引きます。また、保険料のお払込みを免除するときはその未払込の保険料を払込んでいただきます。

### (例)



- なお、月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険金等を支払うときに2か月分の保険料を保険金等から差引きます。また、保険料のお払込みを免除するときは2か月分の保険料を払込んでいただきます。

### (例)

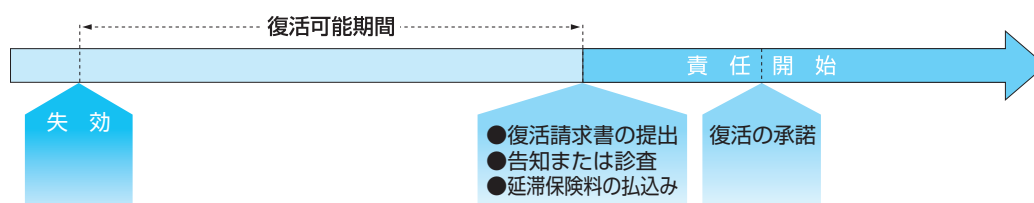


## ご契約の復活

失効してから5か月の復活可能期間内であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。この場合、改めて告知または診査をしていただき、会社が承諾したときに、ご契約の復活をすることができます。

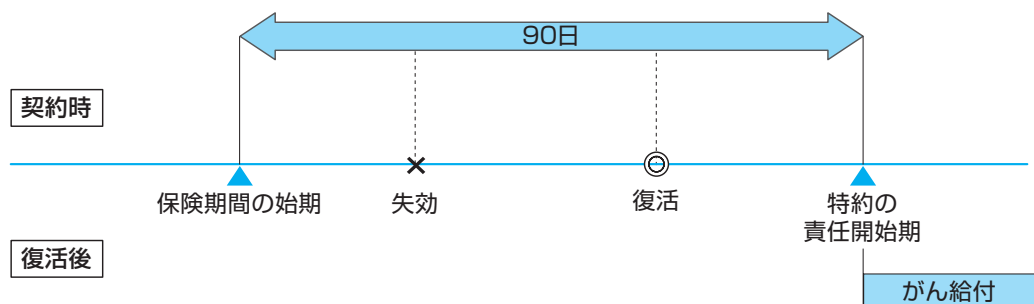
### ■ 復活について

- 会社が復活を承諾したときは、失効期間中にお払込みいただけなかった保険料を所定の期日までにお払込みください。
- 復活したご契約については、未納保険料のお払込みと告知（または診査）がともに完了した時からご契約上の責任を負います。
- 復活時に特別保険料領収法を適用する場合には、会社所定の金額のお払込みを必要とすることがあります。
- ご契約が復活するときは、付加された特約も同時に復活します。



### 無解約返戻金型がん入院特約の復活

特約の責任開始期より前にご契約が失効し、復活した場合でも、特約の責任開始期は変更されません。



### ⚠️ ご注意

- 復活を請求する際の被保険者の健康状態などによっては復活できないこともあります。
- 復活日から2年以内の自殺などの場合には、保険金等をお支払いしません。
- 復活の際に、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知しますと、告知義務違反としてご契約が解除され、保険金等が支払われない場合があります。
- 復活の際に、保険料の自動振替貸付や契約者貸付の元利金がある場合には、別途会社の定める金額をお払込みいただきます。

## 6. ご契約後について

### 保険料のお払込みが困難になった場合

ご契約が有効に継続できるよう、保険料のお払込みが困難になった場合でも、当社ではつぎのような方法でお取扱いしております。

#### ■ ご契約を有効に続ける方法

このようなとき	このような方法で
	<p><b>保険料の自動振替貸付</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料のお払込みのないまま猶予期間が過ぎた場合に、ご契約に会社所定の金額以上の解約返戻金があるときは、当社が自動的に保険料をお立替えします。</li> <li>●お立替えできる金額は、解約返戻金の範囲内です。ただし、付加されている特約の解約返戻金は除きます。</li> <li>●利息は年8%以下の会社所定の利率で計算します。</li> <li>●自動振替貸付の元利金の返済は、一括返済または分割返済のいずれも可能です。</li> <li>●保険金や解約返戻金等のお支払時などには自動振替貸付の元利金を差引き清算します。</li> <li>●保険料の自動振替貸付の取扱いを事前にご選択した場合のみお取扱いします。ただし、この場合、自動延長定期保険の取扱いはできなくなります。</li> </ul>
一時的に保険料の都合がつかないとき	<p><b>自動延長定期保険への変更</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料のお払込みがないまま猶予期間を経過したとき、解約返戻金をもとに、一定期間中の死亡・高度障害のみを保障する保険金額が定額の延長定期保険に自動的に変更します。ただし、保険契約者からあらかじめ反対のお申出があった場合には、この取扱いをしません。</li> <li>●保険金額は、猶予期間満了日の死亡保険金額と同額です。</li> <li>●変更後の保険期間が原保険契約の残余保険料払込期間をこえるときは、その残余保険料払込期間までとし、被保険者が保険期間の満了時に生存していたときは、生存給付金を保険契約者にお支払いします。</li> <li>●自動延長定期保険に変更した日から5か月以内でかつ自動延長定期保険の保険期間内に保険料とその利息の支払、保険契約の解約または定額払済保険への変更の請求があった場合には、自動延長定期保険への変更は行わなかったものとしてお取扱いします。</li> <li>●変更後の保険期間が会社所定の期間より短くなる場合には、お取扱いできません。</li> <li>●各種特約は、所定の要件を満たしたものを除き消滅します。</li> </ul>

くわしくは、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご相談ください。

このようなとき	このような方法で	
途中から保険料を払わずに、契約を有効に続けたいとき	<b>定額払済保険への変更</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金をもとに、保険金額を定額とし、保険期間を終身とする保険料払込済の終身保険に変更することができます。</li> <li>●定額払済保険金額は、定額払済保険への変更日の解約返戻金を充当して新たに定めます。</li> <li>●各種特約は、所定の要件を満たしたものを除き消滅します。</li> <li>●定額払済保険金額が会社の定める限度を下まわる場合は、お取り扱いできません。</li> </ul>
	<b>変額払済保険への変更</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料のお払込みを中止し、解約返戻金をもとに、保険金額を変額とし、保険期間を終身とする保険料払込済の終身保険に変更することができます。</li> <li>●基本変額払済保険金額は、経過年数等に応じて新たに定めます。</li> <li>●変動保険金額は、会社の定める計算方法により再計算します。</li> <li>●各種特約は、所定の要件を満たしたものを除き消滅します。</li> <li>●基本変額払済保険金額が会社の定める限度を下まわる場合は、お取り扱いできません。</li> </ul>
	<b>定額延長定期保険への変更</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金をもとに、一定期間中の死亡・高度障害のみを保障する保険金額が定額の延長定期保険に変更します。</li> <li>●保険金額は定額延長定期保険へ変更するための請求書類を受付けた日の死亡保険金額と同額です。</li> <li>●変更後の保険期間が原保険契約の残余保険料払込期間をこえるときは、その残余保険料払込期間までとし、被保険者が保険期間の満了時に生存していたときは、生存給付金を保険契約者にお支払いします。</li> <li>●保険期間は原保険契約の残余保険料払込期間より短くなる場合があります。</li> <li>●変更後の保険期間が会社所定の期間より短くなる場合には、お取り扱いできません。</li> <li>●各種特約は一部を除き消滅します。</li> </ul>
<b>保険料の負担を軽くしたいとき</b>	<b>基本保険金額の減額</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本保険金額を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。この場合、減額した基本保険金額と同じ割合で変動保険金額も減額されます。</li> <li>●減額後の基本保険金額が会社の定める限度を下まわる場合は、お取り扱いできません。</li> </ul>

## その他の詳細

- 定額払済保険もしくは変額払済保険への変更または定額延長定期保険もしくは自動延長定期保険への変更のお取扱いをする際に、付加されている特約の解約返戻金があれば、その特約の解約返戻金も含めて、定額払済保険もしくは変額払済保険への変更後の保険金額等または定額延長定期保険もしくは自動延長定期保険への変更後の保険期間を定めます。
- 保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるご契約について、定額払済保険への変更または定額延長定期保険への変更のお取扱いをする際には、これらの貸付の元利金を差引いた解約返戻金をもとに、定額払済保険への変更後の保険金額等または定額延長定期保険への変更後の保険期間を定めます。また、定額延長定期保険への変更後の保険金額も変更前の保険金額等からこれらの貸付の元利金を差引いた額となります。
- 契約者貸付があるご契約について、自動延長定期保険への変更のお取扱いをする際には、貸付の元利金を差引いた解約返戻金をもとに、自動延長定期保険への変更後の保険期間を定めます。また、自動延長定期保険への変更後の保険金額も変更前の保険金額等から貸付の元利金を差引いた額となります。
- ご契約を定額払済保険または変額払済保険に変更する場合、所定の要件を満たせば、付加されている無解約返戻金型がん入院特約を継続することができます。

### ⚠️ご注意

- 保険料の自動振替貸付は「保険料自動振替貸付特則」の適用を事前にご選択した場合のみ取扱いします。この場合、自動延長定期保険への変更の取扱いはしません。
- 定額払済保険、定額延長定期保険または自動延長定期保険へ変更された後は、特別勘定による運用はしません。
- 定額延長定期保険または自動延長定期保険へ変更された後は、保険契約者に対する貸付けのお取扱いはしません。
- 保険料自動振替貸付等による貸付けのお取扱いをしている場合には、変額払済保険への変更はできません。
- 保険料自動振替貸付の元利金が猶予期間満了日における解約返戻金額（その保険料のお払込みがあったものとして計算し、保険料自動振替貸付の元利金および契約者貸付の元利金を差引いた残額）を超えたときは、保険料の自動振替貸付はできません。このため保険料のお払込みがないまま猶予期間を過ぎると、ご契約は効力を失います（失効）。
- 失効したご契約については、保険金等をお支払いすることができず、また保険料のお払込みを免除することができません。
- 特別条件付保険特約が適用されたご契約\*は、定額払済保険もしくは変額払済保険への変更または定額延長定期保険もしくは自動延長定期保険への変更のお取扱いはできない場合があります。

### 元利金

契約者貸付があるときは、その元利金を含みます。

※付加されている特約のみに特別条件が適用されているご契約などを除きます。

## ご契約者に対する貸付（契約者貸付）

一時的に必要な資金が生じたときに、保険契約者に会社の定める取扱範囲内で資金をお貸しする制度です。

### ■ 契約者貸付について

貸付限度額	解約返戻金の90%
利息	会社所定の利率により複利計算され、毎年貸付金元金に繰り入れられます。
返済方法	一括または分割いずれの方法もお取扱いしております。
清算	保険金等をお支払いする場合、ご契約を解約する場合等には、貸付元利金を差引き清算いたします。

- 貸付を行った場合、貸付金額に各特別勘定の積立金の積立合計額に対する割合を乗じて、これらの金額をそれぞれ各特別勘定から控除します。
- 控除された金額については貸付金とその利息のご返済があるまで、特別勘定資産の運用実績に基づく計算を行わずに、別途会社所定の利息で計算します。
- 貸付金の全部または一部のご返済があった場合には、ご返済相当額を貸付時の各特別勘定の積立金の積立合計額に対する割合で各特別勘定に移転します。
- 貸付金のお支払いが資産運用に及ぼす影響が大きいと認めたとときには、最長6か月の範囲内で、貸付を行わないことがあります。
- 特約を付加した場合、特約の解約返戻金額は契約者貸付の対象外となります。

#### ⚠️ ご注意

- 契約者貸付の元利金が解約返戻金額をこえた場合には、会社所定の金額をお払込みいただきます。
- 当社は、会社所定の金額のお払込みが必要であることを保険契約者に通知しますので、保険契約者は、この金額を、当社が通知を発信した月の翌月末日までに払込んでください。この金額がこの日までに払込まれない場合には、ご契約は効力を失います（失効）。
- 解約返戻金は特別勘定で運用されているため毎日変動し、最低保証がありません。したがって、運用状況等によっては、貸付元利金の合計額が解約返戻金額を上まわり、失効する場合があります。
- 失効したご契約については、保険金等をお支払いすることができず、また、保険料のお払込みを免除することができません。
- 定額延長定期保険または自動延長定期保険に変更されたご契約については、契約者貸付を取扱いません。

#### 元利金

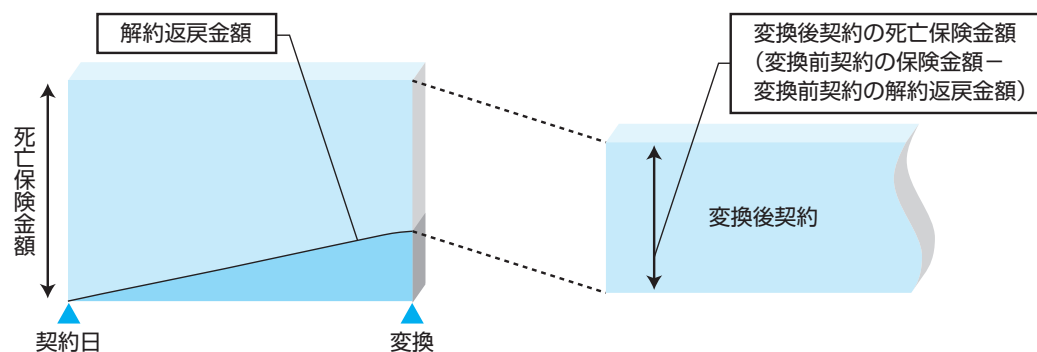
保険料の自動振替貸付があるときは、その元利金を含みます。

# 変換制度

変換制度とは、ご加入中のご契約の全部または一部を、被保険者の健康状態にかかわらず、医師の診査や告知なしで会社所定の保険種類に変更（新規加入）する取扱いです<sup>※</sup>。

※取扱いには会社所定の制限があります。

〈しくみ図〉



## ■ 変換対象となる保険種類について

### 変換可能な特約

- ・ 無解約返戻金型平準定期保険特約
- ・ 逓減定期保険特約
- ・ 解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）

### 変換後の保険種類<sup>※</sup>

変換する際には、つぎの保険種類から変換後の保険契約を選ぶことができます。

- |        |                |
|--------|----------------|
| ・ 終身保険 | ・ リタイアメント・インカム |
| ・ 養老保険 | ・ 平準定期保険       |
|        | など             |

※変換する際において会社が新たなお申込みを取扱っている保険種類に限ります。また、変換後の保険期間等についても会社所定の制限があります。

しおり

ご契約後について

## ■ 変換後契約の保険金限度額

変換後の死亡保険金額は、変換前契約の保険金額を基に計算し、つぎの額が限度となります。

変換前契約	変換後契約の保険金限度額
無解約返戻金型 平準定期保険特約	死亡保険金額
解約返戻金抑制型家族収入特約 (高度障害療養加算型)	(変換日における将来の家族年金の現価の8割) － (解約返戻金額)
遡減定期保険特約	(変換日における死亡保険金額の8割) － (解約返戻金額)

### ⚠️ ご注意

変換前契約と変換後契約の通貨が異なる場合、変換後契約の保険金限度額は、変換をお申込む日の属する月の前月末日における会社所定の換算レートを用いて、会社の定める方法により換算した金額とします。

### 解約返戻金額

保険料の自動振替貸付および契約者貸付の元利金を差引く前の金額とします。解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）の場合、解約返戻金抑制期間中は、解約返戻金はありません。





# 解約と解約返戻金

契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。やむをえず、ご契約を解約する場合には、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください。

## ■ 解約と解約返戻金

- 生命保険ではお払込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、一部は年々の死亡保険金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費（販売、証券作成、ご契約の維持管理等の経費）にそれぞれあてられるため、**解約の際にお払戻しできる金額は、多くの場合お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
- 特に、**ご契約後経過年数が短い場合は、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです（一時払を除く）。**
- 解約返戻金の額は保険種類、契約年齢、性別、保険期間、保険料払込期間等により異なります。
- この保険の解約返戻金は、運用実績に応じて毎日増減します。最低保証はありませんので、払込まれた保険料に比べ大幅に少なくなることがあります。**
- 解約返戻金のお支払いが資産運用に及ぼす影響が大きいと認められたときは、最長6か月の範囲内で解約返戻金のお支払いを延長することがあります。この場合、解約返戻金は会社所定の利息をつけてお支払いします。
- 保険契約者にお支払いする解約返戻金は、解約返戻金請求書類を会社が受け付けた日（休日の場合は翌営業日）に計算した額となります。
- 効力を失ったご契約（失効中のご契約）についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。
- 解約返戻金のお支払いについては、所定の要件を満たす場合、一時支払のほか、分割支払および据置支払もお取り扱いしております。

## 特約が付加されている場合

- 主契約を解約しますと、各種特約も同時に消滅します。
- 無解約返戻金型特約については、解約返戻金がありません。
- 解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）の解約返戻金抑制期間中の解約返戻金はありません。

## ■ 被保険者による保険契約の解約の請求

被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①保険契約者または保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②保険金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者の保険契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者をご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

## ■ 差押債権者、破産管財人等による解約

保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じません。

## ■ 保険金等の受取人による保険契約の存続

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす死亡保険金等（高度障害保険金含む）の受取人はご契約を存続させることができます。
  - ・保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - ・保険契約者でないこと
- 保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達したときから1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
  - ①保険契約者の同意を得ること
  - ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払うこと
  - ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に通知すること

## ■ 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い

- 保険料の払込回数が年払・半年払のご契約の場合、ご契約が消滅したとき（ただし、保険金等をお支払いし、消滅したときを除きます。）または保険料のお払込みを要しなくなったとき等\*は、**未経過期間に対応する保険料相当額**を保険契約者に払戻すことがあります。
- 保険料相当額を払戻す場合の支払額の例はつぎのとおりです。

（お支払いする額）

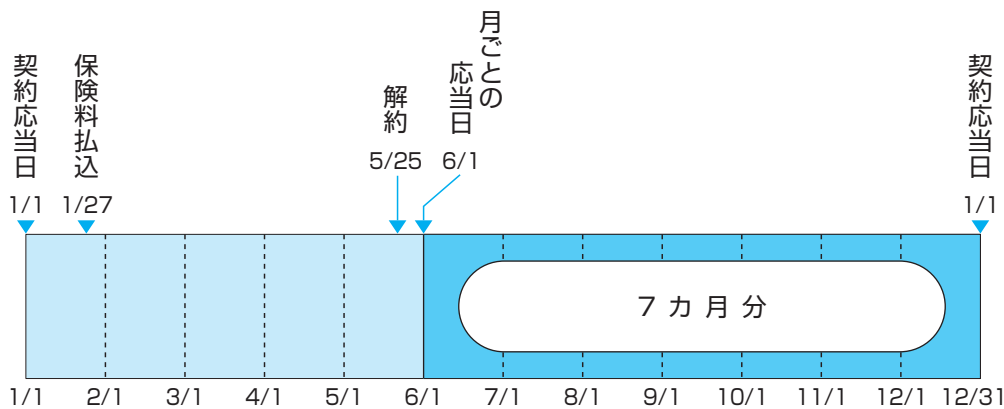
**すでに払込まれた保険料**のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以降最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間の末日までの月数に対応する保険料相当額

### 【年払契約】

<ご契約例>

契約応当日：1月1日 月ごとの応当日：毎月1日 保険料払込：1月27日

1月27日に年払保険料を払込んだ後、5月25日に契約を解約した場合  
 ⇒ 保険料のお払込みを要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月ごとの応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7カ月分に相当する保険料相当額をお支払いします。



### ⚠️ ご注意

- 払込回数が月払もしくは一時払のご契約については、上記「保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い」はありません。
- ご契約のご加入時期によっては、保険料相当額が払戻されないことがあります。

※ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。

**未経過期間に対応する保険料相当額**

保険料のうち解約返戻金としてお支払いする部分を除きます。

**すでに払込まれた保険料**  
 保険料の一部のお払込みを要しなくなった場合は、そのお払込みを要しなくなった部分に限ります。

# 無解約返戻金型の特約における注意事項

無解約返戻金型の特約には、解約返戻金はありません。つぎの事項についてご注意ください。

## ■ 無解約返戻金型の特約

- ・無解約返戻金型平準定期保険特約
- ・解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）\*
- ・無解約返戻金型がん入院特約

## ■ ご注意ください事項

項目	ご注意
主契約または特約の解約	無解約返戻金型特約が付加された主契約を解約する際、または無解約返戻金型特約を解約する際、無解約返戻金型特約の解約返戻金はありません。
保険金額または年金月額等の減額	無解約返戻金型特約の保険金額または年金月額等を減額する際、解約返戻金はありません。 また、解約返戻金抑制期間中に、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）の年金月額を減額する際、解約返戻金はありません。
保険料の自動振替貸付、定額延長定期への変更、自動延長定期保険への変更、定額払済保険への変更、変額払済保険への変更または契約者貸付の取扱い	無解約返戻金型特約が付加された主契約において、保険料の自動振替貸付、定額延長定期への変更、自動延長定期保険への変更、定額払済保険への変更、変額払済保険への変更または契約者貸付の取扱いが行われる際、無解約返戻金型特約の解約返戻金はなく、かつ主契約の解約返戻金に加算されません。
告知義務違反または重大事由による解除	告知義務違反または <b>重大事由</b> により無解約返戻金型特約が解除される際、解約返戻金はありません。
主契約の消滅にともなう特約の消滅	主契約が保険金支払以外の事由によって消滅したことにより無解約返戻金型特約が消滅する際、解約返戻金はありません。

※解約返戻金抑制期間中に限ります。

**重大事由**  
〈保険金等をお支払いできない場合等〉参照

## 無解約返戻金型平準定期保険特約または解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）\*が付加されている場合

項目	ご注意
他の個人保険への変換	無解約返戻金型平準定期保険特約または解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）*を他の個人保険に変換する際、解約返戻金はありません。

※解約返戻金抑制期間中に限ります。

# 保険金等の受取人の変更

## ■ 保険金等の受取人の変更

- 保険契約者は保険金等の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金等の受取人を変更することができます。ただし、保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金等の受取人の変更はできません(保険契約者と保険金等の受取人が法人の場合を除きます)。
- 保険金等の受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

## ■ 遺言による保険金等の受取人の変更

- 保険契約者は保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金等の受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなった後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。ただし、保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金等の受取人の変更はできません。
- 保険金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、保険金等の受取人変更の効力を生じません。

### ⚠️ ご注意

当社が通知を受ける前に変更前の保険金等の受取人に保険金等をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等の請求を受けても、当社は保険金等をお支払いしません。

# 7. その他

## 生命保険と税金

生命保険には、税法上固有の取扱いがあります。

### ■ 保険料について

お払込みになった保険料は「一般生命保険料控除」または「介護医療保険料控除」の適用があります。

- 控除の対象となるご契約  
保険金等の受取人が本人またはその配偶者もしくはその他の親族となっておられるご契約
- 控除の対象となる保険料\*  
1月から12月までにお払込みの保険料の合計額

#### <所得税の一般生命保険料控除および介護医療保険料控除>

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	$(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 10,000\text{円}$
40,000円をこえ80,000円以下のとき	$(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 20,000\text{円}$
80,000円をこえるとき	一律40,000円

#### <住民税の一般生命保険料控除および介護医療保険料控除>

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	$(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 6,000\text{円}$
32,000円をこえ56,000円以下のとき	$(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 14,000\text{円}$
56,000円をこえるとき	一律28,000円

#### ●生命保険料控除の手続き

生命保険料控除の適用をお受けになるには年末調整または確定申告が必要です。年間正味払込保険料が1件につき9,000円をこえるときは「生命保険料控除証明書」を発行します。この証明書を年末調整または確定申告の際、所定の申告書に添付して控除をお受けください。

※保険料払込方法が一時払のときは、一時払保険料を支払った当該年のみ控除が適用されます。

## ■ 保険金等を受け取られたときの税金

### <死亡保険金の税法上の取扱い>

死亡保険金にかかる税金は、保険契約者（実質保険料負担者）・被保険者・受取人の関係によって異なります。

契約内容	契約例			税の種類
	契	被	受	
保険契約者と被保険者が同一の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
保険契約者が受取人の場合	夫	妻	夫	所得税・住民税（一時所得）
	夫	子	夫	
保険契約者・被保険者・受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

契は保険契約者、被は被保険者、受は受取人を指します。

### 解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）による年金を受け取られたときの税金

個人にお支払いする年金は雑所得として課税対象になる場合があります。実際にお受け取りになる年金額は源泉徴収の対象となり、ご契約時の年金額を下まわることがあります。

（所得税法第207条、同208条、同209条、所得税法施行令第326条）

### <特約家族年金の税法上の取扱い>

特約家族年金のお支払開始後に、将来の年金支払にかえて一時金をご請求のときは、一時所得又は雑所得として所得税・住民税が課税されます。

契約内容	年金として受け取る場合		一時金として受け取る場合
	死亡時	毎年の年金受取時	
保険契約者と被保険者が同一の場合	年金の受給権についての税法上の評価額に対して相続税	相続税の課税対象以外の部分に対し、所得税（雑所得）	一時金に対して相続税
保険契約者が受取人の場合	—	所得税（雑所得）	所得税（一時所得）
保険契約者・被保険者・受取人がそれぞれ異なる場合	年金の受給権についての税法上の評価額に対して贈与税	贈与税の課税対象以外の部分に対し、所得税（雑所得）	一時金に対して贈与税



## 各種給付金を受け取られたときの税金

がん入院給付金、がん手術給付金等を被保険者、被保険者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族が受け取られた場合、所得税は非課税となります。

(所得税法第9条、所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20、同9-21)

## その他の取扱い

●高度障害保険金、リビング・ニーズ特約による保険金、ナーシングケア特約による介護年金を被保険者、被保険者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族が受け取られた場合、所得税は非課税となります。

(所得税法第9条、所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20、同9-21)

●保険金等の支払方法の選択に関する特約または愛の割増年金特約を付加し、高度障害保険金を被保険者、被保険者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族が年金で受け取られた場合も所得税は非課税となります。

(所得税法第9条、所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20、同9-21)

●保険金等の支払方法の選択に関する特約または愛の割増年金特約を付加した場合、個人にお支払いする年金は雑所得として課税対象になる場合があります。実際にお受取りになる年金額は源泉徴収の対象となり、ご契約時の年金額を下まわることがあります。

(所得税法第207条、同208条、同209条、所得税法施行令第326条)

## ■ 解約したときの税金

契約の全部解約または一部解約をしたときの差益は、保険契約者と保険料負担者が同一人の場合、一時所得として所得税・住民税の対象となります。

### ⚠️ ご注意

- このご案内は、登録日現在の法令等に基づいています。今後、法令等が変更された場合には、取扱いが異なる可能性もあります。なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。
- このご案内に記載の情報は法律上又は税務上の助言ではありません。
- このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。

## 保険契約等に関する情報の共同利用

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

### ■ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下、「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下、「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

#### ご契約内容の登録

**お客さまのご契約内容が登録されることがあります。**

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、(一社)生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

(一社)生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、(一社)生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)~オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにお問合わせください。

- ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱っている場合
- イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ)当社が取扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ)本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

### <登録事項>

つぎの事項が登録されます。

- ・ 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市、区、郡までとします。）
- ・ 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- ・ 入院給付金の種類および日額
- ・ 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ・ 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

- 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、(一社)生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。
- 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.prudential.co.jp/company/governance/policy/policy02.html>) をご確認ください。

## ■ 「支払査定時照会制度」について

当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下、「保険契約等」といいます。)の解除、取消もしくは無効の判断(以下、「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

### ご契約内容等の照会

**保険金等のご請求に際し、ご契約内容等を照会させていただくことがあります。**

保険金、年金、給付金または一時金(以下、「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらにかかる保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求にかかる傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにお問合わせください。

ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取

扱っている場合

イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

エ)当社が取扱う個人情報の漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

オ)本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

#### <相互照会事項>

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約にかかるものは除きます。

- ・被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市、区、郡までとします。）
- ・保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- ・保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、（一社）生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。
- 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.prudential.co.jp/company/governance/policy/policy04.html>）をご確認ください。

# 生命保険会社の財産状態の変化に伴う影響の可能性

生命保険会社は、生命保険契約の保障機能をまっとうするため、とりわけ生命保険契約が長期にわたる契約であることに留意しながら、保険業法の定めるところにより、国の免許を受けて、主務官庁の監督のもと健全な経営に努めております。

ただし、万一、生命保険会社の財産状態の変化により、経営が困難となった場合またはその蓋然性がある場合には、主としてつぎのような処理が行われる可能性があり、これに伴い、ご契約にも影響が出る可能性があります。

## ■ 保険業法に基づく契約条件の変更手続

保険業法の定めるところにより、主務官庁の承認、株主総会の特別決議および保険契約者の異議申立手続を経て、保険金額等の削減その他のご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の範囲内の変更に限られます。）が行われることがあります。

## ■ 保険業法に基づく破綻処理

つぎのときには、保険業法の定めるところにより、ご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の適用はありません。）が行われることがあります。

- ・主務官庁の命令または認定を受けて、他の保険会社または生命保険契約者保護機構へ保険契約の移転が行われるとき
- ・主務官庁の命令または認定を受けて、他の保険会社との合併が行われるとき
- ・主務官庁の命令または認定を受けて、他の保険会社または保険持株会社の子会社となるとき

## ■ 一般の倒産法制の利用

会社更生法等の倒産法に基づく手続が行われるときには、生命保険会社の財産状態に応じて、各倒産法の定めるところにより、ご契約内容の変更が行われることがあります。

## ■ 生命保険契約者保護機構

上記の制度の利用に加えて、保険業法の定めるところにより、生命保険会社が生命保険契約者保護機構に申込みを行い、これが認められたときには、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われることがあります。

ただし、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われるときにも、ご契約時にお約束した保険金額等が保証されるものではありません。

### ⚠️ ご注意

生命保険会社の財産状態の変化により上記のご契約内容の変更が行われた場合には、保険契約者または保険金等の受取人のお受取りになる金額が、お払込みいただいた保険料の合計額を下まわる可能性があります。

# 生命保険契約者保護機構

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

## ■ 「生命保険契約者保護機構」について

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

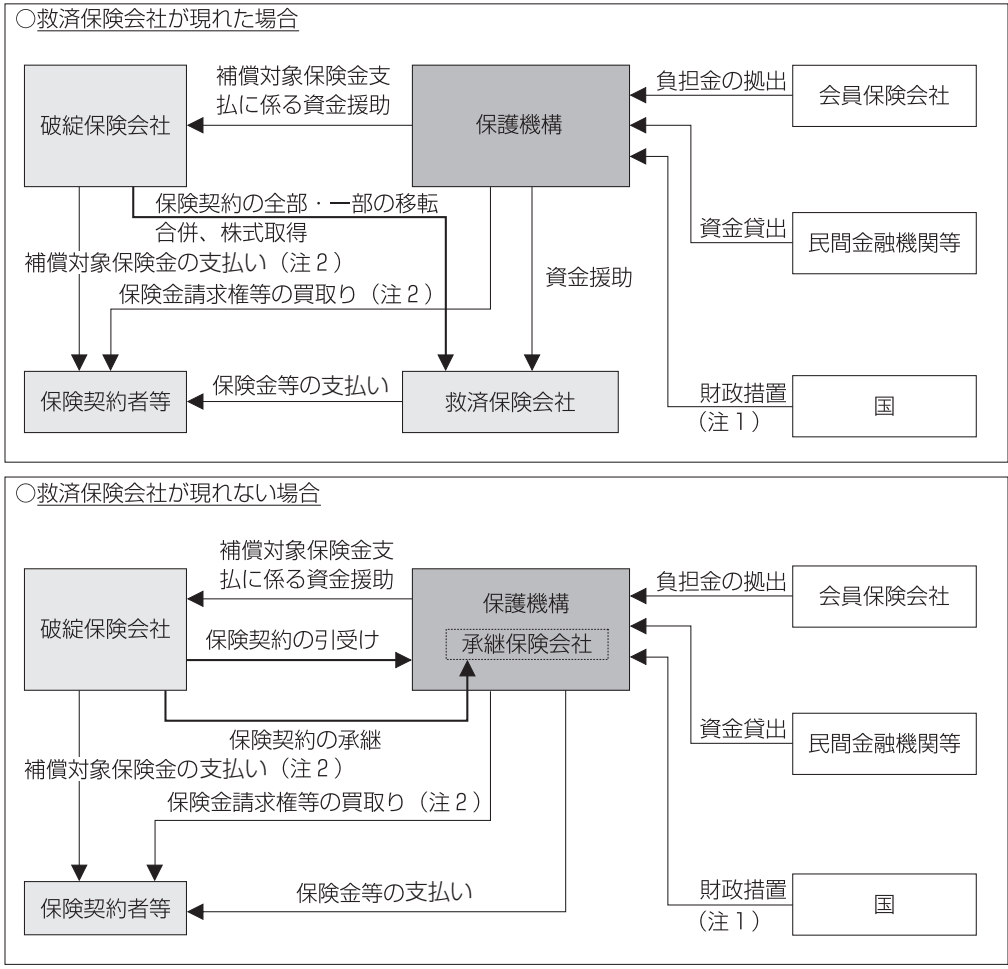
※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。  
高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立した保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断することになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【生命保険契約者保護機構（概略図）】



(注1)上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、※2に記載の率となります）。

- 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

**生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先**  
**生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820**  
 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）  
 9：00～12：00、13：00～17：00  
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 管轄裁判所

保険金等の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって合意による管轄裁判所とします。

くわしくは、お申込みになる保険種類の普通保険約款中（管轄裁判所）の条をご覧ください。

## 成年後見制度

認知症等で判断能力が不十分であり、生命保険等の財産管理を自分で行うことが困難となった場合等に、保護・支援を得るための制度として、成年後見制度があります。成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

### 法定後見制度について

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考へながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する制度です。

### 任意後見制度について

- 本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人の作成する公正証書で結んでおく制度です。
- 本人の判断能力が低下した後に、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、任意後見人が本人を代理して、任意後見契約で定めた事務を行うことにより、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

### ⚠️ ご注意

- このご案内は、登録日現在の法令等に基づいています。今後、法令等が変更された場合には、取扱いが異なる可能性もあります。
- このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。



# 保険会社からのお願い

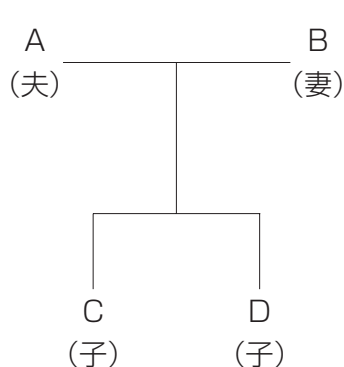
## ■ すみやかにご連絡いただきたい場合

以下に該当する場合、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへすみやかにご連絡ください。

- ・ 転居、町名変更の場合
- ・ 名義変更、受取人変更、改姓、証券の紛失、改印、印鑑の紛失などの場合
- ・ ご契約時に確認させていただいた**ご本人を特定するための事項等**に変更があった場合
- ・ 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人について、家庭裁判所の審判により補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合（成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項をお知らせください。）
- ・ 保険金等の受取人が死亡した場合

新しい受取人に変更する手続きをしていただきます。

受取人が亡くなったとき以後、受取人の変更手続きをされないあいだは、受取人の死亡時の法定相続人が受取人となります。



(例) 保険契約者・被保険者 Aさん  
死亡保険金受取人 Bさん

- ・ Bさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん（保険契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。

## ■ その他

- 保険証券は、この約款とあわせて大切に保管してください。
- 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- 保険契約についてのお問合せやご相談は、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにお申出ください。

この保険に適用される諸利率については、当社のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.prudential.co.jp/>

これらの利率はご契約の時期、内容等によって異なり、金利情勢等により見直しを行い変更することがあります。

ご契約に関する照会やご連絡の際には証券番号、保険契約者と被保険者のお名前およびご住所を明記してください。

### ご本人を特定するための事項等

本人特定事項（氏名、住居、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者（法人の議決権総数の4分の1超の議決権を有している者等）をいいます。

## 相談窓口とその連絡先

生命保険のお手続き、ご契約内容、保険金等のお支払いなどに関するご相談、ご質問、苦情につきましては、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。

最新の営業時間については、プルデンシャル生命のホームページをご覧ください。

カスタマーサービスセンター

パートナーフォーユー  
0120-810740

ホームページアドレス <https://www.prudential.co.jp/>

### Cyber Center<sup>®</sup>

サイバーセンターは、プルデンシャル生命のご契約者さま専用Webサイトです。ご契約内容の照会や各種お手続き、当社からのお知らせをウェブサイト上で確認できます。

例えば…

- 保障内容を確認したいとき
- 引越したとき
- 控除証明書をなくしてしまったとき
- 急な出費で資金が必要なとき

その場で簡単にご登録いただけます。



※追加認証のため、初回登録時にご登録のメールアドレス宛へ確認番号を送付します。

利用申請は…  
 スマートフォン・  
タブレットを  
ご利用の方は  
こちらから



 プルデンシャル生命のホームページ

プルデンシャル生命 サイバーセンター 検索  
<https://www.prudential.co.jp/contractor/cybercenter/>

### 指定生命保険業務紛争解決機関について

生命保険業務に関する指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。指定紛争解決機関である(一社)生命保険協会は、お客さまと生命保険会社との間の紛争につき、裁判ではなく、中立・公正な立場で柔軟な解決を図ります。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、お客さまからの生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。

「生命保険相談所」が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡して解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても保険契約者等と生命保険会社との間で問題が解決しない場合、保険契約者等から「生命保険相談所」内の「裁定審査会」に裁判外指定紛争解決手続を申し立てることができます。

くわしくは(一社)生命保険協会「生命保険相談所」のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

# 手続きのための必要書類一覧

## 保険金等の請求の場合

項 目		死亡保険金 特約家族年金 災害死亡保険金	高度障害保険金 特約高度障害年金 特約高度障害療養加算年金 災害高度障害保険金
請求書		●	●
保険証券		○	○
印鑑証明書	受取人	○	○
住民票	被保険者	○	○
戸籍謄（抄）本	被保険者	○	○
	受取人	○	○
登記事項証明書	受取人	○	○
医師の診断書		●	●
事故状況の報告書等		○ 災害のみ	○ 災害のみ

- ・●の書類は、支社・営業所に用意してあります。
- ・会社は、上記以外の書類の提出を求めること、または提出書類の一部省略を認めることがあります。
- ・受取人が法人の場合は、戸籍謄（抄）本に代えて登記簿謄本の提出をお願いします。
- ・登記事項証明書は、補助・保佐・後見もしくは任意後見を受けているときまたは会社が特に提出を求めたときに必要となります。

しおり

その他

項 目		がん入院給付金 がん手術給付金	保険料払込免除
請求書		●	●
保険証券			○
印鑑証明書	受取人	○	
住民票	保険契約者		○
	被保険者	○	○
戸籍謄（抄）本	受取人	○	
登記事項証明書	受取人	○	
入院（手術）証明書		●	
医師の診断書		●	●
事故状況の報告書等			○ 災害のみ

- ・●の書類は、支社・営業所に用意してあります。
- ・会社は、上記以外の書類の提出を求めること、または提出書類の一部省略を認めることがあります。
- ・受取人が法人の場合は、戸籍謄（抄）本に代えて登記簿謄本の提出をお願いします。
- ・登記事項証明書は、補助・保佐・後見もしくは任意後見を受けているときまたは会社が特に提出を求めたときに必要となります。

## 各種手続きの場合

項目		解約返戻金 契約者貸付	復活	契約内容の変更
請求書		●	● 請求書兼告知書	●
保険証券		○	○	○
印鑑証明書	保険契約者	○		○

項目		保険種類の変換	保険契約者の変更	保険金受取人 特約家族年金 受取人 年金受取人の変更
請求書		●	●	●
保険証券		○	○	○
印鑑証明書	保険契約者	○	○	○
備考				遺言の場合を除く

## 保険金等の支払方法の選択に関する特約・愛の割増年金特約の場合

項目		年金 (第1回)	年金 (第2回以降)	死亡一時金
請求書		●	●	●
保険証券		○		
年金証書			○	○
印鑑証明書	受取人	○	○	○
住民票	受取人			○
戸籍謄(抄)本	受取人	○	○	○
登記事項証明書	受取人	○	○	○
医師の診断書				●

- の書類は、支社・営業所に用意してあります。
- 会社は、上記以外の書類の提出を求めると、または提出書類の一部省略を認めることがあります。
- 受取人が法人の場合は、戸籍謄(抄)本に代えて登記簿謄本の提出をお願いします。
- 登記事項証明書は、補助・保佐・後見もしくは任意後見を受けているときまたは会社が特に提出を求めたときに必要となります。

## リビング・ニース特約およびナーシングケア特約の場合

項目		リビング・ニース特約 による保険金	ナーシングケア特約 による介護年金
請求書		●	●
保険証券		○	○
印鑑証明書	受取人	○	○
戸籍謄（抄）本	被保険者	○	○
	受取人	○	○
登記事項証明書	受取人	○	○
医師の診断書		●	●
介護保険被保険者証または 介護保険要介護・要支援等結果通知書			○
事故状況の報告書等		○ 災害のみ	○ 災害のみ

- ・●の書類は、支社・営業所に用意してあります。
- ・会社は、上記以外の書類の提出を求めると、または提出書類の一部省略を認めることがあります。
- ・医師による余命6か月以内の意見は、医師の診断書に記載していただきます。
- ・受取人が法人の場合は、戸籍謄（抄）本に代えて登記簿謄本の提出をお願いします。
- ・登記事項証明書は、補助・保佐・後見もしくは任意後見を受けているときまたは会社が特に提出を求めたときに必要となります。

## 指定代理請求特約による代理請求の場合

指定代理請求人により保険金等の請求を行う場合は、該当項目の請求書類に加えて以下の書類が必要となります。

項目	必要書類
指定代理請求人による保険金等の請求	○指定代理請求人の戸籍謄（抄）本 ○指定代理請求人にかかる登記事項証明書 ○指定代理請求人の印鑑証明書 ○指定代理請求人の住民票

指定代理請求人を変更指定または指定の撤回のお手続きには以下の書類が必要となります。

項目	必要書類
指定代理請求人の変更指定 または指定の撤回	●会社所定の請求書 ○保険契約者の印鑑証明書 ○保険証券 ○指定代理請求人の住民票（変更指定時のみ）

- ・●の書類は、支社・営業所に用意してあります。
- ・会社は、上記以外の書類の提出を求めると、または提出書類の一部省略を認めることがあります。
- ・登記事項証明書は、補助・保佐・後見もしくは任意後見を受けているときまたは会社が特に提出を求めたときに必要となります。

## 遺言による受取人の変更の場合

遺言による受取人の変更の場合は、該当項目の請求書類に加えて以下の書類が必要となります。

項 目	必要書類
遺言による受取人の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会社所定の請求書</li> <li>○被保険者の同意を証する書類</li> <li>○遺言書</li> <li>○保険契約者の相続人であることを証する書類</li> <li>○保険証券</li> </ul>

- ・●の書類は、支社・営業所に用意してあります。
- ・会社は、上記以外の書類の提出を求めること、または提出書類の一部省略を認めることがあります。

## 受取人による保険契約または特約の継続の場合

受取人による保険契約または特約の継続の場合は、以下の書類が必要となります。

項 目	必要書類
受取人による保険契約 または特約の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会社所定の請求書</li> <li>○保険契約者の同意を証する書類</li> <li>○保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類</li> <li>○債権者等に金銭を支払ったことを証する書類</li> </ul>

- ・●の書類は、支社・営業所に用意してあります。
- ・会社は、上記以外の書類の提出を求めること、または提出書類の一部省略を認めることがあります。





# 約款

## 変額保険（終身型）普通保険約款

### 目次

#### この保険の趣旨

#### 1 特別勘定

- 第1条 特別勘定
- 第2条 各特別勘定への繰入比率の指定、変更

#### 2 積立金

- 第3条 積立金
- 第4条 積立金の移転

#### 3 責任開始期

- 第5条 責任開始期

#### 4 保険金の支払

- 第6条 保険金額
- 第7条 変動保険金額
- 第8条 保険金の支払
- 第9条 生死不明その他の場合の取扱
- 第10条 戦争その他の変乱
- 第11条 保険金の請求、支払の手続

#### 5 保険料の払込免除

- 第12条 保険料の払込免除
- 第13条 保険料の払込を免除しない場合

#### 6 保険料の払込

- 第14条 保険料の払込
- 第15条 保険料の払込方法〈経路〉
- 第16条 保険料の前納

#### 7 猶予期間および保険契約の失効

- 第17条 猶予期間および保険契約の失効
- 第18条 猶予期間中に保険事故が発生した場合

#### 8 自動延長定期保険

- 第19条 自動延長定期保険

#### 9 保険契約の復活

- 第20条 保険契約の復活

#### 10 解約、解約返戻金および受取人による保険契約の存続

- 第21条 解約
- 第22条 解約返戻金
- 第23条 保険金の受取人による保険契約の存続

#### 11 契約内容の変更

- 第24条 基本保険金額の減額
- 第25条 定額払済保険への変更
- 第26条 定額延長定期保険への変更
- 第27条 変額払済保険への変更

#### 12 詐欺による取消、不法取得目的による無効

- 第28条 詐欺による取消
- 第29条 不法取得目的による無効

#### 13 告知義務および告知義務違反による解除

- 第30条 告知義務
- 第31条 告知義務違反による解除
- 第32条 告知義務違反による解除ができない場合

#### 14 重大事由による解除

- 第33条 重大事由による解除

#### 15 契約者貸付

- 第34条 契約者貸付

#### 16 保険金の受取人

- 第35条 保険金の分割割合
- 第36条 受取人の代表者
- 第37条 会社への通知による保険金受取人の変更、成年後見等の開始
- 第38条 遺言による保険金受取人の変更

#### 17 保険契約者

- 第39条 保険契約者の代表者
- 第40条 保険契約者の変更
- 第41条 保険契約者の住所変更、成年後見等の開始

#### 18 被保険者の業務変更等

- 第42条 被保険者の業務変更等

#### 19 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

- 第43条 契約年齢の計算
- 第44条 契約年齢および性別の誤りの処理

#### 20 契約者配当

- 第45条 契約者配当

- 21 時効  
第 46 条 時効
- 22 定額保険への変更  
第 47 条 定額保険への変更
- 23 管轄裁判所  
第 48 条 管轄裁判所
- 24 保険料一時払の契約に関する特則  
第 49 条 保険料一時払の契約に関する特則
- 25 他の個人保険への変換により締結された契約に関する特則  
第 50 条 他の個人保険への変換により締結された契約に関する特則  
第 51 条 他の個人保険への変換により締結された契約に付加された特約に関する特則
- 26 契約内容の登録  
第 52 条 契約内容の登録
- 27 保険料自動振替貸付特則  
第 53 条 保険料自動振替貸付特則

## 変額保険（終身型）普通保険約款

### この保険の趣旨

この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、保険金額を増減させる仕組の保険で、つぎの給付を主な内容とするものです。

#### (1) 死亡保険金

被保険者が死亡したときに支払います。なお、支払われる金額は、被保険者が死亡した時の保険金額とします。

#### (2) 高度障害保険金

被保険者が所定の高度障害状態に該当したときに支払います。なお、支払われる金額は、高度障害状態に該当した時の保険金額とします。

#### (3) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態に該当したときに、その後の保険料の払込を免除します。

## 1 特別勘定

### 第1条（特別勘定）

- 1 会社は、変額保険契約の資産を運用するために特別勘定を設定し、会社が別に定める運用方法に基づいて運用します。また、特別勘定で管理されている資産（以下、「特別勘定資産」といいます。）を、毎日会社の定める方法により評価します。
- 2 前項の特別勘定資産からの利益および損失は、他の勘定の資産の運用による利益および損失にかかわらず変額保険契約に割り当て、他の種類の保険契約に割り当ててことはありません。ただし、特別勘定資産中の他の勘定の持分に対応する利益および損失を除きます。
- 3 保険契約者は、特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。

### 第2条（各特別勘定への繰入比率の指定、変更）

- 1 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、保険料のうち特別勘定で運用される分の金額の各特別勘定への繰入比率を指定または変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の繰入比率の指定または変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 本条の繰入比率の指定または変更は、前項に定める書類を会社が受け付けた日の直後に到来する払込期月の契約応当日から効力を生じるものとします。

## 2 積立金

### 第3条（積立金）

積立金とは、特別勘定資産のうちこの保険契約にかかわる部分のことをいい、積立金額は、特別勘定資産の運用実績により増減します。

### 第4条（積立金の移転）

- 1 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、いつでも特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。
- 2 保険契約者が本条の積立金の移転を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 本条の積立金の移転は、前項に定める書類を会社が受け付けた日に効力を生じるものとします。

## 3 責任開始期

### 第5条（責任開始期）

- 1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
  - (1) 保険契約の申込を承諾した後に、第1回の保険料を受け取った場合  
……………第1回保険料を受け取った時
  - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合  
……………第1回保険料相当額を受け取った時、ただし、被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、そ

の告知の時

- 2 会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日を契約日とし、契約年齢および期間の計算は、この日を基準として行います。
- 3 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。
- 4 前項の保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。
  - (1) 会社名
  - (2) 保険契約者の氏名または名称
  - (3) 被保険者の氏名
  - (4) 保険金の受取人（普通保険約款または保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合を除きます。）の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
  - (5) 保険期間
  - (6) 基本保険金額
  - (7) 保険料およびその支払方法
  - (8) 契約日
  - (9) 保険証券の作成年月日
  - (10) 特約が付加されたときは、その特約について、第2号から第8号までに準ずる事項
- 5 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料または第1回保険料相当額（以下、本項において「第1回保険料等」といいます。）をつぎの各号のいずれかの方法により払い込んだ場合には、その払込方法に応じて、つぎのとおり第1回保険料等を受け取ったものとして、第1項の規定を適用します。
  - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法  
……………金融機関等の口座から第1回保険料等が振り替えられた日に第1回保険料等を受け取ったものとし  
ます。
  - (2) クレジットカードにより払い込む方法  
……………クレジットカードが有効であり、かつ第1回保険料等がその利用限度額の範囲内であることを会社が  
確認し、クレジットカードによる第1回保険料等の払込を会社が承諾した時に第1回保険料等を受け  
取ったものとしします。
  - (3) 会社の指定した金融機関等のキャッシュカード（以下、本号において「カード」といいます。）を、会社所定の端  
末機（以下、本号において「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力すること  
により保険料を払い込む方法（以下、本号において「デビットカード取引」といいます。）  
……………端末機に口座引落確認を表す電文が表示され、デビットカード取引による第1回保険料等の払込を会  
社が承諾した時に第1回保険料等を受け取ったものとしします。

## 4 保険金の支払

### 第6条（保険金額）

- 1 保険金額は、保険契約の締結または保険金額の減額（第24条）の際、保険契約者の申し出によって定めた保険金（以下、「基本保険金」といいます。）の額と、保険金の支払事由が発生した日の属する月の変動保険金額（第7条）の合計額とします。ただし、変動保険金額が負の場合には、基本保険金額とします。
- 2 会社は、年単位の契約応当日の前項に定める保険金額を保険契約者に通知します。

### 第7条（変動保険金額）

- 1 会社は、有効に継続している保険契約について、月単位の契約応当日（以下、本条において「計算日」といいます。）ごとに、その日の属する月の変動保険金額を会社の定める計算方法により計算します。
- 2 会社は、つぎの第1号の金額から第2号の金額を差し引いた金額により変動保険金額を計算します。
  - (1) 計算日の前日までに払い込むべき保険料が払い込まれたものとして計算されたその前日末における積立金額
  - (2) その計算日の前日末における基本保険金額を支払うために必要な金額
- 3 前項第1号の金額から第2号の金額を差し引いた値が負となる場合には、変動保険金額は、負となります。

### 第8条（保険金の支払）

- 1 この保険契約において支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。）以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として高度障害状態（別表1）になったとき（この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）	死亡保険金額と同額	被保険者

- 2 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免責事由
死亡保険金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期（以下、「復活日」といいます。）以下、同じとします。）の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
高度障害保険金	保険契約者または被保険者の故意により、被保険者が、高度障害状態（別表1）になったとき

#### 第9条（生死不明その他の場合の取扱）

- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- 会社が、被保険者の高度障害状態（別表1）を認めて、高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態に該当した時から消滅したものとします。
- 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 前条第2項の規定にかかわらず、自殺により被保険者が死亡した場合に、会社が認めたときには、会社の定める取扱範囲内で、死亡保険金の一部または全部につき支払うことがあります。
- 死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
- 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わないときは、会社は、被保険者が死亡した日の積立金（前2項に該当する場合には、支払われない保険金部分の積立金）を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が、故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金を支払わない場合には、積立金その他の返戻金の払戻はありません。
- 保険金を支払うときに第34条（契約者貸付）の規定による契約者貸付があるときは、会社は、保険金からその元利金を差し引きます。
- 被保険者が責任開始期の属する日から契約日前日までの間に死亡保険金または高度障害保険金の支払事由に該当しかつその保険金が支払われることとなった場合には、会社は、責任開始期の属する日を契約日とみなして、基本保険金額をその保険金受取人に支払います。この場合、契約年齢および保険料払込期間はその日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば保険金とともに支払い、不足分があれば保険金から差し引きます。
- 前条第1項の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、責任開始期以後に高度障害保険金の支払事由に該当した場合は、つぎのとおりとします。
  - 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断ま

たは人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は高度障害保険金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

#### 第10条（戦争その他の変乱）

被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表1）になった場合に、その原因によって死亡し、または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、積立金相当額を下まわることはありません。

#### 第11条（保険金の請求、支払の手続）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、会社所定の書類（別表4）を提出して、保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときに、会社所定の取扱条件を満たす場合には、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき、前項に定める提出書類の一部または全部を省略して請求することができます。
- 4 保険金は、書類到着日（請求に必要な書類が会社に到着した日をいいます。以下、本条において同じとします。）の翌日からその日を含めて計算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、書類到着日の翌日からその日を含めて計算して25日を経過する日とします。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被保険者の死亡または高度障害状態（別表1）に該当する事実の有無
(2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第33条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

- 6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、書類到着日の翌日からその日を含めて計算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

- 7 前2項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 8 第4項から第6項までに定める期限をこえて保険金を支払う場合には、第4項から第6項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金を支払います。
- 9 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

## 5 保険料の払込免除

### 第12条（保険料の払込免除）

- 1 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3）に該当したときは、会社は、つぎの払込期月以降の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。
- 2 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
- 3 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第24条（基本保険金額の減額）、第25条（定額払済保険への変更）、第26条（定額延長定期保険への変更）および第27条（変額払済保険への変更）は適用しません。
- 4 保険契約者または被保険者は、保険料の払込の免除事由が発生したときには、直ちに会社に通知してください。
- 5 保険契約者は、保険料の払込の免除事由が発生したときには、すみやかに会社所定の書類（別表4）を、会社に提出して保険料の払込の免除を請求してください。
- 6 第9条（生死不明その他の場合の取扱）第9項および前条第4項から第9項までの規定は、本条の場合に準用します。

### 第13条（保険料の払込を免除しない場合）

- 1 被保険者が、つぎの各号のいずれかにより前条第1項の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
  - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
  - (2) 被保険者の犯罪行為によるとき
  - (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
  - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
  - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
  - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 2 被保険者が、つぎのいずれかにより身体障害の状態（別表3）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の払込を免除しないことがあります。
  - (1) 地震、噴火または津波によるとき
  - (2) 戦争その他の変乱によるとき

## 6 保険料の払込

### 第14条（保険料の払込）

- 1 第2回以後の保険料は、払込期間中、被保険者が生存している間、毎回第15条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める方法にしたがって、月払、年払または半年払の金額を払込期月内に払い込んでください。
- 2 前項の払込期月は、払込方法〈回数〉に応じて、つぎのとおりとします。
  - (1) 月払契約の場合  
……………月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで



(2) 年払契約または半年払契約の場合

……………年単位または半年単位の契約当日の属する月の初日から末日まで

- 3 第1項の保険料が払込期月の契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。
- 4 年払契約または半年払契約の場合、保険契約が消滅したとき（ただし、保険金を支払い消滅したときを除きます。）または保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、会社の定める計算方法により計算した金額を保険契約者に払い戻すことがあります。
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約当日以後末日までに保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。
- 6 第1項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
- 7 前項の場合、未払込保険料については、第17条（猶予期間および保険契約の失効）第2項の規定を準用します。
- 8 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
- 9 保険契約者が前項の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。

#### 第15条（保険料の払込方法（経路））

- 1 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
  - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
  - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
  - (3) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
  - (4) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約または特別団体取扱契約が締結されている場合に限り、）
  - (5) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
- 2 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項各号の保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
- 3 第1項の規定により選択された保険料の払込方法（経路）が会社の定める取扱範囲をこえたときまたは会社の定める取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 4 第1項第5号による場合、会社は、クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用限度額の範囲内であることを確認し、カード会社に保険料を請求します。この場合、その保険料は、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。

#### 第16条（保険料の前納）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、会社の定める取扱範囲内で、将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には、会社所定の利率で割り引きます。
- 2 前項の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、払込期月の契約当日ごとに保険料の払込に充当します。
- 3 保険料前納金のうち払込期月が到来していない分の金額については、特別勘定による運用はしません。
- 4 保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、保険料前納金の残額を、保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。

### 7 猶予期間および保険契約の失効

#### 第17条（猶予期間および保険契約の失効）

- 1 第2回以後の保険料の払込については、保険料払込期月の翌月初日から末日までを猶予期間とします。
- 2 保険料が払い込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険契約は、第19条（自動延長定期保険）に定める自動延長定期保険に変更される場合を除き、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、猶予期間の満了時の解約返戻金を請求することができます。

#### 第18条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 1 猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を、保険金から差し引きます。

- 2 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

## 8 自動延長定期保険

### 第 19 条（自動延長定期保険）

- 1 会社は、猶予期間中に保険料が払い込まれない場合でも、この保険契約に解約返戻金（第 34 条（契約者貸付）の規定による契約者貸付があるときは、その元利金を差し引いた残額）があるときで、会社所定の取扱条件を満たす場合は、保険料払込期間中であれば、次回以後の保険料の払込を中止して、自動的に保険金額を定額とするつぎの各号に定める内容の保険料払込済の定期保険（以下、「自動延長定期保険」といいます。）に変更します。この場合、自動延長定期保険は猶予期間の満了日の翌日から効力を生じるものとし、この日を自動延長定期保険への変更日といいます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申し出があった場合には、この取扱をしません。
  - (1) 保険金額は、猶予期間満了時の保険金額（第 34 条（契約者貸付）の規定による契約者貸付があるときは、その元利金を差し引いた残額）とします。
  - (2) 保険期間は、猶予期間満了時の解約返戻金（第 34 条（契約者貸付）の規定による契約者貸付があるときは、その元利金を差し引いた残額）によって定めます。
  - (3) 前号の保険期間が原保険契約の残余保険料払込期間をこえるときは、これをその残余保険料払込期間までとし、自動延長定期保険と保険期間を同じくする定額の生存給付金を付加します。この場合、被保険者が保険期間の満了時に生存していたときは、生存給付金を保険契約者に支払います。
- 2 自動延長定期保険に変更されたときは、保険契約者に通知します。
- 3 自動延長定期保険に変更後は、特別勘定による運用はしません。
- 4 第 9 条（生死不明その他の場合の取扱）第 6 項の規定は、本条の場合に適用します。この場合、「積立金」は「責任準備金」と読み替えます。
- 5 保険契約者は将来に向かってこの自動延長定期保険を解約することができます。この場合の解約返戻金は、その保険契約の経過年月数により、会社の定める方法によって計算した解約返戻金とします。
- 6 変更後の保険期間が会社の定める保険期間に満たない場合には、自動延長定期保険への変更は取り扱いません。
- 7 自動延長定期保険に変更した場合には、契約者貸付は取り扱いません。
- 8 自動延長定期保険への変更日から 5 か月以内かつ自動延長定期保険の保険期間内に保険契約者からつぎの申し出があったときは、会社は、自動延長定期保険への変更を行わなかったものとして、その申し出による取扱をします。この場合、第 2 号および第 3 号の申し出については、猶予期間満了時にその請求があったものとして取り扱います。
  - (1) すでに到来している払込期月の未払込保険料および会社所定の利率による延滞利息の支払
  - (2) 保険契約の解約
  - (3) 定額払済保険への変更
- 9 第 1 項の規定にかかわらず、この保険契約に特別条件付保険特約を付加した場合で、特別保険料払込中または保険金削減期間中は、会社は、自動延長定期保険への変更を取り扱いません。

## 9 保険契約の復活

### 第 20 条（保険契約の復活）

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて 5 か月以内ならば、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した場合には、保険契約を復活することはできません。
- 2 保険契約を復活する際の保険金額は、延滞保険料が払い込まれたものとして計算した基本保険金額と変動保険金額の合計額とします。
- 3 保険契約者が、本条の復活を請求するときは、会社所定の書類（別表 4）を、会社に提出してください。
- 4 会社が保険契約の復活を承諾したときは、保険契約者は会社の指定した期日までに、延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。また、第 34 条（契約者貸付）第 5 項の規定によって効力を失った保険契約を復活させる場合には、別に貸付元利金の全部を払い込んでください。
- 5 第 5 条（責任開始期）第 1 項および第 3 項の規定は、「申込」は「復活」と、「第 1 回の保険料」、「第 1 回保険料」および「第 1 回保険料相当額」は「延滞保険料」と読み替え、本条の場合に適用します。
- 6 本条の規定により保険契約を復活した場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。

## 10 解約、解約返戻金および受取人による保険契約の存続

### 第21条（解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

### 第22条（解約返戻金）

- 1 会社は、保険証券を交付する際に、経過年数に応じて計算した解約返戻金額を保険契約者に通知します。
- 2 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第11条（保険金の請求、支払の手続）第4項の規定を準用します。
- 3 会社は、前項の規定にかかわらず、解約返戻金の支払がこの保険の資産の運用に及ぼす影響が大きいと認めるときは、最長6か月の範囲内で、解約返戻金の支払を延期することができます。この場合、解約返戻金に会社所定の利率で計算した利息を付して支払います。

### 第23条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の規定により解約の効力が生じたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金（保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むもの）とします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

## 11 契約内容の変更

### 第24条（基本保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、いつでも、会社の定める取扱範囲内で、基本保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で変動保険金額も減額されたものとします。
- 3 会社は、変動保険金額のみの減額は取り扱いません。
- 4 保険金額の減額部分は、解約したものとして取り扱います。
- 5 保険契約者が本条の減額を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。この書類を会社が受け付けた日を、減額の効力発生日とします。
- 6 保険金額を減額した場合に、第34条（契約者貸付）に定める契約者貸付があるときは、この場合の解約返戻金をその元利金の返済にあてます。

### 第25条（定額払済保険への変更）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、有効に継続している保険契約について、保険料払込期間中であれば、次回以後の保険料の払込を中止して、保険金額を定額とし、保険料払込済の終身保険（以下、「定額払済保険」といいます。）に変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。この場合、定額払済保険は、この書類を会社が受け付けた日から効力を生じるものとし、この日を定額払済保険への変更日とします。
- 3 定額払済保険金額は、定額払済保険への変更日の解約返戻金（第34条（契約者貸付）の規定による契約者貸付があるときは、その元利金を差し引いた残額）を充当して新たに定めます。
- 4 前項の場合、変更後の定額払済保険金額が会社の定める保険金額に満たないときは、定額払済保険への変更を取り扱いません。

- 5 定額払済保険に変更後は、特別勘定による運用はしません。
- 6 保険契約者は、定額払済保険に変更後であっても、解約返戻金がある場合には、契約者貸付を受けることができます。
- 7 保険契約者は将来に向かってこの定額払済保険を解約することができます。この場合の解約返戻金は、その保険契約の経過年数により、会社の定める方法によって計算した金額とします。
- 8 被保険者が、定額払済保険への変更日以後その変更日の属する月の末日までの間につきの各号の事由に該当したときは、会社は、定額払済保険への変更請求がなかったものとして取り扱います。ただし、第19条（自動延長定期保険）第8項第3号の規定により定額払済保険へ変更した場合を除きます。
  - (1) 被保険者が死亡したとき
  - (2) 被保険者が高度障害状態（別表1）に該当した場合で、高度障害保険金が支払われるとき
  - (3) 被保険者が身体障害の状態（別表3）に該当した場合で、保険料の払込が免除されるとき
- 9 第19条（自動延長定期保険）第4項の規定は、本条の場合に準用します。

#### 第26条（定額延長定期保険への変更）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、有効に継続している保険契約について、保険料払込期間中であれば、次回以後の保険料の払込を中止して、保険金額を定額とする保険料払込済の定期保険（以下、「定額延長定期保険」といいます。）に変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。この場合、定額延長定期保険は、この書類を会社が受け付けた日から効力を生じるものとし、この日を定額延長定期保険への変更日とします。
- 3 定額延長定期保険金額は、定額延長定期保険への変更日の原保険契約の保険金額（第34条（契約者貸付）の規定による契約者貸付があるときは、その元利金を差し引いた残額）とします。
- 4 定額延長定期保険の保険期間は、定額延長定期保険への変更日の解約返戻金（第34条（契約者貸付）の規定による契約者貸付があるときは、その元利金を差し引いた残額）を充当して新たに定めます。
- 5 前項の保険期間が原保険契約の残余保険料払込期間をこえるときは、これをその残余保険料払込期間までとし、定額延長定期保険と保険期間を同じくする定額の生存給付金を付加します。この場合、被保険者が保険期間満了時に生存していたときは、生存給付金を保険契約者に支払います。
- 6 第4項の場合、変更後の保険期間が会社の定める保険期間に満たないときは、定額延長定期保険への変更を取り扱いません。
- 7 定額延長定期保険に変更した場合には、契約者貸付は取り扱いません。
- 8 被保険者が、定額延長定期保険への変更日以後その変更日の属する月の末日までの間につきの各号の事由に該当したときは、会社は、定額延長定期保険への変更請求がなかったものとして取り扱います。
  - (1) 被保険者が死亡したとき
  - (2) 被保険者が高度障害状態（別表1）に該当した場合で、高度障害保険金が支払われるとき
  - (3) 被保険者が身体障害の状態（別表3）に該当した場合で、保険料の払込が免除されるとき
- 9 第19条（自動延長定期保険）第3項、第4項および第5項の規定は、本条の場合に準用します。この場合、「自動延長定期保険」は「定額延長定期保険」と読み替えます。

#### 第27条（変額払済保険への変更）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、有効に継続している保険契約について、保険料払込期間中であれば、次回以後の保険料の払込を中止して、保険金額を変額とし、保険料払込済の終身保険（以下、「変額払済保険」といいます。）に変更することができます。ただし、第34条（契約者貸付）の規定による契約者貸付があるときは変額払済保険への変更を取り扱いません。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。この場合、変額払済保険は、この書類を会社が受け付けた日から効力を生じるものとし、この日を変額払済保険への変更日とします。
- 3 基本変額払済保険金額は、変額払済保険への変更日の前日末における予定利率に基づいて計算された解約返戻金額（特約が付加されている場合は特約の解約返戻金を含みます。）を基準として新たに定めます。この場合、第7条（変動保険金額）に規定する変動保険金額は、同条第1項の規定にかかわらず、会社の定める計算方法により計算された額を変額払済保険に引き継ぐものとします。
- 4 前項の場合、変更後の基本変額払済保険金額が会社の定める保険金額に満たないときは、変額払済保険への変更を取り扱いません。
- 5 変額払済保険に変更後も、特別勘定による運用を行います。
- 6 保険契約者は、変額払済保険に変更後であっても、解約返戻金がある場合には、契約者貸付を受けることができます。

- 7 保険契約者は将来に向かってこの変額払済保険を解約することができます。この場合の解約返戻金は、第22条（解約返戻金）の規定を準用します。
- 8 被保険者が、変額払済保険への変更日以後その変更日の属する月の末日までの間につきの各号の事由に該当したときは、会社は、変額払済保険への変更請求がなかったものとして取り扱います。
- (1) 被保険者が死亡したとき
  - (2) 被保険者が高度障害状態（別表1）に該当した場合で、高度障害保険金が支払われるとき
  - (3) 被保険者が身体障害の状態（別表3）に該当した場合で、保険料の払込が免除されるとき
- 9 第9条（生死不明その他の場合の取扱）第6項の規定は、本条の場合に準用します。

## 12 詐欺による取消、不法取得目的による無効

### 第28条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

### 第29条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 13 告知義務および告知義務違反による解除

### 第30条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結または復活の際、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面（会社の定める情報端末を用いた場合は、表示された告知画面。以下、本条において同じとします。）で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

### 第31条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が、保険契約の解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込の免除を行います。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 5 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡し、または高度障害状態（別表1）に該当した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の第19条（自動延長定期保険）第5項、第22条（解約返戻金）、第25条（定額払済保険への変更）第7項、第26条（定額延長定期保険への変更）第9項または第27条（変額払済保険への変更）第7項の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。

### 第32条（告知義務違反による解除ができない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
  - (1) 保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
  - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第30条（告知義務）の規定による告知をすることを妨げたとき

- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第30条(告知義務)の規定による告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 解除の原因となる事実を、会社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) 保険契約が、責任開始の日(復活の場合には、復活日とします。以下、本号において同じとします。)からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき、ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第2号および第3号については、保険契約者または被保険者が、第30条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項に対して、保険媒介者の行為がなかったとしても、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

## 14 重大事由による解除

### 第33条(重大事由による解除)

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
  - (2) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人がこの保険契約の高度障害保険金(保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的もしくは他人に高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
  - (3) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
    - ① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号に掲げる事由と同等の事由がある場合
  - (6) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由による保険金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡し、または高度障害状態(別表1)に該当した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の第19条(自動延長定期保険)第5項、第22条(解約返戻金)、第25条(定額払済保険への変更)第7項、第26条(定額延長定期保険への変更)第9項または第27条(変額払済保険への変更)第7項の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

## 15 契約者貸付

### 第34条 (契約者貸付)

- 1 保険契約者は、解約返戻金の9割(本条の貸付があるときは、その元利金を差し引いた残額)の範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金が、会社所定の金額に満たない場合には、本条の貸付は取り扱いません。
- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。
- 3 本条の貸付を行った場合、その貸付金に相当する積立金については、特別勘定の運用実績にかかわらず別に会社の定める計算方法により計算します。
- 4 本条の貸付の元利合計額が解約返戻金額をこえたときは、保険契約者は、会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 5 会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日(以下、本項において「期日」といいます。)までに、会社所定の金額の払込が行われず、かつ、期日における本条の貸付の元利金が期日における解約返戻金をこえている場合には、保険契約は、期日の翌日から効力を失います。
- 6 保険契約者は、保険期間中いつでも、本条の貸付の元利金の全部または一部を返済することができます。
- 7 保険契約が消滅したとき、保険金額を減額したとき、または契約年齢もしくは性別の誤りの処理が行われたときは、支払うべき金額から、自動延長定期保険への変更(第19条)、定額払済保険への変更(第25条)もしくは定額延長定期保険への変更(第26条)をしたときは解約返戻金額から、本条の貸付の元利金を差し引きます。
- 8 この保険契約が、第19条(自動延長定期保険)または第26条(定額延長定期保険への変更)の規定により、自動延長定期保険または定額延長定期保険に変更された場合には、本条の適用はしません。
- 9 会社は、第1項の規定にかかわらず、貸付金の支払がこの保険の資産の運用に及ぼす影響が大きいと認めたときは、最長6か月の範囲内で、貸付を行わないことがあります。
- 10 保険契約者が本条の貸付を受けるときは、会社所定の書類(別表4)を、会社に提出してください。

## 16 保険金の受取人

### 第35条 (保険金の分割割合)

保険金の受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合(各受取人の受取分)を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、平等の割合として取り扱います。

### 第36条 (受取人の代表者)

- 1 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

### 第37条 (会社への通知による保険金受取人の変更、成年後見等の開始)

- 1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 保険契約者は、高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- 3 前項の高度障害保険金の受取人について、保険契約者および死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)が法人の場合には、前項および第8条(保険金の支払)第1項の規定にかかわらず、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、被保険者の代わりに、高度障害保険金の受取人を、保険契約者に変更することができます。ただし、本項の規定による高度障害保険金の受取人の変更を行った保険契約者が、死亡保険金の一部の受取人である場合には、その受取割合と同じ割合において、高度障害保険金の受取人が、保険契約者に変更されたものとします。
- 4 この保険契約にリビング・ニーズ特約または介護前払特約(以下、本条において「リビング・ニーズ特約等」といいます。)が付加されている場合には、前項の規定による高度障害保険金の受取人の変更と同時に、リビング・ニーズ特約等の保険金または年金の受取人も、保険契約者に変更されるものとします。この場合、リビング・ニーズ特約等の保険金または年金の受取人について、前項ただし書きが準用されるものとします。
- 5 死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 6 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

- 7 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 8 第1項または第3項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 9 第1項または第3項の規定により保険金の受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
- 10 第1項または第3項の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 11 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 12 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

#### 第38条（遺言による保険金受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 本条の場合、前条第2項および第5項から第9項の規定を準用します。

## 17 保険契約者

#### 第39条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

#### 第40条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 本条の承継をしたときは、保険証券に表示します。

#### 第41条（保険契約者の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。
- 3 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 4 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

## 18 被保険者の業務変更等

#### 第42条（被保険者の業務変更等）

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこの場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。



## 19 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

### 第 43 条（契約年齢の計算）

被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

### 第 44 条（契約年齢および性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（会社の定める情報端末を用いた場合は、表示された申込画面。以下、本条において同じとします。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合はつぎのとおりとします。
  - (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、会社の定める取扱範囲内で、契約内容を変更して取り扱うことができる場合には、次号の規定を適用します。
  - (2) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲内であったときは、会社の定める取扱方法で契約内容を更正し、すでに払い込まれた保険料の過不足を授受します。ただし、すでに保険金、給付金または年金等の支払事由が発生しているときは、保険料の過不足を支払金額と精算します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を更正し、すでに払い込んだ保険料の過不足を授受します。ただし、すでに保険金、給付金または年金等の支払事由の発生しているときは過不足を支払金額と精算します。

## 20 契約者配当

### 第 45 条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

## 21 時効

### 第 46 条（時効）

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

## 22 定額保険への変更

### 第 47 条（定額保険への変更）

- 1 保険契約者は、有効に継続している保険契約について、契約日から起算して3か月以内であれば、この保険契約を保険金額が定額の会社の定める他の保険種類（以下、本条において「定額保険」といいます。）に変更することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、この保険契約が第 24 条（基本保険金額の減額）の規定により、基本保険金額が減額された場合には、定額保険への変更は取り扱いません。
- 3 変更後の定額保険の保険金額は、変額保険（終身型）の基本保険金額と同額とします。
- 4 変更後の定額保険の契約日は、変額保険（終身型）の契約日と同じとし、この日を被保険者の契約年齢の計算、その他変更後の定額保険の期間の計算の起算日とします。
- 5 定額保険に変更する場合は、保険料を改め、すでに払い込まれた保険料については、その差額を清算します。
- 6 変更後の定額保険については、該当する定額保険の普通保険約款（特約付の場合は、特約条項も含みます。）によるものとします。
- 7 保険契約者が本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表 4）を、会社に提出してください。定額保険は、この書類を会社が受け付けた日から効力を生じるものとします。

## 23 管轄裁判所

### 第 48 条（管轄裁判所）

- 1 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者として）の住所地と同一都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄の支社）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2 この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

## 24 保険料一時払の契約に関する特則

### 第49条（保険料一時払の契約に関する特則）

- 1 保険料一時払の契約については、第12条（保険料の払込免除）、第13条（保険料の払込を免除しない場合）、第14条（保険料の払込）、第15条（保険料の払込方法〈経路〉）、第16条（保険料の前納）、第17条（猶予期間および保険契約の失効）、第18条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）、第19条（自動延長定期保険）、第25条（定額払済保険への変更）、第26条（定額延長定期保険への変更）および第27条（変額払済保険への変更）の規定は適用しません。
- 2 保険料一時払の契約のときは、第5条（責任開始期）の規定中、「第1回保険料」は「一時払保険料」と読み替えます。
- 3 変額保険（有期型）普通保険約款第48条（変額保険・一時払への変更）の規定により変更された一時払契約の場合、第5条（責任開始期）第2項の規定にかかわらず、契約日は責任を開始する日とし、第9条（生死不明その他の場合の取扱）第8項の規定は適用しません。

## 25 他の個人保険への変換により締結された契約に関する特則

### 第50条（他の個人保険への変換により締結された契約に関する特則）

- 1 この保険契約が他の個人保険への変換により締結された場合には、つぎの各号に定めるところによるものとします。
  - (1) 第8条（保険金の支払）第2項の規定にかかわらず、自殺により被保険者が死亡したことは、この保険契約の死亡保険金の免責事由に当たらないものとします。
  - (2) 第8条（保険金の支払）第1項の規定にかかわらず、被保険者が、この保険契約に変換された保険契約または特約（その一部が変換された場合にはその変換された部分を指すものとし、以下、「被変換契約」といいます。）の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、かつこの保険契約の責任開始期以後、被変換契約の保険期間満了前に、高度障害状態（別表1）になったとき（この場合、被変換契約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に被変換契約の責任開始期以後の傷害または疾病（すでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りません。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）は、この保険契約の高度障害保険金の支払事由に該当するものとします。ただし、被変換契約の保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、この保険契約の高度障害保険金の支払事由に該当しない場合においては、被変換契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、被変換契約の保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態（別表1）になったものとして、この保険契約の高度障害保険金を支払います。
- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者が、前項に定めるところにより死亡または高度障害状態（別表1）に該当する前に、この保険契約の復活または復旧が行われていた場合には、前項の規定は適用されないものとします。

### 第51条（他の個人保険への変換により締結された契約に付加された特約に関する特則）

- 1 この保険契約が、他の個人保険への変換により締結された場合（この保険契約に変換された保険契約の全部を被変換契約とした場合に限りません。）において、その締結時にこの保険契約に付加された特約（以下、「変換時付加特約」といいます。）については、つぎの各号に定めるところによるものとします。
  - (1) 各特約条項の規定にかかわらず、変換時付加特約の特約死亡保険金（家族収入特約または解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)については、特約家族年金の現価）のうち、被変換契約に付加されており、かつ被変換契約のこの保険契約の締結のための変換に伴って消滅した特約（以下、「被変換契約付加特約」といいます。）の変換日における特約死亡保険金額（家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)、米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型)またはユーロ建家族収入特約(高度障害療養加算型)については、特約家族年金の現価）をこえない部分については、自殺により被保険者（本条において、変換時付加特約の被保険者を指すものとし、）が死亡したことは、変換時付加特約の特約死亡保険金（家族収入特約または解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)については、特約家族年金。以下、同じとします。）の免責事由に当たらないものとします。
  - (2) 各特約条項の規定にかかわらず、変換時付加特約の災害死亡保険金のうち、被変換契約付加特約の変換日における災害死亡保険金額をこえない部分については、つぎのいずれかを直接の原因として、かつ変換時付加特約の責任開始期以後その保険期間中、被変換契約付加特約の特約保険期間満了前に、被保険者が死亡したときは、変換時付加特約の災害死亡保険金の支払事由に該当するものとします。
    - ア. 被変換契約付加特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限りません。）
    - イ. 被変換契約付加特約の責任開始期以後に発病した感染症（別表10）
- (3) 各特約条項の規定にかかわらず、変換時付加特約の特約高度障害保険金（家族収入特約または解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)については、特約高度障害年金の現価）のうち、被変換契約付加特約の変換日に

おける特約高度障害保険金額（家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)、米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型)またはユーロ建家族収入特約(高度障害療養加算型)については、特約高度障害年金額の現価）をこえない部分については、被保険者が、被変換契約付加特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、かつ変換時付加特約の責任開始期以後その保険期間中、被変換契約の保険期間満了前に、高度障害状態（別表1）になったとき（この場合、被変換契約付加特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に被変換契約付加特約の責任開始期以後の傷害または疾病（すでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）は、変換時付加特約の特約高度障害保険金（家族収入特約または解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)については、特約高度障害年金。以下、同じとします。）の支払事由に該当するものとします。ただし、被変換契約付加特約（変換時付加特約の特約保険期間満了日が被変換契約付加特約の特約保険期間満了日より早く到来した場合は、変換時付加特約。以下、本号において同じとします。）の特約保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、変換時付加特約の特約高度障害保険金の支払事由に該当しない場合においては、被変換契約付加特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、被変換契約付加特約の特約保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態になったものとして、変換時付加特約の特約高度障害保険金を支払います。

- (4) 各特約条項の規定にかかわらず、変換時付加特約の災害高度障害保険金または傷害特約条項、配偶者傷害特約条項もしくは子供傷害特約条項（以下、「傷害特約等」といいます。）の災害死亡保険金・障害給付金の支払に関する規定に定めるところによりかつ傷害特約条項等附則1の第1級の身体障害状態（以下、「第1級身体障害状態」といいます。）に該当したことによる障害給付金（以下、「第1級障害給付金」といいます。）のうち、被変換契約付加特約の変換日における災害高度障害保険金額または第1級障害給付金額をこえない部分については、つぎのいずれかを直接の原因として、かつ変換時付加特約の責任開始期以後その保険期間中、被変換契約付加特約の特約保険期間満了前に、被保険者が高度障害状態（別表1）または第1級身体障害状態（以下、「高度障害状態等」といいます。）に該当したとき（この場合、被変換契約付加特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に被変換契約付加特約の責任開始期以後の傷害または疾病（すでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態等に該当したときを含みます。）は、変換時付加特約の災害高度障害保険金または第1級障害給付金（以下、「災害高度障害保険金等」といいます。）の支払事由に該当するものとします。ただし、被変換契約付加特約（変換時付加特約の特約保険期間満了日が被変換契約付加特約の特約保険期間満了日より早く到来した場合は、変換時付加特約。以下、本号において同じとします。）の特約保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、変換時付加特約の災害高度障害保険金等の支払事由に該当しない場合においては、被変換契約付加特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、被変換契約付加特約の特約保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態等になったものとして、変換時付加特約の災害高度障害保険金等を支払います。
- ア. 被変換契約付加特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内に高度障害状態等に該当した場合に限ります。）
- イ. 被変換契約付加特約の責任開始期以後に発病した感染症（別表10）。ただし、第1級障害給付金については、本イ.の適用はありません。
- (5) 各特約条項の規定にかかわらず、変換時付加特約の特約死亡保険金、災害死亡保険金、特約高度障害保険金または災害高度障害保険金等のうち、変換時付加特約に対応する被変換契約付加特約の対応する保険金額または給付金額をこえない部分については、変換時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により解除されることはないものとします。ただし、被変換契約付加特約が、被変換契約の保険契約者または被保険者の告知義務違反により解除されるべきときは、この限りではありません。
- (6) 各特約条項の規定にかかわらず、被変換契約付加特約ががん入院特約（無解約返戻金型がん入院特約を含みます。）または無解約返戻金型三大疾病入院特約であり、かつ、変換時付加特約に同じ特約がある場合、被変換契約付加特約の入院給付金日額をこえない部分にかかる変換時付加特約のがんを原因とする給付の責任開始期は、変換時付加特約の保険期間の始期とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、被変換契約付加特約が通減定期保険特約、家族収入特約、通増定期保険特約、新通増定期保険特約、無解約返戻金型通減定期保険特約、解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)、米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型)またはユーロ建家族収入特約(高度障害療養加算型)である場合には、前項の規定により支払われる金額および前項第5号本文に定める解除されることのない部分は、被変換契約付加特約が消滅することなく有効に継続していたとして支払われるべき金額を限度とします。
- 3 各特約条項の規定にかかわらず、前2項の規定により、変換時付加特約の特約死亡保険金、災害死亡保険金、特約

高度障害保険金または災害高度障害保険金等（以下、「変換時付加特約の保険金等」といいます。）の一部が支払われた場合には、変換時付加特約は消滅するものとし、変換時付加特約の保険金等の支払われなかった部分に対応する責任準備金を支払います。

- 4 第1項の規定にかかわらず、第1項に定めるところにより被保険者が死亡もしくは高度障害状態等に該当する前に、または変換時付加特約が告知義務違反により解除されるべきものとされる前に、変換時付加特約の復活または復旧が行われていた場合には、前項の規定は適用されないものとします。
- 5 被変換契約付加特約と変換時付加特約の取扱通貨が異なる場合、第1項および第2項の金額は、変換を申し込む日の属する月の前月末日における会社所定の換算レートを用いて、会社の定める方法により換算した金額とします。

## 26 契約内容の登録

### 第52条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
  - (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
  - (2) 死亡保険金の金額
  - (3) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日とします。以下、第2項において同じとします。）
  - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

## 27 保険料自動振替貸付特則

### 第53条（保険料自動振替貸付特則）

- 1 この特則は、保険契約の締結の際、保険契約者の申し出によって主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の契約日以後、保険契約者からの申し出により、この特則を付加することができます。ただし、保険料の払込がないまま猶予期間が満了し、自動延長定期保険に変更された後または保険契約が失効した後は、取扱いません。
- 3 前項の規定によって、この特則を付加した場合、前項に定める保険契約者からの申し出に会社が承諾をした日の属する月からこの特則を適用します。

- 4 この特則が適用されている保険契約については、保険料が払い込まれないまま猶予期間が過ぎた場合でも、払い込むべき保険料とその利息の合計額が猶予期間満了日における主契約の解約返戻金額（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付および契約者貸付の元利金を差し引いた残額）をこえない間は、保険契約者の申し出がなくても、会社は、自動的に保険料相当額を貸し付けて保険料の払込に充当し保険契約を有効に継続させます。
- 5 付加されている特約の保険料が払い込まれないまま猶予期間が過ぎた場合で、主契約について前項の規定が適用される場合は、その主契約の保険料と特約の保険料の合計額について、前項の規定を準用します。
- 6 本条の貸付金は猶予期間の満了日に貸し付けたものとし、その利息は年8%以下の会社所定の利率で計算し、年単位の契約応当日ごとに元金に繰り入れます。
- 7 保険契約者は、いつでも、本条の貸付の元利金を返済することができます。ただし、保険契約が消滅したとき、保険金額を減額したときまたは契約年齢もしくは性別の誤りの処理が行われたときは支払金額から、定額払済保険または定額延長定期保険へ変更するときは解約返戻金額から、本条の貸付の元利金を差し引きます。
- 8 この特則を適用した場合は、第9条（生死不明その他の場合の取扱）第7項、第24条（基本保険金額の減額）第6項、第25条（定額払済保険への変更）第3項、第26条（定額延長定期保険への変更）第3項および第4項、ならびに第27条（変額払済保険への変更）第1項中「第34条（契約者貸付）の規定による契約者貸付」を「第34条（契約者貸付）または第53条（保険料自動振替貸付特則）の規定による貸付」に、第17条（猶予期間および保険契約の失効）第2項中「自動延長定期保険に変更される場合」を「自動延長定期保険に変更される場合または第53条（保険料自動振替貸付特則）に定める取扱を行う場合」に、第19条（自動延長定期保険）第1項中「あらかじめ反対の申し出があった場合」を「あらかじめ反対の申し出があった場合または保険料自動振替貸付特則を適用している契約の場合」に、第34条（契約者貸付）第1項中「本条の貸付があるときは」を「本条の貸付または第53条（保険料自動振替貸付特則）の規定による貸付があるときは」に、第34条（契約者貸付）第4項中「本条の貸付」を「本条の貸付または第53条（保険料自動振替貸付特則）の規定による貸付」に、第49条（保険料一時払の契約に関する特則）第1項中「第26条（定額延長定期保険への変更）および第27条（変額払済保険への変更）」を「第26条（定額延長定期保険への変更）、第27条（変額払済保険への変更）および第53条（保険料自動振替貸付特則）」に読み替えます。

## 解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）特約条項

### 目次

#### この特約の趣旨

- |      |                          |      |  |
|------|--------------------------|------|--|
| 第1条  | 特約の締結および責任開始期            | 第20条 | 特約の消滅  |
| 第2条  | 用語の意義                    | 第21条 | 告知義務および告知義務違反                                |
| 第3条  | 契約内容の指定                  | 第22条 | 後継年金受取人                                      |
| 第4条  | 特約年金の支払                  | 第23条 | 重大事由による解除                                    |
| 第5条  | 生死不明その他の場合の取扱            | 第24条 | 契約者配当  |
| 第6条  | 戦争その他の変乱                 | 第25条 | 他の個人保険への変換                                   |
| 第7条  | 年金の一時支払                  | 第26条 | 管轄裁判所  |
| 第8条  | 年金の請求、支払の手続              | 第27条 | 主約款の規定の準用                                    |
| 第9条  | 支払証書                     | 第28条 | ファミリー保険に付加されている場合の特則                         |
| 第10条 | 特約の保険料の払込免除              | 第29条 | 変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則           |
| 第11条 | 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込 | 第30条 | 連生終身保険に付加されている場合の特則                          |
| 第12条 | 特約の保険料の自動振替貸付            | 第31条 | 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則                      |
| 第13条 | 特約の失効                    | 第32条 | 契約内容の登録                                      |
| 第14条 | 特約の復活                    | 第33条 | 年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則                     |
| 第15条 | 特約の解約                    | 第34条 | 積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則 |
| 第16条 | 解約返戻金                    | 第35条 | 積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則              |
| 第17条 | 特約年金の受取人によるこの特約の存続       |      |  |
| 第18条 | 特約の年金月額額の減額              |      |  |
| 第19条 | 特約の復旧                    |      |  |

## 解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）特約条項

#### この特約の趣旨

この特約は、主契約の保障に加えて保障を厚くするための特約で、この特約の保険期間中に被保険者が死亡し、または高度障害状態になったときに、一定額の年金支払を保障するものです。この特約の保険期間中に被保険者が所定の高度障害状態になり、生存しているときには、特約高度障害年金に所定の金額を加算した年金を支払います。

また、解約返戻金抑制期間中、解約返戻金の水準を0または一定の割合で低く設定し、それを保険料に反映します。

#### 第1条（特約の締結および責任開始期）

- この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

#### 第2条（用語の意義）

この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- 「解約返戻金抑制期間」とは、この特約の解約返戻金の水準を0または一定の割合で低く設定する期間をいい、その満了の時期を、契約日からの年数により指定する場合と、被保険者の年齢により指定する場合があります。解約返戻金抑制期間を被保険者の年齢により指定した場合には、指定した年齢に達した日の直後に到来する年単位の契約応当日（年単位の契約応当日に指定した年齢に達する場合には、その年単位の契約応当日）の前日までとなります。
- 「解約返戻金割合」とは、解約返戻金抑制期間における解約返戻金の支払割合をいいます。
- 「年金開始日」とは、被保険者が死亡した日または高度障害状態に該当した日（以下、本条において「高度障害該当日」といいます。）以後最初に到来する月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の月末とします。以下、本条において同じとします。）の前日のことをいい、第1回の年金支払日とします。
- 「加算割合」とは、特約高度障害療養加算年金として支払う額を算出するために年金月額に乗じる会社所定の割合

をいいます。「加算割合」は、この特約の締結時に、保険契約者が会社所定の範囲内で指定し、以後変更することはできません。

- (5) 「最低支払保証期間」とは、特約家族年金または特約高度障害年金の支払に関し、会社所定の範囲内で定める年金を支払う最低保証年数をいいます。
- (6) 「年金支払日」とは、年金開始日以後の月単位の契約応当日の前日をいいます。
- (7) 「生存判定日」とは、特約高度障害療養加算年金を支払うために、会社が被保険者の生存を判定する日をいい、つぎのいずれかの日とします。
- ア. 高度障害該当日
- イ. 高度障害該当日の年単位の応当日（応当日のない場合は、その月の月末とします。）の直後に到来する月単位の契約応当日の前日

### 第3条（契約内容の指定）

保険契約者はこの特約の締結の際、会社の定める範囲内で、解約返戻金抑制期間および解約返戻金割合を指定してください。なお、本条で指定した契約内容については、この特約の保険期間の途中で変更することはできません。

### 第4条（特約年金の支払）

- 1 この特約で、支払う年金の種類、年金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

年金の種類	支払事由	支払額	受取人
特約家族年金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定により主契約の死亡保険金が支払われるとき	年金月額	主契約の死亡保険金受取人
特約高度障害年金	被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1）に該当し、主約款の規定により主契約の高度障害保険金が支払われるとき（この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）		主契約の高度障害保険金の受取人
特約高度障害療養加算年金	被保険者が、特約高度障害年金の支払事由に該当した日以後の、生存判定日に生存しているとき	年金月額 × 加算割合	特約高度障害年金の受取人と同じ

- 2 特約家族年金および特約高度障害年金は、年金開始日以後、この特約の保険期間（ただし、この特約の保険期間満了までの期間が最低支払保証期間に満たない期間内に死亡し、または高度障害状態に該当して年金を支払う場合には、この特約の保険期間は、死亡または高度障害状態に該当した日からその日を含めて最低支払保証期間を経過した日までとします。）満了日まで毎月、年金支払日に支払います。
- 3 特約高度障害療養加算年金は、特約高度障害療養加算年金が支払われることとなった生存判定日から、つぎの生存判定日またはこの特約の保険期間（ただし、この特約の保険期間満了までの期間が最低支払保証期間に満たない期間内に高度障害状態に該当して特約高度障害年金を支払う場合には、この特約の保険期間は、高度障害状態に該当した日からその日を含めて最低支払保証期間を経過した日までとします。）満了日のうちいずれか早い日が到来するまでの間、毎月、年金支払日に支払います。
- 4 特約家族年金または特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金の支払事由が生じた場合、その支払事由が生じた日に、この特約にかかわる一切の権利義務が年金の受取人に承継されるものとします。
- 5 この特約において、支払事由に該当しても年金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

年金の種類	免責事由
特約家族年金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下、同じとします。）の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約家族年金受取人の故意による致死
特約高度障害年金	保険契約者または被保険者の故意により、被保険者が、高度障害状態（別表1）になったとき
特約高度障害療養加算年金	

#### 第5条（生死不明その他の場合の取扱）

- 1 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、特約家族年金を支払います。
- 2 会社が、被保険者の高度障害状態（別表1）を認めて、特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金を支払った場合には、保険契約者は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに高度障害状態になったときは、その払込期月）以降この特約の保険料の払込を要しません。
- 3 特約家族年金または特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金（以下、「特約年金」といいます。）が支払われる場合については、特約年金の支払事由発生時以後、第18条（特約の年金月額額の減額）および第25条（他の個人保険への変換）の規定は適用しません。
- 4 特約家族年金の受取人の死亡時以降、特約家族年金の受取人の変更が行われていない間に特約家族年金の支払事由が発生したときは、特約家族年金の受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）で特約家族年金の支払事由の発生時に生存している者を特約家族年金の受取人とし、特約家族年金の現価を一時に支払います。この場合、保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。
- 5 前項により特約家族年金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 6 特約家族年金を支払う前に特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金の支払請求を受け、特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金が支払われるときは、会社は、特約家族年金を支払いません。また、特約家族年金を支払った場合には、その支払後に特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金の請求を受けても、会社は、特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金を支払いません。
- 7 前項および前条第1項の規定にかかわらず、特約家族年金を支払った後に、被保険者が死亡した日前に高度障害状態に該当していたことを特約家族年金の受取人が証明したときは、特約家族年金が支払われる前に支払われるべきだった特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金の合計額を、特約家族年金とあわせて一時に特約家族年金の受取人に支払うものとします。ただし、特約家族年金が支払われる期間については、特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金は支払いません。
- 8 特約家族年金の受取人の故意により、被保険者が、高度障害状態（別表1）になったときは、前項の規定は適用しません。
- 9 この特約の保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金の支払事由に該当しない場合においては、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、この特約の保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態（別表1）になったものとして、特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金を支払います。
- 10 前条第5項の規定にかかわらず、自殺により被保険者が死亡した場合に、会社が認めたときには、会社の定める取扱範囲内で、特約家族年金の一部または全部につき支払うことがあります。
- 11 特約家族年金の受取人が、故意に被保険者を死亡または高度障害状態（別表1）に該当させた場合に、その受取人が、年金の一部の受取人であるときは、その一部を除いた年金の残額を他の特約家族年金の受取人に支払います。
- 12 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって特約家族年金を支払わないときは、会社は、責任準備金（前2項に該当する場合には、支払われない年金部分の責任準備金）を、保険契約者に支払い、この特約は消滅します。ただし、保険契約者が、故意に被保険者を死亡させたことによって、特約家族年金を支払わない場合には、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
- 13 前条第1項の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金の支払事由に該当した場合は、つぎのとおりとします。
  - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。



- (2) その傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

#### 第6条 (戦争その他の変乱)

- 1 被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態(別表1)になった場合に、その原因によって死亡し、または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約年金を削減して支払うかまたは支払わないことがあります。
- 2 前項の規定により特約年金を支払わない場合には、会社は、責任準備金を、特約年金の受取人に支払い、この特約は消滅します。

#### 第7条 (年金の一時支払)

- 1 特約家族年金の受取人または特約高度障害年金の受取人は、会社の定める取扱範囲内で、年金支払にかえて将来の特約家族年金または特約高度障害年金の全部または一部の現価を一時に請求することができます。また、特約高度障害療養加算年金の受取人は、支払が確定している特約高度障害療養加算年金の全部の現価を一時に請求することができます。
- 2 前項の規定により特約家族年金の全部の現価を一時に支払った場合には、この特約は消滅します。
- 3 第1項の規定により特約高度障害年金の全部の現価を一時に支払った場合には、この特約は継続します。ただし、この場合でも被保険者の死亡により支払われるべき特約高度障害療養加算年金がすべてなくなった場合には、この特約は消滅します。
- 4 第1項の規定により特約家族年金または特約高度障害年金の一部の現価を一時に支払った場合には、会社の定める計算方法により年金額を減額します。ただし、減額後のこの特約の年金月額が会社の定めるこの特約の年金月額に満たないときは、特約家族年金または特約高度障害年金の一部の現価の支払は取り扱いません。
- 5 前項の規定により年金額を減額した場合でも、特約高度障害療養加算年金の支払額は減額前のそれと同額とします。

#### 第8条 (年金の請求、支払の手続)

- 1 特約年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約年金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 特約年金の受取人は、特約年金の支払事由が生じたときは、会社所定の書類(別表4)を提出して、特約年金を請求してください。
- 3 特約年金の受取人は、特約年金の支払事由が生じたときに、前条による特約年金の一時支払を請求する場合、かつ、会社所定の取扱条件を満たす場合には、会社所定の金額を上限として、一時金の一部または全部につき、前項に定める提出書類の一部または全部を省略して請求することができます。
- 4 特約年金は、書類到着日(請求に必要な書類が会社に到着した日をいいます。以下、本条において同じとします。)の翌日からその日を含めて計算して5営業日以内または年金開始日(特約高度障害療養加算年金については、生存判定日を含みます。以下、本条において同じとします。)のいずれか遅い日を最初の支払日とし、以後年金支払日に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 特約年金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、この特約の締結時から特約年金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約年金を支払うべき期限は、書類到着日の翌日からその日を含めて計算して25日を経過する日または年金開始日のいずれか遅い日とします。

特約年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	特約年金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特約年金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	特約年金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) 主約款および特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第23条(重大事由による解除)第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約年金の受取人のこの特約の締結の目的もしくは特約年金の請求の意図に関するこの特約の締結時から特約年金の請求時までにおける事実

- 6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特約年金を支払うべき期限は、書類到着日の翌日からその日を含めて計算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別な調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

- 7 前2項の場合、会社は、特約年金を請求した者に通知します。
- 8 第4項から第6項までに定める期限をこえて特約年金を支払う場合には、第4項から第6項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、特約年金を支払います。
- 9 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特約年金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約年金を支払いません。

#### 第9条（支払証書）

会社は、特約家族年金または特約高度障害年金を支払うときは、支払期間および各期支払額その他必要事項を記載した支払証書を受取人に交付します。

#### 第10条（特約の保険料の払込免除）

- 主約款の規定、疾病障害による保険料払込免除特約の規定または認知症保険料払込免除特約の規定により主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以降のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### 第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- この特約の保険期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。
- この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間経過後特約保険料」といいます。）は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。
  - 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
  - 年払で払い込む方法。ただし、払込期間経過後特約保険料の払込については、第12条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- 前項第1号のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積み立てておき、主契約の契約応当日ごとに、この特約の保険料の払込に充当します。
- この特約の保険料の払込を要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金を支払うときは、主契約の保険金の受取人に支払います。

- 6 第3項第2号の場合において、払込期間経過後特約保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅したときまたは払込期間経過後特約保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金を支払うときは、主契約の保険金の受取人に支払います。
- 7 払込期間経過後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱を行います。
- 8 第3項第1号による払込期間経過後特約保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 9 第3項第2号による払込期間経過後特約保険料がその払込期月に属する契約応当日の前日までに払い込まれないときは、主約款の年払契約についての保険料払込の猶予期間に関する規定を準用します。
- 10 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

#### 第12条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。

#### 第13条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

#### 第14条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

#### 第15条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、特約年金の支払事由発生前に限り、いつでも、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

#### 第16条（解約返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込中についてはその払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込後についてはその経過した年月数により計算します。
- 2 前項の規定にかかわらず、解約返戻金抑制期間中にこの特約を解約する場合の解約返戻金は、つぎの各号のとおりとします。
  - (1) 解約返戻金割合が0%であるときは、解約返戻金抑制期間中の解約返戻金はありません。
  - (2) 解約返戻金割合が前号と異なる割合であるときは、前項の規定により計算した金額に解約返戻金割合を乗じて計算した金額を解約返戻金抑制期間中の解約返戻金とします。
- 3 会社は、この特約を締結する際または保険証券を交付する際に、経過年数に応じて計算した解約返戻金額を保険契約者に通知します。
- 4 解約返戻金抑制期間満了後でも、つぎのいずれかに該当したときは、解約返戻金割合を用いて解約返戻金の計算を行うものとします。
  - (1) 解約返戻金抑制期間がこの特約の保険料払込期間と同一の場合で、解約返戻金抑制期間満了日までの保険料がすべて払い込まれていないとき
  - (2) 解約返戻金抑制期間がこの特約の保険料払込期間と異なる場合で、解約返戻金抑制期間満了日の翌日の属する払込期月の保険料が払い込まれていないとき
- 5 第11条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）、第18条（特約の年金月額額の減額）、第21条（告知義務および告知義務違反）および第25条（他の個人保険への変換）に規定する解約返戻金の計算についても、前4項を準用します。
- 6 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第8条（年金の請求、支払の手続）第4項の規定を準用します。

#### 第17条（特約年金の受取人によるこの特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に際してつぎの各号のすべてを満たす特約年金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとするれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到着した日以後、第1項の規定により解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約年金の支払事由が生じ、会社が特約年金を支払うべきときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金開始日以降に支払われる特約年金の未支払分の全部の現価についての一時的支払の請求を受けたものとして計算した金額（特約年金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。）の限度で、第2項に定める金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を特約年金の受取人に支払い、この特約は消滅します。
- (2) 前号の規定にかかわらず、特約年金の未支払分の全部の現価についての一時的支払の請求を受けたものとして計算した金額の残額にもとづいて計算したこの特約の年金月額が会社の定める金額以上である場合には、この特約の年金月額が減額されたものとして以後の年金を支払います。

#### 第18条（特約の年金月額の減額）

- 1 保険契約者は、特約年金の支払事由発生前に限り、会社の定める取扱範囲内で、この特約の年金月額を減額することができます。ただし、減額後のこの特約の年金月額が会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 主契約の保険金額が減額された場合で、この特約の年金月額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額まで減額します。
- 3 本条の減額をしたときは、保険契約者に通知します。

#### 第19条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、特約年金の支払事由発生前に限り、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

#### 第20条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
  - (1) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
  - (2) 主約款の規定によって保険金が支払われる場合を除き主契約が消滅したとき
- 2 前項第1号の規定によってこの特約が消滅した場合、解約返戻金があるときにはこの特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱い、保険契約者に通知します。
- 3 第1項第2号の規定によってこの特約が消滅したときは、第16条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を支払います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金が支払われるときはこの特約の責任準備金を支払います。

#### 第21条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

#### 第22条（後継年金受取人）

- 1 特約家族年金または特約高度障害年金および特約高度障害療養加算年金の受取人（以下、本条において「特約年金受取人」といいます。）は、第1回の特約年金の請求時に、会社に対する通知により、特約年金受取人が死亡したときにその特約年金受取人の権利および義務のすべてを承継すべき者（以下、「後継年金受取人」といいます。）を指定してください。
- 2 特約年金受取人が死亡した場合には、後継年金受取人が、特約年金受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします。（以後、後継年金受取人が特約年金受取人となるものとします。）
- 3 前項の場合、特約年金受取人の死亡時に、後継年金受取人の指定がされていないとき、または、後継年金受取人がすでに死亡しておりかつ後継年金受取人の死亡後に第9項および第11項の規定により後継年金受取人の変更が行われ

ていないときは、会社は、つぎの各号のとおり取り扱います。

年金の種類	新たな受取人	支払方法等
(1) 特約家族年金	特約家族年金受取人の法定相続人	将来の特約家族年金の現価を一時に支払います。この場合、特約家族年金の全部の現価を一時に支払ったときには、この特約は消滅します。
(2) 特約高度障害年金 特約高度障害療養加算年金	ア.特約家族年金受取人	特約家族年金受取人を後継年金受取人とみなして、第2項の規定を適用します。
	イ.前ア.に該当する者がいない場合 主契約の高度障害保険金の受取人の法定相続人	将来の特約高度障害年金および支払が確定している特約高度障害療養加算年金（以下、本号において「特約高度障害年金等」といいます。）の現価を一時に支払います。この場合、特約高度障害年金等の全部の現価を一時に支払ったときには、この特約は消滅します。

- 4 前項により特約年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。また、この場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。
- 5 本条に掲げる者であって、故意に特約年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人としての取扱を受けることができません。
- 6 特約年金受取人の権利および義務を承継した後継年金受取人は、会社に対する通知により、新たに、後継年金受取人を指定してください。
- 7 第1項または前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
- 8 第1項または第6項の規定により後継年金受取人を指定したときは、保険証券または支払証書に表示します。
- 9 特約年金受取人は、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。
- 10 第1項、第6項または前項の通知が会社に到達する前に第3項の規定により後継年金受取人とみなされた者に特約年金または特約年金の現価を支払ったときは、その支払後に後継年金受取人から特約年金または特約年金の現価の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 11 第1項、第3項、第6項または第9項に定めるほか、特約年金受取人は、法律上有効な遺言により、後継年金受取人を変更することができます。
- 12 前項による後継年金受取人の変更は、特約年金受取人が死亡した後、特約年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 13 第9項または前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。

### 第23条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または特約家族年金の受取人が特約家族年金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に特約家族年金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) 保険契約者、被保険者または特約高度障害年金の受取人がこの特約の特約高度障害年金（特約高度障害療養加算年金および保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に特約高度障害年金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (3) この特約の特約年金の請求に関し、特約年金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または特約年金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または特約年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または特約年金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

- (6) 保険契約者、被保険者または特約年金の受取人に対する会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、特約年金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた特約年金の支払事由または保険料の払込の免除事由による特約年金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当したのが特約年金の受取人のみであり、その特約年金の受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、特約年金のうち、その受取人に支払われるべき特約年金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに特約年金を支払っていたときは、特約年金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。また、前項第4号のみに該当し、この特約を解除する場合で、前項第4号①から⑤までに該当したのが特約年金の受取人のみであり、その特約年金の受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、この特約のうち、その受取人に支払われるべき特約年金に対応する部分についてのみ解除するものとします。
- 3 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である場合、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約年金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によってこの特約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときには解約返戻金（特約年金の支払事由発生後は、特約年金の未支払分の全部の現価についての一時支払の請求を受けたものとして計算した金額。以下、本条において同じとします。）を保険契約者（特約年金の支払事由発生後は、特約年金の受取人。以下、本条において同じとします。）に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約年金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約年金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

#### 第24条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

#### 第25条（他の個人保険への変換）

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、被保険者選択を受けることなく、この特約の一部または全部を、会社の定める一定種類の他の個人保険に変換することができます。
- 2 前項の規定により変換する、他の個人保険の死亡保険金額（変額保険（終身型）および変額保険（有期型）にあっては基本保険金額、年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険およびユーロ建年金支払型特殊養老保険にあっては基本死亡保険金額、積立利率変動型終身保険にあっては保険金額。以下、本条において同じとします。）の限度は、つぎのとおりとします。
- (1) この特約と変換後の保険契約の取扱通貨が同じ場合  
変換日における被変換部分について第7条（年金の一時支払）第1項の規定により支払われるべき将来の特約家族年金の全部の現価の8割から、第4項の規定により支払われるべき解約返戻金の額を差し引いた金額
- (2) この特約と変換後の保険契約の取扱通貨が異なる場合  
前号の金額を、変換を申し込む日の属する月の前月末日における会社所定の換算レートを用いて、会社の定める方法により換算した金額
- 3 第1項の規定により変換する他の個人保険が保険料一時払の契約の場合は、前項の規定にかかわらず、変換後の保険契約の死亡保険金額から一時払保険料を差し引いた金額が、前項各号の金額を超えないものとします。
- 4 第1項の変換が行われた場合は、この特約は変換時に被変換部分について解約されたものとして取り扱います。
- 5 変換後の保険契約には、変換後の保険契約の普通保険約款が適用されます。
- 6 保険契約者が本条の変換を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。

#### 第26条（管轄裁判所）

この特約における年金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

#### 第27条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 第 28 条（ファミリー保険に付加されている場合の特則）

この特約がファミリー保険に付加されている場合には、ファミリー保険普通保険約款第 28 条（特約を付加した場合の特則）第 2 項の規定は適用しません。

## 第 29 条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則）

この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合には、「払済保険」は「定額払済保険または変額払済保険」と、「延長定期保険」は「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と、それぞれ読み替えます。

## 第 30 条（連生終身保険に付加されている場合の特則）

- この特約が連生終身保険に付加されている場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。
- この特約条項において「被保険者」、および「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは、「主契約の第 1 被保険者」と読み替えます。
- 第 4 条（特約年金の支払）第 1 項中「被保険者が、この特約の保険期間中に死亡し、主約款の規定により主契約の死亡保険金が支払われるとき」は「主契約の第 1 被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したとき」と、「被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表 1）に該当し、主約款の規定により主契約の高度障害保険金が支払われるとき」は「主契約の第 1 被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表 1）に該当したとき」と、それぞれ読み替えます。
- 主約款第 33 条（会社への通知による保険金受取人の変更、成年後見等の開始）第 2 項の規定にしたがい、高度障害保険金の受取人を変更した場合には、この特約高度障害年金の受取人も同時に変更されたものとします。
- 第 10 条（特約の保険料の払込免除）の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込免除はつぎの各号に定めるとおり取り扱います。
  - 主契約の第 1 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表 2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体障害の状態（別表 3）に該当したときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降のこの特約の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。
  - 主約款第 8 条（保険料の払込免除）第 4 項から第 8 項まで、および主約款第 9 条（保険料の払込を免除しない場合）第 1 項および第 2 項を準用します。ただし、「被保険者」とあるのは、「第 1 被保険者」と読み替えます。
  - 主契約の保険料の払込が免除され、かつ、この特約の保険料の払込が免除されない場合、主契約の保険料払込免除後において払い込むべきこの特約の保険料を、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。
    - 一括して前納する方法。このとき、会社所定の利率で割り引きます。
    - 年払で払い込む方法。ただし、このときの特約保険料の払込については、第 12 条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
  - 前号の場合において、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。
  - 第 3 号の場合のこの特約の保険料については、第 11 条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第 4 項から第 9 項の規定を準用します。
- 第 20 条（特約の消滅）の規定に加え、主契約の第 1 被保険者が、特約年金の支払事由に該当したときにも、かつ、特約年金が支払われないときにも、この特約は消滅します。

## 第 31 条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加された場合には、この特約は同時に消滅します。
- 前項の場合、この特約の責任準備金を主契約の責任準備金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者がこの特約の解約返戻金を請求した場合には、この限りではありません。

## 第 32 条（契約内容の登録）

- 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
  - 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
  - 特約家族年金の現価
  - 契約日（復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下、第 2 項において同じとします。）
  - 当会社名

- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

#### 第33条（年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則）

主約款第31条（年金開始日の繰上げ繰下げ）に規定する年金開始日の繰上げの取扱を行った場合、この特約は新たな年金開始日の前日をもって消滅するものとします。このとき、解約返戻金があるときには第16条（解約返戻金）に定める解約返戻金を主約款第31条（年金開始日の繰上げ繰下げ）第3項の解約返戻金に加算し、年金額を計算します。

#### 第34条（積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

#### 第35条（積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
- (2) 主約款第34条（年金開始日の繰上げ繰下げ）に規定する年金開始日の繰上げの取扱を行った場合、この特約は新たな年金開始日の前日をもって消滅するものとします。このとき、第16条（解約返戻金）に定める解約返戻金を主約款第34条（年金開始日の繰上げ繰下げ）第3項の解約返戻金に加算し、基本年金額を計算します。



## 無解約返戻金型平準定期保険特約条項

### 目次

#### この特約の趣旨

第1条	特約の締結および責任開始期	第17条	契約者配当
第2条	特約保険金の支払	第18条	他の個人保険への変換
第3条	特約の保険料の払込免除	第19条	管轄裁判所
第4条	特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	第20条	主約款の規定の準用
第5条	特約の保険料の自動振替貸付	第21条	変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則
第6条	特約の失効	第22条	連生終身保険に付加されている場合の特則
第7条	特約の復活	第23条	主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
第8条	特約の解約	第24条	契約内容の登録
第9条	解約返戻金	第25条	年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則
第10条	特約保険金の受取人によるこの特約の存続	第26条	積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則
第11条	特約の保険金額の減額	第27条	積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則
第12条	特約の復旧		
第13条	特約の消滅		
第14条	告知義務および告知義務違反		
第15条	重大事由による解除		
第16条	特約の自動更新		

## 無解約返戻金型平準定期保険特約条項

#### この特約の趣旨

この特約は、主契約の保障に加えて保障を大型化するための特約で、特約の保険期間中に被保険者が死亡し、または高度障害状態になったときに、所定の保険金支払を保障するものです。また、この特約の解約返戻金を0に設定し、それを保険料に反映することにより、保険契約者が保障を継続することを支援するものです。

#### 第1条（特約の締結および責任開始期）

- この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

#### 第2条（特約保険金の支払）

- この特約で、支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
特約死亡保険金	主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）が、この特約の保険期間中に死亡し、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定により主契約の死亡保険金が支払われるとき	特約の死亡保険金額	主契約の死亡保険金受取人

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1）に該当し、主約款の規定により主契約の高度障害保険金が支払われるとき（この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）	特約の死亡保険金額と同額	主契約の高度障害保険金の受取人

- 2 この特約の保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、特約高度障害保険金の支払事由に該当しない場合においては、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、この特約の保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態（別表1）になったものとして、特約高度障害保険金を支払います。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合は、つぎのとおりとします。
  - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  - (2) その傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は特約高度障害保険金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 4 前3項のほか、主約款の死亡保険金および高度障害保険金の支払に関する規定を準用します。

### 第3条（特約の保険料の払込免除）

- 1 主約款の規定、疾病障害による保険料払込免除特約の規定または認知症保険料払込免除特約の規定により主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日まで）に保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以降のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

### 第4条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の保険期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。
- 2 この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間経過後特約保険料」といいます。）は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。
  - (1) 一括して前納する方法。このとき、会社所定の利率で割り引きます。
  - (2) 年払で払い込む方法。ただし、払込期間経過後特約保険料の払込については、第5条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- 4 前項第1号のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積み立てておき、主契約の契約応当日ごとに、この特約の保険料の払込に充当します。
- 5 この特約の保険料の払込を要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金を支払うときは、主契約の保険金の受取人に支払います。
- 6 第3項第2号の場合において、払込期間経過後特約保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅したときまたは払込期間経過後特約保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金を支払うときは、主契約の保険金の受取人に支払います。
- 7 払込期間経過後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱を行います。
- 8 第3項第1号による払込期間経過後特約保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期

間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

- 9 第3項第2号による払込期間経過後特約保険料がその払込期月に属する契約応当日の前日までに払い込まれないときは、主約款の年払契約についての保険料払込の猶予期間に関する規定を準用します。
- 10 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

#### 第5条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。

#### 第6条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

#### 第7条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

#### 第8条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

#### 第9条（解約返戻金）

この特約に解約返戻金はありません。

#### 第10条（特約保険金の受取人によるこの特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす特約保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の規定により解約の効力が生じたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約保険金（特約保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が特約保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約保険金の受取人に支払います。

#### 第11条（特約の保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、いつでも、会社の定める取扱範囲内で、この特約の保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 主契約の保険金額が減額された場合で、この特約の保険金額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額まで減額します。
- 3 本条の減額をしたときは、保険契約者に通知します。

#### 第12条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

### 第13条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
  - (1) 主約款の規定により保険金を支払ったとき
  - (2) 主契約が前号以外の事由により消滅したとき
  - (3) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
- 2 前項第2号の規定によってこの特約が消滅した場合において、主約款の規定によって主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払います。
- 3 第1項第3号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

### 第14条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

### 第15条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に特約死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) 保険契約者、被保険者または特約高度障害保険金の受取人がこの特約の特約高度障害保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に特約高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (3) この特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
  - (6) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由による特約保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

### 第16条（特約の自動更新）

- 1 この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間（主契約が保険料一時払の場合は、主契約の保険期間。以下、本条において同じとします。）とが異なり、この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日の前にある場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は自動的に更新され継続するものとします。ただし、つぎの場合には、更新できません。
  - (1) 更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえることとなるとき。
  - (2) 更新されたこの特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了の日後となるとき。

- (3) 特約更新の日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえることとなるとき。
- (4) 主契約およびこの特約に特別条件付保険特約が付加されている場合で、保険金の削減期間中であるとき。
- 2 更新するこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、会社の定める方法により、保険期間を変更して更新されることがあります。また、更新前のこの特約の保険期間と同一とすると前項第1号から第3号に規定する限度をこえることとなる場合には、その限度までこの特約の保険期間を短縮して更新します。
- 3 更新されたこの特約の保険料は、特約更新の日における被保険者の年齢によって計算します。
- 4(1) 更新後の保険契約の第1回保険料は更新日(契約応当日)の属する月の末日までに、会社に、主契約の保険料とともに払い込んでください。ただし、特約更新の日が主契約の保険料の前納された期間中にあるときは、この期間中に払い込むべきこの特約の保険料は前納することを要します。この場合には、次号の規定を準用します。
- (2) この特約の保険料が一時払の場合  
主契約の保険料とは別に払い込むことができます。また、特約更新の日が主契約の保険料の前納された期間中にあるときまたは主契約の保険料の払込が免除されているときは、主契約の保険料とは別に払い込んでください。別に払い込む場合には、主契約の年払契約についての保険料払込の猶予期間に関する規定を準用します。
- 5 猶予期間中に前項の保険料の払込がないと、この特約は更新されず、更新前のこの特約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。
- 6 更新した場合には、更新時のその特約の規定および保険料が適用されます。
- 7 更新したこの特約において、第2条(特約保険金の支払)、第3条(特約保険料の払込免除)、第10条(特約保険金の受取人によるこの特約の存続)および第14条(告知義務および告知義務違反)の規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- 8 本条の規定によりこの特約が更新された場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。

#### 第17条(契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

#### 第18条(他の個人保険への変換)

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、被保険者選択を受けることなく、この特約の一部または全部を、会社の定める一定種類の他の個人保険に変換することができます。
- 2 前項の規定により変換する、他の個人保険の死亡保険金額(変額保険(終身型)および変額保険(有期型)にあつては基本保険金額、年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険およびユーロ建年金支払型特殊養老保険にあつては基本死亡保険金額、積立利率変動型終身保険にあつては保険金額。以下、本条において同じとします。)の限度は、つぎのとおりとします。
  - (1) この特約と変換後の保険契約の取扱通貨が同じ場合  
被変換部分の死亡保険金額
  - (2) この特約と変換後の保険契約の取扱通貨が異なる場合  
前号の金額を、変換を申し込む日の属する月の前月末日における会社所定の換算レートを用いて、会社の定める方法により換算した金額
- 3 第1項の規定により変換する他の個人保険が保険料一時払の契約の場合は、前項の規定にかかわらず、変換後の保険契約の死亡保険金額から一時払保険料を差し引いた金額が、前項各号の金額を超えないものとします。
- 4 第1項の変換が行われた場合は、この特約は変換時に被変換部分について解約されたものとして取り扱います。
- 5 変換後の保険契約には、変換後の保険契約の普通保険約款が適用されます。
- 6 保険契約者が本条の変換を請求するときは、会社所定の書類(別表4)を、会社に提出してください。

#### 第19条(管轄裁判所)

この特約における保険金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

#### 第20条(主約款の規定の準用)

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### 第21条(変額保険(終身型)または変額保険(有期型)に付加されている場合の特則)

この特約が変額保険(終身型)または変額保険(有期型)に付加されている場合には、「払済保険」は「定額払済保険または変額払済保険」と、「延長定期保険」は「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と、それぞれ読み替えます。

## 第22条（連生終身保険に付加されている場合の特則）

- この特約が連生終身保険に付加されている場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。
- この特約条項において「被保険者」、および「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは、「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- 第2条（特約保険金の支払）第1項中「被保険者が、この特約の保険期間中に死亡し、主約款の規定により主契約の死亡保険金が支払われるとき」は「主契約の第1被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したとき」と、「被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1）に該当し、主約款の規定により主契約の高度障害保険金が支払われるとき」は「主契約の第1被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1）に該当したとき」とそれぞれ読み替えます。
- この特約の保険金の支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）については、主約款の免責事由に関する規定を準用します。
- 主約款第33条（会社への通知による保険金受取人の変更、成年後見等の開始）第2項の規定にしたがい、高度障害保険金の受取人を変更した場合には、この特約高度障害保険金の受取人も同時に変更されたものとします。
- 第3条（特約の保険料の払込免除）の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込免除はつぎの各号に定めるとおり取り扱います。
  - 主契約の第1被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3）に該当したときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降のこの特約の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。
  - 主約款第8条（保険料の払込免除）第4項から第8項まで、および主約款第9条（保険料の払込を免除しない場合）第1項および第2項を準用します。ただし、「被保険者」とあるのは、「第1被保険者」と読み替えます。
  - 主契約の保険料の払込が免除され、かつ、この特約の保険料の払込が免除されない場合、主契約の保険料払込免除後において払い込むべきこの特約の保険料を、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。
    - 一括して前納する方法。このとき、会社所定の利率で割引きます。
    - 年払で払い込む方法。ただし、このときの特約保険料の払込については、第5条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
  - 前号の場合において、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。
  - 第3号の場合のこの特約の保険料については、第4条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項から第9項の規定を準用します。
- 第13条（特約の消滅）の規定に加え、主契約の第1被保険者が、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由に該当したときにも、この特約は消滅します。

## 第23条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加された場合には、この特約は同時に消滅します。

## 第24条（契約内容の登録）

- 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
  - 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
  - 特約死亡保険金の金額
  - 契約日（復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下、第2項において同じとします。）
  - 当会社名
- 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

#### 第25条（年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則）

主約款第31条（年金開始日の繰上げ繰下げ）に規定する年金開始日の繰上げの取扱を行った場合、この特約は新たな年金開始日の前日をもって消滅するものとします。

#### 第26条（積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

#### 第27条（積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
- (2) 主約款第34条（年金開始日の繰上げ繰下げ）に規定する年金開始日の繰上げの取扱を行った場合、この特約は新たな年金開始日の前日をもって消滅するものとします。

## 通減定期保険特約条項

### 目次

#### この特約の趣旨

第1条	特約の型	第19条	他の個人保険への変換
第2条	特約の締結および責任開始期	第20条	管轄裁判所
第3条	特約保険金の支払	第21条	主約款の規定の準用
第4条	特約の死亡保険金額	第22条	変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則
第5条	特約の保険料の払込免除	第23条	保険料一時払に関する特則
第6条	特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	第24条	連生終身保険に付加されている場合の特則
第7条	特約の保険料の自動振替貸付	第25条	主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
第8条	特約の失効	第26条	契約内容の登録
第9条	特約の復活	第27条	年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則
第10条	特約の解約	第28条	積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則
第11条	解約返戻金	第29条	積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則
第12条	特約保険金の受取人によるこの特約の存続	第30条	保険料通減払の契約に関する特則
第13条	特約基準保険金額の減額		
第14条	特約の復旧		
第15条	特約の消滅		
第16条	告知義務および告知義務違反		
第17条	重大事由による解除		
第18条	契約者配当		

## 通減定期保険特約条項

#### この特約の趣旨

この特約は、主契約の保障に加えて保障を大型化するための特約で、特約の保険期間中に被保険者が死亡し、または高度障害状態になったときに、所定の割合で通減する方式で所定の保険金支払を保障するものです。

#### 第1条（特約の型）

保険契約者は特約締結の際、つぎの各号に定める契約内容について、会社の定める取扱範囲内で、それぞれ指定または選択して下さい。なお、本条で指定または選択した契約内容については、この特約の保険期間の途中で変更することはできません。

- (1) 通減の型 保険金額が通減する方式をいい、会社の定める取扱範囲内で選択するものとします。
- (2) 通減限度 この特約の締結時の保険金額（以下、「特約基準保険金額」といいます。）に対する通減の限度をいい、会社の定める取扱範囲内である場合のみ、指定するものとします。

#### 第2条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

#### 第3条（特約保険金の支払）

- 1 この特約で、支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。



保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
特約死亡保険金	主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）が、この特約の保険期間中に死亡し、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定により主契約の死亡保険金が支払われるとき	被保険者が死亡した日における第4条（特約の死亡保険金額）に定めるこの特約の死亡保険金額	主契約の死亡保険金受取人
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1）に該当し、主約款の規定により主契約の高度障害保険金が支払われるとき（この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）	被保険者が高度障害状態（別表1）に該当した日における特約の死亡保険金額と同額	主契約の高度障害保険金の受取人

- 2 この特約の保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、特約高度障害保険金の支払事由に該当しない場合においては、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、この特約の保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態（別表1）になったものとして、特約高度障害保険金を支払います。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合は、つぎのとおりとします。
- (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は特約高度障害保険金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 4 前3項のほか、主約款の死亡保険金および高度障害保険金の支払に関する規定を準用します。

#### 第4条（特約の死亡保険金額）

各保険年度のこの特約の死亡保険金額は、第1条（特約の型）において指定または選択された契約内容に基づいて会社の定める計算方法により計算した金額をいい、その金額は保険証券に表示します。

#### 第5条（特約の保険料の払込免除）

- 1 主約款の規定、疾病障害による保険料払込免除特約の規定または認知症保険料払込免除特約の規定により主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以降のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### 第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の保険期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。
- 2 この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間経過後特約保険料」といいます。）は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。
- (1) 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
- (2) 年払で払い込む方法。ただし、払込期間経過後特約保険料の払込については、第7条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- 4 前項第1号のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積み立てておき、主契約の契約

応当日ごとに、この特約の保険料の払込に充当します。

- 5 この特約の保険料の払込を要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金を支払うときは、主契約の保険金の受取人に支払います。
- 6 第3項第2号の場合において、払込期間経過後特約保険料が払込期月の契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅したときまたは払込期間経過後特約保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金を支払うときは、主契約の保険金の受取人に支払います。
- 7 払込期間経過後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱を行います。
- 8 第3項第1号による払込期間経過後特約保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 9 第3項第2号による払込期間経過後特約保険料がその払込期月に属する契約当日の前日までに払い込まれないときは、主約款の年払契約についての保険料払込の猶予期間に関する規定を準用します。
- 10 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

#### 第7条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。

#### 第8条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

#### 第9条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

#### 第10条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

#### 第11条（解約返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により計算します。また、会社は、この特約を締結する際または保険証券を交付する際に、解約返戻金額を保険契約者に通知します。
- 2 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

#### 第12条（特約保険金の受取人によるこの特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす特約保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の規定により解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約保険金（特約保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が特約保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権

者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約保険金の受取人に支払います。

### 第13条（特約基準保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、いつでも、会社の定める取扱範囲内で、この特約の特約基準保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約基準保険金額が会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 主契約の保険金額が減額された場合で、この特約の特約基準保険金額が会社所定の範囲をこえるときは、その限度額まで減額します。
- 3 本条の減額をしたときは、保険契約者に通知します。

### 第14条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

### 第15条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
  - (1) 主約款の規定により保険金を支払ったとき
  - (2) 主契約が前号以外の事由により消滅したとき
  - (3) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
- 2 前項第2号の規定によってこの特約が消滅したときは、第11条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を支払います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金が支払われるときはこの特約の責任準備金を支払います。
- 3 第1項第3号の規定によってこの特約が消滅したときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱い、保険契約者に通知します。

### 第16条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

### 第17条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に特約死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) 保険契約者、被保険者または特約高度障害保険金の受取人がこの特約の特約高度障害保険金（保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に特約高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (3) この特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
  - (6) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由による特約保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当したのが特約保険金の受取人の

みであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下、本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。

- 3 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

#### 第18条 (契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

#### 第19条 (他の個人保険への変換)

- 1 保険契約者は、会社所定の取扱条件を満たす場合、被保険者選択を受けることなく、この特約の一部または全部を、会社の定める一定種類の他の個人保険に変換することができます。
- 2 前項の規定により変換する、他の個人保険の死亡保険金額(変額保険(終身型)および変額保険(有期型))にあつては基本保険金額、年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険およびユーロ建年金支払型特殊養老保険にあつては基本死亡保険金額、積立利率変動型終身保険にあつては保険金額。以下、本条において同じとします。)の限度は、つぎのとおりとします。
  - (1) この特約と変換後の保険契約の取扱通貨が同じ場合  
変換日における被変換部分の死亡保険金額の8割から第4項の規定により支払われるべき解約返戻金の額を差し引いた金額
  - (2) この特約と変換後の保険契約の取扱通貨が異なる場合  
前号の金額を、変換を申し込む日の属する月の前月末日における会社所定の換算レートを用いて、会社の定める方法により換算した金額
- 3 第1項の規定により変換する他の個人保険が保険料一時払の契約の場合は、前項の規定にかかわらず、変換後の保険契約の死亡保険金額から一時払保険料を差し引いた金額が、前項各号の金額を超えないものとします。
- 4 第1項の変換が行われた場合は、この特約は変換時に被変換部分について解約されたものとして取り扱います。
- 5 変換後の保険契約には、変換後の保険契約の普通保険約款が適用されます。
- 6 保険契約者が本条の変換を請求するときは、会社所定の書類(別表4)を、会社に提出してください。

#### 第20条 (管轄裁判所)

この特約における保険金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

#### 第21条 (主約款の規定の準用)

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### 第22条 (変額保険(終身型)または変額保険(有期型)に付加されている場合の特則)

この特約が変額保険(終身型)または変額保険(有期型)に付加されている場合には、「払済保険」は「定額払済保険または変額払済保険」と、「延長定期保険」は「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と、それぞれ読み替えます。

#### 第23条 (保険料一時払に関する特則)

この特約の保険料が一時払のときは、第5条(特約の保険料の払込免除)、第6条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第2項から第10項までおよび第7条(特約の保険料の自動振替貸付)の規定は適用しません。

#### 第24条 (連生終身保険に付加されている場合の特則)

- 1 この特約が連生終身保険に付加されている場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。
- 2 この特約条項において「被保険者」、および「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは、「主契約の第1被保険者」と読み替えます。

- 3 第3条（特約保険金の支払）第1項中「被保険者が、この特約の保険期間中に死亡し、主約款の規定により主契約の死亡保険金が支払われるとき」は「主契約の第1被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したとき」と、「被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1）に該当し、主約款の規定により主契約の高度障害保険金が支払われるとき」は「主契約の第1被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1）に該当したとき」とそれぞれ読み替えます。
- 4 この特約の保険金の支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）については、主約款の免責事由に関する規定を準用します。
- 5 主約款第33条（会社への通知による保険金受取人の指定、変更、成年後見等の開始）第2項の規定にしたがい、高度障害保険金の受取人を変更した場合には、この特約高度障害保険金の受取人も同時に変更されたものとします。
- 6 第5条（特約の保険料の払込免除）の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込免除はつぎの各号に定めるとおり取り扱います。
- (1) 主契約の第1被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3）に該当したときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降のこの特約の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。
  - (2) 主約款第8条（保険料の払込免除）第4項から第8項まで、および主約款第9条（保険料の払込を免除しない場合）第1項および第2項を準用します。ただし、「被保険者」とあるのは、「第1被保険者」と読み替えます。
  - (3) 主契約の保険料の払込が免除され、かつ、この特約の保険料の払込が免除されない場合、主契約の保険料払込免除後において払い込むべきこの特約の保険料を、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。
    - ア. 一括して前納する方法。このとき、会社所定の利率で割り引きます。
    - イ. 年払で払い込む方法。ただし、このときの特約保険料の払込については、第7条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
  - (4) 前号の場合において、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。
  - (5) 第3号の場合のこの特約の保険料については、第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項から第9項の規定を準用します。
- 7 第15条（特約の消滅）の規定に加え、主契約の第1被保険者が、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払事由に該当したときにも、この特約は消滅します。

#### 第25条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加された場合には、この特約は同時に消滅します。
- 2 前項の場合、この特約の責任準備金を主契約の責任準備金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者がこの特約の解約返戻金を請求した場合には、この限りではありません。

#### 第26条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
  - (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
  - (2) 特約基準保険金額
  - (3) 契約日（復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下、第2項において同じとします。）
  - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、

保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。) から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

#### 第27条 (年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則)

主約款第31条(年金開始日の繰上げ繰下げ)に規定する年金開始日の繰上げの取扱を行った場合、この特約は新たな年金開始日の前日をもって消滅するものとします。このとき、第11条(解約返戻金)に定める解約返戻金を主約款第31条(年金開始日の繰上げ繰下げ)第2項の解約返戻金に加算し、年金月額を計算します。

#### 第28条 (積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則)

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

#### 第29条 (積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則)

この特約が積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
- (2) 主約款第34条(年金開始日の繰上げ繰下げ)に規定する年金開始日の繰上げの取扱を行った場合、この特約は新たな年金開始日の前日をもって消滅するものとします。このとき、第11条(解約返戻金)に定める解約返戻金を主約款第34条(年金開始日の繰上げ繰下げ)第2項の解約返戻金に加算し、基本年金月額を計算します。

#### 第30条 (保険料逓減払の契約に関する特則)

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。
- 2 第10条(特約の解約)の規定によりこの特約が解約された場合を除き、この特則の解約はできません。
- 3 保険契約者はこの特則の付加の際、つぎの各号に定める契約内容について、会社の定める取扱範囲内で、それぞれ指定して下さい。なお、本条で指定した契約内容については、保険期間の途中で変更することはできません。
  - (1) 保険料逓減限度 第1回保険料に対する最終保険年度の保険料の割合をいい、会社の定める範囲内とします。
  - (2) 保険料逓減間隔 保険料が逓減する際の単位となる年数をいい、会社の定める範囲内とします。
- 4 第2保険年度以降の各保険年度の保険料は、前項において指定された契約内容に基づいて会社の定める計算方法により計算した金額をいい、その金額は保険証券に表示します。
- 5 前項の保険料の計算については、つぎの各号のとおりとします。
  - (1) 主約款の規定により、保険料の払込方法(回数)(以下、「払込回数」といいます。)が変更された場合の変更後の払込回数における保険料は、この特約の締結時から変更後の払込回数を選択したものとみなして前項に定める額を計算します。
  - (2) 主約款の規定により、保険料払込方法(経路)(以下、「払込経路」といいます。)が変更された場合の変更後の払込経路における保険料は、この特約の締結時から変更後の払込経路を選択したものとみなして前項に定める額を計算します。
  - (3) 主約款の規定により、契約年齢および性別の誤りについて、契約内容が更正された場合の更正後の保険料は、この特約の締結時から更正後の保険料であったとみなして前項に定める額を計算します。
  - (4) 第13条(特約基準保険金額の減額)の規定により、特約基準保険金額が減額された場合の減額後の保険料は、この特約の締結時から減額後の特約基準保険金額であったとみなして前項に定める額を計算します。
  - (5) 第14条(特約の復旧)の規定により、この特約が復旧された場合の復旧後の保険料は、この特約の締結時から復旧後の特約基準保険金額であったとみなして前項に定める額を計算します。
  - (6) 第19条(他の個人保険への変換)の規定により、この特約の一部が変換された場合の変換後の保険料は、この特約の締結時から変換後の特約基準保険金額であったとみなして前項に定める額を計算します。
- 6 この特約に、特別条件付保険特約の規定による特別保険料領収法が適用される場合には、第2保険年度以降のこの特約の特別保険料についても、この特則を適用して計算します。

## 疾病障害による保険料払込免除特約条項

## 目次

## この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期  
 第2条 疾病障害による保険料払込免除  
 第3条 保険料の払込を免除しない場合  
 第4条 保険料の払込免除の請求手続  
 第5条 特約保険料  
 第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込  
 第7条 特約の保険料の自動振替貸付  
 第8条 特約の失効  
 第9条 特約の復活  
 第10条 特約の解約  
 第11条 解約返戻金  
 第12条 特約の復旧  
 第13条 特約の消滅  
 第14条 告知義務および告知義務違反  
 第15条 重大事由による解除  
 第16条 契約者配当  
 第17条 管轄裁判所  
 第18条 主約款の規定の準用  
 第19条 平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則

- 第20条 変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則  
 第21条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則  
 第22条 積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則  
 第23条 ファミリー保険に付加されている場合の特則  
 第24条 がん保険に付加されている場合の特則  
 第25条 連生終身保険に付加されている場合の特則  
 第26条 新通増定期保険に付加されている場合の特則  
 第27条 医療保険または新医療保険に付加されている場合の特則  
 第28条 介護保障保険に付加されている場合の特則  
 第29条 終身介護保険、介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則  
 第30条 特定疾病保障定期保険またはがん診断保険に付加されている場合の特則  
 第31条 解約返戻金抑制型入院保険（一時金給付型）または解約返戻金抑制型新入院保険（一時金給付型）に付加されている場合の特則  
 第32条 介護一時金保険に付加されている場合の特則  
 第33条 介護一時金保険（定期型）または介護定期保険（生活障害保障型）に付加されている場合の特則  
 第34条 三大疾病保障保険に付加されている場合の特則

## 疾病障害による保険料払込免除特約条項

## この特約の趣旨

この特約は主たる保険契約の被保険者が疾病により所定の身体障害の状態に該当したときに、その後の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。

## 第1条（特約の締結および責任開始期）

- この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、会社の定める取扱範囲内で、主契約の責任開始期以後、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があった場合、会社が、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者選択を行ったうえで、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。
- この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合には、この特約の責任開始期は、主契約の払込方法〈回数〉に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 第2項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険契約者に通知します。

## 第2条（疾病障害による保険料払込免除）

- 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態（附則）に該当したときは、会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に規定するつぎの払込期月（払込期月の初日から契

約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月)以降の主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約(買増権保証特約、新買増権保証特約、認知症保険料払込免除特約、無解約返戻金型就労不能障害特約および無解約返戻金型就労不能障害一時金特約を除きます。)の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の疾病を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態(附則)に該当したときを含みます。

- 2 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、主約款およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の特約条項(以下、「特約条項」といいます。)の規定により保険料の払込が免除されたものとして、主約款および特約条項の規定を準用します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、主契約またはこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約が保険料一時払の場合には、主契約の保険料または特約の保険料の払込を免除しません。
- 4 第1項の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に保険料の払込の免除事由に該当した場合は、つぎのとおりとします。
  - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険料の払込を免除します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。
  - (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は保険料の払込を免除します。ただし、その疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

### 第3条(保険料の払込を免除しない場合)

被保険者が、つぎの各号のいずれかにより前条第1項の規定に該当した場合には、会社は保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 被保険者の薬物依存(平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。)によるとき

### 第4条(保険料の払込免除の請求手続)

- 1 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、直ちに会社に通知してください。
- 2 保険契約者は、前項の保険料の払込の免除事由が生じたときは、すみやかに会社所定の書類(別表4)を提出して、保険料の払込免除を請求してください。
- 3 前2項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

### 第5条(特約保険料)

- 1 この特約の保険料は、会社の定める計算方法により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の合計額(保険料一時払の主契約および特約ならびに買増権保証特約、新買増権保証特約、認知症保険料払込免除特約、無解約返戻金型就労不能障害特約および無解約返戻金型就労不能障害一時金特約の保険料を除きます。以下、本条において同じとします。)に基づいて計算します。
- 2 この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の額に変更があった場合には、会社の定める計算方法により、将来に向かってこの特約の保険料を更改します。

### 第6条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 1 この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の責任開始期から、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料払込期間がすべて満了する時までとします。
- 2 この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料(以下、本条において「払込期間経過後特約保険料」といいます。)は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。
  - (1) 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
  - (2) 年払で払い込む方法。ただし、払込期間経過後特約保険料の払込については、次条の規定は適用しません。
- 4 前項第1号のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積み立てておき、主契約の契約応当日ごとに、この特約の保険料の払込に充当します。



- 5 この特約の保険料の払込を要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金等を支払うときは、主契約の保険金等の受取人に支払います。
- 6 第3項第2号の場合において、払込期間経過後特約保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅したときまたは払込期間経過後特約保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金等を支払うときは、主契約の保険金等の受取人に支払います。
- 7 第3項第1号による払込期間経過後特約保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 8 第3項第2号による払込期間経過後特約保険料がその払込期月に属する契約応当日の前日までに払い込まれないときは、主約款の年払契約についての保険料払込の猶予期間に関する規定を準用します。
- 9 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

#### 第7条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用される時は、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。

#### 第8条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

#### 第9条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

#### 第10条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、第2条（疾病障害による保険料払込免除）第1項に定める保険料の払込の免除事由の発生前に限り、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

#### 第11条（解約返戻金）

この特約に解約返戻金はありません。

#### 第12条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。

#### 第13条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
  - (1) 主約款の規定により保険金等を支払ったとき
  - (2) 主契約が前号以外の事由で消滅したとき
  - (3) 不慮の事故（別表2）を直接の原因として、主約款および特約条項の規定により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (4) 認知症保険料払込免除特約により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約（買増権保証特約、新買増権保証特約を除きます。）の保険料の払込が免除されたとき
  - (5) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
- 2 前項第5号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

#### 第14条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

#### 第 15 条 (重大事由による解除)

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

#### 第 16 条 (契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

#### 第 17 条 (管轄裁判所)

この特約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### 第 18 条 (主約款の規定の準用)

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### 第 19 条 (平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、平準定期保険 (重度介護保障型)、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険 (重度介護保障型) またはユーロ建平準定期保険 (重度介護保障型) に付加されている場合の特則)

- 1 この特約が平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、平準定期保険 (重度介護保障型)、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険 (重度介護保障型) またはユーロ建平準定期保険 (重度介護保障型) に付加されている場合には、主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知をしない限り、この特約も更新されたものとして取り扱います。
- 2 前項の規定によってこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、保険料の払込免除に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

#### 第 20 条 (変額保険 (終身型) または変額保険 (有期型) に付加されている場合の特則)

この特約が変額保険 (終身型) または変額保険 (有期型) に付加されている場合には、「払済保険」は「定額払済保険または変額払済保険」と、「延長定期保険」は「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と、それぞれ読み替えます。

#### 第 21 条 (主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則)

- 1 第 13 条 (特約の消滅) 第 1 項の規定にかかわらず、この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の全部が介護保障に移行した場合において、この特約と同一の主契約に付加されており、かつ保険料払込期間満了前の特約 (買増権保証特約、新買増権保証特約および認知症保険料払込免除特約を除きます。) を継続するときには、つぎの各号に定めるところによるものとします。
  - (1) この特約の保険料を主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。
    - ア. 一括して前納する方法。このとき、会社所定の利率で割り引きます。
    - イ. 年払で払い込む方法。ただし、このときの特約保険料の払込については、第 7 条 (特約の保険料の自動振替貸付) の規定は適用しません。
  - (2) 本項の場合において、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。
  - (3) 第 1 号に定めるこの特約の保険料については、第 6 条 (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込) 第 4 項から第 8 項の規定を準用します。
  - (4) 本項の規定によりこの特約が継続された場合において、介護保障に移行した部分が消滅したときは、この特約は消滅するものとします。
- 2 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の一部が介護保障に移行したときは、この特約は消滅することなく継続するものとします。

#### 第 22 条 (積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則)

この特約が積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

### 第23条（ファミリー保険に付加されている場合の特則）

この特約がファミリー保険に付加されている場合には、この特約条項中、「被保険者」とあるのは「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。

### 第24条（がん保険に付加されている場合の特則）

この特約ががん保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（疾病障害による保険料払込免除）第1項中、「主契約」とあるのは、「主契約（配偶者特則を含みます。以下、同じとします。）」と読み替えます。
- (2) 第13条（特約の消滅）第1項第3号を以下のとおり読み替えます。  
「(3) 主約款および特約条項の規定により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき。」

### 第25条（連生終身保険に付加されている場合の特則）

1 この特約が連生終身保険に付加されている場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。

2 主契約の保険料の払込免除については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約条項において「被保険者」とあるのは、「主契約の第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（疾病障害による保険料払込免除）第1項をつぎのとおり読み替えます。  
「1 主契約の型に応じて、つぎの各号のいずれかに該当した場合、会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に規定するつぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降の主契約の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の疾病を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。
  - (1) A型の場合  
被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態（附則）に該当したとき
  - (2) B型の場合  
いずれかの被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態（附則）に該当し、かつ、他の被保険者がつぎのいずれかの状態になったとき
    - ① 死亡したとき
    - ② 責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、高度障害状態（別表1）に該当したとき
    - ③ 責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3）に該当したとき、または、責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態（附則）に該当したとき」

3 この特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の払込免除については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約条項において「被保険者」とあるのは、「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
  - (2) 第2条（疾病障害による保険料払込免除）第1項をつぎのとおり読み替えます。  
「1 主契約の第1被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として身体障害の状態（附則）に該当したときは、会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に規定するつぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降の主契約に付加されている特約の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の疾病を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。」
  - (3) 主約款第8条（保険料の払込免除）第4項から第8項まで、および主約款第9条（保険料の払込を免除しない場合）第1項および第2項を準用します。ただし、「被保険者」とあるのは、「第1被保険者」と読み替えます。
- 4 主契約の保険料の払込が免除され、かつ、この特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の払込が免除されない場合で、他の特約を継続するときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主契約の保険料払込免除後において払い込むべきこの特約の保険料を、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。
    - ア. 一括して前納する方法。このとき、会社所定の利率で割り引きます。
    - イ. 年払で払い込む方法。ただし、このときの特約保険料の払込については、第7条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。

- (2) 前号の場合において、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。
- (3) 第1号の場合のこの特約の保険料については、第6条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第4項から第8項の規定を準用します。
- 5 第5条(特約保険料)をつぎのとおり読み替えます。
- 〔第5条(特約保険料)〕
- 1 この特約の保険料は、会社の定める計算方法により、この特約が付加されている主契約(保険料一時払の契約を除きます。)の保険料の額と、この特約と同一の主契約に付加されている他の特約(保険料一時払の特約ならびに買増権保証特約、新買増権保証特約、無解約返戻金型就労不能障害特約および無解約返戻金型就労不能障害一時金特約の保険料を除きます。以下、本条において同じとします。)の保険料の合計額とに区分して、計算します。
- 2 この特約が付加されている主契約の保険料の額またはこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の合計額に変更があった場合には、会社の定める計算方法により、将来に向かってこの特約の保険料を更改します。〕
- 6 第13条(特約の消滅)第1項第3号を以下のとおり読み替えます。
- 〔(3) 主約款および特約条項の規定により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき。〕

#### 第26条(新逋増定期保険に付加されている場合の特則)

この特約が新逋増定期保険に付加されている場合には、「払済保険」は「払済終身保険」と読み替えます。

#### 第27条(医療保険または新医療保険に付加されている場合の特則)

- 1 この特約が医療保険または新医療保険に付加されている場合には、第13条(特約の消滅)第1項第3号中、「不慮の事故(別表2)を直接の原因として、」とあるのを「責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故(別表2)または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。
- 2 この特約が医療保険または新医療保険に付加されている場合には、主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も更新されたものとして取り扱います。
- 3 前項の規定によってこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 4 第2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、保険料の払込免除に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- 5 医療保険普通保険約款第47条(入院関係特約等からこの保険契約への変更に関する特則)第1項に定める特約、新医療保険主約款第46条(入院関係特約等からこの保険契約への変更に関する特則)第1項に定める特約およびこの特約が付加されている同一の保険契約ならびにこの特約が付加されている医療保険の保険契約者が医療保険普通保険約款第47条または新医療保険普通保険約款第46条の規定により医療保険または新医療保険(以下、「変更後保険」といいます。)に変更した場合に、会社の定める取扱範囲内で、会社の承諾を得て、この特約を変更後保険に付加して締結することができます。この場合には、医療保険普通保険約款第47条または新医療保険主約款第46条の規定を準用します。

#### 第28条(介護保障保険に付加されている場合の特則)

この特約が介護保障保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第13条(特約の消滅)第1項第3号中、「不慮の事故(別表2)を直接の原因として、」とあるのを「責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故(別表2)または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。
- (2) 被保険者が主約款に定める介護給付金または介護年金の支払事由に該当し、主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、主約款の規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、主約款の規定により主契約の保険料の払込が再開した場合には、保険契約者は、以後のこの特約の保険料を払い込むことを要します。

#### 第29条(終身介護保険、介護終身保険(認知症加算型)または米国ドル建介護終身保険(認知症加算型)に付加されている場合の特則)

この特約が終身介護保険、介護終身保険(認知症加算型)または米国ドル建介護終身保険(認知症加算型)に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第13条(特約の消滅)第1項第3号中、「不慮の事故(別表2)を直接の原因として、」とあるのを「責任開始期

以後に発生した傷害もしくは不慮の事故（別表2）または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。

(2) 被保険者が主約款に定める介護年金の支払事由に該当し、主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、主約款の規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。

### 第30条（特定疾病保障定期保険またはがん診断保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が特定疾病保障定期保険またはがん診断保険に付加されている場合には、第13条（特約の消滅）第1項第3号中、「不慮の事故（別表2）を直接の原因として、」とあるのを「がん給付以外の責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故（別表2）または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。
- 2 この特約が特定疾病保障定期保険またはがん診断保険に付加されている場合には、主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も更新されたものとして取り扱います。
- 3 前項の規定によってこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 4 第2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、保険料の払込免除に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

### 第31条（解約返戻金抑制型入院保険（一時金給付型）または解約返戻金抑制型新入院保険（一時金給付型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が解約返戻金抑制型入院保険（一時金給付型）または解約返戻金抑制型新入院保険（一時金給付型）に付加されている場合には、第13条（特約の消滅）第1項第3号中、「不慮の事故（別表2）を直接の原因として、」とあるのを「責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故（別表2）または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。
- 2 この特約が解約返戻金抑制型入院保険（一時金給付型）または解約返戻金抑制型新入院保険（一時金給付型）に付加されている場合には、主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も更新されたものとして取り扱います。
- 3 前項の規定によってこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 4 第2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、保険料の払込免除に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

### 第32条（介護一時金保険に付加されている場合の特則）

この特約が介護一時金保険に付加されている場合には、第13条（特約の消滅）第1項第3号中、「不慮の事故（別表2）を直接の原因として、」とあるのを「責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故（別表2）または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。

### 第33条（介護一時金保険（定期型）または介護定期保険（生活障害保障型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が介護一時金保険（定期型）または介護定期保険（生活障害保障型）に付加されている場合には、第13条（特約の消滅）第1項第3号中、「不慮の事故（別表2）を直接の原因として、」とあるのを「責任開始期以後に発生した傷害もしくは不慮の事故（別表2）または発病した疾病を原因として、」と読み替えます。
- 2 この特約が介護一時金保険（定期型）または介護定期保険（生活障害保障型）に付加されている場合には、主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も更新されたものとして取り扱います。
- 3 前項の規定によってこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 4 第2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、保険料の払込免除に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

### 第34条（三大疾病保障保険に付加されている場合の特則）

この特約が三大疾病保障保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特約の締結および責任開始期)第2項の「主契約の責任開始期」とあるのを「主約款に定める保険期間の始期」と読み替え、同条第3項の「この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。」とあるのを「この特約の責任開始期は、主約款に定める保険期間の始期とします。」と読み替えて適用します。
- (2) 第13条(特約の消滅)第1項第1号の「保険金等を支払ったとき」とあるのを「給付金等を支払い主契約が消滅したとき」と読み替え、同条同項第3号をつぎのとおり読み替えて適用します。
- 〔(3) 主約款の規定により、この特約が付加されている主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他のすべての特約の保険料の払込が免除されたとき〕

## 附則 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの（備考1. 参照）
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考2. 参照）
3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
5. 10手指の用を全く永久に失ったもの（備考4. (1)および(3)参照）
6. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの（備考4. (1)および(2)参照）
7. 10足指を失ったもの（備考5. 参照）
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（備考6. 参照）
9. 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの（備考7. 参照）
10. 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの（備考8. (1)参照）
11. 心臓に人工弁を置換したもの（備考8. (2)参照）
12. 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの（備考9. 参照）
13. ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの（備考10. (1)および(2)参照）
14. 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの（備考10. (3)および(4)参照）

（備考）

### 1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

### 2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

### 3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

### 4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

### 5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

#### 6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

#### 7. 呼吸器の障害

- (1) 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量1秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が55Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常のかつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して180日以上継続して受けたものをいいます。

#### 8. 心臓の障害

- (1) 「恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの」には、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。
- (2) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。また、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

#### 9. 腎臓の障害

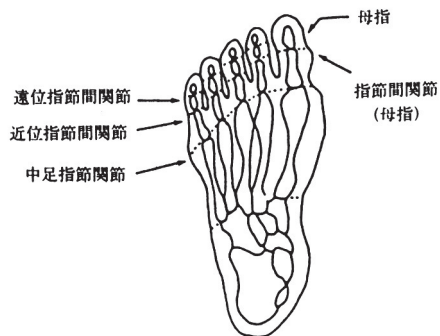
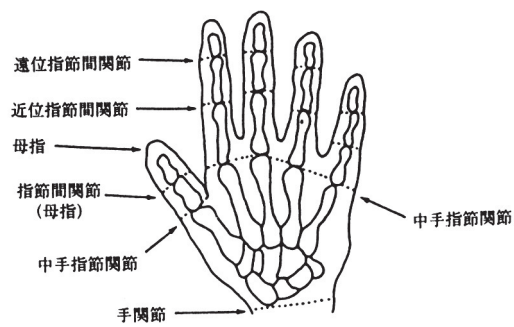
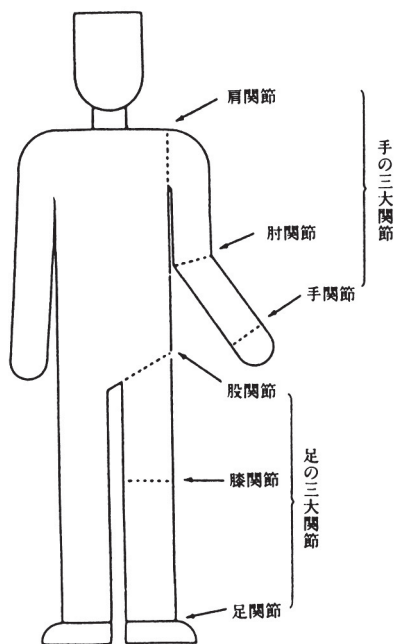
- (1) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチンクリアランス値が30ml/分未満または血清クレアチン濃度が3.0mg/dl以上で回復の見込のない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。
- (2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- (3) 「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。

#### 10. ぼうこうまたは直腸の障害

- (1) 「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (2) 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (3) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。
- (4) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。



<身体部位の名称図>



約款

疾病障害による保険料払込免除特約条項

## リビング・ニース特約条項

### 目次

- 第1条** 特約の締結  
**第2条** 保険金の支払と請求  
**第3条** 保険金を支払わない場合  
**第4条** 特約の復活  
**第5条** 特約の解約  
**第6条** 解約返戻金  
**第7条** 特約の復旧  
**第8条** 特約の消滅  
**第9条** 告知義務および告知義務違反  
**第10条** 重大事由による解除  
**第11条** 契約者配当  
**第12条** 主契約に平準定期保険特約、通増定期保険特約、通減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新通増定期保険特約、無解約返戻金型通減定期保険特約、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）またはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）が付加されている場合の特則  
**第13条** 平準定期保険、通増定期保険、通減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険、新通増定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険（受取人固定型）、無解約返戻金型通減定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）、ユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建家族収入保険（高度障害療養加算型）またはユーロ建家族収入保険（高度障害療養加算型）に付加されている場合の特則  
**第14条** ファミリー保険に付加されている場合の特則  
**第15条** 変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則  
**第16条** 連生終身保険に付加されている場合の特則  
**第17条** 年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険またはユーロ建年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則  
**第18条** 主契約に年金移行特約または介護保障移行特約が付加された場合の特則  
**第19条** 主契約に質権が設定される場合の特則  
**第20条** 管轄裁判所  
**第21条** 主約款の規定の準用  
**第22条** 積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則  
**第23条** 積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則  
**第24条** 主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、通増定期保険特約、通減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新通増定期保険特約、無解約返戻金型通減定期保険特約、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則  
**第25条** 主契約に介護前払特約とあわせて付加する場合の特則  
**第26条** 年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）、米国ドル建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）またはユーロ建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）に付加されている場合の特則  
**第27条** 介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則  
**第28条** 主契約に無解約返戻金型就労不能障害特約が付加されている場合の特則  
**第29条** 特別終身保険（無告知型）、米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則  
**第30条** 積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則  
**第31条** 主契約に介護割増年金移行特約とあわせて付加する場合の特則

## リビング・ニース特約条項

### 第1条（特約の締結）

- この特約は主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、会社の定める取扱範囲内で、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、

会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合で会社がこの特約の付加を承諾した場合は、承諾の日とします。

## 第2条（保険金の支払と請求）

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、会社の定める取扱範囲内で、主契約の死亡保険金額の一部または全部を主契約の高度障害保険金の受取人に支払います。ただし、主契約の高度障害保険金の受取人が複数である場合には、その受取割合が、この特約の保険金についてもおよぶものとします。
- 2 前項に定めるこの特約の保険金の受取人（以下、「特約保険金受取人」といいます。）は、会社所定の書類（別表4）を提出して、前項に定めるこの特約の保険金を請求して下さい。
- 3 この特約の保険金を支払ったときは、前項により特約保険金受取人が請求した金額（以下、「請求額」といいます。）と同額の主契約の保険金額が支払日に減額されたものとして取り扱います。ただし、その減額部分に解約返戻金があってもこれを支払いません。この場合、この特約の保険金の支払日以降、主約款に定める保険金の請求を受けても、減額部分については支払いません。
- 4 この特約の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。
- 5 主約款に定める保険金支払請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後、この特約の保険金を支払いません。
- 6 この特約の保険金の支払に際しては、会社の定める計算方法により計算した、余命期間相当分の利息および保険料を、また、貸付金がある場合にはその元利金を差し引いて支払います。
- 7 請求額から前項に定める利息および保険料を差し引いた金額が請求額に対応する解約返戻金額を下回る場合、請求額に対応する解約返戻金相当額をこの特約の保険金額として支払います。この場合、前項に定める利息および保険料の差し引きを行いません。
- 8 主契約の保険金の全部が支払われた場合、主契約は消滅するものとし、主契約に他の特約が付加されている場合、各特約は消滅します。また、主契約の保険金の一部が支払われた場合には各特約は継続するものとします。ただし、特約が消滅した時の入院に関する取扱は、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 入院総合保障特約、家族入院総合保障特約、がん入院特約、配偶者がん入院特約、配偶者入院総合保障特約、子供入院総合保障特約、成人病特約、女性疾病特約、無解約返戻金型入院総合保障特約、無解約返戻金型配偶者入院総合保障特約、無解約返戻金型子供入院総合保障特約、無解約返戻金型がん入院特約、無解約返戻金型配偶者がん入院特約、無解約返戻金型成人病特約、無解約返戻金型女性疾病特約、無解約返戻金型入院初期給付特約、無解約返戻金型入院長期給付特約、無解約返戻金型新入院総合保障特約、無解約返戻金型短期入院特約、無解約返戻金型入院初期プラス特約、無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）または無解約返戻金型三大疾病入院特約が消滅した場合に、その消滅時に各特約の被保険者が各特約条項に規定する入院中のときは、その入院は各特約の保険期間中の入院とみなし、この場合の給付金日額（入院一時金額を含みます。）は、消滅した日の前日のそれと同額とします。
- (2) 無解約返戻金型入院療養特約が消滅した場合に、その消滅時に特約の被保険者が無解約返戻金型入院療養特約条項に規定する入院中のときは、特約が消滅した日の属する月内の期間に限り、その入院は無解約返戻金型入院療養特約の保険期間中の入院とみなします。
- 9 この特約の保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の請求、支払の手續に関する規定を準用します。

## 第3条（保険金を支払わない場合）

被保険者が、保険契約者または被保険者の故意により第2条（保険金の支払と請求）第1項の規定に該当した場合には、この特約の保険金を支払いません。

## 第4条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

## 第5条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

## 第6条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

## 第7条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

## 第8条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

- (1) この特約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

## 第9条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反に関する事項については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

## 第10条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

## 第11条（契約者配当）

この特約に対しては契約者配当はありません。

第12条（主契約に平準定期保険特約、逡増定期保険特約、逡減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新逡増定期保険特約、無解約返戻金型逡減定期保険特約、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）またはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）が付加されている場合の特則）

- 1 主契約に平準定期保険特約、逡増定期保険特約、逡減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新逡増定期保険特約、無解約返戻金型逡減定期保険特約、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）またはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）が付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める死亡保険金額は、主契約の保険金額に平準定期保険特約、逡増定期保険特約、逡減定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、新逡増定期保険特約もしくは無解約返戻金型逡減定期保険特約の特約死亡保険金額または家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）の特約家族年金の現価を合算した額とします。ただし、合算される逡増定期保険特約、逡減定期保険特約、新逡増定期保険特約もしくは無解約返戻金型逡減定期保険特約の特約死亡保険金額または家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）の特約家族年金の現価については、第2項に定めるところによるものとします。
- 2 前項ただし書きの金額は、つぎの各号のとおりとします。
  - (1) 合算される逡増定期保険特約の特約死亡保険金額  
……………この特約の請求日における特約死亡保険金額
  - (2) 合算される逡減定期保険特約または無解約返戻金型逡減定期保険特約の特約死亡保険金額  
……………この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における特約死亡保険金額
  - (3) 合算される家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）またはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）の特約家族年金の現価  
……………この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における家族収入特約条項第8条（年金の一時支払）第1項、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）特約条項第7条（年金の一時支払）第1項、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）特約条項第7条（年金の一時支払）第1項またはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）特約条項第7条（年金の一時支払）第1項に定める将来の特約家族年金の全部の現価
  - (4) 合算される新逡増定期保険特約の特約死亡保険金額  
……………この特約の請求日における特約死亡保険金額
- 3 保険契約者より別段の申し出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第2条（保険金の支払と請求）

第1項および第8項の規定にかかわらず、主契約、平準定期保険特約、逡増定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約および新逡増定期保険特約のこの特約の請求日における死亡保険金額または特約死亡保険金額ならびに逡減定期保険特約、無解約返戻金型逡減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)、米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型)およびユーロ建家族収入特約(高度障害療養加算型)のこの特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における特約死亡保険金額(家族収入特約については、家族収入特約条項第8条(年金の一時支払)第1項に定める将来の特約家族年金の全部の現価、解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)については、解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)特約条項第7条(年金の一時支払)第1項に定める将来の特約家族年金の全部の現価、米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型)については、米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型)特約条項第7条(年金の一時支払)第1項に定める将来の特約家族年金の全部の現価、ユーロ建家族収入特約(高度障害療養加算型)については、ユーロ建家族収入特約(高度障害療養加算型)特約条項第7条(年金の一時支払)第1項に定める将来の特約家族年金の全部の現価。以下、本条において同じとします。)のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。

- 4 この特約の保険金の請求は、それぞれの特約保険期間満了時の12か月以上前であることを要します。
- 5 前項の規定にかかわらず、平準定期保険特約または無解約返戻金型平準定期保険特約が自動更新される場合には、平準定期保険特約または無解約返戻金型平準定期保険特約については、前項の「特約保険期間満了」を「自動更新期間満了」と読み替えます。
- 6 第2条(保険金の支払と請求)第3項から第7項の規定は本条の場合に適用します。
- 7 前項および第2条(保険金の支払と請求)第3項の規定による保険金額の減額については、つぎの各号に定めるところによるものとします。
  - (1) 逡増定期保険特約  
……………本条および第2条(保険金の支払と請求)第3項の規定により減額された保険金額に対応する特約基準保険金額を減額したものと取り扱います。
  - (2) 逡減定期保険特約  
……………本条および第2条(保険金の支払と請求)第3項の規定により減額された保険金額に対応する、この特約の請求日における逡減定期保険特約の第1保険年度の特約死亡保険金額または特約基準保険金額を減額したものと取り扱います。
  - (3) 家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)、米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型)またはユーロ建家族収入特約(高度障害療養加算型)  
……………本条および第2条(保険金の支払と請求)第3項の規定により減額された保険金額について、家族収入特約条項第8条(年金の一時支払)第3項、解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)特約条項第7条(年金の一時支払)第4項、米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型)特約条項第7条(年金の一時支払)第4項またはユーロ建家族収入特約(高度障害療養加算型)特約条項第7条(年金の一時支払)第4項の定めるところにより減額したものと取り扱います。
  - (4) 新逡増定期保険特約  
……………本条および第2条(保険金の支払と請求)第3項の規定により減額された保険金額に対応する特約基準保険金額を減額したものと取り扱います。
  - (5) 無解約返戻金型逡減定期保険特約  
……………本条および第2条(保険金の支払と請求)第3項の規定により減額された保険金額に対応する、この特約の請求日における特約基準保険金額を減額したものと取り扱います。

**第13条(平準定期保険、逡増定期保険、逡減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険(高度障害療養加算型)、無解約返戻金型平準定期保険、新逡増定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)、無解約返戻金型逡減定期保険、平準定期保険(重度介護保障型)、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険(重度介護保障型)、ユーロ建平準定期保険(重度介護保障型)、米国ドル建家族収入保険(高度障害療養加算型)またはユーロ建家族収入保険(高度障害療養加算型)に付加されている場合の特則)**

- 1 この特約が平準定期保険、逡増定期保険、逡減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険(高度障害療養加算型)、無解約返戻金型平準定期保険、新逡増定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)、無解約返戻金型逡減定期保険、平準定期保険(重度介護保障型)、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険(重度介護保障型)、ユーロ建平準定期保険(重度介護保障型)、米国ドル建家族収入保険(高度障害療養加算型)またはユーロ建家族収入保険(高度障害療養加算型)に付加されている場合、この特約の保険金の請求は保険期間満了時の12か月以上前であることを要します。
- 2 前項の規定にかかわらず、平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、平準定期保険(重度介護保障型)、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険(重度介護保障型)

またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）が自動更新される場合には、前項の「保険期間満了」を「自動更新期間満了」と読み替えます。

3 この特約が通増定期保険、通減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険(高度障害療養加算型)、新通増定期保険、無解約返戻金型通減定期保険、米国ドル建家族収入保険(高度障害療養加算型)またはユーロ建家族収入保険(高度障害療養加算型)に付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める主契約の死亡保険金額は、つぎの各号に定めるところによるものとします。

(1) 通増定期保険

……………この特約の請求日における死亡保険金額

(2) 通減定期保険または無解約返戻金型通減定期保険

……………この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における死亡保険金額

(3) 家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険(高度障害療養加算型)、米国ドル建家族収入保険(高度障害療養加算型)またはユーロ建家族収入保険(高度障害療養加算型)

……………この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における家族収入保険普通保険約款第8条（年金の一時支払）第1項、解約返戻金抑制型家族収入保険(高度障害療養加算型)普通保険約款第7条（年金の一時支払）第1項、米国ドル建家族収入保険(高度障害療養加算型)普通保険約款第7条（年金の一時支払）第1項またはユーロ建家族収入保険(高度障害療養加算型)普通保険約款第7条（年金の一時支払）第1項に定める将来の家族年金の全部の現価

(4) 新通増定期保険

……………この特約の請求日における死亡保険金額

4 第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定による保険金額の減額については、つぎの各号に定めるところによるものとします。

(1) 通増定期保険

……………本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する基準保険金額を減額したものと取り扱います。

(2) 通減定期保険

……………本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する、この特約の請求日における主契約の第1保険年度の死亡保険金額または基準保険金額を減額したものと取り扱います。

(3) 家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険(高度障害療養加算型)、米国ドル建家族収入保険(高度障害療養加算型)またはユーロ建家族収入保険(高度障害療養加算型)

……………本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額について、家族収入保険普通保険約款第8条（年金の一時支払）第3項、解約返戻金抑制型家族収入保険(高度障害療養加算型)普通保険約款第7条（年金の一時支払）第4項、米国ドル建家族収入保険(高度障害療養加算型)普通保険約款第7条（年金の一時支払）第4項またはユーロ建家族収入保険(高度障害療養加算型)普通保険約款第7条（年金の一時支払）第4項の定めるところにより減額したものと取り扱います。

(4) 新通増定期保険

……………本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する基準保険金額を減額したものと取り扱います。

(5) 無解約返戻金型通減定期保険

……………本条および第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定により減額された保険金額に対応する、この特約の請求日における主契約の基準保険金額を減額したものと取り扱います。

#### 第14条（ファミリー保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約がファミリー保険に付加されている場合、この特約の被保険者は主契約の「主たる被保険者」のみとします。
- 2 この特約がファミリー保険に付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）第1項の「主契約の死亡保険金額の一部または全部」を「主たる被保険者が死亡したときの主契約の死亡保険金額の全部」と読み替えます。
- 3 第2条（保険金の支払と請求）第8項の規定にかかわらず、主契約は妻子型保障に移行するものとします。

#### 第15条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）第1項の主契約の死亡保険金額は基本保険金額とし、この特約の保険金の支払が行われる場合には同じ割合で請求日の変動保険金も支払われます。ただし、変動保険金額が負の場合には、これを0とします。
- 2 この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）

第3項の「前項により特約保険金受取人が請求した金額（以下、「請求額」といいます。）」および第7項の「請求額」を「特約保険金受取人が請求した金額に同じ割合のこの特約の請求日における変動保険金額を加算した金額」と読み替えます。

- 3 この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合、この特約条項中、「延長定期保険」は「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と読み替えます。
- 4 この特約が変額保険（有期型）に付加されている場合、この特約の保険金の請求は保険期間満了時の12か月以上前であることを要します。

#### 第16条（連生終身保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が連生終身保険に付加されている場合、この特約の保険金の請求はいずれかの被保険者が死亡または高度障害状態に該当した後であることを要します。
- 2 この場合の被保険者は、
  - (1) 第1被保険者が死亡または高度障害状態に該当したとき  
……………第2被保険者
  - (2) 第2被保険者が死亡または高度障害状態に該当したとき  
……………第1被保険者とします。

#### 第17条（年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険またはユーロ建年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則）

この特約が年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険またはユーロ建年金支払型特殊養老保険（以下、本条において「年金支払型特殊養老保険等」といいます。）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める主契約の死亡保険金額は、この特約の請求日における死亡保険金額とします。ただし、積立金額が基本死亡保険金額以上となる期間にこの特約の保険金を請求する場合は、この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における死亡保険金額（6か月の期間の満了日が年金開始日以降となる場合、満期保険金額）とします。
- (2) 第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定による保険金額の減額については、請求額に対応するこの特約の請求日における主契約の基本死亡保険金額を年金支払型特殊養老保険等の普通保険約款に基づき減額したものと取り扱います。
- (3) 第1号および第2条（保険金の支払と請求）により定まるこの特約の保険金額がこの特約の請求日における死亡保険金額を上回る場合は、この特約の請求日における死亡保険金額をこの特約の保険金額として支払います。この場合、第2条（保険金の支払と請求）第6項に定める利息および保険料の差し引きを行いません。
- (4) 死亡保険金額の一部を請求した場合、積立金の残額により年金月額を再計算します。再計算された年金月額が会社所定の金額に満たない場合には、年金の支払は行わず、再計算後の積立金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約はこの特約の保険金の支払時に消滅したものとします。
- (5) この特約の保険金の請求を受けてから、この特約の保険金を支払うための会社の確認が終了するまでの期間は、主約款の規定にかかわらず、年金または保険金の支払を行いません。

#### 第18条（主契約に年金移行特約または介護保障移行特約が付加された場合の特則）

主契約に年金移行特約または介護保障移行特約が付加された場合、それぞれの移行部分についてこの特約は消滅します。

#### 第19条（主契約に質権が設定される場合の特則）

- 1 主契約に質権が設定される場合にはこの特約は締結できないものとします。
- 2 この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

#### 第20条（管轄裁判所）

この特約の保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

#### 第21条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 第22条（積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険金の支払と請求）第1項の主契約の死亡保険金額は保険金額とし、この特約の保険金の支払が行われる場合には同じ割合でこの特約の請求日における増加死亡保険金も支払われます。
- (2) 第2条（保険金の支払と請求）第3項の「前項により特約保険金受取人が請求した金額（以下、「請求額」といいます。）」および第7項の「請求額」を「特約保険金受取人が請求した金額に同じ割合のこの特約の請求日における増加死亡保険金額を加算した金額」と読み替えます。

## 第23条（積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める主契約の死亡保険金額は、この特約の請求日における死亡保険金額とします。ただし、積立金額が基本死亡保険金額以上となる期間にこの特約の保険金を請求する場合は、この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における死亡保険金額（6か月の期間の満了日が年金開始日以降となる場合、満期保険金額）とします。また、この特約の保険金の支払が行われる場合には同じ割合でこの特約の請求日における増加保険金も支払われます。
- (2) 第2条（保険金の支払と請求）第3項の規定による保険金額の減額については、請求額に対応するこの特約の請求日における主契約の基本死亡保険金額を積立利率変動型年金支払型特殊養老保険普通保険約款に基づき減額したものと取り扱い、第2条（保険金の支払と請求）第3項の「前項により特約保険金受取人が請求した金額（以下、「請求額」といいます。）」および第7項の「請求額」を「特約保険金受取人が請求した金額に同じ割合のこの特約の請求日における増加保険金額を加算した金額（以下、「請求額」といいます。）」と読み替えます。
- (3) 前2号および第2条（保険金の支払と請求）により定まるこの特約の保険金額が、この特約の請求日における死亡保険金額に同じ割合のこの特約の請求日における増加保険金額を加算した金額（以下、本号において「請求日の金額」といいます。）を上回る場合は、請求日の金額をこの特約の保険金額として支払います。この場合、第2条（保険金の支払と請求）第6項に定める利息および保険料の差し引きを行いません。
- (4) 死亡保険金額の一部を請求した場合、積立金の残額により基本年金額を再計算します。再計算された年金額が会社所定の金額に満たない場合には、年金の支払は行わず、再計算後の積立金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約はこの特約の保険金の支払時に消滅したものとします。
- (5) この特約の保険金の請求を受けてから、この特約の保険金を支払うための会社の確認が終了するまでの期間は、主約款の規定にかかわらず、年金または保険金の支払を行いません。

## 第24条（主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、逓増定期保険特約、逓減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新逓増定期保険特約、無解約返戻金型逓減定期保険特約、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）

主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、逓増定期保険特約、逓減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新逓増定期保険特約、無解約返戻金型逓減定期保険特約、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）に特別条件付保険特約が付加されている場合において、この特約の請求日が、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号ア. に定める保険金削減期間中であるときには、第2条（保険金の支払と請求）第1項および第6項、第12条（主契約に平準定期保険特約、逓増定期保険特約、逓減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新逓増定期保険特約、無解約返戻金型逓減定期保険特約、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）またはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）が付加されている場合の特則）第1項から第3項ならびに第13条（平準定期保険、逓増定期保険、逓減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険、新逓増定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険（受取人固定型）、無解約返戻金型逓減定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）、ユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建家族収入保険（高度障害療養加算型）またはユーロ建家族収入保険（高度障害療養加算型）に付加されている場合の特則）第3項の規定により定まるこの特約の保険金の額に、この特約の請求日における特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号ア. に定める割合を乗じた金額を、この特約の保険金として支払うものとして取り扱います。ただし、第2条（保険金の支払と請求）第3項に定める減額については、この割合を乗じなかったものとして取り扱います。



**第 25 条 (主契約に介護前払特約とあわせて付加する場合の特則)**

この特約を介護前払特約とあわせて主契約に付加する場合で、この特約の特約保険金の請求と介護前払特約の介護年金の請求を重ねて受けたときは、介護前払特約の介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、介護前払特約の介護年金は支払いません。

**第 26 条 (年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)、米国ドル建年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)またはユーロ建年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)に付加されている場合の特則)**

この特約が年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)、米国ドル建年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)またはユーロ建年金支払型特殊養老保険(引受緩和型) (以下、本条において「年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)等」といいます。)に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 2 条 (保険金の支払と請求) 第 1 項に定める主契約の死亡保険金額は、この特約の請求日における死亡保険金額とします。ただし、積立金額が基本死亡保険金額以上となる期間にこの特約の保険金を請求する場合は、この特約の請求日からその日を含めて 6 か月の期間の満了日における死亡保険金額 (6 か月の期間の満了日が年金開始日以降となる場合、満期保険金額) とします。
- (2) 第 2 条 (保険金の支払と請求) 第 3 項の規定による保険金額の減額については、請求額に対応するこの特約の請求日における主契約の基本死亡保険金額を年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)等の普通保険約款に基づき減額したものと取り扱います。
- (3) 第 1 号および第 2 条 (保険金の支払と請求) により定まるこの特約の保険金額がこの特約の請求日における死亡保険金額を上回る場合は、この特約の請求日における死亡保険金額をこの特約の保険金額として支払います。この場合、第 2 条 (保険金の支払と請求) 第 6 項に定める利息および保険料の差し引きを行いません。
- (4) 死亡保険金額の一部を請求した場合、積立金の残額により年金月額を再計算します。再計算された年金月額が会社所定の金額に満たない場合には、年金の支払は行わず、再計算後の積立金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約はこの特約の保険金の支払時に消滅したものとします。
- (5) 支払抑制期間中に、この特約の保険金の請求をすることはできません。
- (6) 第 2 条 (保険金の支払と請求) 第 1 項の「主契約の高度障害保険金の受取人」を「主契約の被保険者」と読み替えます。
- (7) この特約の保険金の請求を受けてから、この特約の保険金を支払うための会社の確認が終了するまでの期間は、主約款の規定にかかわらず、年金または保険金の支払を行いません。

**第 27 条 (介護終身保険(認知症加算型)または米国ドル建介護終身保険(認知症加算型)に付加されている場合の特則)**

- 1 この特約が介護終身保険(認知症加算型)または米国ドル建介護終身保険(認知症加算型)に付加されている場合、この特約の保険金の請求は介護年金の支払事由発生前であることを要します。
  - (1) 死亡給付金額を全部支払う場合  
保険契約は消滅します。
  - (2) 死亡給付金額を一部支払う場合  
この場合の支払額は、請求時の死亡給付金額内で定めることを要します。このとき死亡給付金の残額により介護年金額を再計算します。再計算された介護年金額が会社所定の金額に満たない場合には、介護年金および認知症加算年金の支払は行わず、死亡給付金の残額に応じた責任準備金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約はこの特約の保険金の支払時に消滅したものとします。
- 2 第 2 条 (保険金の支払と請求) 第 1 項の「主契約の高度障害保険金の受取人」を「主契約の被保険者」と読み替えます。
- 3 この特約の保険金の請求を受けてから、この特約の保険金を支払うための会社の確認が終了するまでの期間は、主約款の規定にかかわらず、死亡給付金、介護年金または認知症加算年金の支払を行いません。

**第 28 条 (主契約に無解約返戻金型就労不能障害特約が付加されている場合の特則)**

第 2 条 (保険金の支払と請求) 第 8 項の規定にかかわらず、無解約返戻金型就労不能障害特約の就労不能障害年金の支払事由発生後にこの特約により主契約の保険金の全部が支払われた場合には、無解約返戻金型就労不能障害特約は消滅しません。

**第 29 条 (特別終身保険(無告知型)、米国ドル建特別終身保険(無告知型)またはユーロ建特別終身保険(無告知型)に付加されている場合の特則)**

- 1 この特約が特別終身保険(無告知型)、米国ドル建特別終身保険(無告知型)またはユーロ建特別終身保険(無告知型)に付加されている場合、第 2 条 (保険金の支払と請求) の「主契約の高度障害保険金の受取人」を「主契約の被保険者」、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- 2 主契約に生存保険金特約が付加されている場合、第 2 条第 3 項から第 5 項および第 8 項に定める保険金に生存保険

金は含みません。

3 第1保険期間中に、この特約の保険金の請求をすることはできません。

**第30条（積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則）**

この特約が積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加されている場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第2条（保険金の支払と請求）第1項をつぎのとおり読み替えます。

「1 会社は、主契約の第1保険期間の満了日の翌日以後に被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、会社の定める取扱範囲内で、主契約の基本保険金額の一部または全部を主契約の被保険者に支払います。」

(2) この特約の保険金の支払が行われる場合には同じ割合で請求日の増加死亡保険金も支払われます。

(3) この特約の請求日の解約返戻金相当額がこの特約の請求日の基本保険金額に増加死亡保険金額を加算した金額（以下、本号において「基本保険金等の額」といいます。）より大きい場合は、請求日の解約返戻金相当額から基本保険金等の額を差し引いた額に前号と同じ割合を乗じた額を加算します。ただし、加算して支払われる金額については、第2条（保険金の支払と請求）第6項の規定を適用しません。

(4) 第2条（保険金の支払と請求）第7項の規定は適用しません。

**第31条（主契約に介護割増年金移行特約とあわせて付加する場合の特則）**

この特約を介護割増年金移行特約とあわせて主契約に付加する場合で、この特約の特約保険金の請求と介護割増年金移行特約の第1回介護年金の請求を重ねて受けたときは、介護割増年金移行特約の第1回介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、介護割増年金移行特約の第1回介護年金は支払いません。

## 保険金等の支払方法の選択に関する特約条項

### 目次

#### この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 選択することができる支払方法
- 第3条 年金基金の設定または保険金等の据置
- 第4条 年金受取人または据置保険金等の受取人
- 第5条 年金証書および据置保険金等にかかる証書
- 第6条 年金支払日
- 第7条 据置期間
- 第8条 年金の種類
- 第9条 据置の内容
- 第10条 年金の分割支払
- 第11条 年金または据置保険金等の一時支払
- 第12条 死亡一時金の支払にかえての年金の支払
- 第13条 年金受取人の変更
- 第14条 年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払の手続
- 第15条 法定相続人または死亡一時金受取人の代表者
- 第16条 成年後見等の開始
- 第17条 特約の内容変更
- 第18条 特約の解約
- 第19条 特約の消滅
- 第20条 重大事由による解除
- 第21条 年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付
- 第22条 年齢の計算
- 第23条 年齢および性別の誤りの処理
- 第24条 契約者配当
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 主約款の規定の準用

- 第27条 変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加された場合の特則
  - 第28条 積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合の特則
  - 第29条 傷害保険に付加された場合の特則
  - 第30条 変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合の特則
  - 第31条 家族収入保険もしくは解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約もしくは解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則
  - 第32条 米国ドル建家族収入保険（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入保険（高度障害療養加算型）または米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則
  - 第33条 積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加された場合の特則
  - 第34条 主契約に入院総合保障特約等が付加されている場合の特則
  - 第35条 主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または認知症保険料払込免除特約が付加されている場合の特則
- 平成24年10月28日以前に入院総合保障特約等が主契約に付加された場合の特則

## 保険金等の支払方法の選択に関する特約条項

#### この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の保険金等について、一時支払にかわる支払方法により支払うことにより、その受取人の将来の生活安定をはかることを目的とするものです。

#### 第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、保険金等の支払事由発生前は主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して、保険金等の支払事由発生後はその受取人（以下、「保険金等の受取人」といいます。）の申し出により会社との間に、締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。
- 2 同一の保険金等について受取人が2人以上いるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。
- 3 第1項の規定により、この特約が付加された場合には、保険証券に表示します。

## 第2条（選択することができる支払方法）

- 1 この特約の締結により選択することができる支払方法は、つぎの各号のいずれかとし、詳しくは、この特約条項の規定に定めるところによるものとします。
  - (1) 年金支払。ただし、つぎの種類のうち会社の定める取扱範囲内のものに限ります。
    - ア. 保証期間付夫婦連生終身年金
    - イ. 保証期間付終身年金
    - ウ. 確定年金（年金支払期間指定型）
    - エ. 確定年金（年金額指定型）
    - オ. 保証金額付終身年金（保証金額割合指定型）
    - カ. 単純終身年金（死亡時保証なし型）
  - (2) 据置支払
- 2 前項に定める支払方法を選択するには、その支払方法について会社の定める計算方法により計算される年金額または据え置かれる保険金等の額が、会社の定める金額以上であることを要します。
- 3 第1項第1号ア. の保証期間付夫婦連生終身年金を選択する場合には、第8条（年金の種類）第1項第1号に定める配偶者の同意を得ることを要します。

## 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）

- 1 保険金等の支払事由が発生したときは、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者または保険金等の受取人の指定する保険金等の全部または一部を年金基金に充当し、または据え置きます。ただし、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときはそれらの元利金を、未払込保険料があるときはその金額を、保険金等から差し引きます。
- 2 この特約において保険金等とは、つぎの各号のいずれかとし、ただし、第1号においてア. の保険金が支払われない場合または第2号においてア. の解約返戻金が支払われない場合には、この特約の締結は効力を生じないものとします。
  - (1) 受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各金額の合計
    - ア. 主契約および主契約に付加された特約の保険金（給付の名称の如何を問いません。ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まず、一時支払される年金開始日の前日の積立金を含むものとします。）
    - イ. 主契約に付加された特約の給付金
    - ウ. 主契約または主契約に付加された特約の前納保険料の清算金
    - エ. その他、前ア. の保険金の支払時に会社が支払う金額
  - (2) 受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各金額の合計
    - ア. 主契約の契約日からその日を含めて5年経過後（主契約の契約日からその日を含めて5年よりも保険料払込期間が短い場合には、保険料払込期間経過後とする。また、保険料一時払の契約については、会社の定める期間の経過後とする。）に到来する主契約の契約当日に主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の固有の解約または減額の規定により行われた主契約の解約または減額による解約返戻金相当額
    - イ. 前ア. に伴うまたは前ア. と同時に行われた、主契約に付加されている特約の解約、減額または消滅による解約返戻金相当額
    - ウ. 主契約または主契約に付加されている特約の前納保険料の清算金
    - エ. その他前ア. の解約返戻金の支払時に会社が支払う金額
    - オ. 会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額
- 3 前項の規定にかかわらず、月払契約、年払契約または半年払契約である養老保険、米国ドル建養老保険、ユーロ建養老保険、年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険、ユーロ建年金支払型特殊養老保険、年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）、米国ドル建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）およびユーロ建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）の最終の保険料が払い込まれた後に、固有の解約または減額の規定により行われた解約または減額による解約返戻金相当額は、前項第2号ア. に定める金額に当たりません。

## 第4条（年金受取人または据置保険金等の受取人）

- 1 この特約の年金受取人は、つぎの各号に定めるところによります。ただし、年金受取人が法人の場合には第8条（年金の種類）第1項第3号に定める確定年金のみを取扱うものとします。
  - (1) 前条第2項第1号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合  
……………年金開始日において会社の定める取扱範囲内の年齢である年金基金に充当された保険金等の受取人とします。ただし、保険金等の受取人が法人の場合には、会社の定める取扱範囲内でその法人が指定し

た者とします。

- (2) 前条第2項第2号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合  
 ……年金開始日において会社の定める取扱範囲内の年齢である主契約の保険契約者または被保険者とし、  
 この特約の締結の際、保険契約者が指定することとします。
- 2 この特約の締結によって据え置かれる保険金等（以下、「据置保険金等」といいます。）の受取人（以下、「据置保険金等の受取人」といいます。）は、その保険金等の受取人とします。

#### 第5条（年金証書および据置保険金等にかかる証書）

- 1 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）の規定により年金基金が設定されたときは、会社は年金証書を年金受取人に交付します。
- 2 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）の規定により保険金等が据え置かれたときは、会社は据置保険金等にかかる支払期間その他必要事項を記載した証書を据置保険金等の受取人に交付します。

#### 第6条（年金支払日）

- 1 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第1号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合には、年金受取人は、この特約の締結の際または年金基金設定の際、会社の定める期間内において第1回の年金支払日（以下、「年金開始日」といいます。）を任意に定めることができます。
- 2 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合には、年金開始日は、第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア. に定める解約または減額の日とします。
- 3 第2回以後の年金支払日は、年金開始日後の年単位の応当日とします。

#### 第7条（据置期間）

据置保険金等を据え置く期間（以下、「据置期間」といいます。）は、10年または保険金等の支払事由の発生日における主契約の保険期間のいずれか短い期間とします。

#### 第8条（年金の種類）

- 1 年金の種類は、会社の定める取扱範囲内のつぎの各号のいずれかとし、保険金等の支払事由発生前は保険契約者の申し出により、年金基金設定時は年金受取人の申し出により定めます。

##### (1) 保証期間付夫婦連生終身年金

あらかじめ定めた一定期間（以下、「保証期間」といいます。）中、およびその期間経過後において年金受取人の生存期間中、一定の年金（以下、「夫婦年金」といいます。）を支払います。年金受取人の死亡後は、夫婦年金の支払事由に定める配偶者の生存期間中、夫婦年金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
夫婦年金	年金受取人または年金基金設定日に年金受取人と同一の戸籍にその配偶者として記載されていた者（以下、「配偶者」といいます。）が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人または年金受取人が死亡したときは配偶者	配偶者の故意による年金受取人の致死
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人および配偶者のいずれもが年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		死亡一時金受取人の故意による年金受取人または配偶者の致死

##### (2) 保証期間付終身年金

保証期間中、およびその期間経過後において年金受取人が生存するときは、引き続きその生存期間中、一定の年金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間中の残存期間に対する未払の年金額の現価		

(3) 確定年金

保険契約者または年金受取人の指定するつぎのいずれかの型により、一定の年金を支払います。

ア. 確定年金（年金支払期間指定型）

指定された年金支払期間中、その年金支払期間に従い定まる一定額の年金を、支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	指定された年金支払期間中において、年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後かつ指定された年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	指定された年金支払期間中の残存期間に対する未払の年金額の現価		

イ. 確定年金（年金額指定型）

指定された年金額を、その年金額に従い定まる年金支払期間中、支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	指定された年金額に従い定まる年金支払期間中において、年金受取人が年金支払日に生存しているとき	指定された年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後かつ指定された年金額に従い定まる年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	指定された年金額に従い定まる年金支払期間中の残存期間に対する未払の年金額の現価		

(4) 保証金額付終身年金（保証金額割合指定型）

死亡一時金保証期間（死亡一時金が支払われる期間をいい、年金開始日から支払うべき年金の合計額がはじめて保証金額（年金開始日における年金基金の価額に指定された保証金額割合を乗じた金額をいいます。以下、同じとします。）をこえることとなる年金支払日の前日までの期間をいいます。以下、同じとします。）中、およびその期間経過後において年金受取人が生存するときは、引き続きその生存期間中、一定の年金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後死亡一時金保証期間中に死亡したとき	保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた金額（ただし、その残額がないときは支払はありません。）		

## (5) 単純終身年金（死亡時保証なし型）

年金支払日に年金受取人が生存するときは、一定の年金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死

- 2 年金額は、年金基金設定時における会社所定の利率および計算方法により計算します。
- 3 第1項における死亡一時金受取人とは、年金基金設定の際、年金受取人の指定した者とし、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 4 前項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡一時金受取人に死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡一時金受取人から死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 第3項に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 6 前項による死亡一時金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 7 第3項または前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
- 8 年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金の場合、第3項および第5項の死亡一時金受取人の変更は、配偶者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 9 第3項または第5項の規定により死亡一時金受取人を変更したときは、保険証券または年金証書に表示します。
- 10 死亡一時金受取人が死亡一時金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡一時金受取人とします。
- 11 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡一時金受取人となった者のうち生存している他の死亡一時金受取人を死亡一時金受取人とします。
- 12 前2項により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 13 年金基金設定日以後、保証期間付夫婦連生終身年金において配偶者が戸籍上の異動により第1項の規定に該当しなくなったときは、つぎのとおりとします。
  - (1) 年金受取人は、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
  - (2) 会社は、年金の種類をつぎに定める年金に改めるとともに年金額を会社の定める計算方法により改めます。

- ア. 年金基金設定日以後保証期間中の最後の年金支払日前  
保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間と保証期間満了日を同一とする保証期間付終身年金
- イ. 保証期間経過後  
終身年金

- 14 年金基金設定日以後、保証期間付夫婦連生終身年金において配偶者が年金支払開始日前に死亡したときは、つぎのとおりとします。
- (1) 年金受取人は、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
  - (2) 会社は、年金の種類を保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間と保証期間満了日を同一とする保証期間付終身年金に改めるとともに年金額を会社の定める計算方法により改めます。
- 15 第1項において、保証期間中に免責事由に該当して夫婦年金を支払わない場合には、保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。この場合、この特約は年金受取人が死亡した時にさかのぼって消滅します。
- 16 前項の場合、年金受取人の死亡時の法定相続人については、第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

#### 第9条（据置の内容）

- 1 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第1項の規定により保険金等を据え置いた場合には、据置期間、保険金等を会社に据え置き、据置期間満了の際、元金と据置期間に対応する利息を支払います。
- 2 前項の規定による据置支払については、据置開始時における会社所定の利率および計算方法により、計算します。
- 3 会社は、主務官庁に届け出て、前項に定める利率を将来に向かって変更することがあります。ただし、本項の規定により前項に定める利率を変更する場合には、会社はその旨を、前項に定める利率の変更日の1か月前までに据置保険金等の受取人に通知します。
- 4 据置期間中に、据置保険金等の受取人が死亡したときは、第2項に定める利率および計算方法による据置保険金等の受取人の死亡時の据置保険金等を、据置保険金等の受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 5 前項の場合、据置保険金等の受取人の死亡時の法定相続人については、前条第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

#### 第10条（年金の分割支払）

- 1 年金受取人から請求があったときは、会社の定める取扱範囲内で1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の場合、保証期間付夫婦連生終身年金において年金受取人が死亡しかつ配偶者がすでに死亡していた場合、または配偶者が死亡しかつ年金受取人がすでに死亡していた場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してそれぞれの法定相続人に支払います。
- 3 第1項の場合、保証期間付終身年金、確定年金、保証金額付終身年金（保証金額割合指定型）および単純終身年金（死亡時保証なし型）において年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 4 第2項の年金受取人および配偶者の死亡時の法定相続人ならびに前項の年金受取人の死亡時の法定相続人については、第8条（年金の種類）第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

#### 第11条（年金または据置保険金等の一時支払）

- 1 年金受取人は、年金の種類（単純終身年金（死亡時保証なし型）を除きます。）に応じて、将来の年金の支払にかえて、つぎの金額を一時金として支払を請求することができます。ただし、年金の種類が、保証金額付終身年金（保証金額割合指定型）の場合は死亡一時金保証期間中、かつ、第3号に定める金額があるときに限り、保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金の場合は保証期間中の最後の年金支払日前に限り、支払を請求することができます。

  - (1) 保証期間付夫婦連生終身年金および保証期間付終身年金  
保証期間中の年金の支払にかえて、保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価に相当する金額
  - (2) 確定年金  
年金支払期間中の年金の支払にかえて、年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価に相当する金額
  - (3) 保証金額付終身年金（保証金額割合指定型）  
死亡一時金保証期間中の年金の支払にかえて、年金基金設定日から本条の取扱の請求に必要な書類が会社に到着した日までの経過年月日数により定まる責任準備金額を基準として、会社の定める方法により計算した金額

- 2 前項の規定により、会社が一時金を支払った場合でも、保証期間後または死亡一時金保証期間後の終身年金（夫婦



年金を含みます。)はそのまま存続します。この場合、年金受取人に通知します。

- 3 第1項の規定により確定年金において会社が一時金を支払った場合には、この特約は消滅します。
- 4 据置保険金等の受取人は、あらかじめ保険契約者から反対の申し出がない限り、据置支払を取りやめてその時の据置保険金等の一部または全部を一時金として請求することができます。
- 5 前項の規定により会社が据置保険金等の全部を一時金として支払った場合には、この特約は消滅します。

#### 第12条 (死亡一時金の支払にかえての年金の支払)

- 1 第8条(年金の種類)の規定にかかわらず、死亡一時金の支払事由発生前は年金受取人の申し出により、死亡一時金の支払事由発生後は死亡一時金受取人の申し出により、死亡一時金の支払にかえて、年金の種類に応じて、つぎの期間中、死亡一時金受取人は年金を受け取ることができます。ただし、年金の種類が保証金額付終身年金(保証金額割合指定型)および単純終身年金(死亡時保証なし型)の場合を除きます。
  - (1) 保証期間付夫婦連生終身年金および保証期間付終身年金  
保証期間中
  - (2) 確定年金  
年金支払期間中
- 2 前項の場合、年金額は、第8条(年金の種類)第2項に定めるところにより計算された年金額と同額とします。ただし、年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金であり、かつ年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡した場合には、年金の種類を確定年金とみなして、年金基金設定時における会社所定の利率および計算方法により年金額を再計算します。この場合、年金支払期間は、当初の保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金の保証期間と同じとします。
- 3 第1項の場合、この特約は、年金の種類に応じて、つぎの時に消滅します。
  - (1) 保証期間付夫婦連生終身年金および保証期間付終身年金  
保証期間が満了した時
  - (2) 確定年金  
年金支払期間が満了した時
- 4 第1項の規定により、死亡一時金の支払事由発生後、死亡一時金の支払にかえて年金を受け取る場合、死亡一時金受取人が、年金受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします。(以後、死亡一時金受取人が年金受取人となるものとします。)
- 5 年金受取人の権利および義務を承継した死亡一時金受取人は、会社に対する通知により、新たに、死亡一時金受取人を指定して下さい。
- 6 前項の場合、新たな死亡一時金受取人については、第8条(年金の種類)第3項から第7項および第9項から第12項の規定を準用します。

#### 第13条 (年金受取人の変更)

年金受取人は、年金の種類が確定年金である場合に限り、会社の同意を得て、年金受取人の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

#### 第14条 (年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払の手続)

年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

#### 第15条 (法定相続人または死亡一時金受取人の代表者)

- 1 法定相続人または死亡一時金受取人が2人以上いるときは、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は他の法定相続人または死亡一時金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が法定相続人または死亡一時金受取人の1人に対してした行為は、他の法定相続人または死亡一時金受取人に対しても効力を生じます。

#### 第16条 (成年後見等の開始)

- 1 年金受取人、死亡一時金受取人または据置保険金等の受取人(以下、本項においてこれらを総称して「年金受取人等」といいます。)について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、年金受取人等または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。

2 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

#### 第 17 条 (特約の内容変更)

この特約の内容変更については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。
- (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。

#### 第 18 条 (特約の解約)

1 この特約の解約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。

2 年金受取人が年金開始日前にこの特約を解約したときは、会社は解約時における年金基金の価額を年金受取人に支払います。

#### 第 19 条 (特約の消滅)

1 主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は消滅します。

2 第 8 条 (年金の種類) の規定により死亡一時金が支払われたときまたは第 9 条 (据置の内容) 第 4 項の規定により据置保険金等が支払われたときは、この特約は消滅します。

#### 第 20 条 (重大事由による解除)

1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

2 年金基金設定日以後の前項の規定によるこの特約の解除に際しては、会社は、この特約の解約または年金の一時支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金の受取人に支払います。

#### 第 21 条 (年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付)

年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付は取り扱いません。

#### 第 22 条 (年齢の計算)

年金受取人および配偶者の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

#### 第 23 条 (年齢および性別の誤りの処理)

年金受取人および配偶者の年齢および性別に誤りがあった場合には、主約款の契約年齢の誤りの処理の規定を準用します。

#### 第 24 条 (契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

#### 第 25 条 (管轄裁判所)

この特約における年金、死亡一時金または据置保険金等の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### 第 26 条 (主約款の規定の準用)

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### 第 27 条 (変額保険 (終身型) または変額保険 (有期型) に付加された場合の特則)

この特約が変額保険 (終身型) または変額保険 (有期型) に付加された場合には、年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、特別勘定による運用はしません。

#### 第 28 条 (積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合の特則)

この特約が積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式

終身保険に付加された場合には、年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

#### 第29条（傷害保険に付加された場合の特則）

この特約が傷害保険に付加された場合には、第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第1号ア.を「主契約の災害死亡保険金または主約款に定める附則1の第1級の身体障害の状態に該当したことによる障害給付金もしくは災害高度障害保険金（ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金または給付金を含まないものとします。）」と読み替えて適用します。

#### 第30条（変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合の特則）

- この特約が変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。
- 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第1号ア.をつぎのとおり読み替えます。  
「ア. 主契約の保険金（ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金を含まないものとし、かつ、変額年金保険（最低年金原資保証型）普通保険約款第19条（年金原資の一時支払）の規定により支払われる年金原資を含むものとします。）」
- 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア.をつぎのとおり読み替えます。  
「ア. 主契約の契約日から会社の定める期間の経過後に主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の固有の解約または減額の規定により行われた主契約の解約または減額による解約返戻金相当額」
- 第4条（年金受取人または据置保険金等の受取人）第1項第2号をつぎのとおり読み替えます。  
「(2) 前条第2項第2号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合  
……………主契約の保険契約者または年金受取人とし、この特約の締結の際、保険契約者が指定することとします。」
- 年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

#### 第31条（家族収入保険もしくは解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約もしくは解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則）

- この特約が家族収入保険もしくは解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約もしくは解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。
- 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第1項の規定による保険金等の据え置きをすることはできません。
- 第3条第2項第1号ア.をつぎのとおり読み替えます。  
「ア. 主契約および主契約に付加された特約の保険金ならびに家族年金、特約家族年金、高度障害年金および特約高度障害年金の年金現価（ただし、リビング・ニーズ特約の保険金を含みません。）」

#### 第32条（米国ドル建家族収入保険（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入保険（高度障害療養加算型）または米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則）

この特約が米国ドル建家族収入保険(高度障害療養加算型)もしくはユーロ建家族収入保険(高度障害療養加算型)または米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型)もしくはユーロ建家族収入特約(高度障害療養加算型)を付加した主契約に付加された場合には、第3条第2項第1号ア.を「ア. 主契約および主契約に付加された特約の保険金ならびに家族年金、特約家族年金、高度障害年金および特約高度障害年金の年金現価（ただし、リビング・ニーズ特約の保険金を含みません。）」と読み替えて適用します。

#### 第33条（積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加された場合の特則）

この特約が積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア.をつぎのとおり読み替えます。  
「ア. 主契約の契約日から会社の定める期間の経過後に主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の固有の解約または減額の規定により行われた主契約の解約または減額による解約返戻金相当額」
- 年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

### 第34条（主契約に入院総合保障特約等が付加されている場合の特則）

1 主契約につきの各号の特約（以下、本条において「入院総合保障特約等」といいます。）が付加され、かつ、第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア. に定める解約による解約返戻金が年金基金に充当され第8条（年金の種類）第1項の規定により年金受取人が選択する年金の種類が1種類である場合、入院総合保障特約等の特約条項の規定にかかわらず、第3項の定めにより入院総合保障特約等は継続されるものとします。

- (1) 入院総合保障特約
- (2) 家族入院総合保障特約
- (3) がん入院特約
- (4) 配偶者がん入院特約
- (5) 配偶者入院総合保障特約
- (6) 子供入院総合保障特約
- (7) 成人病特約
- (8) 女性疾病特約
- (9) 無解約返戻金型入院総合保障特約
- (10) 無解約返戻金型配偶者入院総合保障特約
- (11) 無解約返戻金型子供入院総合保障特約
- (12) 無解約返戻金型がん入院特約
- (13) 無解約返戻金型配偶者がん入院特約
- (14) 無解約返戻金型成人病特約
- (15) 無解約返戻金型女性疾病特約
- (16) 無解約返戻金型入院初期給付特約
- (17) 無解約返戻金型入院長期給付特約
- (18) 無解約返戻金型先進医療特約
- (19) 無解約返戻金型新入院総合保障特約
- (20) 無解約返戻金型短期入院特約
- (21) 無解約返戻金型入院初期プラス特約
- (22) 無解約返戻金型入院療養特約
- (23) 無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）
- (24) 無解約返戻金型手術給付特約
- (25) 無解約返戻金型三大疾病入院特約
- (26) 無解約返戻金型新手術給付特約

2 前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかの場合は、入院総合保障特約等は消滅するものとし、入院総合保障特約等の解約返戻金があるときは、別段の申し出のない限り、第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第1項の定めるところにより入院総合保障特約等の解約返戻金を年金基金に充当または据え置きます。

- (1) 保険契約者より入院総合保障特約等を継続しない旨の申し出があったとき
- (2) つぎの特約が主契約に付加されている場合で、同一の主契約に付加されていた入院総合保障特約、無解約返戻金型入院総合保障特約または無解約返戻金型新入院総合保障特約が継続されないとき
  - ① 無解約返戻金型入院初期給付特約
  - ② 無解約返戻金型入院長期給付特約
  - ③ 無解約返戻金型先進医療特約
  - ④ 無解約返戻金型短期入院特約
  - ⑤ 無解約返戻金型入院初期プラス特約
  - ⑥ 無解約返戻金型入院療養特約
  - ⑦ 無解約返戻金型手術給付特約
  - ⑧ 無解約返戻金型新手術給付特約

3 第1項によって、入院総合保障特約等が継続される場合は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 入院総合保障特約等の保険料（第2号の規定による入院総合保障特約等の保険期間の短縮にともない入院総合保障特約等の保険料が更正される場合には、その更正後の保険料。以下、同じとします。）を主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。本号の保険料については、入院総合保障特約等の特約条項の保険料の払込に関する規定を準用します。
  - ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割引きます。
  - ② 年払で払い込む方法。ただし、このときの入院総合保障特約等の保険料の払込については、入院総合保障特約等の特約条項における保険料の自動振替貸付の規定は適用しません。

- (2) 入院総合保障特約等の保険期間満了日は、会社の定める取扱範囲内で新たに定めるものとします。
- (3) 前号の規定によって、本項の規定によらない入院総合保障特約等の特約保険期間が短縮された場合において、払い込まれるべき責任準備金差額があるときはその金額の払込を求めるものとし、支払うべき解約返戻金差額があるときは、別段の申し出のない限り、その金額を第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号エ. の金額に含めるものとします。ただし、主契約に付加されている入院総合保障特約等に解約返戻金を支払う規定がない場合で、支払うべき責任準備金差額があるときはその金額を第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号エ. の金額に含めず、かつ保険契約者に支払わないものとします。
- (4) つぎのいずれかの場合は、入院総合保障特約等は消滅するものとします。
- ① 年金受取人が死亡したとき
  - ② 年金の一時支払が行われたとき
  - ③ つぎの特約が主契約に付加されている場合で、同一の主契約に付加されていた入院総合保障特約、無解約返戻金型入院総合保障特約または無解約返戻金型新入院総合保障特約が消滅したとき
    - ア. 無解約返戻金型入院初期給付特約
    - イ. 無解約返戻金型入院長期給付特約
    - ウ. 無解約返戻金型先進医療特約
    - エ. 無解約返戻金型短期入院特約
    - オ. 無解約返戻金型入院初期プラス特約
    - カ. 無解約返戻金型入院療養特約
    - キ. 無解約返戻金型手術給付特約
    - ク. 無解約返戻金型新手術給付特約
- 4 主契約に入院総合保障特約等が付加されている主契約にかかる、第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア. に定める減額による解約返戻金が年金基金に充当された場合には、入院総合保障特約等は消滅または減額されることなく継続するものとします。

#### 第35条（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または認知症保険料払込免除特約が付加されている場合の特則）

- 1 疾病障害による保険料払込免除特約または認知症保険料払込免除特約（以下、本条において「保険料払込免除特約等」といいます。）が付加されている主契約の解約による解約返戻金がこの特約の年金基金に充当された場合において、保険料払込免除特約等と同一の主契約に付加されており、かつ保険料払込期間満了前の特約（買増権保証特約、新買増権保証特約および認知症保険料払込免除特約を除きます。）を継続するときには、保険料払込免除特約等の特約条項の規定にかかわらず、保険料払込免除特約等は継続されるものとします。ただし、保険契約者より保険料払込免除特約等を継続しない旨の申し出があったときは、保険料払込免除特約等は消滅するものとします。
- 2 前項によって、保険料払込免除特約等が継続される場合は、つぎ各号のとおりとします。
- (1) 保険料払込免除特約等の保険料を主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。本号の保険料については、保険料払込免除特約等の特約条項の保険料の払込に関する規定を準用します。
    - ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
    - ② 年払で払い込む方法。ただし、このときの特約保険料の払込については、保険料払込免除特約等の特約条項における保険料の自動振替貸付の規定は適用しません。
  - (2) つぎのいずれかの場合は、保険料払込免除特約等は消滅するものとします。
    - ① 年金受取人が死亡したとき
    - ② 年金の一時支払が行われたとき

#### （平成24年10月28日以前に入院総合保障特約等が主契約に付加された場合の特則）

- 1 平成24年10月28日以前につぎの各号の特約（以下、本条において「入院総合保障特約等」といいます。）が主契約に付加され、かつ、第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア. に定める解約による解約返戻金が年金基金に充当され第8条（年金の種類）第1項の規定により年金受取人が選択する年金の種類が1種類である場合、第31条（主契約に入院総合保障特約、家族入院総合保障特約、がん入院特約、配偶者がん入院特約、配偶者入院総合保障特約、子供入院総合保障特約、成人病特約、女性疾病特約、無解約返戻金型入院総合保障特約、無解約返戻金型配偶者入院総合保障、無解約返戻金型子供入院総合保障特約、無解約返戻金型がん入院特約、無解約返戻金型配偶者がん入院特約、無解約返戻金型成人病特約、無解約返戻金型女性疾病特約、無解約返戻金型入院初期給付特約、無解約返戻金型入院長期給付特約、無解約返戻金型先進医療特約、無解約返戻金型新入院総合保障特約、無解約返戻金型短期入院特約、無解約返戻金型入院初期プラス特約、無解約返戻金型入院療養特約、無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）、無解約返戻金型手術給付特約、無解約返戻金型三大疾病入院特約または無解約返戻金型新手術給付特約

が付加されている場合の特則) および入院総合保障特約等の特約条項の規定にかかわらず、第3項の定めにより入院総合保障特約等は継続されるものとします。

- (1) 入院総合保障特約
- (2) 家族入院総合保障特約
- (3) がん入院特約
- (4) 配偶者がん入院特約
- (5) 配偶者入院総合保障特約
- (6) 子供入院総合保障特約
- (7) 成人病特約
- (8) 女性疾病特約
- (9) 無解約返戻金型入院総合保障特約
- (10) 無解約返戻金型配偶者入院総合保障特約
- (11) 無解約返戻金型子供入院総合保障特約
- (12) 無解約返戻金型がん入院特約
- (13) 無解約返戻金型配偶者がん入院特約
- (14) 無解約返戻金型成人病特約
- (15) 無解約返戻金型女性疾病特約
- (16) 無解約返戻金型入院初期給付特約
- (17) 無解約返戻金型入院長期給付特約
- (18) 無解約返戻金型先進医療特約
- (19) 無解約返戻金型新入院総合保障特約
- (20) 無解約返戻金型短期入院特約
- (21) 無解約返戻金型入院初期プラス特約
- (22) 無解約返戻金型入院療養特約

2 前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかの場合、入院総合保障特約等は消滅するものとし、入院総合保障特約等の解約返戻金があるときは、別段の申し出のない限り、第3条(年金基金の設定または保険金等の据置)第1項の定めるところにより入院総合保障特約等の解約返戻金を年金基金に充当または据え置きます。

- (1) 保険契約者より入院総合保障特約等を継続しない旨の申し出があったとき
- (2) つぎの特約が主契約に付加されている場合で、同一の主契約に付加されていた入院総合保障特約、無解約返戻金型入院総合保障特約または無解約返戻金型新入院総合保障特約が継続されないとき
  - ① 無解約返戻金型入院初期給付特約
  - ② 無解約返戻金型入院長期給付特約
  - ③ 無解約返戻金型先進医療特約
  - ④ 無解約返戻金型短期入院特約
  - ⑤ 無解約返戻金型入院初期プラス特約
  - ⑥ 無解約返戻金型入院療養特約

3 第1項によって、入院総合保障特約等が継続される場合は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 入院総合保障特約等の保険料(第2号の規定による入院総合保障特約等の保険期間の短縮にともない入院総合保障特約等の保険料が更正される場合には、その更正後の保険料。以下、同じとします。)を主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。本号の保険料については、入院総合保障特約等の特約条項の保険料の払込に関する規定を準用します。
  - ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割引きます。
  - ② 年払で払い込む方法。ただし、このときの入院総合保障特約等の保険料の払込については、入院総合保障特約等の特約条項における保険料の自動振替貸付の規定は適用しません。
- (2) 入院総合保障特約等の保険期間満了日は、年金の種類に応じて、つぎのとおりとします。
  - ① 年金受取人が保証期間付夫婦連生終身年金、保証期間付終身年金または保証金額付終身年金(保証金額割合指定型)を選択したとき  
年金の保証期間もしくは死亡一時金保証期間の満了日または本項の規定によらない入院総合保障特約等の特約保険期間満了日のいずれか早い日
  - ② 年金受取人が確定年金を選択したとき  
年金支払期間満了日または本項の規定によらない入院総合保障特約等の特約保険期間満了日のいずれか早い日
  - ③ 年金受取人が単純終身年金(死亡時保証なし型)を選択したとき  
本項の規定によらない入院総合保障特約等の特約保険期間満了日

- (3) 前号の規定によって、本項の規定によらない入院総合保障特約等の特約保険期間が短縮された場合において、払い込まれるべき責任準備金差額があるときはその金額の払込を求めるものとし、支払うべき解約返戻金差額があるときは、別段の申し出のない限り、その金額を第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号エ. の金額に含めるものとします。ただし、主契約に付加されている入院総合保障特約等に解約返戻金を支払う規定がない場合で、支払うべき責任準備金差額があるときはその金額を第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号エ. の金額に含めず、かつ保険契約者に支払わないものとします。
- (4) つぎのいずれかの場合は、入院総合保障特約等は消滅するものとします。
- ① 年金受取人が死亡したとき
  - ② 年金の一時支払が行われたとき
  - ③ つぎの特約が主契約に付加されている場合で、同一の主契約に付加されていた入院総合保障特約、無解約返戻金型入院総合保障特約または無解約返戻金型新入院総合保障特約が消滅したとき
    - ア. 無解約返戻金型入院初期給付特約
    - イ. 無解約返戻金型入院長期給付特約
    - ウ. 無解約返戻金型先進医療特約
    - エ. 無解約返戻金型短期入院特約
    - オ. 無解約返戻金型入院初期プラス特約
    - カ. 無解約返戻金型入院療養特約
- 4 主契約に入院総合保障特約等が付加されている主契約にかかる、第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア. に定める減額による解約返戻金が年金基金に充当された場合には、入院総合保障特約等は消滅または減額されることなく継続するものとします。

## 介護前払特約条項

### 目次

#### この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 介護年金の支払
- 第3条 介護年金を支払わない場合
- 第4条 戦争その他の変乱
- 第5条 介護年金の分割支払
- 第6条 介護年金の請求、支払の手續
- 第7条 特約の復活
- 第8条 特約の解約
- 第9条 解約返戻金等
- 第10条 特約の復旧
- 第11条 特約の消滅
- 第12条 告知義務および告知義務違反
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 契約者配当
- 第15条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第16条 管轄裁判所
- 第17条 主約款の規定の準用

- 第18条 主契約に質権が設定される場合の特則
- 第19条 主契約が保険料一時払の契約である場合の特則
- 第20条 変額保険（終身型）に付加されている場合の特則
- 第21条 連生終身保険に付加されている場合の特則
- 第22条 積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則
- 第23条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第24条 主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則
- 第25条 主契約にリビング・ニーズ特約とあわせて付加する場合の特則
- 第26条 特別終身保険（無告知型）、米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則
- 第27条 主契約に介護割増年金移行特約とあわせて付加する場合の特則

## 介護前払特約条項

#### この特約の趣旨

この特約は、被保険者が所定の要介護状態となった場合に、保険契約の死亡保険金の一部について、介護年金の支払により保険金の前払を保障するものです。

#### 第1条（特約の締結）

- 1 この特約は主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、会社の定める取扱範囲内で、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合で会社がこの特約の付加を承諾した場合は、承諾の日とします。

#### 第2条（介護年金の支払）

- 1 この特約で、支払う介護年金の種類、介護年金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。



名称	支払事由	支払額	受取人
介護年金	第1回介護年金 この特約の責任開始期以後、つぎのいずれにも該当したとき (1) 介護年金の請求に必要な書類が会社に到着していること (2) 第1回介護年金の支払日（第1回介護年金の請求に必要な書類が会社に到着した日をいいます。以下、同じとします。）が主契約の保険料払込期間経過後であること (3) 第1回介護年金の支払日における被保険者の年齢が満65歳以上であること (4) 第1回介護年金の支払日において、被保険者が公的介護保険制度（備考1.）による要介護認定（備考2.）または要介護更新認定（備考3.）を受け、要介護4または5に該当していると認定されていること（附則）	介護年金額	主契約の高度障害保険金の受取人
	第2回以後介護年金 第1回介護年金の支払日の1年目ごとの応当日（以下、「介護年金支払応当日」といいます。）において、つぎのいずれにも該当したとき (1) 介護年金の請求に必要な書類が会社に到着していること (2) 被保険者が公的介護保険制度（備考1.）による要介護認定（備考2.）または要介護更新認定（備考3.）を受け、要介護4または5に該当していると認定されていること（附則）		

- 2 前項に規定する介護年金の支払事由に該当する場合であっても、その日を含めて1年以内に介護年金の支払事由が発生していたときには、介護年金を支払いません。
- 3 公的介護保険制度（備考1.）に定める要介護4または5の状態が中断し、介護年金支払応当日において介護年金の支払事由に該当せず、介護年金が支払われない場合には、新たに介護年金の支払事由に該当したときに第1項に定める第1回介護年金を支払い、その日の1年目ごとの応当日を新たな介護年金支払応当日とし、以後第1項に定める第2回以後介護年金を支払います。
- 4 第1項に定める介護年金額は、第1回介護年金の支払日または介護年金支払応当日において会社所定の範囲内からこの特約の介護年金の受取人が指定した金額とします。
- 5 この特約の介護年金を支払ったときは、前項の規定による介護年金額に相当する、第1回介護年金の支払日または介護年金支払応当日における会社所定の率により計算された保険金額（以下、「前払対象保険金額」といいます。）と同額の主契約の保険金額が、第1回介護年金の支払日または介護年金支払応当日に減額されたものとして取り扱います。ただし、その減額部分に解約返戻金があってもこれを支払いません。この場合、第1回介護年金の支払日または介護年金支払応当日以降、主約款に定める保険金の請求を受けても、この特約による前払対象保険金額に相当する保険金額については支払いません。
- 6 第4項の規定による介護年金額が、前払対象保険金額に対応する解約返戻金額を下回る場合は、介護年金として支払う金額は、前払対象保険金額に対応する解約返戻金相当額とします。
- 7 この特約の介護年金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の介護年金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の介護年金を支払いません。
- 8 主約款に定める保険金支払請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後、この特約の介護年金を支払いません。
- 9 この特約の介護年金の支払に際して、貸付金がある場合にはその元利金を差し引いて支払います。
- 10 第1項に定める主契約の高度障害保険金の受取人が複数である場合には、その受取割合が、この特約の介護年金についてもおよぶものとします。
- 11 主契約の保険金の一部が支払われた場合には、各特約は継続するものとします。

### 第3条（介護年金を支払わない場合）

被保険者が、つぎの各号のいずれかにより前条第1項に規定する公的介護保険制度（備考1.）に定める要介護4また

は5の状態に該当した場合には、会社は、この特約の介護年金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の薬物依存（備考4.）

#### 第4条（戦争その他の変乱）

被保険者が戦争その他の変乱によって第2条（介護年金の支払）第1項の規定に該当した場合に、その原因によって同項の規定による支払うべき金額の増加が、この特約の計算の基礎に影響をおよぼすときは、会社は、第2条（介護年金の支払）第5項に定める前払対象保険金額の計算に用いられる会社所定の率を変更することがあります。

#### 第5条（介護年金の分割支払）

- 1 第2条（介護年金の支払）第1項にかかわらず、この特約の介護年金の受取人から請求があったときは、会社の定める取扱範囲内で、1年分の介護年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、介護年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の分割支払中に被保険者が死亡した場合で、その死亡日の属する保険年度の介護年金に未支払分があるときは、これを一括して被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。

#### 第6条（介護年金の請求、支払の手続）

この特約の介護年金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

#### 第7条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

#### 第8条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

#### 第9条（解約返戻金等）

- 1 この特約には解約返戻金はありません。
- 2 介護年金の受取人によるこの特約の存続については、主約款の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の受取人による保険契約の存続に関する規定を準用します。

#### 第10条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

#### 第11条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約が延長定期保険に変更されたとき
- (3) リビング・ニーズ特約条項に規定する特約保険金が支払われたとき
- (4) 第2条（介護年金の支払）第5項に定める前払対象保険金額の合計額が会社所定の金額を超えるとき

#### 第12条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反に関する事項については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

#### 第13条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

**第 14 条 (契約者配当)**

この特約に対しては契約者配当はありません。

**第 15 条 (法令等の改正に伴う支払事由の変更)**

- 1 会社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を公的介護保険制度の変更内容に応じて変更することがあります。
- 2 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日(以下、本条において「支払事由変更日」といいます。)から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
- 3 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、会社はその旨を、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- 4 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
  - (1) 第2項のこの特約の支払事由の変更を承諾する方法
  - (2) 支払事由変更日の前日に解約する方法
- 5 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

**第 16 条 (管轄裁判所)**

この特約の介護年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

**第 17 条 (主約款の規定の準用)**

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

**第 18 条 (主契約に質権が設定される場合の特則)**

- 1 主契約に質権が設定される場合には、この特約は締結できないものとします。
- 2 この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

**第 19 条 (主契約が保険料一時払の契約である場合の特則)**

この特約が保険料一時払の主契約に付加された場合には、第2条(介護年金の支払)第1項中、「主契約の保険料払込期間経過後であること」とあるのを「契約日以後であること」と読み替えます。

**第 20 条 (変額保険(終身型)に付加されている場合の特則)**

- 1 この特約が変額保険(終身型)に付加されている場合には、第2条(介護年金の支払)第5項の主契約の保険金額は基本保険金額および変動保険金額を合計した金額とします。ただし、変動保険金額が負の場合には、これを0とします。
- 2 この特約が変額保険(終身型)に付加されている場合には、この特約条項中、「延長定期保険」は「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と読み替えます。

**第 21 条 (連生終身保険に付加されている場合の特則)**

- 1 この特約が連生終身保険に付加されている場合には、この特約の介護年金の請求はいずれかの被保険者が死亡または高度障害状態に該当した後であることを要します。
- 2 この場合の被保険者は、
  - (1) 第1被保険者が死亡または高度障害状態に該当したとき  
……………第2被保険者
  - (2) 第2被保険者が死亡または高度障害状態に該当したとき  
……………第1被保険者とします。

**第 22 条 (積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則)**

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合には、第2条(介護年金の支払)第5項の主契約の保険金額は保険金額および増加死亡保険金額を合計した金額とします。

**第 23 条 (主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則)**

この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加された場合には、移行部分についてこの特約は消滅します。

#### 第 24 条（主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合において、第 1 回介護年金の支払日が、特別条件付保険特約条項第 2 条（特別条件）第 1 項第 1 号ア．に定める保険金削減期間中であるときには、この特約の介護年金を支払いません。この場合、この特約の介護年金の請求がなかったものとして取り扱います。

#### 第 25 条（主契約にリビング・ニーズ特約とあわせて付加する場合の特則）

この特約をリビング・ニーズ特約とあわせて主契約に付加する場合で、リビング・ニーズ特約の特約保険金の請求とこの特約の介護年金の請求を重ねて受けたときは、この特約の介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の介護年金は支払いません。

#### 第 26 条（特別終身保険（無告知型）、米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が特別終身保険（無告知型）、米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合、第 2 条（介護年金の支払）の「主契約の高度障害保険金の受取人」を「主契約の被保険者」、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- 2 主契約に生存保険金特約が付加されている場合、第 2 条第 7 項および第 8 項に定める保険金に生存保険金は含まれません。

#### 第 27 条（主契約に介護割増年金移行特約とあわせて付加する場合の特則）

この特約を介護割増年金移行特約とあわせて主契約に付加する場合で、この特約の介護年金の請求と介護割増年金移行特約の第 1 回介護年金の請求を重ねて受けたときは、介護割増年金移行特約の第 1 回介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、介護割増年金移行特約の第 1 回介護年金は支払いません。

#### 備考

##### 1. 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）に基づく介護保険制度をいいます。

##### 2. 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）第 19 条に定義される要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分について市町村の認定をいいます。

##### 3. 要介護更新認定

「要介護更新認定」とは、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）第 28 条第 2 項に定義される要介護認定の更新をいいます。

##### 4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中の分類番号 F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2 に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

#### 附則 対象となる要介護 4 または 5 の状態

対象となる要介護 4 または 5 の状態とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年 4 月 30 日 厚生省令第 58 号）」第 1 条第 1 項に規定するつぎの状態をいいます。

要介護 4	要介護認定等基準時間が 90 分以上 110 分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護 5	要介護認定等基準時間が 110 分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

## 新買増権保証特約条項

### 目次

#### この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 買増権の行使
- 第3条 買増の制限
- 第4条 特別買増事由による買増権の特別取扱
- 第5条 買増の手続
- 第6条 買増保険契約の責任開始期
- 第7条 買増が行われなかったものとみなす取扱
- 第8条 特約の期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第9条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第10条 特約の失効
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の解約
- 第13条 解約返戻金
- 第14条 特約金額の減額
- 第15条 特約の復旧
- 第16条 特約の消滅
- 第17条 告知義務および告知義務違反
- 第18条 重大事由による解除
- 第19条 契約者配当
- 第20条 主約款の規定の準用
- 第21条 変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則
- 第22条 連生終身保険に付加されている場合の特則

- 第23条 積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則
- 第24条 主契約に特定障害不担保特約が適用されている場合の特則
- 第25条 新通増定期保険に付加されている場合の特則
- 第26条 米国ドル建終身保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険、米国ドル建養老保険、米国ドル建平準定期保険または米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則
- 第27条 ユーロ建終身保険、ユーロ建年金支払型特殊養老保険、ユーロ建養老保険、ユーロ建平準定期保険またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則
- 第28条 家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）、米国ドル建家族収入保険（高度障害療養加算型）またはユーロ建家族収入保険（高度障害療養加算型）に付加されている場合の特則
- 第29条 がん保険に付加されている場合の特則
- 第30条 介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則
- 第31条 解約返戻金抑制型就労不能障害保険または解約返戻金抑制型就労不能状態収入保険に付加されている場合の特則

## 新買増権保証特約条項

#### この特約の趣旨

この特約は、あらかじめ特約保険料を払い込んでいただくことにより、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）が特定年齢になったとき、あるいは結婚または子供が出生したときに、一定限度内において、被保険者選択を受けることなく被保険者が死亡または所定の高度障害状態になったときの保障を目的とする新たな保険契約を申し込む権利（以下、「買増権」といいます。）を主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）に付与し、会社が、この保険契約の引受を保証するものです。

#### 第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申し出によって、主契約に付加して締結します。この場合、この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社の定める取扱範囲内で、主契約の責任開始期以後、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があった場合、会社は新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、この特約の契約日は、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の年単位の契約応当日とします。
- 3 前項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

#### 第2条（買増権の行使）

- 1 主契約の責任開始の日（前条第2項の場合は、この特約の契約日。また、この特約を締結した日以後に主契約の復

活または主契約の復旧に伴うこの特約の復旧の取扱が行われた場合は、最後の復活または復旧の際の責任開始期。) からその日を含めて2年を経過した日の前日以後、この特約の期間中に、被保険者についてつぎの各号の事由が生じた場合には、保険契約者は、被保険者の同意を得て、被保険者選択を受けることなく、会社の定める一定種類の保険契約を新たに申し込むことができます。

(1) 普通買増事由……………

被保険者が、つぎのそれぞれの型に定める年齢になった日以後最初に到来するそれぞれの年単位の契約応当日の前日に生存しているとき

ア. 40歳満了型…………… 満25歳、満28歳、満31歳、満34歳、満37歳または満40歳

イ. 46歳満了型…………… 満25歳、満28歳、満31歳、満34歳、満37歳、満40歳、満43歳または満46歳

ウ. 52歳満了型…………… 満25歳、満28歳、満31歳、満34歳、満37歳、満40歳、満43歳、満46歳、満49歳または満52歳

(2) 特別買増事由……………

ア. 出生または縁組等により、被保険者と同一戸籍に被保険者の子が記載されたとき

イ. 婚姻により、被保険者と同一戸籍に被保険者の配偶者が記載されたとき

2 買増権は、つぎの各号に定める期間（以下、「買増権の行使期間」といいます。）中に限り、行使することができます。

(1) 普通買増事由による場合……………

普通買増事由に該当する日からその日を含めて前2か月間

(2) 特別買増事由による場合……………

特別買増事由に該当した日からその日を含めて2か月間。ただし、この期間中にこの特約の期間が満了する場合には、買増権の行使期間は、特別買増事由に該当した日からその日を含めてこの特約の期間の満了日までとします。

3 買増権の行使期間中に買増権を行使しなかった場合、その買増権は、買増権の行使期間の満了時に消滅します。

### 第3条（買増の制限）

1 買増権の行使は、この特約の期間を通じ、この特約の契約日における被保険者の契約年齢およびこの特約のそれぞれの型に応じて定められたつぎの回数を限度とします。

契約年齢	回数		
	40歳満了型	46歳満了型	52歳満了型
0歳～23歳	6回	8回	10回
24歳～26歳	5回	7回	9回
27歳～29歳	4回	6回	8回
30歳～32歳	3回	5回	7回
33歳～35歳	2回	4回	6回
36歳～38歳	1回	3回	5回
39歳～41歳	—	2回	4回
42歳～44歳	—	1回	3回
45歳～47歳	—	—	2回
48歳～50歳	—	—	1回

2 特別買増事由による買増権が行使できるのは、特別買増事由に該当した日からその日を含めて3年以内に、買増権の行使が可能な普通買増事由が存在する場合に限りです。

3 特別買増事由による買増権を行使した場合には、その特別買増事由に該当した日の直後の普通買増事由は消滅します。

4 この特約により買増される保険契約（以下、「買増保険契約」といいます。）の死亡保険金額（積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険にあつては保険金額、変額保険（終身型）または変額保険（有期型）にあつては基本保険金額、年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険またはユーロ建年金支払型特殊養老保険にあつては基本死亡保険金額、通減定期保険または無解約返戻金型通減定期保険にあつては第1保険年度の死亡保険金額、通増定期保険または新通増定期保険にあつては最終の保険年度の死亡保険金額、家族収入保険にあつては基準年金月額に会社の定める率を乗じて得た額、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）、米国ドル建家族収入保険（高度障害療養加算型）またはユーロ建家族収入保険（高度障害療養加算型）にあつては年金月額に会社の定める率を乗じて得た額。）は、1回の買増について、その買増時における特約金額（以下、「特約金額」といいます。）以下で、会社所定の金額以上であることを要します。

5 主契約と買増保険契約の取扱通貨が異なる場合、前項に定める特約金額は、買増保険契約を申し込む日の属する月の前月末日（その日が東京外国為替市場の休業日に当たるときは、その直前の東京外国為替市場の営業日。）における

会社所定の換算レートを用いて、会社の定める方法により換算した金額とします。

#### 第4条（特別買増事由による買増権の特別取扱）

- 1 保険契約者が第2条（買増権の行使）第1項第2号の規定による買増権を行使する場合（ただし、縁組等による場合を除きます。）には、前条第4項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、被保険者選択を受けることなく、第2項に定める買増保険契約の額を申し込むことができます。
- 2 前条第4項の規定にかかわらず、前項の規定による買増保険契約の額は、特約金額に、前項の規定による買増権を行使する被保険者の年齢およびこの特約のそれぞれの型に応じて定められた係数を乗じた額とします。この場合、この額は会社所定の範囲内であることを要します。

被保険者の年齢	40歳満了型	46歳満了型	52歳満了型
22歳～24歳	6	8	10
25歳～27歳	5	7	9
28歳～30歳	4	6	8
31歳～33歳	3	5	7
34歳～36歳	2	4	6
37歳～39歳	1	3	5
40歳～42歳	—	2	4
43歳～45歳	—	1	3
46歳～48歳	—	—	2
49歳～51歳	—	—	1

- 3 前2項の規定による買増権を行使した場合、第16条（特約の消滅）の規定にかかわらず、この特約は消滅するものとします。この場合、保険契約者に通知します。

#### 第5条（買増の手続）

- 1 保険契約者が買増権を行使するときは、それぞれの買増権の行使期間中に、会社所定の書類（別表4）を会社に提出し、同時に買増保険契約の第1回保険料相当額を会社に払い込んでください。この場合、会社は、買増保険契約の第1回保険料相当額の払込をもって、買増権が行使されたものとして取り扱います。
- 2 買増保険契約の保険契約者および被保険者は、それぞれ主契約の保険契約者および被保険者と同一人となります。

#### 第6条（買増保険契約の責任開始期）

- 1 会社は、つぎの各号に定める日から買増保険契約上の責任を負います。
  - (1) 普通買増事由による買増の場合  
……………普通買増事由に該当した日の翌日
  - (2) 特別買増事由による買増の場合  
……………特別買増事由に該当した日からその日を含めて2か月を経過した日（2か月を経過する日の属する月に該当する日がないときは、その月の末日）以後最初に到来する月単位の契約当日
- 2 前項の規定により、会社の責任が開始される日（以下、「買増日」といいます。）を、買増保険契約の契約日とします。
- 3 前項の規定にかかわらず、つぎの各号に定める保険種類を買増保険契約とする場合には、買増日の属する月の翌月1日を買増保険契約の契約日とします。
  - (1) 積立利率変動型終身保険
  - (2) 変額保険（終身型）
  - (3) 変額保険（有期型）
  - (4) 積立利率変動型年金支払型特殊養老保険
  - (5) 積立利率変動型修正払込方式終身保険
- 4 会社が、買増保険契約の申込を承諾した場合には、その旨を書面で保険契約者に通知します。ただし、買増保険契約の保険証券の交付をもってその通知にかえることがあります。
- 5 買増保険契約およびその契約に付加された特約には、この特約条項に規定する他は、買増保険契約の契約日における普通保険約款および特約条項の規定が適用されます。また、買増保険契約の保険料率は、買増保険契約の契約日における標準体保険料率が適用されます。

## 第7条（買増が行われなかったものとみなす取扱）

前条の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当したときは、会社は、買増日にその保険契約の買増が行われなかったものとして取り扱います。

- (1) 買増日の属する月の前の払込期月のこの特約の保険料が払い込まれず、買増日以後にこの特約が消滅したとき
- (2) 買増日の属する月の前の払込期月の主契約の保険料が払い込まれず、買増日以後に、主契約が効力を失ったことにより、この特約が効力を失ったとき
- (3) 買増日の前日までに、この特約が、特約の期間満了による場合を除き、消滅または効力を失ったとき

## 第8条（特約の期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。
- 2 この特約の保険料は、前項の特約の期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合または主契約の保険料の払い込みが免除された場合には、主契約の保険料払込期間経過後または主契約の保険料の払い込みが免除された後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間経過後特約保険料」といいます。）は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。
  - (1) 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割引きます。
  - (2) 年払で払い込む方法。ただし、払込期間経過後特約保険料の払込については、第9条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- 4 前項第1号のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積み立てておき、主契約の契約応当日ごとに、この特約の保険料の払込に充当します。
- 5 この特約の保険料の払込を要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金を支払うときは、主契約の保険金の受取人に支払います。
- 6 第3項第2号の場合において、払込期間経過後特約保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅したときまたは払込期間経過後特約保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、主契約の保険金を支払うときは、主契約の保険金の受取人に支払います。
- 7 第3項第1号による払込期間経過後特約保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 8 第3項第2号による払込期間経過後特約保険料がその払込期月に属する契約応当日の前日までに払い込まれないときは、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の年払契約についての保険料払込の猶予期間に関する規定を準用します。
- 9 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

## 第9条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。

## 第10条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

## 第11条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

## 第12条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

## 第13条（解約返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により計算します。また、



会社は、この特約を締結する際または保険証券を交付する際に、解約返戻金額を保険契約者に通知します。

- 2 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の請求、支払の手続きに関する規定を準用します。

#### 第14条（特約金額の減額）

- 1 保険契約者は、いつでも、会社の定める取扱範囲内で、この特約の特約金額の減額を請求することができます。ただし、減額後のこの特約の特約金額が会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 本条の減額をしたときは、保険契約者に通知します。

#### 第15条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

#### 第16条（特約の消滅）

- 1 第4条（特別買増事由による買増権の特別取扱）第3項に規定するほか、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
  - (1) 主約款の規定により被保険者が死亡したことによって保険金（給付の名称の如何を問いません。以下、本条において同じとします。）を支払い主契約が消滅したとき（主契約に被保険者が死亡したことによる保険金がない場合は、被保険者が死亡したことにより主契約が消滅したとき）
  - (2) 主約款の規定により被保険者が高度障害状態（別表1）に該当したことによって保険金を支払い主契約が消滅したとき
  - (3) 主契約が保険金の支払限度に達したことまたは主約款の規定により前2号以外の保険金を支払ったことにより消滅したとき
  - (4) 主契約が前2号以外の事由により消滅したとき
  - (5) 被保険者が高度障害状態（別表1）に該当し、主約款の規定により主契約の高度障害保険金が支払われないとき
  - (6) 被保険者が身体障害状態（別表3）に該当したとき
  - (7) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
- 2 前項第4号の規定によってこの特約が消滅したときは、第13条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を支払います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金が支払われるときはこの特約の責任準備金を支払います。
- 3 第1項第3号、第5号および第6号の規定によってこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を支払います。
- 4 第1項第7号の規定によってこの特約が消滅したときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
- 5 第1項第5号から第7号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

#### 第17条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

#### 第18条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

#### 第19条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

#### 第20条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### 第21条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則）

この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合には、「払済保険」は「定額払済保険または変額払済保険」と、「延長定期保険」は「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と、それぞれ読み替えます。

#### 第 22 条（連生終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が連生終身保険に付加されている場合には、この特約条項において「被保険者」とあるのは、「主契約の第 1 被保険者」と読み替えます。

#### 第 23 条（積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

#### 第 24 条（主契約に特定障害不担保特約が適用されている場合の特則）

主契約に特定障害不担保特約が適用されている場合には、買増保険契約（買増保険契約に付加される特約は除きます。）についても、主契約と同一の条件で特定障害不担保特約が適用されるものとします。

#### 第 25 条（新逋増定期保険に付加されている場合の特則）

この特約が新逋増定期保険に付加されている場合には、「払済保険」は「払済終身保険」と読み替えます。

#### 第 26 条（米国ドル建終身保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険、米国ドル建養老保険、米国ドル建平準定期保険または米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則）

この特約が米国ドル建終身保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険、米国ドル建養老保険、米国ドル建平準定期保険または米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合には、この特約の取扱通貨は、米国ドルとします。

#### 第 27 条（ユーロ建終身保険、ユーロ建年金支払型特殊養老保険、ユーロ建養老保険、ユーロ建平準定期保険またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則）

この特約がユーロ建終身保険、ユーロ建年金支払型特殊養老保険、ユーロ建養老保険、ユーロ建平準定期保険またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合には、この特約の取扱通貨は、ユーロとします。

#### 第 28 条（家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）、米国ドル建家族収入保険（高度障害療養加算型）またはユーロ建家族収入保険（高度障害療養加算型）に付加されている場合の特則）

この特約が家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）、米国ドル建家族収入保険（高度障害療養加算型）またはユーロ建家族収入保険（高度障害療養加算型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第 16 条（特約の消滅）第 1 項第 1 号および第 2 号をつぎのとおり読み替えます。

「(1) 主約款の規定により被保険者が死亡したことによって保険金（給付の名称の如何を問いません。以下、本条において同じとします。）を支払ったとき

(2) 主約款の規定により被保険者が高度障害状態（別表 1）に該当したことによって保険金を支払ったとき」

(2) この特約が米国ドル建家族収入保険（高度障害療養加算型）に付加されている場合には、この特約の取扱通貨は、米国ドルとします。

(3) この特約がユーロ建家族収入保険（高度障害療養加算型）に付加されている場合には、この特約の取扱通貨は、ユーロとします。

#### 第 29 条（がん保険に付加されている場合の特則）

この特約ががん保険に付加されている場合には、「高度障害状態（別表 1）」は「高度障害状態（別表 2）」と「身体障害状態（別表 3）」は「身体障害状態（別表 6）」とそれぞれ読み替えます。

#### 第 30 条（介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則）

この特約が介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第 16 条（特約の消滅）第 1 項第 1 号をつぎのとおり読み替えます。

「(1) 主約款の規定により被保険者が死亡したことによって保険金（給付の名称の如何を問いません。以下、本条において同じとします。）を支払い（主約款の規定により計算した死亡給付金額が負または零となる場合を含みます。）主契約が消滅したとき」

(2) この特約が米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合には、この特約の取扱通貨は、米国

ドルとします。

**第 31 条（解約返戻金抑制型就労不能障害保険または解約返戻金抑制型就労不能状態収入保険に付加されている場合の特則）**

この特約が解約返戻金抑制型就労不能障害保険または解約返戻金抑制型就労不能状態収入保険に付加されている場合には、第 16 条（特約の消滅）第 1 項第 2 号をつぎのとおり読み替えます。

「(2) 主約款の規定により被保険者が高度障害状態（別表 1）に該当したことによって保険金を支払ったとき」

## 割増年金支払特約条項

### 目次

#### この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 年金基金の設定
- 第3条 年金受取人
- 第4条 年金証書
- 第5条 年金支払日
- 第6条 年金の種類
- 第7条 年金の分割支払
- 第8条 年金の一時支払
- 第9条 死亡一時金の支払にかえての年金の支払
- 第10条 年金および死亡一時金の請求、支払の手續
- 第11条 法定相続人または死亡一時金受取人の代表者
- 第12条 成年後見等の開始
- 第13条 特約の内容変更
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の消滅
- 第16条 年金受取人に対する貸付
- 第17条 年齢の計算
- 第18条 年齢および性別の誤りの処理
- 第19条 契約者配当
- 第20条 管轄裁判所
- 第21条 主約款の規定の準用

- 第22条 変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加された場合の特則
- 第23条 積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合の特則
- 第24条 傷害保険に付加された場合の特則
- 第25条 変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合の特則
- 第26条 家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）、米国ドル建家族収入保険（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則
- 第27条 積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加された場合の特則

## 割増年金支払特約条項

#### この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の保険金等の受取人が障害者である場合に、一時支払にかえて割増された年金を支払うことにより、その受取人の将来の生活安定をはかることを目的とするものです。

#### 第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、つぎの各号のいずれにも該当する場合に、保険金等の支払事由発生前は主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の、保険金等の支払事由発生後はその受取人（以下、「保険金等の受取人」といいます。）の申し出により会社との間に締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。
  - (1) 保険金等の受取人が、保険契約者による申し出の場合には申し出時において、保険金等の受取人による申し出の場合には保険金等の支払事由発生時において、つぎのいずれかに該当すること
    - ア. 主契約の被保険者
      - イ. 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
      - ウ. 主契約の被保険者の直系血族
      - エ. 主契約の被保険者の3親等以内の親族
  - (2) 保険金等の受取人がつぎのいずれかに該当し、将来、独立自活することが困難であると会社が認めること
    - ア. 知的障害者  
(知的障害者とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあると会社が認めた者をいいます。)
      - イ. 身体障害者（附則1）
      - ウ. 精神または身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度がア.またはイ.と同等と会社が認めた者

- 2 同一の保険金等について受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人の受取割合に応じて、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。ただし、この特約を締結することができるのは、前項に定める場合に限りです。
- 3 第1項の規定により、この特約が付加された場合には、保険証券に表示します。

## 第2条（年金基金の設定）

- 1 保険金等の支払事由が発生したときは、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者または保険金等の受取人の指定する保険金等の全部または一部を年金基金に充当します。ただし、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときはそれらの元利金を、未払込保険料があるときはその金額を、保険金等から差し引きます。
- 2 この特約において保険金等とは、受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各号の金額の合計とします。ただし、第1号の保険金が支払われない場合には、この特約の締結は効力を生じないものとします。
  - (1) 主契約および主契約に付加された特約の保険金（給付の名称の如何を問いません。ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約によって据え置かれた保険金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まず、一時支払される年金開始日の前日の積立金を含むものとします。）
  - (2) 主契約に付加された特約の給付金
  - (3) 主契約または主契約に付加された特約の前納保険料の清算金
  - (4) その他、第1号の保険金の支払時に会社が支払う金額

## 第3条（年金受取人）

この特約の年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人となります。

## 第4条（年金証書）

第2条（年金基金の設定）の規定により年金基金が設定されたときは、会社は年金証書を年金受取人に交付します。

## 第5条（年金支払日）

- 1 年金受取人は、この特約の締結の際または年金基金設定の際、会社の定める期間内において第1回の年金支払日（以下、「年金開始日」といいます。）を任意に定めることができます。
- 2 第2回以後の年金支払日は、年金開始日後の年単位の応当日とします。

## 第6条（年金の種類）

- 1 年金の種類は保証期間付終身年金とし、保証期間中、およびその期間経過後において年金受取人が生存している場合に限りその生存期間中、年金を支払います。年金または死亡一時金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額、受取人および支払事由に該当しても年金または死亡一時金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間中の残存期間に対する未払の年金額の現価		

- 2 前項に定める保証期間付終身年金における保証期間は、会社の定める取扱範囲内で、保険金等の支払事由発生前は保険契約者の申し出により、年金基金設定時は年金受取人の申し出により定めます。この場合、その保証期間について会社の定める計算方法により計算される年金額が、会社の定める金額以上であることを要します。
- 3 年金額は、年金基金設定時における会社所定の利率および計算方法により計算します。ただし、この特約の締結時における会社所定の利率および計算方法により計算された年金額を下まわることはありません。
- 4 第1項における死亡一時金受取人とは、年金基金設定の際、年金受取人の指定した者とし、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、年金受取人は、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 5 前項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡一時金受取人に死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後

の死亡一時金受取人から死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- 6 第4項に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 7 前項による死亡一時金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 8 第4項または前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
- 9 第4項または第6項の規定により死亡一時金受取人を変更したときは、保険証券または年金証書に表示します。
- 10 死亡一時金受取人が死亡一時金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡一時金受取人とします。
- 11 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡一時金受取人となった者のうち生存している他の死亡一時金受取人を死亡一時金受取人とします。
- 12 前2項により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### 第7条（年金の分割支払）

- 1 年金受取人から請求があったときは、会社の定める取扱範囲内で1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の場合、年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 3 前項の年金受取人の死亡時の法定相続人については、第6条（年金の種類）第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

#### 第8条（年金の一時支払）

- 1 年金受取人は保証期間中の年金の支払にかえて、保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として支払を請求することができます。
- 2 前項の規定により会社が一時金を支払った場合でも保証期間後の終身年金はそのまま存続します。この場合、年金受取人に通知します。

#### 第9条（死亡一時金の支払にかえての年金の支払）

- 1 第6条（年金の種類）の規定にかかわらず、死亡一時金の支払事由発生前は年金受取人の申し出により、死亡一時金の支払事由発生後は死亡一時金受取人の申し出により、死亡一時金の支払にかえて、保証期間中、死亡一時金受取人は年金を受け取ることができます。
- 2 前項の場合、年金額は、第6条（年金の種類）第3項に定めるところにより計算された年金額と同額とします。ただし、年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡した場合には、年金の種類を確定年金とみなして、第6条（年金の種類）第3項の規定を準用して年金額を再計算します。この場合、年金支払期間は、当初の保証期間付終身年金の保証期間と同じとします。
- 3 第1項の場合、この特約は、保証期間が満了した時に消滅します。
- 4 第1項の場合、死亡一時金受取人から請求があったときは、会社の定める取扱範囲内で1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。
- 5 前項の場合、死亡一時金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその死亡一時金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 6 前項の場合、死亡一時金受取人の死亡時の法定相続人については、第6条（年金の種類）第10項から第12項までの死亡一時金に関する規定を準用します。
- 7 死亡一時金受取人は、第1項に定める年金の支払にかえて、保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として支払を請求することができます。
- 8 前項の規定により会社が一時金を支払った場合には、この特約は消滅します。

#### 第10条（年金および死亡一時金の請求、支払の手続）

年金および死亡一時金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

**第 11 条（法定相続人または死亡一時金受取人の代表者）**

- 1 法定相続人または死亡一時金受取人が2人以上あるときは、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は他の法定相続人または死亡一時金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が法定相続人または死亡一時金受取人の1人に対してした行為は、他の法定相続人または死亡一時金受取人に対しても効力を生じます。

**第 12 条（成年後見等の開始）**

- 1 年金受取人または死亡一時金受取人の受取人（以下、本項においてこれらを総称して「年金受取人等」といいます。）について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、年金受取人等または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 2 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

**第 13 条（特約の内容変更）**

この特約の内容変更については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、会社の定める取扱範囲内で、保証期間その他年金支払の内容を変更することができます。
- (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、会社の定める取扱範囲内で、保証期間その他年金支払の内容を変更することができます。

**第 14 条（特約の解約）**

- 1 この特約の解約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
  - (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 年金受取人が年金開始日前にこの特約を解約したときは、会社は解約時における年金基金の価額を年金受取人に支払います。

**第 15 条（特約の消滅）**

- 1 主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 第6条（年金の種類）の規定により死亡一時金が支払われたときは、この特約は消滅します。
- 3 年金基金設定日前に保険金等の受取人が第1条（特約の締結）第1項第2号に定める状態に該当しなくなったときは、この特約は消滅します。
- 4 年金基金設定日前に保険金等の受取人が死亡したときは、この特約は消滅します。
- 5 保険金等の支払事由発生前に保険金等の受取人が変更されたときは、この特約は消滅します。

**第 16 条（年金受取人に対する貸付）**

年金受取人に対する貸付は取り扱いません。

**第 17 条（年齢の計算）**

年金受取人の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

**第 18 条（年齢および性別の誤りの処理）**

年金受取人の年齢および性別に誤りがあった場合には、主約款の契約年齢の誤りの処理の規定を準用します。

**第 19 条（契約者配当）**

この特約に対しては、契約者配当はありません。

**第 20 条（管轄裁判所）**

この特約における年金または死亡一時金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

**第 21 条（主約款の規定の準用）**

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### 第 22 条 (変額保険 (終身型) または変額保険 (有期型) に付加された場合の特則)

この特約が変額保険 (終身型) または変額保険 (有期型) に付加された場合には、年金基金に充当された保険金等については、年金基金設定日以後、特別勘定による運用はしません。

#### 第 23 条 (積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合の特則)

この特約が積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合には、年金基金に充当された保険金等については、年金基金設定日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

#### 第 24 条 (傷害保険に付加された場合の特則)

この特約が傷害保険に付加された場合には、第 2 条 (年金基金の設定) 第 2 項第 1 号を「主契約の災害死亡保険金または主約款に定める附則 1 の第 1 級の身体障害の状態に該当したことによる障害給付金もしくは災害高度障害保険金 (ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約の締結によって据え置かれた保険金または給付金を含まないものとします。)」と読み替えて適用します。

#### 第 25 条 (変額年金保険 (最低年金原資保証型) に付加された場合の特則)

1 この特約が変額年金保険 (最低年金原資保証型) に付加された場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。

2 第 2 条 (年金基金の設定) 第 2 項第 1 号をつぎのとおり読み替えます。

「(1) 主契約の保険金 (ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約の締結によって据え置かれた保険金を含まないものとし、かつ、変額年金保険 (最低年金原資保証型) 普通保険約款第 19 条 (年金原資の一時支払) の規定により支払われる年金原資を含むものとします。)」

3 年金基金に充当された保険金等については、年金基金設定日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

#### 第 26 条 (家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険 (高度障害療養加算型)、米国ドル建家族収入保険 (高度障害療養加算型) もしくはユーロ建家族収入保険 (高度障害療養加算型) または家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約 (高度障害療養加算型)、米国ドル建家族収入特約 (高度障害療養加算型) もしくはユーロ建家族収入特約 (高度障害療養加算型) を付加した主契約に付加された場合の特則)

この特約が家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険 (高度障害療養加算型)、米国ドル建家族収入保険 (高度障害療養加算型) もしくはユーロ建家族収入保険 (高度障害療養加算型) または家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約 (高度障害療養加算型)、米国ドル建家族収入特約 (高度障害療養加算型) もしくはユーロ建家族収入特約 (高度障害療養加算型) を付加した主契約に付加された場合には、第 2 条 (年金基金の設定) 第 2 項第 1 号を「主契約および主契約に付加された特約の保険金ならびに家族年金、特約家族年金、高度障害年金および特約高度障害年金の年金現価 (ただし、リビング・ニーズ特約の保険金を含みません。)」と読み替えて適用します。

#### 第 27 条 (積立利率更改型一時払終身保険 (無告知型)、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険 (無告知型) またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険 (無告知型) に付加された場合の特則)

この特約が積立利率更改型一時払終身保険 (無告知型)、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険 (無告知型) またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険 (無告知型) に付加された場合には、年金基金に充当された保険金等については、年金基金設定日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。



## 附則 1 身体障害者

身体障害者とは、身体障害者福祉法施行規則第5条（昭和25年4月6日厚生省令第15号）別表第5号（身体障害者障害程度等級表）の障害の級別1級から3級に定める程度の障害の状態（下表）がある者をいいます。

級別	身体障害
1級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの</li> <li>2. 両上肢の機能を全廃したもの</li> <li>3. 両上肢を手関節以上で欠くもの</li> <li>4. 両下肢の機能を全廃したもの</li> <li>5. 両下肢の大腿の二分の一以上で欠くもの</li> <li>6. 体幹の機能障害により坐っていることができないもの</li> <li>7. 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの</li> <li>8. 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの</li> <li>9. 心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</li> <li>10. じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</li> <li>11. 呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</li> <li>12. ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</li> <li>13. 小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</li> <li>14. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの</li> </ol>
2級	<ol style="list-style-type: none"> <li>15. 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの</li> <li>16. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの</li> <li>17. 両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）</li> <li>18. 両上肢の機能の著しい障害</li> <li>19. 両上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>20. 1上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの</li> <li>21. 1上肢の機能を全廃したもの</li> <li>22. 両下肢の機能の著しい障害</li> <li>23. 両下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの</li> <li>24. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの</li> <li>25. 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの</li> <li>26. 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの</li> <li>27. 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの</li> <li>28. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの</li> </ol>

級別	身体障害
3級	29. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 30. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの 31. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの） 32. 平衡機能の極めて著しい障害 33. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失 34. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 35. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 36. 1上肢の機能の著しい障害 37. 1上肢のすべての指を欠くもの 38. 1上肢のすべての指の機能を全廃したもの 39. 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 40. 1下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 41. 1下肢の機能を全廃したもの 42. 体幹の機能障害により歩行が困難なもの 43. 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの 44. 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの 45. 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 46. じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 47. 呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 48. ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 49. 小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 50. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

(注)

1. 身体障害の状態が、身体障害者障害程度等級表の4級の障害の2種目以上に重複して該当するために3級とみなされる場合、または4級以下の異なる等級の障害の2種目以上に重複して該当するために3級以上とみなされる場合も本表に該当したものとします。

(備考)

1. 指を欠くもの  
「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいいます。
2. 指の機能障害  
「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。
3. 上・下肢の障害
  - (1) 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいいます。
  - (2) 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。

## 指定代理請求特約条項

### 目次

#### この特約の趣旨

第1条	特約の締結	第10条	主契約が更新される場合等の特則
第2条	特約の対象となる保険金等	第11条	ファミリー保険に付加されている場合の特則
第3条	指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回	第12条	連生終身保険に付加されている場合の特則
第4条	指定代理請求人等による保険金等の請求	第13条	保険金等の支払方法の選択に関する特約または年金支払特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則
第5条	告知義務違反による解除および重大事由による解除	第14条	割増年金支払特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則
第6条	特約の解約	第15条	配偶者特則を付加した保険契約に付加されている場合の特則
第7条	主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱	第16条	三大疾病保障保険に付加されている場合の特則
第8条	保険金等の受取人の成年後見等の開始		
第9条	主約款および各特約の特約条項の規定の準用		

## 指定代理請求特約条項

#### この特約の趣旨

この特約は、保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わって指定代理請求人が請求を行うこと等を可能とするための特約です。

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「主契約の被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申し出により、主契約締結の際または主契約締結の後、会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。
- 前項の規定によってこの特約を付加したときは、保険契約者に通知します。
- この特約の締結日は、主契約の責任開始期とします。ただし、主契約締結の後に付加した場合は、会社が承諾した日とします。

#### 第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、給付金または年金等（保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、つぎの各号に定めるとおりとします。

- 主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等
- 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

#### 第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）

- この特約を付加した場合、保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。
  - 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
  - 主契約の被保険者の直系血族
  - 主契約の被保険者の3親等内の親族
  - 主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金等（名称の如何を問わず、主契約の被保険者の死亡により受ける給付のことをいいます。）の受取人
  - 前4号のほか、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めたる
- 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求

人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- (2) 本項の変更および指定の撤回は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

#### 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）

- 1 保険金等の受取人が保険金等を請求できなかつぎの各号に定める事情（以下、「特別な事情」といいます。）があるときは、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、会社所定の書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
  - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難である場合
  - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
  - (3) その他、前2号に準じる状態である場合
- 2 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
- 3 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかに該当するときは、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその受取人と生計を一にする者）が、会社所定の書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
  - (1) 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
  - (2) 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合
  - (3) 指定代理請求人が指定されていない場合
- 4 第1項および第3項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人として指定されていなかったものとし、かつ、第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。なお、本項の規定により指定代理請求人として指定されていなかったものとするときは、第3項第3号に該当するものとして取り扱います。
- 6 前5項のほか、保険金等の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金等の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

#### 第5条（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）またはこれに付加されている特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、主契約の被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

#### 第6条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

#### 第7条（主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱）

この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

#### 第8条（保険金等の受取人の成年後見等の開始）

- 1 保険金等の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、保険金等の受取人もしくは指定代理請求人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 2 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

**第9条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）**

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

**第10条（主契約が更新される場合等の特則）**

- 1 この特約が付加されている主契約が更新する場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- 2 この特約が付加されている保険契約の全部または一部が他の保険契約に変換される場合には、変換後の契約にもこの特約が自動的に付加され、そのまま継続するものとします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、更新日または変換後の保険契約の締結日（以下、「変換日」といいます。）に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は、更新日または変換日に会社が締結を取り扱っている他の特約または保険契約（この特約と趣旨を同一とするものに限り、）に変更され継続するものとします。

**第11条（ファミリー保険に付加されている場合の特則）**

この特約がファミリー保険に付加されている場合には、この特約条項中、「主契約の被保険者」とあるのは「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。ただし、妻子型保障および妻型保障の場合には、この特約条項中、「主契約の被保険者」とあるのは「主契約の主たる被保険者の妻」と読み替えます。

**第12条（連生終身保険に付加されている場合の特則）**

この特約が連生終身保険に付加されている場合には、この特約条項中、「主契約の被保険者」とあるのは「主契約の第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。ただし、第1条（特約の締結）第1項および第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）中、「主契約の被保険者の同意を得て」については、「主契約の第1被保険者および第2被保険者の同意を得て」と読み替えます。

**第13条（保険金等の支払方法の選択に関する特約または年金支払特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）**

- 1 保険金等の支払方法の選択に関する特約または年金支払特約（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
  - (1) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、会社の承諾を得て、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。この場合、会社の承諾の日をこの特約の締結日とします。
  - (2) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。
- 2 前項第1号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金に付加されたこの特約については、つぎの各号に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）  
この特約の対象となる保険金等は、保険金等の支払方法の選択に関する特約または年金支払特約（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金とします。ただし、この特約が年金基金に付加されている年金で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一人である年金に限ります。」
  - (2) 第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）」

- 1 この特約を付加した場合、保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金基金1つにつき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。
  - (1) 年金受取人の戸籍上の配偶者
  - (2) 年金受取人の直系血族
  - (3) 年金受取人の3親等内の親族
  - (4) 年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている、年金基金を設定した元の保険契約における死亡保険金等（名称の如何を問わず、元の保険契約の被保険者の死亡により受ける給付のことをいいます。）の受取人
  - (5) 前4号のほか、年金受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、年金受取人は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 年金受取人が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
  - (2) 本項の変更および指定の撤回は、年金証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」

**第14条（割増年金支払特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）**

- 1 割増年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
  - (1) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、割増年金支払特約による年金の年金基金の設定日前、主契約の被保険者および割増年金支払特約の年金受取人の同意を得て、保険契約者の申し出により、会社の承諾を得て、割増年金支払特約の将来の年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。この場合、会社の承諾の日をこの特約の締結日とします。
  - (2) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、割増年金支払特約による年金の年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、会社の承諾を得て、割増年金支払特約による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。この場合、会社の承諾の日をこの特約の締結日とします。
  - (3) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前2号の規定により割増年金支払特約による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。
- 2 前項第1号または第2号の規定により割増年金支払特約による年金の年金基金に付加されたこの特約については、第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）  
この特約の対象となる保険金等は、割増年金支払特約による年金とします。ただし、この特約が年金基金に付加されている年金で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一人である年金に限ります。」
- 3 第1項第1号の規定により割増年金支払特約による年金の年金基金に付加されたこの特約については、第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）をつぎのとおり読み替えます。

**「第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）」**

- 1 この特約を付加した場合、保険契約者は、主契約の被保険者および割増年金支払特約の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された割増年金支払特約の年金基金1つにつき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。
  - (1) 年金受取人の戸籍上の配偶者
  - (2) 年金受取人の直系血族
  - (3) 年金受取人の3親等内の親族
  - (4) 年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている、年金基金を設定した元の保険契約における死亡保険金等（名称の如何を問わず、元の保険契約の被保険者の死亡により受ける給付のことをいいます。）の受取人
  - (5) 前4号のほか、年金受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、割増年金支払特約による年金の年金基金の設定日前、保険契約者は、主契約の被保険者および年金受取人の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
  - (2) 本項の変更および指定の撤回は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
- 3 前2項の規定にかかわらず、割増年金支払特約による年金の年金基金の設定日以後、年金受取人は、第1項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 年金受取人が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
  - (2) 本項の変更および指定の撤回は、年金証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」
- 4 第1項第2号の規定により割増年金支払特約による年金の年金基金に付加されたこの特約については、第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）をつぎのとおり読み替えます。

**「第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）」**

- 1 この特約を付加した場合、割増年金支払特約の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された割増年金支払特約の年金基金1つにつき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。
  - (1) 年金受取人の戸籍上の配偶者
  - (2) 年金受取人の直系血族
  - (3) 年金受取人の3親等内の親族
  - (4) 年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている、年金基金を設定した元の保険契約における死亡保険金等（名称の如何を問わず、元の保険契約の被保険者の死亡により受ける給付のことをいいます。）の受取人
  - (5) 前4号のほか、年金受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、年金受取人は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 年金受取人が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
  - (2) 本項の変更および指定の撤回は、年金証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」

**第15条（配偶者特則を付加した保険契約に付加されている場合の特則）**

この特約が配偶者特則を付加した保険契約に付加されている場合は、特約条項中「主契約の被保険者」とあるのを、「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。

**第16条（三大疾病保障保険に付加されている場合の特則）**

この特約が三大疾病保障保険に付加されている場合、第1条（特約の締結）第3項の「主契約の責任開始期」とあるのを「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えて適用します。

## 特別条件付保険特約条項

### 目次

第1条	特約の適用	第14条	介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則
第2条	特別条件	第15条	介護一時金保険または介護一時金保険（定期型）に付加されている場合の特則
第3条	契約内容の変更の制限	第16条	解約返戻金抑制型就労不能障害保険、無解約返戻金型就労不能障害特約または無解約返戻金型就労不能障害一時金特約に付加されている場合の特則
第4条	変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則	第17条	平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則
第5条	連生終身保険に付加されている場合の特則	第18条	介護定期保険（生活障害保障型）に付加されている場合の特則
第6条	積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則	第19条	三大疾病保障保険に付加されている場合の特則
第7条	積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則	第20条	解約返戻金抑制型就労不能状態収入保険または無解約返戻金型就労不能サポート特約に付加されている場合の特則
第8条	特約の消滅		
第9条	新通増定期保険に付加されている場合の特則		
第10条	主契約または特約に特別保険料領収法が付加される場合の特則		
第11条	終身介護保険に付加されている場合の特則		
第12条	特定疾病保障定期保険に付加されている場合の特則		
第13条	がん診断保険に付加されている場合の特則		

## 特別条件付保険特約条項

### 第1条（特約の適用）

保険契約の締結または復活の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないと認めるときは、会社は、この特約を適用します。

### 第2条（特別条件）

1 この特約が適用された保険契約については、被保険者の危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のいずれかまたはそれらを併用した条件を付加します。

#### (1) 保険金・給付金削減支払法

ア. 会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が死亡または高度障害状態（別表1）に該当し、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約条項の規定により保険金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎに定める金額を死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。また、本号に規定する一時払保険料とは、第2号に定める特別保険料を含みます。

#### ① 保険料払込方法〈回数〉が、月払、年払または半年払の契約

…支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額

#### ② 保険料一時払の契約

…支払うべき保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料の合計額

経過期間 保険金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—



経過期間 保険金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
5年	15%	30%	45%	60%	80%

イ. 会社の定めた給付金削減期間内に、被保険者が死亡または被保険者が入院もしくは手術を受け、主約款または特約条項の規定により給付金（入院一時金を含みます。以下、本号において同じとします。）が支払われるときは、支払うべき入院給付金日額（入院一時金額を含みます。以下、本号において同じとします。）に前ア. に定める割合を乗じて得た額を基準として、給付金を支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき入院給付金日額を基準として、給付金を支払います。

(2) 特別保険料領収法

ア. 保険契約者は、会社の定めた特別保険料を、会社の定める期間中、主契約または特約の保険料に加算して払い込むことを要します。

イ. この条件が付加された主契約または特約（主約款または特約条項の規定により解約返戻金がない保険契約を除きます。）の解約返戻金については、前ア.の特別保険料を算出した計算の基礎に基づき、主約款または特約条項の規定を適用して計算します。また、責任準備金についても、前項の特別保険料を算出した計算の基礎に基づき計算します。

ウ. 復活の際にこの条件を付加する場合、付加しない場合と責任準備金の差額があるときは、保険契約者は、これを払い込むことを要します。

エ. 主約款の規定によって、主契約の保険料の払込が免除された場合は、この特約の特別保険料の払込を免除します。

2 前項第1号の条件が付加された契約について、主約款または特約条項の規定により年金月額または年金現価を支払うときは、これらについても前項第1号ア. の規定を準用します。

### 第3条（契約内容の変更の制限）

1 この特約が適用された保険契約については、主約款に規定する契約内容の変更等のうち、つぎの各号の取扱は行いません。

- (1) 払済保険への変更（ただし、保険金削減期間の経過後または会社の取扱範囲内である場合は取り扱います。）
- (2) 延長定期保険への変更
- (3) 原保険契約への復旧
- (4) 保険期間の変更
- (5) 年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険またはユーロ建年金支払型特殊養老保険における年金開始日の繰下げ
- (6) 保険料払込期間の変更

2 主契約に付加された特約のみに特別条件が適用されているときは、前項の規定にかかわらず、会社の定める取扱範囲内で、前項第1号から第3号の取扱を行います。

3 この特約が付加されている保険契約の更新については、保険金削減期間中である場合を除き、更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとします。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 前条第1項第1号に定める特別条件が適用されている場合には、主約款の規定にかかわらず、主契約の保険期間満了の日までに保険金の削減期間が満了しているときに限り更新されます。この場合、更新後の保険契約には更新前に付加した特別条件は適用されません。
- (2) 前条第1項第2号に定める特別条件が適用されている場合には、更新後の保険契約の特別保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および更新後の保険契約の保険期間に基づいて計算します。

### 第4条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合の特則）

1 この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約を付加した場合で、特別保険料払込中または保険金削減期間中は、会社は、自動延長定期保険への変更を取り扱いません。
- (2) 第2条（特別条件）第1項第1号ア. ①中、「支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額」は「支払うべき保険金額から変動保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と変動保険金額の合計額。ただし、変動保険金額が負の場合には、支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じて得た金額」と読み替えます。
- (3) 第2条第1項第1号ア. ②中、「支払うべき保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料の合計額」は「支払うべき保険金額から一時払保険料および変動保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料および変動保険金額の合計額。ただし、変動保険

金額が負の場合には、支払うべき保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料の合計額」と読み替えます。

- (4) 第2条第1項第2号イ.の規定にかかわらず、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、特別保険料を算出した計算の基礎に基づき、保険料払込中の保険契約についてはその払い込んだ年月数および経過した年月数により、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。また、責任準備金についても、特別保険料を算出した計算の基礎に基づき計算します。
- (5) 前条中、「払済保険」は「定額払済保険または変額払済保険」と、「延長定期保険」は「定額延長定期保険」と、それぞれ読み替えます。
- (6) 特別保険料は、主約款に定める特別勘定による運用はしません。
- (7) 主約款の契約者貸付の規定中、「解約返戻金の9割(本条の貸付があるときは、その元利金を差し引いた残額)」は「解約返戻金の9割(特別保険料に対する解約返戻金を含みません。本条の貸付があるときは、その元利金を差し引いた残額)」と読み替えます。
- (8) この特約が変額保険(有期型)に付加されている場合には、変額保険(有期型)普通保険約款第48条(変額保険・一時払への変更)は取り扱いません。
- (9) 特別保険料領収法が付加された場合には、「変額払済保険」への変更は取り扱いません。

#### 第5条(連生終身保険に付加されている場合の特則)

この特約が連生終身保険に付加されている場合には、この特約条項において「被保険者」とあるのは、「主契約の第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。

#### 第6条(積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則)

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特別条件)第1項第1号ア.①中、「支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額」は「支払うべき保険金額から増加死亡保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と増加死亡保険金額の合計額」と読み替えます。
- (2) 積立利率変動型終身保険の場合、第2条第1項第1号ア.②中、「支払うべき保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料の合計額」は「支払うべき保険金額から一時払保険料および増加死亡保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料および増加死亡保険金額の合計額」と読み替えます。
- (3) 第2条第1項第2号イ.の規定にかかわらず、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、特別保険料を算出した計算の基礎に基づき、保険料払込中の保険契約についてはその払い込んだ年月数および経過した年月数により、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。また、責任準備金についても、特別保険料を算出した計算の基礎に基づき計算します。
- (4) 特別保険料は、主約款第2条(積立金)の規定は適用しません。
- (5) 特別保険料領収法が付加された場合には、「払済保険」への変更は取り扱いません。

#### 第7条(積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則)

この特約が積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特別条件)第1項第1号ア.①中、「支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額」は「支払うべき保険金額から増加保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と増加保険金額の合計額」と読み替えます。
- (2) 第2条第1項第2号イ.の規定にかかわらず、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、特別保険料を算出した計算の基礎に基づき、保険料払込中の保険契約についてはその払い込んだ年月数および経過した年月数により、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。また、責任準備金についても、特別保険料を算出した計算の基礎に基づき計算します。
- (3) 特別保険料は、主約款第2条(積立金)の規定は適用しません。
- (4) 特別保険料領収法が付加された場合には、「払済保険」への変更は取り扱いません。

#### 第8条(特約の消滅)

会社が、第2条(特別条件)第1項に定める条件が付加されている契約について、会社所定の取扱条件を満たし、かつ、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合することを承諾した場合、会社の定める取扱範囲内で、この特約は将来に向かって消滅します。この場合、この特約が消滅することによる解約返戻金の差額があるときは、これを

保険契約者に支払います。

#### 第9条（新逋増定期保険に付加されている場合の特則）

この特約が新逋増定期保険に付加されている場合には、「払済保険」は「払済終身保険」と読み替えます。

#### 第10条（主契約または特約に特別保険料領収法が付加される場合の特則）

1 平成21年2月26日以前に締結（更新および特約の中途付加を含みます。）された保険契約に、特別保険料領収法が付加されている場合または復活の際に特別保険料領収法が付加される場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本項の対象となる保険種類は、つぎのいずれかの保険種類とします。

- ア. 修正払込方式終身保険
- イ. 有期払込終身保険
- ウ. 養老保険
- エ. 平準定期保険
- オ. 逋増定期保険
- カ. 年金支払型特殊養老保険
- キ. 米国ドル建終身保険
- ク. 終身保険
- ケ. 新逋増定期保険
- コ. 低解約返戻金型平準定期保険
- サ. 米国ドル建年金支払型特殊養老保険
- シ. 米国ドル建養老保険
- ス. ユーロ建終身保険
- セ. ユーロ建養老保険
- ソ. ユーロ建年金支払型特殊養老保険
- タ. 平準定期保険特約
- チ. 逋増定期保険特約
- ツ. 新逋増定期保険特約

(2) 第2条（特別条件）第1項第2号を以下のとおり読み替え適用します。

「(2) 特別保険料領収法

保険契約者は、会社の定めた特別保険料を、会社の定める期間中、主契約または特約の保険料に加算して払い込むことを要します。この場合、特別保険料に対する解約返戻金はありません。なお、主約款の規定によって、主契約の保険料の払込が免除された場合は、この特約の特別保険料の払込を免除します。」

(3) 第3条（契約内容の変更の制限）第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

「(1) 払済保険への変更（ただし、特別保険料払込期間および保険金削減期間の経過後は取り扱います。）」

(4) 第8条（特約の消滅）を以下のとおり読み替え適用します。

「第8条（特約の消滅）

会社が、第2条（特別条件）第1項に定める条件が付加されている契約について、会社所定の取扱条件を満たし、かつ、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合することを承諾した場合、会社の定める取扱範囲内で、この特約は将来に向かって消滅します。

」

2 平成25年3月31日以前に締結（更新および特約の中途付加を含みます。）された保険契約に、特別保険料領収法が付加されている場合または復活の際に特別保険料領収法が付加される場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本項の対象となる保険種類は、つぎのいずれかの保険種類とします。

- ア. 逋減定期保険
- イ. ファミリー保険
- ウ. 家族収入保険
- エ. 変額保険（終身型）
- オ. 変額保険（有期型）
- カ. 連生終身保険
- キ. 積立利率変動型終身保険
- ク. 積立利率変動型年金支払型特殊養老保険
- ケ. 積立利率変動型修正払込方式終身保険
- コ. 逋減定期保険特約

- サ. 災害死亡給付特約
- シ. 家族収入特約
- ス. 入院総合保障特約
- セ. 家族入院総合保障特約
- ソ. 傷害特約
- タ. 配偶者傷害特約
- チ. 子供傷害特約
- ツ. 配偶者入院総合保障特約
- テ. 子供入院総合保障特約
- ト. 成人病特約
- ナ. 女性疾病特約

(2) 本項の場合には、前項第2号から第4号までの規定を準用します。

3 つぎのいずれかの保険種類に、特別保険料領収法が付加されている場合または復活の際に特別保険料領収法が付加される場合には、第1項第2号から第4号までの規定を準用します。

- ア. 医療保険
- イ. 新医療保険
- ウ. 終身介護保険
- エ. 解約返戻金抑制型入院保険（一時金給付型）
- オ. 解約返戻金抑制型就労不能障害保険
- カ. 解約返戻金抑制型就労不能状態収入保険
- キ. 解約返戻金抑制型新入院保険（一時金給付型）

#### 第11条（終身介護保険に付加されている場合の特則）

この特約が終身介護保険に付加されている場合には、第2条（特別条件）第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

「

##### (1) 介護年金削減支払法

会社の定めた介護年金削減期間内に、被保険者が死亡または被保険者が所定の状態に該当し、主約款の規定により介護年金または死亡給付金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて第1回介護年金または死亡給付金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき介護年金額または死亡給付金額に次表に定める割合（保険期間を通じて変更されません。）を乗じて得た額を介護年金または死亡給付金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき介護年金または死亡給付金の全額を支払います。

経過期間 介護年金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

」

#### 第12条（特定疾病保障定期保険に付加されている場合の特則）

この特約が特定疾病保障定期保険に付加されている場合には、第2条（特別条件）第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

「

##### (1) 保険金・給付金削減支払法

会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が所定の状態に該当し、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定により保険金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎに定める金額を特定疾病保険金として支払います。また、本号に規定する一時払保険料とは、第2号に定める特別保険料を含みます。ただし、死亡給付金については本規定を適用しません。

① 保険料払込方法〈回数〉が、月払、年払または半年払の契約

…支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額

② 保険料一時払の契約

…支払うべき保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料の合計額

経過期間 保険金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

### 第13条（がん診断保険に付加されている場合の特則）

この特約ががん診断保険に付加されている場合には、第2条（特別条件）第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

#### (1) 保険金・給付金削減支払法

会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が所定の状態に該当し、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定により保険金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎに定める金額をがん診断保険金または上皮内がん診断保険金として支払います。また、本号に規定する一時払保険料とは、第2号に定める特別保険料を含みます。ただし、死亡給付金については本規定を適用しません。

① 保険料払込方法〈回数〉が、月払、年払または半年払の契約

…支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額

② 保険料一時払の契約

…がん診断保険金については、がん診断保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と一時払保険料の合計額とし、上皮内がん診断保険金については、その合計額に上皮内がん支払割合を乗じて得た金額。

経過期間 保険金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

### 第14条（介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則）

この特約が介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合には、第2条（特別条件）第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

#### (1) 給付金・年金削減支払法

会社の定めた給付金・年金削減期間内に、被保険者が死亡または被保険者が所定の状態に該当し、主約款の規定により死亡給付金、介護年金または認知症加算年金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて死亡給付金、第1回介護年金または認知症加算年金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき死亡給付金額または介護年金額に次表に定める割合（保険期間を通じて変更されません。）を乗じて得た額を死亡給付金、介護年金または認知症加算年金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症

(別表10)である場合には、支払うべき死亡給付金、介護年金または認知症加算年金の全額を支払います。

経過期間 給付金・年金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

」

#### 第15条（介護一時金保険または介護一時金保険（定期型）に付加されている場合の特則）

この特約が介護一時金保険または介護一時金保険（定期型）に付加されている場合には、第2条（特別条件）第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

「

##### (1) 介護一時金削減支払法

会社の定めた介護一時金削減期間内に、被保険者が所定の状態に該当し、主約款の規定により介護一時金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて介護一時金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき介護一時金額に次表に定める割合を乗じて得た額を介護一時金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき介護一時金の全額を支払います。

経過期間 介護一時金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

」

#### 第16条（解約返戻金抑制型就労不能障害保険、無解約返戻金型就労不能障害特約または無解約返戻金型就労不能障害一時金特約に付加されている場合の特則）

この特約を解約返戻金抑制型就労不能障害保険、無解約返戻金型就労不能障害特約または無解約返戻金型就労不能障害一時金特約に適用する場合には、第2条（特別条件）第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

「

##### (1) 給付金・年金削減支払法

① 会社の定めた給付金・年金削減期間内に、被保険者が所定の状態に該当し、主約款または特約条項の規定により就労不能障害年金、特定障害年金、就労障害サポート年金または就労不能障害一時金（以下、「就労不能障害年金等」といいます。）が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて就労不能障害年金等の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき就労不能障害年金等の額に次表に定める割合（保険期間を通じて変更されません。）を乗じて得た額を就労不能障害年金等として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき就労不能障害年金等の全額を支払います。

② ①にかかわらず、特定障害年金もしくは就労障害サポート年金を支払った後に新たに就労不能障害年金を支払う場合、就労障害サポート年金を支払った後に新たに特定障害年金を支払う場合または特定障害年金を支払った後に新たに就労障害サポート年金を支払う場合、契約日または復活日からその日を含めて新たに就労不能障害年金、特定障害年金または就労障害サポート年金（以下、「年金」といいます。）の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、新たに支払うべき年金の額に次表に定める割合（保険期間を通じて変更されません。）を乗じて得た額を年金として支払います。

経過期間 給付金・年金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—

経過期間 給付金・年金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

**第17条（平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合の特則）**

この特約が平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）またはユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）に付加されている場合には、第2条（特別条件）第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

(1) 保険金削減支払法

会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が保険金の支払事由に該当し、主約款の規定により保険金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎに定める金額を死亡保険金、高度障害保険金または重度介護保険金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。また、本号に規定する一時払保険料とは、第2号に定める特別保険料を含みます。

① 保険料払込方法〈回数〉が、月払、年払または半年払の契約

…支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額

② 保険料一時払の契約

…支払うべき保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料の合計額

経過期間 保険金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

**第18条（介護定期保険（生活障害保障型）に付加されている場合の特則）**

この特約が介護定期保険（生活障害保障型）に付加されている場合には、第2条（特別条件）第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

(1) 保険金削減支払法

会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が保険金の支払事由に該当し、主約款の規定により保険金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎに定める金額を死亡保険金または介護保険金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。また、本号に規定する一時払保険料とは、第2号に定める特別保険料を含みます。

① 保険料払込方法〈回数〉が、月払、年払または半年払の契約

…支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額

② 保険料一時払の契約

…支払うべき保険金額から一時払保険料を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と、一時払保険料の合計額

経過期間 保険金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

」

#### 第19条（三大疾病保障保険に付加されている場合の特則）

この特約が三大疾病保障保険に付加されている場合には、第2条（特別条件）第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

「

##### (1) 給付金削減支払法

会社の定めた給付金削減期間内に、被保険者が死亡または被保険者が所定の状態に該当し、主約款の規定により給付金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて給付金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき給付金額に次表に定める割合（保険期間を通じて変更されません。）を乗じて得た額を死亡給付金、がん一時給付金、心疾患一時給付金または脳血管疾患一時給付金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき死亡給付金の全額を支払います。

経過期間 給付金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

」

#### 第20条（解約返戻金抑制型就労不能状態収入保険または無解約返戻金型就労不能サポート特約に付加されている場合の特則）

この特約を解約返戻金抑制型就労不能状態収入保険または無解約返戻金型就労不能サポート特約に適用する場合には、第2条（特別条件）第1項第1号を以下のとおり読み替え適用します。

「

##### (1) 給付金・一時金削減支払法

会社の定めた給付金・年金削減期間内に、被保険者が所定の状態に該当し、主約款または特約条項の規定により短期就労不能給付金、長期就労不能給付金、特定障害給付金または就労不能サポート一時金（以下、「就労不能給付金等」といいます。）が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて就労不能給付金等の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき就労不能給付金等の額に次表に定める割合を乗じて得た額を就労不能給付金等として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき就労不能給付金等の全額を支払います。

経過期間 給付金・一時金削減期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%





## 特定障害不担保特約条項

### 目次

第1条	特約条項の適用	第5条	解約返戻金抑制型就労不能障害保険、無解約返戻金型就労不能障害特約または無解約返戻金型就労不能障害一時金特約に付加されている場合の特則
第2条	不担保とする特定障害	第6条	解約返戻金抑制型就労不能状態収入保険または無解約返戻金型就労不能サポート特約に付加されている場合の特則
第3条	主契約に付加された新買増権保証特約による買増保険契約における取扱		
第4条	特約の消滅		

## 特定障害不担保特約条項

### 第1条（特約条項の適用）

主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）およびつぎの各号に定める特約を主契約に付加して締結する際、被保険者（ファミリー保険の場合、主たる被保険者。連生終身保険の場合、第1被保険者または第2被保険者。以下、同じとします。）の健康状態その他が会社の定めた基準に適合しないときは、主契約の普通保険約款（主契約に付加されているつぎの各号に定める特約の特約条項を含みます。以下、「主約款等」といいます。）のほか、この特約条項を適用します。

- (1) 平準定期保険特約
- (2) 逓減定期保険特約
- (3) 災害死亡給付特約
- (4) 家族収入特約
- (5) 逓増定期保険特約
- (6) がん死亡保険特約
- (7) 傷害特約
- (8) 無解約返戻金型平準定期保険特約
- (9) 疾病障害による保険料払込免除特約
- (10) 新逓増定期保険特約
- (11) 無解約返戻金型逓減定期保険特約
- (12) 解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）
- (13) 無解約返戻金型就労不能障害特約
- (14) 無解約返戻金型就労不能障害一時金特約
- (15) 米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型)
- (16) ユーロ建家族収入特約(高度障害療養加算型)
- (17) 無解約返戻金型就労不能サポート特約

### 第2条（不担保とする特定障害）

この特約により不担保とする特定障害は、視力障害または聴力障害とし、つぎの各号のとおり取り扱います。

#### (1) 視力障害

被保険者が主約款等に定める高度障害状態または身体障害の状態（これらの状態を以下、「身体の障害状態」といいます。）のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款等に定める高度障害保険金、高度障害年金、がん高度障害保険金、特約高度障害保険金、災害高度障害保険金、特約高度障害年金および障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、高度障害保険金、高度障害年金、がん高度障害保険金、特約高度障害保険金、災害高度障害保険金、特約高度障害年金および障害給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。

#### (2) 聴力障害

被保険者が身体の障害状態のうち、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」または「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款等に定める障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、障害給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。

### 第3条（主契約に付加された新買増権保証特約による買増保険契約における取扱）

この特約が適用されている主契約に新買増権保証特約が付加されている場合には、新買増権保証特約条項の規定により買増される保険契約（買増される保険契約に付加される特約は除きます。）についても、主契約と同一の条件でこの特約が適用されるものとします。

### 第4条（特約の消滅）

会社が、会社所定の取扱条件を満たし、かつ、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合することを承諾した場合、会社の定める取扱範囲内で、この特約は将来に向かって消滅します。

### 第5条（解約返戻金抑制型就労不能障害保険、無解約返戻金型就労不能障害特約または無解約返戻金型就労不能障害一時金特約に付加されている場合の特則）

この特約が解約返戻金抑制型就労不能障害保険、無解約返戻金型就労不能障害特約または無解約返戻金型就労不能障害一時金特約に適用される場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（不担保とする特定障害）第1号中、「高度障害状態または身体障害の状態」を「高度障害状態、就労不能障害状態、就労制限障害状態または身体障害の状態」と、「「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」を「「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」、「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」、「両眼の視力に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの」もしくは「両眼の視力に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの」または障害基礎年金の支給要件のうち1級の第1号もしくは2級の第1号に該当したと認定されたもの、または障害厚生年金の支給要件のうち3級の第1号に該当したと認定されたもの」と、「高度障害年金」を「就労不能障害年金、就労障害サポート年金、就労不能障害一時金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（不担保とする特定障害）第2号中、「身体の障害状態」を「就労不能障害状態、就労制限障害状態または身体の障害状態」と、「「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」または「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」を「「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」、「両耳の聴力に日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの」もしくは「両耳の聴力に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの」または障害基礎年金の支給要件のうち1級の第2号もしくは2級の第2号に該当したと認定されたもの、または障害厚生年金の支給要件のうち3級の第2号に該当したと認定されたもの」と、「障害給付金」を「就労不能障害年金、就労障害サポート年金、就労不能障害一時金」とそれぞれ読み替えます。

### 第6条（解約返戻金抑制型就労不能状態収入保険または無解約返戻金型就労不能サポート特約に付加されている場合の特則）

この特約が解約返戻金抑制型就労不能状態収入保険または無解約返戻金型就労不能サポート特約に適用される場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（不担保とする特定障害）第1号中、「高度障害状態または身体障害の状態」を「就労不能状態A、障害等級1級、2級もしくは3級に認定された状態、就労制限障害状態または身体障害の状態」と、「「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」を「「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」、「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」、「両眼の視力に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの」、「障害基礎年金の支給要件のうち1級の第1号もしくは2級の第1号に該当したと認定されたもの」または「障害厚生年金の支給要件のうち3級の第1号に該当したと認定されたもの」と、「高度障害年金」を「短期就労不能給付金、長期就労不能給付金、就労不能サポート一時金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（不担保とする特定障害）第2号中、「「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」または「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」を「「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」、「両耳の聴力に労働が著しい制限を受けるか、もしくは労働に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当したもの」、「障害基礎年金の支給要件のうち1級の第2号もしくは2級の第2号に該当したと認定されたもの」または「障害厚生年金の支給要件のうち3級の第2号に該当したと認定されたもの」と、「障害給付金」を「短期就労不能給付金、長期就労不能給付金、就労不能サポート一時金」とそれぞれ読み替えます。

## 団体扱特約条項

### 目次

第1条	特約の適用範囲	第10条	変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、積立 利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払 型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込 方式終身保険に適用されている場合の特則
第2条	契約日の特則	第11条	連生終身保険に適用されている場合の特則
第3条	契約日前の事故	第12条	がん保険またはがん診断保険に適用されている 場合の特則
第4条	保険料率	第13条	特定疾病保障定期保険に適用されている場合の 特則
第5条	保険料の払込方法（経路）	第14条	三大疾病保障保険に適用されている場合の特則
第6条	保険料領収証		
第7条	特約の消滅		
第8条	特約が消滅した保険契約の取扱		
第9条	主約款の規定の準用		

## 団体扱特約条項

### 第1条（特約の適用範囲）

- この特約は、会社と団体取扱契約を締結した官公署、会社等の団体（以下、「団体」といいます。）に所属し団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、かつ保険契約者が20人以上いる場合に、その団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
- つぎの場合にも、前項に準じ、それぞれの保険契約にこの特約を適用します。
  - 団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約で、被保険者が20人以上いる場合
  - 前項の保険契約者と前号の被保険者の数を合算（同一人の場合には、1人として計算します。以下、同じとします。）して20人以上いる場合
  - 団体の事業所が2つ以上あるときは、1つの事業所に、前項の保険契約者が20人以上いる場合または前号の保険契約者と被保険者を合算して20人以上いる場合
- 前2項の員数については、年払および半年払の契約のみ、または月払の契約のみにより、その員数を満たすことを要するものとします。

### 第2条（契約日の特則）

この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。

### 第3条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

### 第4条（保険料率）

この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料は別に定めた団体扱保険料率とします。

### 第5条（保険料の払込方法（経路））

- 保険契約者は、第2回以後の保険料を団体を經由して払い込んでください。この場合には、会社は、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- この特約が適用されている保険契約では、前納の取扱をしません。

### 第6条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

## 第7条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- (2) 団体取扱契約が解約されたとき
- (3) 団体に所属する保険契約者または被保険者の数が第1条（特約の適用範囲）に規定する員数未満になった場合に、その時から6か月を経過してもなおそれを補充できなかったとき

## 第8条（特約が消滅した保険契約の取扱）

- 1 この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払、半年払または月払の保険契約となります。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3号によってこの特約が消滅した場合で、残存する保険契約者または被保険者の数が10人以上である場合は、残存保険契約を特別団体扱に変更します。この場合の保険料率は、個別扱の料率になります。

## 第9条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 第10条（変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に適用されている場合の特則）

この特約が変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に適用されている場合には、この特約条項の第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

## 第11条（連生終身保険に適用されている場合の特則）

この特約が連生終身保険に適用されている場合には、この特約条項において「被保険者」とあるのは、「主契約の第1被保険者」と読み替えます。

## 第12条（がん保険またはがん診断保険に適用されている場合の特則）

この特約ががん保険またはがん診断保険に適用されている場合には、つぎの各号の取扱をし、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく死亡保険金（死亡給付金を含みます。以下、本号において、同じとします。）の支払事由または保険料払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、死亡保険金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

## 第13条（特定疾病保障定期保険に適用されている場合の特則）

この特約が特定疾病保障定期保険に適用されている場合には、つぎの各号の取扱をし、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく特定疾病保険金（主約款第4条（保険金等の支払）第1項第1号に規定する支払事由に該当した場合を除く。以下、本条において同じとします。）もしくは死亡給付金の支払事由または保険料払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、特定疾病保険金または死亡給付金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

#### 第 14 条（三大疾病保障保険に適用されている場合の特則）

この特約が三大疾病保障保険に適用されている場合には、つぎの各号の取扱いをし、第 2 条（契約日の特則）および第 3 条（契約日前の事故）の規定は適用しません。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月 1 日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款に定める保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく心疾患一時給付金、脳血管疾患一時給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、主約款に定める保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、心疾患一時給付金、脳血管疾患一時給付金または死亡給付金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

## 特別団体扱特約条項

## 目次

第1条	特約の適用範囲	第8条	変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、積立 利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払 型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込 方式終身保険に適用されている場合の特則
第2条	契約日の特則	第9条	連生終身保険に適用されている場合の特則
第3条	契約日前の事故	第10条	がん保険またはがん診断保険に適用されている 場合の特則
第4条	保険料の払込方法（経路）	第11条	特定疾病保障定期保険に適用されている場合の 特則
第5条	保険料領収証	第12条	三大疾病保障保険に適用されている場合の特則
第6条	特約の消滅		
第7条	主約款の規定の準用		

## 特別団体扱特約条項

## 第1条（特約の適用範囲）

- この特約は、会社と特別団体取扱契約を締結した官公署、会社、組合、連合会、同業団体等その団体において保険料の一括集金ができる団体（以下、「団体」といいます。）の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約で、かつ保険契約者が10人以上いる場合、または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者が10人以上いる場合に、その団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
- 前項の員数については、年払および半年払の契約のみ、または月払の契約のみにより、その員数を満たすことを要するものとします。

## 第2条（契約日の特則）

この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。

## 第3条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

## 第4条（保険料の払込方法（経路））

- 保険契約者は、第2回以後の保険料を団体を経由して払い込んでください。この場合には、会社は、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- この特約が適用されている保険契約では、前納の取扱をしません。

## 第5条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

## 第6条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- 特別団体取扱契約が解約されたとき
- 団体に所属する保険契約者または被保険者の数が第1条（特約の適用範囲）に規定する員数未満になった場合に、その時から6か月（月払契約のときは3か月）を経過してもなおそれを補充できなかつたとき

## 第7条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 第8条（変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に適用されている場合の特則）

この特約が変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に適用されている場合には、この特約条項の第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

## 第9条（連生終身保険に適用されている場合の特則）

この特約が連生終身保険に適用されている場合には、この特約条項において「被保険者」とあるのは、「主契約の第1被保険者」と読み替えます。

## 第10条（がん保険またはがん診断保険に適用されている場合の特則）

この特約ががん保険またはがん診断保険に適用されている場合には、つぎの各号の取扱いをし、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができますものとします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく死亡保険金（死亡給付金を含みます。以下、本号において、同じとします。）の支払事由または保険料払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、死亡保険金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

## 第11条（特定疾病保障定期保険に適用されている場合の特則）

この特約が特定疾病保障定期保険に適用されている場合には、つぎの各号の取扱いをし、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができますものとします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく特定疾病保険金（主約款第4条（保険金等の支払）第1項第1号に規定する支払事由に該当した場合を除く。以下、本条において同じとします。）もしくは死亡給付金の支払事由または保険料払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、特定疾病保険金または死亡給付金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

## 第12条（三大疾病保障保険に適用されている場合の特則）

この特約が三大疾病保障保険に適用されている場合には、つぎの各号の取扱いをし、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができますものとします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款に定める保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく心疾患一時給付金、脳血管疾患一時給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、主約款に定める保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、心疾患一時給付金、脳血管疾患一時給付金または死亡給付金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。







# 別表

## 別表1 対象となる高度障害状態

高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（備考1. 参照）
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（備考2. 参照）
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要するもの（備考3. 参照）
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（備考4. 参照）

（備考）

### 1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

### 2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - ③ 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

### 3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

### 4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

### 5. その他

上記1、2および4中の「回復の見込のない場合」ならびに上記3中の「常に介護を要するもの」については、例えば、以下に定める「危篤状態」に短期間該当したときなど、一時的に視力や身体機能等が低下した状態を指すものではなく、仮に継続的な治療等を行ったとしても回復する見込がない状態や、常時かつ永続的に他人の介護を要する状態をいいます。

※「危篤状態」とは、生命の危機が現前に差し迫った状態にあると医師により診断されており、かつ、その差し迫った生命の危機を回避し生命を維持させることを目的とする、手術、酸素吸入、輸液、輸血、止血などの救命治療が施されている状態をさします。

## 別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故 (V 01~V 99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因 (W 00~X 59)	
・転倒・転落・墜落 (W 00~W 19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 (W 20~W 49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露 (W 42) ・振動への曝露 (W 43)
・生物による機械的な力への曝露 (W 50~W 64)	
・不慮の溺死および溺水 (W 65~W 74)	
・その他の不慮の窒息 (W 75~W 84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引> (W 78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引> (W 79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引> (W 80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 (W 85~W 99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 (W 94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露 (X 00~X 09)	
・熱および高温物質との接触 (X 10~X 19)	
・有毒動植物との接触 (X 20~X 29)	
・自然の力への曝露 (X 30~X 39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露 (X 30) (日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X 40~X 49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの  ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒 (ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒) およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X 50~X 57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X 50) 中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動 (X 51) (乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在 (X 52) ・食糧の不足 (X 53) ・水の不足 (X 54)
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X 58~X 59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X 85~Y 09)	

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
4. 法的介入および戦争行為 (Y 35～Y 36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y 35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y 40～Y 84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y 40～Y 59) によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y 60～Y 69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y 70～Y 82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y 83～Y 84)	

## 備考

1. 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
2. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

### 別表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（備考1. 参照）
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考2. 参照）
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの（備考4. (1)および(3)参照）
- (6) 1手の5手指を失ったか、または第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの（備考4. (1)および(2)参照）
- (7) 10足指を失ったもの（備考5. 参照）
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（備考6. 参照）
- (9) 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの（備考7. 参照）
- (10) 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの（備考8. (1)参照）
- (11) 心臓に人工弁を置換したもの（備考8. (2)参照）
- (12) 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの（備考9. 参照）
- (13) ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの（備考10. (1)および(2)参照）
- (14) 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの（備考10. (3)および(4)参照）

（備考）

#### 1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

#### 2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メーターで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

#### 3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

#### 4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

#### 5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。



## 6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

## 7. 呼吸器の障害

- (1) 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量1秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が55Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常のかつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して180日以上継続して受けたものをいいます。

## 8. 心臓の障害

- (1) 「恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの」には、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。
- (2) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。また、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

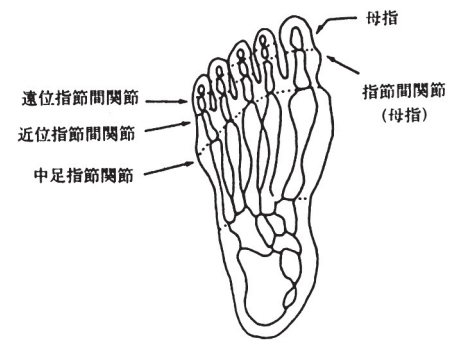
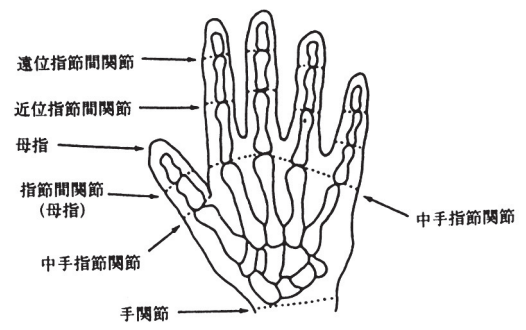
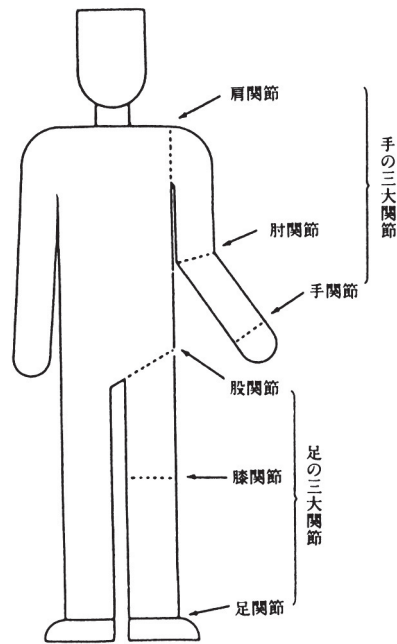
## 9. 腎臓の障害

- (1) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチニンクリアランス値が30ml/分未満または血清クレアチニン濃度が3.0mg/dl以上で回復の見込のない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。
- (2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- (3) 「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。

## 10. ぼうこうまたは直腸の障害

- (1) 「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (2) 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (3) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。
- (4) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

<身体部位の名称図>



別表4 請求書類

〔I〕 保険金・年金等の請求の場合

請求項目	必要書類
死亡保険金 死亡給付金 家族年金 災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金を請求する場合） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書* (4) 被保険者の住民票（無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)の死亡給付金の場合は、死亡保険金受取人。配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 保険金、給付金等の受取人の戸籍抄本（無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)の死亡給付金の場合は、保険契約者） (6) 保険金、給付金等の受取人の印鑑証明書（無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)の死亡給付金の場合は、保険契約者） (7) 保険金、給付金等の受取人にかかる登記事項証明書（無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)の死亡給付金の場合は、保険契約者）（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
高度障害保険金 高度障害年金 災害高度障害保険金 障害給付金 高度障害療養加算年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金または障害給付金を請求する場合） (3) 医師の診断書* (4) 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 保険金、給付金等の受取人の戸籍抄本 (6) 保険金、給付金等の受取人の印鑑証明書 (7) 保険金、給付金等の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
満期保険金 生存保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 満期保険金受取人または生存保険金受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金受取人または生存保険金受取人の印鑑証明書 (5) 満期保険金受取人または生存保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

別表

請求項目	必要書類
保険料払込免除 疾病障害による保険料払込免除 認知症保険料払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類(不慮の事故による保険料払込免除を請求する場合) (3) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証(認知症保険料払込免除を請求する場合) (4) 医師の診断書* (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
災害入院給付金 疾病入院給付金 成人病入院給付金 女性疾病入院給付金 災害入院初期給付金 疾病入院初期給付金 災害入院長期給付金 疾病入院長期給付金 災害短期入院給付金 疾病短期入院給付金 災害入院初期プラス給付金 疾病入院初期プラス給付金 災害入院一時金 疾病入院一時金 災害継続入院給付金 疾病継続入院給付金 三大疾病継続入院給付金 三大疾病入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類(災害入院に関する給付金等を請求する場合) (3) 医師の診断書* (4) 入院した病院または診療所の入院証明書* (5) 病院または診療所以外において医師の計画的な医学管理のもとで、総合的に提供される医療を継続して受けていることを証する書類(病院または診療所に入院しているものとみなした給付金等を請求する場合) (6) 被保険者の住民票(配偶者入院総合保障特約、子供入院総合保障特約および家族入院総合保障特約の場合はその被保険者の戸籍抄本) (7) 給付金等の受取人の戸籍抄本 (8) 給付金等の受取人の印鑑証明書 (9) 給付金等の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (10) 最終の保険料領収証 (11) 保険証券
手術給付金 入院時手術給付金 成人病手術給付金 女性疾病手術給付金 入院中手術給付金 外来手術給付金 放射線治療給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の診断書* (3) 手術等を受けた病院または診療所の手術等の証明書* (4) 被保険者の住民票(配偶者入院総合保障特約、子供入院総合保障特約および家族入院総合保障特約の場合はその被保険者の戸籍抄本) (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券

請求項目	必要書類
介護保障移行特約による介護給付金、介護年金、死亡給付金または健康祝金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の診断書*（介護給付金または介護年金を請求する場合） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書*（死亡給付金を請求する場合） (4) 被保険者の住民票 (5) 給付金等の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金等の受取人の印鑑証明書 (7) 給付金等の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 介護保障証書
年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 年金証書
死亡一時金（年金開始後）	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書* (3) 年金受取人の住民票 (4) 死亡一時金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
解約返戻金 契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
リビング・ニーズ特約による保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の診断書* (3) 被保険者の住民票 (4) リビング・ニーズ特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) リビング・ニーズ特約による保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 被保険者の印鑑証明書（被保険者が請求する場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

請求項目	必要書類
介護年金 介護給付金 認知症加算年金 介護一時金 重度介護保険金 介護保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証 (3) 医師の診断書* (4) 被保険者の住民票 (5) 年金、給付金等の受取人の戸籍抄本 (6) 年金、給付金等の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金、給付金等の受取人の印鑑証明書 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
被保険者の死亡の通知	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
先進医療給付金 入院療養給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故を原因とする場合） (3) 会社所定の様式による医師の治療証明書 (4) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類または入院中の療養に対する費用を証明する書類 (5) 被保険者の住民票 (6) 給付金の受取人の戸籍抄本 (7) 給付金の受取人の印鑑証明書 (8) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (9) 最終の保険料領収証 (10) 保険証券
指定代理請求人による保険金等の請求	指定代理請求人により保険金等の請求を行う場合は、該当項目の請求書類に加えて以下の書類が必要となります。 (1) 指定代理請求人の戸籍抄本 (2) 指定代理請求人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けているときまたは会社が特に提出を求めたとき） (3) 指定代理請求人の印鑑証明書 (4) 指定代理請求人の住民票
特定疾病保険金 がん診断保険金 上皮内がん診断保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の診断書* (3) 被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

請求項目	必要書類
就労不能障害年金 特定障害年金 就労障害サポート年金 就労不能障害一時金	(1) 会社所定の請求書* (2) 被保険者が国民年金法または被用者年金制度に基づき障害基礎年金、障害厚生年金または障害共済年金の支給要件に該当したと認定された場合、その旨を証する書類 (3) 医師の診断書* (4) 被保険者の住民票 (5) 年金または一時金の受取人の戸籍抄本 (6) 年金または一時金の受取人の印鑑証明書 (7) 年金または一時金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 保険証券
短期就労不能給付金 長期就労不能給付金 特定障害給付金 就労不能サポート一時金	(1) 会社所定の請求書* (2) 被保険者が国民年金法または被用者年金制度に基づき障害基礎年金、障害厚生年金または障害共済年金の支給要件に該当したと認定された場合、その旨を証する書類 (3) 医師の診断書* (4) 被保険者の住民票 (5) 給付金または一時金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金または一時金の受取人の印鑑証明書 (7) 給付金または一時金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
がん一時給付金 心疾患一時給付金 脳血管疾患一時給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の診断書* (3) 入院した病院または診療所の入院証明書* (4) 手術等を受けた病院または診療所の手術等の証明書* (5) 病院または診療所以外において医師の計画的な医学管理のもとで、総合的に提供される医療を継続して受けていることを証する書類（病院または診療所に入院しているものとみなした給付金を請求する場合） (6) 被保険者の住民票 (7) 給付金の受取人の戸籍抄本 (8) 給付金の受取人の印鑑証明書 (9) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (10) 最終の保険料領収証 (11) 保険証券

[年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険、ユーロ建年金支払型特殊養老保険、予定利率変動型個人年金保険、年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）、米国ドル建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）およびユーロ建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）に関する請求書類一覧]

以下の請求書類の他、保険金の支払に関する請求書類については、上記で特に不都合がなければそれを準用します。

請求項目	必要書類
年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証（第1回の年金の場合） (7) 年金証書（第1回の年金の場合は保険証券）
死亡一時金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書* (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 被保険者の住民票 (7) 年金証書
年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書



(備考)

1. 上記の書類のうち、\*印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、必要書類の一部もしくは全部の省略を認めることがあります。また、他の書類による代替や上記の書類の提出に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信することを認めることがあります。
4. この別表は、各保険共用のものとしたので、特定保険については関係のないものがあり、また修正を要するものがあります。特定保険についての特定の場合の必要書類は、お申出があればご案内します。
5. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人（家族年金受取人および死亡給付金受取人を含みます。）とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金（年金および死亡給付金を含みます。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金（家族年金を含みます。）、高度障害保険金（高度障害年金および高度障害療養加算年金を含みます。以下、本項において同じとします。）、特定疾病保険金、がん診断保険金（上皮内がん診断保険金を含みます。）、介護一時金、重度介護保険金または介護保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。また、被保険者に高度障害保険金、特定疾病保険金、がん診断保険金（上皮内がん診断保険金を含みます。）、介護一時金、重度介護保険金または介護保険金を支払う場合は、書類提出の必要はありません。
  - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
  - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
  - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	必要書類
[1] 保険契約の復活	(1) 会社所定の申込書 (2) 被保険者についての告知書*（無解約返戻金型平準定期保険（受取人固定型）の場合は、被保険者および死亡保険金受取人）
[2] 契約内容の変更 (1) 保険金額、基本死亡保険金額、基準保険金額または年金額の減額、増額(復旧) (2) 年金月額の変更 (3) 保険料払込方法〈回数〉の変更 (4) 保険期間の変更 (5) 保険料払込期間の変更 (6) 払済保険への変更 (7) 変額払済保険への変更 (8) 延長定期保険への変更 (9) 定額払済終身保険への変更 (10) 変額払済終身保険への変更 (11) 定額延長定期保険への変更 (12) 払済終身保険への変更 (13) 年金開始日の繰上げ繰下げ (14) 保険料の変更 (15) 保険料の払込再開 (16) 積立金の一部取崩し (17) 給付倍数または月間支払限度の変更 (18) 保険契約の型の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券 (5) 被保険者についての告知書*（無解約返戻金型平準定期保険（受取人固定型）の場合は、被保険者および死亡保険金受取人）（会社が特に提出を求めた場合）
[3] 保険種類の変換	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
[4]（会社への通知による） 保険金受取人の変更 家族年金受取人の変更 年金受取人の変更 後継年金受取人の変更 死亡給付金受取人の変更 介護年金等の受取人の変更指定	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
[5]遺言による受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券
[6] 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
[7]60歳払込済終身保険への移行	(1) 会社所定の請求書 (2) 妻が被保険者でなくなったことを証する戸籍抄本 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券

請求項目	必要書類
[8] 終身保険契約申込の特別取扱	(1) 会社所定の申込書 (2) 特別取扱の事由に該当することとなったことを証する戸籍抄本 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
[9] 定額保険への変更	(1) 会社所定の申込書 (2) 最終の保険料領収証 (3) 保険証券
[10] 年金種類の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書 (4) 年金受取人の配偶者の戸籍抄本（会社が特に提出を求めた場合）
[11] 指定代理請求人の変更指定または指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 指定代理請求人の住民票（変更指定時のみ）
[12] 買増権保証特約または新買増権保証特約による買増保険契約	(1) 会社所定の申込書 (2) 最終の保険料領収証 (3) 保険証券（特別買増事由による買増権の特別取扱の場合に限ります。） (4) 特別買増事由による買増権を行使する場合、特別買増事由に該当することとなったことを証する戸籍抄本
[13] 各特別勘定への繰入比率の指定、変更 積立金の移転	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
[14] 受取人による保険契約または特約の継続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等に金銭を支払ったことを証する書類

(備考)

1. 前表と同じとします。

**別表 10 対象となる感染症**

対象となる感染症とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2013 年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフス A	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰(かい)白髄(ずい)炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡(とうそう)	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限りません。)	

なお、上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症（ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。以下、同じとします。）についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この限りではありません。



# リスク等説明書面

## 特別勘定のしおり — 変額保険<sup>※</sup> —

変額保険は、資産運用の成果が主契約の保険金額の増減につながるため、一般の生命保険（定額保険）の資産運用勘定（一般勘定）とは区別した資産運用勘定（特別勘定）を設け、独立した体制と方針に基づき管理・運用いたします。

当冊子は、上記の特別勘定運用に関するご理解を深めていただくため、保険業法で定められている項目・内容に基づき作成しています。

※ 必ず53ページの「変額保険に関するご注意」をご参照ください。

当社には、運用方法（運用の基本的性格）の異なる6つの特別勘定があり、ご契約者が選択できるようになっています。

- 各特別勘定は、その運用対象や運用目的により、それぞれ異なるリスク特性を持っています。リスク特性は、運用資産の収益変動の大きさを評価の基準としており、収益変動が大きいものほどリスクが高いと考えられます。
- リスク許容度に関する以下の説明は、どの特別勘定がおお客様のニーズに適切かを判断するためのものです。リスク許容度の定義を考慮の上、お客様のリスク許容度に適した特別勘定をお選びください。

		リスク許容度		
		Low (低)	Medium (中)	High (高)
積立金がプラスとなる可能性が小さくても、積立金が変動し大きく減少するリスクはできるだけ避けたい。		積立金がプラスとなる可能性のためには、積立金が変動し大きく減少するリスクをある程度負うことは許容できる。	積立金が増えたり減少するリスクを負って、積立金がより大きくプラスとなる可能性を積極的に追求したい。	
特別勘定の種類 リスク特性	特別勘定の説明 (資産の運用に係る目的および基本的性格)			ページ
総合型 中リスク (Medium)	国内外の株式（国内株式および海外株式を投資対象としている国内外投資信託等を含みます）・公社債・REIT・短期金融商品などを運用対象に分散投資を図り、特別勘定資産の着実な成長と中長期的観点に立った収益の確保を目指した運用を行います。 ■ 主なリスク 株式の価格変動リスク・REITの価格変動リスク・金利リスク・信用リスク・為替リスク・カントリーリスク（注）			3
債券型 低リスク (Low)	主に国内公社債（転換社債を含みます）で運用し、金利動向の見通しに基づき、利息収入および値上がり益等の確保を目指します。特に安全性・収益性に重点を置いた運用を行います。 ■ 主なリスク 金利リスク・信用リスク			6
株式型 高リスク (High)	主に国内株式（国内株式を投資対象としている国内投資信託等を含みます）で運用することにより、中長期的観点に立った収益の確保を目指した運用を行います。 ■ 主なリスク 株式の価格変動リスク			8
米国債券型 中リスク (Medium)	主に米国の公社債で運用し、利息収入および値上がり益等の確保を目指します。また、主に米ドル建にて投資を行うため、為替動向により収益が影響を受けます。 ■ 主なリスク 金利リスク・信用リスク・為替リスク・カントリーリスク（注）			35
米国株式型 高リスク (High)	主に米国株式（米国株式を投資対象としている国内外投資信託等を含みます）で運用することにより、中長期的観点に立った収益の確保を目指した運用を行います。また、主に米ドル建にて投資を行うため、為替動向により収益が影響を受けます。 ■ 主なリスク 株式の価格変動リスク・為替リスク・カントリーリスク（注）			37
REIT型 高リスク (High)	主に国内上場（上場予定も含みます）REIT（不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券）で運用します。中長期的な視点から銘柄を選定し、安定した利回り等収益の確保と運用資産の成長を目指します。 ■ 主なリスク REITの価格変動リスク			49

（注）「カントリーリスク」とは、投資対象国の政治、経済および社会情勢の変化、資本規制等により債務返済が遅延、不履行となるリスクです。

※ 本説明書におけるリスクの分類は、過去の運用実績等を基に当社が分析したものであり、将来の市場動向により変更されることがあります。また、将来のリスク評価等を約束したものではありません。

## ■ 資産の運用に係る運用方針

### (1) 基本方針

特別勘定の資産運用にあたっては、国内外の株式、国内外の公社債、その他の有価証券などを運用対象に分散投資を図り、特別勘定資産の着実な成長と中長期的観点に立った収益の確保を目指します。また、リスク分散の観点から、少数の銘柄に偏ることなく、資産種類（株式・債券・外国証券・その他の有価証券等）およびそれぞれの資産ごとでの分散投資を心掛け、バランスのとれた運用を行います。

### (2) 資産評価の方法

特別勘定資産の評価は毎日行い、その成果を積立金の増減に反映させます。特別勘定資産の評価方法は、次のとおりとします。ただし、この評価方法については、今後変更することがあります。（2022年3月現在）

- ① 有価証券については、時価評価するものとします。ただし、外国の有価証券については現地における前日の価格、円建債券（転換社債は除く）については前日の価格を用いて時価評価を行うこととします。
- ② ①以外の資産については、原価法によるものとします。
- ③ 外貨建資産および負債の円貨換算に使用する為替レートは、原則として、当日の対顧客電信売買相場の仲値（TTM）を使用するものとします。
- ④ 為替予約、先物・オプション取引などのオフバランス取引については、含み損益を損益に計上するものとします。

## ■ 資産の運用に係る運用対象

主な運用対象は次のとおりとし、当社は国内外の経済・金融情勢や株式・公社債市況の動向などを勘案して具体的投資を決定します。ただし、この運用対象については、今後変更することがあります。

- ① 国内外の株式および公社債
- ② 国内外のその他の有価証券（REITを含む）等
- ③ 国内外の株式および公社債を投資対象とする国内外の投資信託等
- ④ 貸付金
- ⑤ コール・ローン、コマーシャル・ペーパーおよび預貯金等
- ⑥ デリバティブ取引

株式に関しては、投資信託を中心に投資を行い、中長期の値上がり益の獲得を目指します。公社債に関しては、信用度・流動性ともに良好な国内外の債券の中から、発行体のファンダメンタルズ（財務状況等）を重視した銘柄選定を行い、安定した利息収入と値上がり益の確保を図ります。また、外貨建投資に関しては、為替市場動向にも充分配慮し適切な運用を行います。特別勘定資産の効率性・安定性を高め、価格変動リスクや為替変動リスクなどを回避するため、国内外において行われる先物取引・オプション取引を有効に行うことがあります。

## ■ 資産の運用に係る運用体制

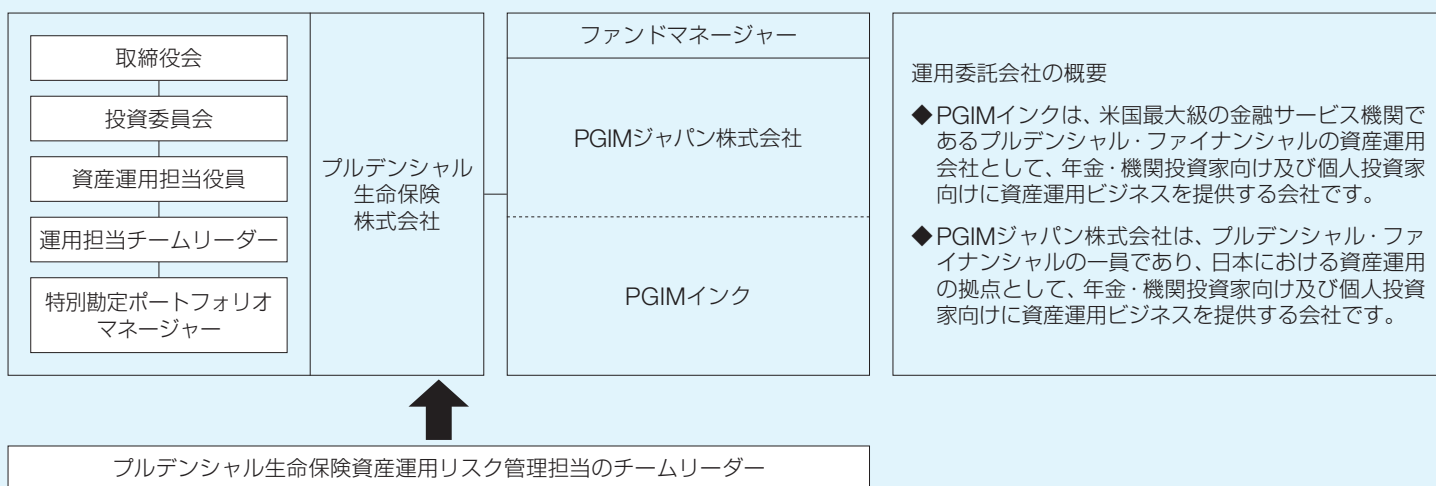
特別勘定の運用にあたっては、当社の運用担当チームが運用を行うほか、ブルデンシャル・グループの日本における資産運用会社であるPGIMジャパン株式会社（PGIMジャパン）と提携し、高い運用パフォーマンスを目指しています。

具体的には、「総合型」の国内株式・外国株式、「株式型」、「米国株式型」につきましては、主として株式投資信託により当社が運用を行います。これに対し、「総合型」の国内債券・REIT、「債券型」、「REIT型」につきましては、PGIMジャパンと投資一任契約を締結しており、PGIMジャパンにおいて個別銘柄の選定・発注が行われています。また、「総合型」の外国債券、「米国債券型」につきましては、PGIMジャパンを通じてPGIMインクが個別銘柄の選定・発注を行います。

なお、運用体制については、今後予告なく変更することがあります。

資産運用プロセスは次のとおりです。

- ① 当社の取締役会にて長期的な基本資産配分を定めます。
- ② 当社の投資委員会にて、運用ガイドラインを定め、定期的に見直します。
- ③ 当社の運用担当チームは、市場動向により、あらかじめ定めた範囲内で、投資を実行します。
- ④ 当社の運用担当チームリーダーは、運用の成果をレビューします。
- ⑤ 当社の投資委員会においても定期的に運用の成果をレビューし、基本方針・運用計画の策定にフィードバックします。
- ⑥ これらに加え、当社資産運用リスク管理担当のチームリーダーが運用に伴うリスクを常にモニターしています。



## ■ 資産の運用に係る運用制限

**準拠規定** 特別勘定資産の運用は、生命保険会社の運用に関する法令等にしたがって行います。

## ■ 変額保険の保有件数および保有契約高（2022年3月末）

項目	件数	金額
変額保険（有期型）	25,419 件	160,258 百万円
変額保険（終身型）	283,115 件	2,190,614 百万円
合計	308,534 件	2,350,872 百万円

注) 保有契約高には、変額保険に付加されている定期保険特約の保険金額を含みます。なお、主契約のみの保険金額合計は、1,707,747（百万円）となっています。

## 総 合 型

### (1) 資産の運用に係る目的および基本的性格

国内外の公社債・株式（国内株式および海外株式を投資対象としている国内外投資信託等を含みます）・REIT・短期金融商品などを運用対象に分散投資を図り、特別勘定資産の着実な成長と中長期的観点に立った収益の確保を目指した運用を行います。

### (2) 資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制および運用制限

#### <運用方針>

運用担当チームは運用の決定にあたっては、収益性、安全性、流動性に配慮した上で、各資産の長期リターン予測、および取り得るリスクの程度を勘案して、長期的な「基本資産配分」を定め、その基本資産配分を基準に運用を行います。

なお、経済・金融情勢等の変化に対応して、基本資産配分の見直しを行うことがあります。

公社債（円建）については、信用度・流動性ともに良好な国内外の債券の中から、発行体のファンダメンタルズ（財務状況等）を重視した銘柄選定を行い、安定した利息収入と値上がり益の確保を図ります。株式等（円建）に関しては、当社の選定した投資信託へ投資を行い、中長期の値上がり益の獲得を目指します。公社債（外貨建）については、政治、経済の安定性、決済システムおよび税制などの市場特性に十分配慮し適切な運用を行います。外国株式等については、当社の選定した投資信託へ投資を行い、中長期的な収益の確保を目指します。REITに関しては、REITが資産として保有する不動産の収益性や財務内容などを勘案し、市場の流動性を考慮しつつ、中長期的な収益の確保を目指します。

またリスク分散の観点から、少数銘柄に偏ることなく、資産種類（債券、株式、外国証券等）および各資産ごとの分散投資を心掛け、バランスのとれた運用を行います。

	基本資産配分
	2022年3月末現在
公社債（円建）	40.0%
株式等（円建）	25.0%
公社債（外貨建）	15.0%
外国株式等	12.5%
REIT等	5.0%
現預金・その他	2.5%

※ 実際の資金配分比率は、市場動向、資金動向などの変化により上記数値から乖離することがあります。

#### <運用対象>

- ① 国内外の株式および公社債
- ② 国内外のその他の有価証券（REITを含む）等
- ③ 国内外の株式および公社債を投資対象とする国内外の投資信託等
- ④ 貸付金
- ⑤ コール・ローンおよび預貯金等（外貨預金等を含みます）
- ⑥ デリバティブ取引

#### <運用体制>

運用体制については、2ページをご覧ください。

当社の運用担当チームが投資環境を分析し、四半期の運用方針を策定して、投資委員会に報告します。

策定された運用方針に基づき、運用担当チームが市場動向に応じて運用を実行します。

なお、当社の運用担当チームが、株式については、SMTAM日本株式インデックスファンドVL-P（適格機関投資家専用）、SMTAM日本株式オープン・バリュー戦略ファンドVL-P（適格機関投資家専用）、東京海上・日本株式GARP＜適格機関投資家限定＞へ、また、外国株式については、MUAM全世界株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）へ投資を行います。

#### <運用制限>

##### (A) 公社債

- ① 国債、政府保証債、政府機関債以外の債券へ投資する場合は、その債券が取得している格付を基準に、社内規程により定めた投資上限を遵守します。
- ② 投資後、格下げにより保有債券が投資上限を上回った場合には、新規の投資を行わず、売却も含め対応を検討します。また保有債券がBB+格以下に格下げされた場合も同様とします。

##### (B) 株式等

- ① 投資対象は社内規程に定める各証券取引所、店頭市場に上場または公開されている銘柄、ないしは新規上場・公開する銘柄とします。
- ② 業種、銘柄などについては適切な分散化を図ります。同一銘柄への投資は原則として各特別勘定資産の5%以内としますが、当該銘柄がその取引市場の時価総額の5%を超える場合はその割合を上限とします。
- ③ 国内外株式投資信託等にて運用を行う場合には、当該投資信託等の組入比率について上限を設けません。
- ④ 国内外のREITにて運用を行う場合には、当該投資信託の組入比率について上限を設けません。

##### (C) 短期資金（一般勘定貸等）

短期資金は原則として一般勘定と合同運用とし、コール・ローンおよび預貯金等は社内規程で定める与信枠の範囲内で行います。

##### (D) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、主に価格変動リスクのヘッジを目的とし、社内規程に定める範囲内で行います。ただし、各特別勘定資産全体の収益の変動性を過度に高めるような投機的な取引は行いません。

### (3) 資産の運用に係る運用リスク

総合型は、株式や公社債、あるいは特定の株価指数に連動する有価証券等を主な投資対象としています。総合型が有する主なリスクの詳細は以下のとおりです。

#### (A) 株式の価格変動リスク

一般に、株式の価格は企業の収益のみならず、国内および国際的な政治・経済情勢など様々な影響を受け、大きく変動します。したがって、株式市場全体あるいは個別銘柄の価格変動により積立金が減少する可能性があります。



## (B) 公社債の価格変動リスク

一般に、金利が上昇した場合、公社債の価格が下落します。満期までの期間が長い債券ほど、金利変動の影響を大きく受けます。したがって、金利が上昇した場合は積立金が減少する可能性があります。

## (C) REITの価格変動リスク

REITの市場価格は、市場における需給の状況、不動産市況や金利情勢の見込み等、様々な要因で変動します。

REITの価値は、資産として保有する不動産等の評価額や賃料収入の変化、および組入れ資産の入れ替えによる運用成果に影響され、変動する可能性があります。不動産の評価額およびそれによる賃料等は、その時々不動産市況やマクロ経済等、様々な要因によって影響を受けます。またREITが借入れを行っている場合、当該借入れ等に伴う金利等の支払により、価値の変動幅が増幅する可能性があります。また、不動産等に係る法制度（税制、建築規制等）の変更により、不動産等やREITの価値が影響を受ける可能性があります。REITが資産として保有する不動産は、自然災害や環境問題などが顕在化する等、予測不可能な偶発事象等により、滅失、毀損または劣化等の影響を受ける可能性があります。

これらのREIT市場全体あるいは個別銘柄の価格変動により特別勘定の積立金が減少する可能性があります。

## (D) REITの分配金の変動リスク

REITの分配金は、その原資である不動産から得られる賃料収入の変化に影響されます。経済的な環境変化等により賃料が下落する可能性があるほか、テナントの解約に伴う賃料収入の減少の可能性もあり、それらは分配金に影響を及ぼすことになります。また投資対象不動産に関する費用の増大も分配金に影響を与えます。

これらの分配金の変動により積立金が減少する可能性があります。

## (E) 信用リスク

公社債の発行体に債務不履行（デフォルト）が生じた場合または予想される場合、公社債の価格が下落するリスク（価格がゼロになることもあり）があり、積立金が減少する要因となります。

## (F) 為替リスク

日本以外の外国の株式や公社債等に投資を行う場合は、為替リスクが伴います。各国通貨の円に対する為替レートの変化により、資産価額は変動します。一般に円高となった場合には、外貨建資産の円換算価値は下落し、積立金が減少する要因となります。また、為替ヘッジを行う場合には、為替ヘッジを行う通貨の金利と円金利を比較して、円金利の方が低い場合には、当該金利差相当分の為替ヘッジコストがかかります。

## (G) カントリーリスク

外国の金融・証券市場に投資を行う場合には、当該国の政治、経済および社会情勢の変化、資本規制等により、影響を受ける可能性があります。

## (H) 解約による特別勘定からの資金流出によるリスク

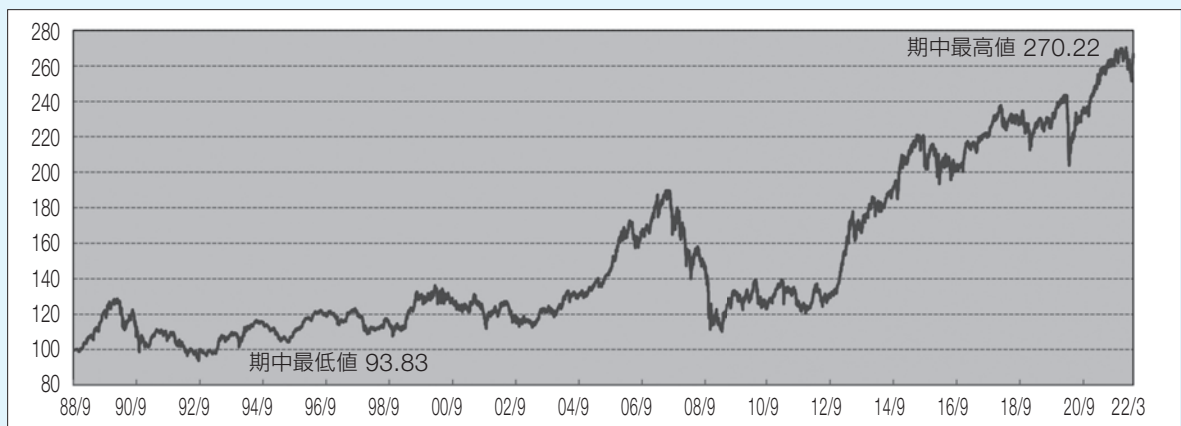
解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によって、積立金が減少する可能性があります。

## (I) その他

特別勘定の資産をコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、短期金融商品の発行体や資金の預け先等の債務不履行により損失が発生することがあり、積立金が減少する要因となります。

## (4) 運用実績（2022年3月末）

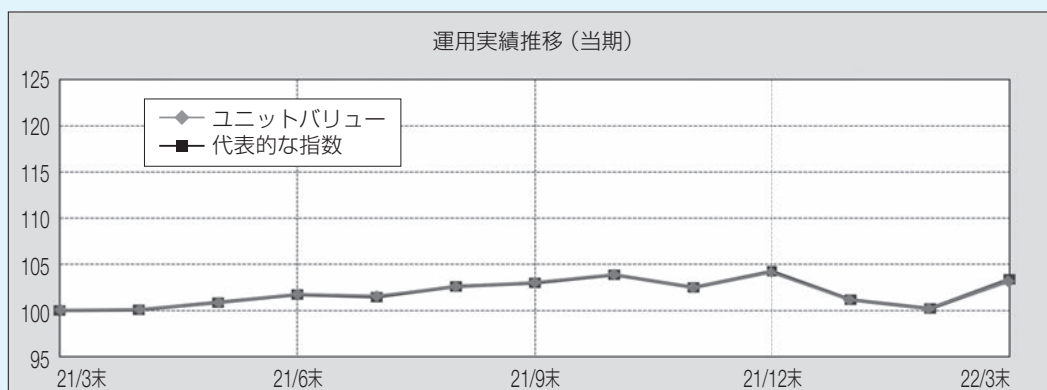
<ユニットバリューの推移>



※ ユニットバリューとは、変額保険の各特別勘定設定時の資産を100として、その後の運用成果による資産の増減を指数で示したものです。なお、総合型については1988年9月1日の資産を100としています。

※ このグラフは過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。

<当期の運用実績推移>



※ 当勘定の運用実績は2021年3月末を100として指数化しています。  
 ※ 代表的な指数とは、国内株式は東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)、国内債券はNOMURA-BPI (総合)、外国株式はMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス (除く日本、配当込み、円換算ベース)、外国債券はBloomberg Global Treasury Majors ex Japanインデックス (注)、REIT等は東証REIT指数 (配当込み) に基本資産配分比率を考慮したものを指します。  
 (注) 2022/1/1よりFTSE世界国債インデックス (除く日本) からBloomberg Global Treasury Majors ex Japanインデックスへ変更しました。  
 ※ このグラフは過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。

<ユニットバリューの騰落率>

期間	(%)
直近1年	3.1
直近5年	23.7
直近10年	95.0
直近20年	112.3
設定来	165.7

※ この騰落率は特別勘定総合型全体についてのものであり、個々のご契約に対するものではありません。

(5) 資産の内訳 (2022年3月末)

<資産種類別>

区分	金額 (百万円)	占率 (%)
公社債 (円建)	57,885	38.3
株式等 (円建)	38,775	25.7
公社債 (外貨建)	21,724	14.4
外国株式等	20,915	13.8
REIT等	7,295	4.8
現預金・その他	4,534	3.0
合計	151,132	100.0

(6) 保有公社債 (2022年3月末)

<公社債 (円建) 債券種類別>

区分	金額 (百万円)	占率 (%)
国債	47,908	82.8
地方債	-	-
公社公団債	-	-
一般事業債	9,977	17.2
転換社債	-	-
合計	57,885	100.0

※ 占率は、資産種類別の公社債 (円建) 時価残高に対してのものです。

<公社債 (外貨建) 国別>

区分	金額 (百万円)	占率 (%)
アメリカ	10,504	48.4
イタリア	1,969	9.1
フランス	2,340	10.8
イギリス	2,254	10.4
ドイツ	945	4.3
スペイン	1,464	6.7
ベルギー	561	2.6
オランダ	315	1.4
カナダ	645	3.0
その他	724	3.3
合計	21,724	100.0

※ 占率は、資産種類別の公社債 (外貨建) 時価残高に対してのものです。  
 ※ すべて国債に投資しています。

(7) 保有株式等 (2022年3月末)

<株式等 (円建)>

銘柄名	金額 (百万円)	占率 (%)
SMTAM日本株式 インデックスファンドVL-P (適)	27,194	70.1
東京海上・日本株式GARP <適>	5,810	15.0
SMTAM日本株式 クオンツ・バリューファンド VL-P (適)	5,770	14.9
合計	38,775	100.0

※ 占率は、資産種類別の株式等 (円建) 時価残高に対してのものです。  
 ※ 個別銘柄での投資は行っており、全て投資信託で運用しています。  
 ※ 投資信託の詳細は、10~34ページをご覧ください。

<外国株式等>

銘柄名	金額 (百万円)	占率 (%)
MUAM全世界株式 インデックスファンド (適格機関投資家限定)	20,915	100.0
合計	20,915	100.0

※ 占率は、資産種類別の外国株式等時価残高に対してのものです。  
 ※ この投資信託は、外国株式インデックスマザーファンド受益証券および新興国株式インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国および新興国の株式等 (DR (預託証券) を含みます。) に実質的な投資を行い、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス (除く日本、配当込み、円換算ベース) に連動する投資成果を目指して運用を行います。

(8) 運用収支状況 (2021年度)

区分	金額 (百万円)
利息配当金等収入	2,357
有価証券売却益	694
有価証券償還益	0
有価証券評価益 為替差益	1,989
金融派生商品収益 その他の収益	394
有価証券売却損	-
有価証券償還損	623
有価証券評価損 為替差損	70
金融派生商品費用 その他の費用	-
収支差額	4,697

## 債券型

### (1) 資産の運用に係る目的および基本的性格

主に国内公社債（転換社債を含みます）で運用し、金利動向の見通しに基づき、利息収入および値上がり益等の確保を目指します。特に安全性・収益性に重点を置いた運用を行います。

### (2) 資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制および運用制限

#### <運用方針>

中長期的に安定した利回りを確保することを目標に国内債券を中心としたポートフォリオを構築してまいります。信用度・流動性ともに良好な円貨建債券の中から、発行体のファンダメンタルズ（財務状況等）を重視した銘柄選定を行い、安定した利息収入と債券売買による値上がり益の確保を図ります。

#### <運用対象>

- ① 国内外の公社債
- ② 国内外のその他の有価証券等
- ③ コール・ローンおよび預貯金等
- ④ デリバティブ取引

#### <運用体制>

運用体制については、2ページをご覧ください。

#### <運用制限>

##### (A) 公社債

- ① 国債、政府保証債、政府機関債以外の債券へ投資する場合は、その債券が取得している格付を基準に、社内規程により定めた投資上限を遵守します。
- ② 投資後、格下げにより保有債券が投資上限を上回った場合には、新規の投資を行わず、売却も含め対応を検討します。また保有債券がBB+格以下に格下げされた場合も同様とします。

##### (B) 短期資金（一般勘定貸等）

短期資金は原則として一般勘定と合同運用とし、コール・ローンおよび預貯金等は社内規程で定める与信枠の範囲内で行います。

##### (C) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、主に価格変動リスクのヘッジを目的とし、社内規程に定める範囲内で行います。ただし、各特別勘定資産全体の収益の変動性を過度に高めるような投機的な取引は行いません。

##### (D) 貸付有価証券についてはこれを行いません。

	基本資産配分
公社債（円建）	2022年3月末現在 97.5%
現預金・その他	2.5%

※ 実際の資金配分比率は、市場動向、資金動向などの変化により上記数値から乖離することがあります。

### (3) 資産の運用に係る運用リスク

債券投資には主なリスクとして金利リスク、信用リスクがあります。債券型が有するリスクの詳細については以下のとおりです。

#### (A) 金利リスク

一般に、金利が上昇した場合、公社債の価格が下落します。満期までの期間が長い債券ほど、金利変動の影響を大きく受けます。したがって、金利が上昇した場合は積立金が減少する可能性があります。

#### (B) 信用リスク

公社債の発行体に債務不履行（デフォルト）が生じた場合または予想される場合、公社債の価格が下落するリスク（価格がゼロになることもあり）があり、積立金が減少する要因となります。

#### (C) 解約による特別勘定からの資金流出によるリスク

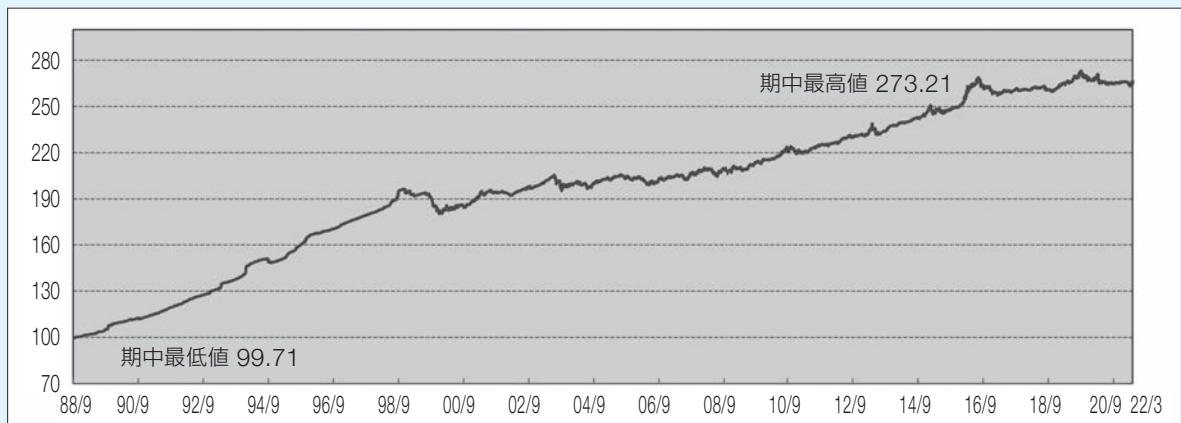
解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によって、積立金が減少する可能性があります。

#### (D) その他

特別勘定の資産をコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、短期金融商品の発行体や資金の預け先等の債務不履行により損失が発生することがあり、積立金が減少する要因となります。

### (4) 運用実績（2022年3月末）

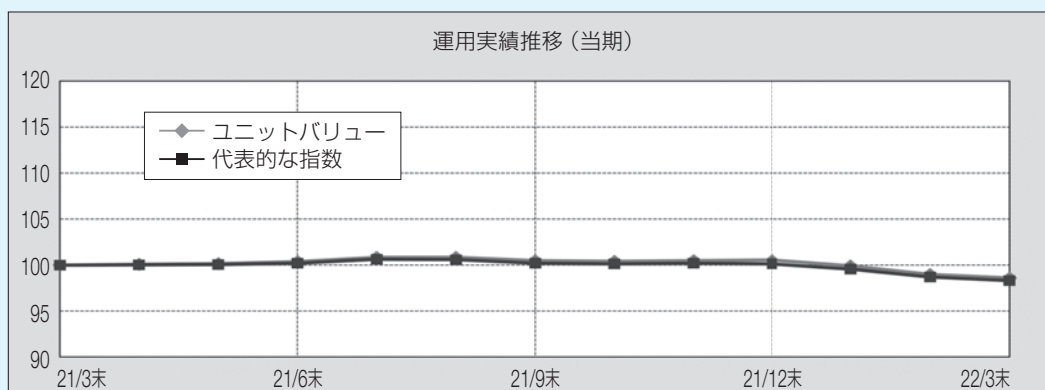
#### <ユニットバリューの推移>



※ ユニットバリューとは、変額保険の各特別勘定設定時の資産を100として、その後の運用成果による資産の増減を指数で示したものです。なお、債券型は1988年9月1日の資産を100としています。

※ このグラフは過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。

<当期の運用実績推移>



※ 当勘定の運用実績は2021年3月末を100として指数化しています。  
 ※ 代表的な指数とは、NOMURA-BPI (総合) を指します。  
 ※ このグラフは過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。

<ユニットバリューの騰落率>

期間	(%)
直近1年	△1.4
直近5年	1.0
直近10年	15.3
直近20年	34.9
設定来	161.8

※ この騰落率は特別勘定債券型全体についてのものであり、個々のご契約に対するものではありません。

(5) 資産の内訳 (2022年3月末)

<資産種類別>

区分	金額(百万円)	占率(%)
国債	29,859	83.0
地方債	—	—
公社公団債	—	—
一般事業債	5,841	16.2
転換社債	—	—
現預金・その他	300	0.8
合計	36,001	100.0

<残存期間別>

区分	金額(百万円)	占率(%)
3年未満	2,169	6.1
3年以上7年未満	12,086	33.9
7年以上11年未満	5,338	14.9
11年以上	16,107	45.1
合計	35,700	100.0

※ 占率は債券時価残高に対してのものです。

<格付け別 (一般事業債、転換社債) >

区分	金額(百万円)	占率(%)
AAA	—	—
AA	501	8.6
A	3,228	55.3
BBB	2,111	36.1
BB	—	—
合計	5,841	100.0

※ 占率は、一般事業債と転換社債を合計した時価残高に対してのものです。

※ 格付けは、社内格付けに基づいております。

(6) 運用収支状況 (2021年度)

区分	金額(百万円)
利息配当金等収入	315
有価証券売却益	79
有価証券償還益	—
有価証券評価益	—
為替差益	—
金融派生商品収益	—
その他の収益	—
有価証券売却損	261
有価証券償還損	—
有価証券評価損	610
為替差損	—
金融派生商品費用	—
その他の費用	—
収支差額	△476

## 株 式 型

### (1) 資産の運用に係る目的および基本的性格

主に国内株式（国内株式を投資対象としている国内投資信託等を含みます）で運用し、値上がり益の獲得を目指します。

### (2) 資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制および運用制限

#### <運用方針>

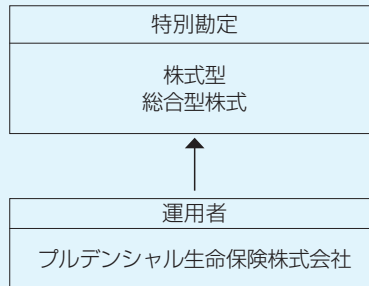
当社の選定した投資信託へ投資を行い、中長期的に東証株価指数（TOPIX）（配当込み）を上回る投資成果を目指した運用を行います。

#### <運用対象>

- ① 国内株式 ② 国内のその他の有価証券等 ③ 国内の株式を投資対象とする国内の投資信託等  
④ コール・ローンおよび預貯金等 ⑤ デリバティブ取引

#### <運用体制>

運用体制については、2ページをご覧ください。  
なお、当社の運用担当チームが、株式市場との連動性の高いSMTAM日本株式インデックスファンドVL-P（適格機関投資家専用）を中心に投資を行い、運用戦略において特色のあるSMTAM日本株式クオンツ・バリュー戦略ファンドVL-P（適格機関投資家専用）、東京海上・日本株式GARP＜適格機関投資家限定＞への投資も行うことで、中長期的に東証株価指数（TOPIX）（配当込み）を上回る投資成果を目指した運用を行います。



	基本資産配分
株式等（円建）	2022年3月末現在 97.5%
現金・その他	2.5%

※ 実際の資金配分比率は、市場動向、資金動向などの変化により上記数値から乖離することがあります。

投資信託
SMTAM日本株式インデックスファンドVL-P （適格機関投資家専用）
SMTAM日本株式クオンツ・バリュー戦略ファンドVL-P （適格機関投資家専用）
東京海上・日本株式GARP ＜適格機関投資家限定＞

※ 上記投資信託の説明書は、10～34ページをご覧ください。

#### <運用制限>

##### (A) 株式等

- ① 投資対象は社内規程に定める各証券取引所、店頭市場に上場または公開されている銘柄、ないしは新規上場・公開する銘柄とします。  
② 業種、銘柄などについては適切な分散化を図ります。同一銘柄への投資は原則として各特別勘定資産の5%以内としますが、当該銘柄がその取引市場の時価総額の5%を超える場合はその割合を上限とします。  
③ 国内株式を投資対象とする国内株式投資信託等にて運用を行う場合には、当該投資信託等の組入比率について上限を設けません。

##### (B) 短期資金（一般勘定貸等）

短期資金は原則として一般勘定と合同運用とし、コール・ローンおよび預貯金等は社内規程で定める与信枠の範囲内で行います。

##### (C) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、主に価格変動リスクのヘッジを目的とし、社内規程に定める範囲内で行います。ただし、各特別勘定資産全体の収益の変動性を過度に高めるような投機的な取引は行いません。

### (3) 資産の運用に係る運用リスク

株式投資には主なリスクとして価格変動リスクがあります。株式型が有するリスクの詳細については以下のとおりです。

#### (A) 株式の価格変動リスク

一般に、株式の価格は企業の収益のみならず、国内および国際的な政治・経済情勢など様々な影響を受け、大きく変動します。したがって、株式市場全体あるいは個別銘柄の価格変動により積立金が減少する可能性があります。

#### (B) 解約による特別勘定からの資金流出によるリスク

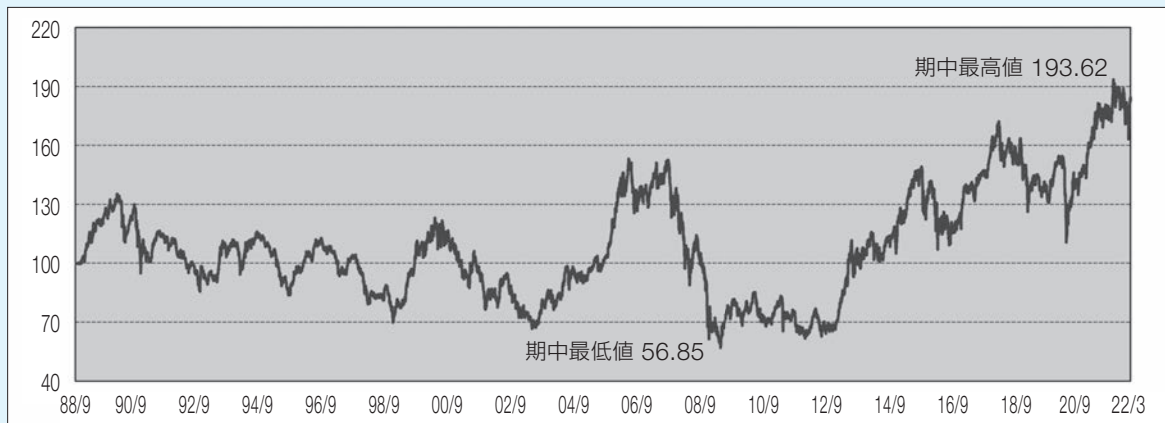
解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によって、積立金が減少する可能性があります。

#### (C) その他

特別勘定の資産をコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、短期金融商品の発行体や資金の預け先等の債務不履行により損失が発生することがあり、積立金が減少する要因となります。

### (4) 運用実績（2022年3月末）

#### <ユニットバリューの推移>

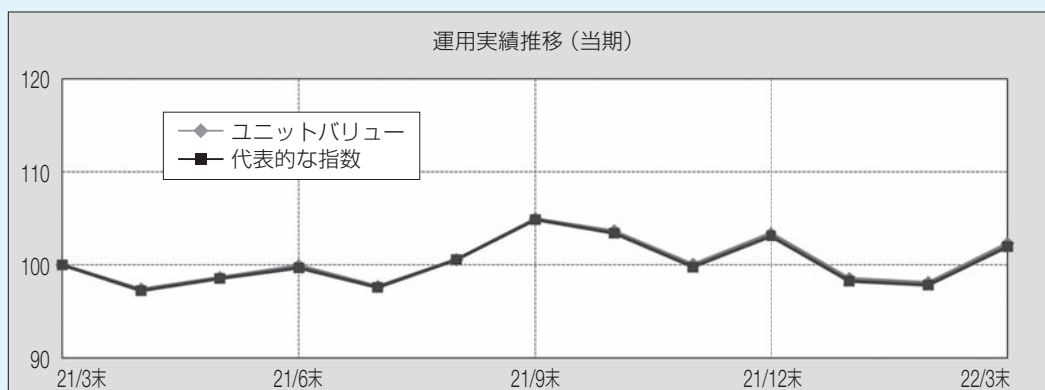


※ ユニットバリューとは、変額保険の各特別勘定設定時の資産を100として、その後の運用成果による資産の増減を指数で示したものです。

なお、株式型は1988年9月1日の資産を100としています。

※ このグラフは過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。

<当期の運用実績推移>



※ 当勘定の運用実績は2021年3月末を100として指数化しています。  
 ※ 代表的な指数とは、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) を指します。  
 ※ このグラフは過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。

<ユニットバリューの騰落率>

期間	(%)
直近1年	2.3
直近5年	33.6
直近10年	139.4
直近20年	106.3
設定来	82.4

※ この騰落率は特別勘定株式型全体についてのものであり、個々のご契約に対するものではありません。

(5) 資産の内訳 (2022年3月末)

<資産種類別>

区分	金額 (百万円)	占率 (%)
国内株式等	88,425	98.5
現預金・その他	1,334	1.5
合計	89,759	100.0

(6) 保有株式等 (2022年3月末)

銘柄名	占率 (%)
1 SMTAM日本株式インデックスファンド VL-P (適)	69.0
2 東京海上・日本株式GARP <適>	14.8
3 SMTAM日本株式クオンツ・バリューファンド VL-P (適)	14.7

※ 占率は総資産に対してのものです。  
 ※ 投資信託の詳細は、10~34ページをご覧ください。

(7) 運用収支状況 (2021年度)

区分	金額 (百万円)
利息配当金等収入	68
有価証券売却益	-
有価証券償還益	-
有価証券評価益	1,980
為替差益	-
金融派生商品収益	-
その他の収益	0
有価証券売却損	-
有価証券償還損	-
有価証券評価損	-
為替差損	-
金融派生商品費用	-
その他の費用	-
収支差額	2,049

**[参考] 株式型で保有する投資信託について  
SMTAM日本株式インデックスファンドVL-P (適格機関投資家専用) 説明書面**

**(1) 資産の運用対象となる投資信託の名称**

SMTAM日本株式インデックスファンドVL-P (適格機関投資家専用)  
(以下「当ファンド」ということがあります。)

**(2) 投資信託の目的および基本的性格ならびに仕組み**

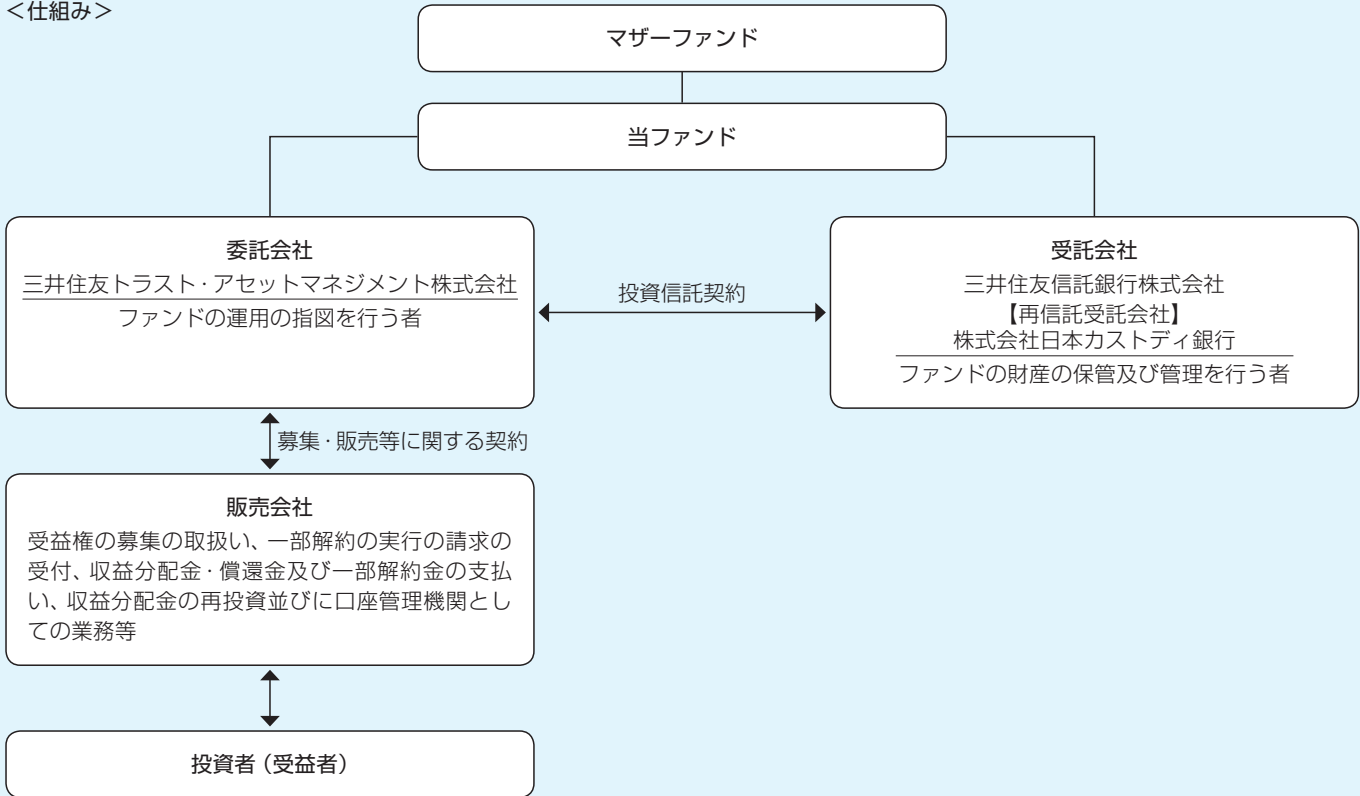
<目的>

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

<基本的性格>

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める公募の投資信託の分類方法に準じた場合、追加型投信/国内/株式/インデックス型に分類されます。

<仕組み>



**(3) 沿革**

日付	沿革
2021年1月25日	当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

**(4) 投資方針、投資対象、運用体制および投資制限**

<投資方針>

1) 基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2) 投資態度

- ① 「国内株式インデックス マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)の受益証券を主要投資対象とします。
- ② マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所等(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場している株式に投資し、TOPIX(東証株価指数)\*に連動する投資成果を目指します。ただし、当初設定時に上場有価証券の現物拋出が行われた場合、設定日から一定期間についてはTOPIX(東証株価指数)に連動することができない場合があります。
- ③ 株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
- ④ 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- ⑤ 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑥ 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内外において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

\*「TOPIX(東証株価指数)」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。

1. 同指数の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財

産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有しています。

2. JPXは、同指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、同指数の指数値の算出若しくは公表の停止又は同指数に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
3. JPXは、同指数の指数値及び同指数に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の同指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
4. JPXは、同指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
5. 本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではありません。
6. JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。
7. JPXは、当社又は本件商品の購入者のニーズを同指数の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。
8. 以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

#### <投資対象>

##### 1) 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ) 有価証券

(ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記<投資制限>7)に定めるものに限ります。）

(ハ) 金銭債権

(ニ) 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

(イ) 為替手形

##### 2) 運用の指図範囲等

- ①委託会社は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「国内株式インデックス マザーファンド」の受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券

12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前各号の証券又は証書の性質を有するもの

13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券又は証書、第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第1号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、及び第14号に記載する証券のうち投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券及び第14号の証券（「投資法人債券」及び「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ②委託会社は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③前記①の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記②に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

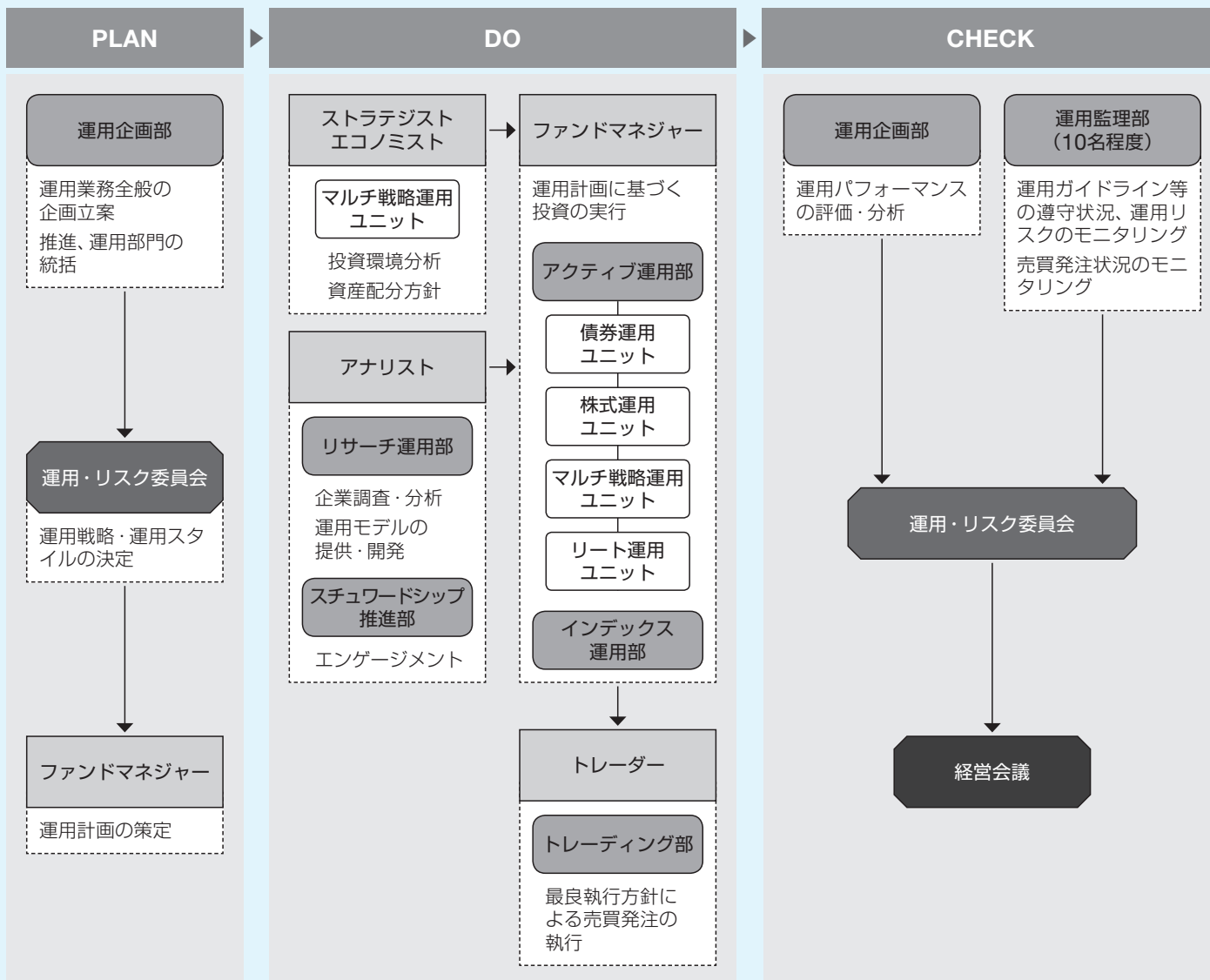
【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

わが国の取引所に上場している株式を主要投資対象とし、TOPIX（東証株価指数）と連動する投資成果を目標として運用を行います。



### <運用体制>

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



#### PLAN (計画)

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。これに基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインを踏まえ、運用の執行に関する方針を運用計画として策定します。

#### DO (実行)

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。各運用部の部長は、ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

#### CHECK (検証・評価)

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会に報告されます。なお、運用・リスク委員会での報告のうち重要なものについては、経営会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN-DO-CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

### <投資制限>

ファンドの投資信託約款に定める投資制限

- 1) 株式への投資割合  
株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資信託証券への投資割合  
投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

- 4) 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合  
新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5) 投資する株式等の範囲
  - ①委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
  - ②前記①の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 6) 信用取引の指図範囲
  - ①委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - ②前記①の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
    1. 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
    2. 株式分割により取得する株券
    3. 有償増資により取得する株券
    4. 売出しにより取得する株券
    5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
    6. 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 7) 先物取引等の運用指図、目的及び範囲  
委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
- 8) 有価証券の貸付の指図、目的及び範囲
  - ①委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
    1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
    2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - ②前記①各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 9) 公社債の空売りの指図、目的及び範囲
  - ①委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債又は後記10)の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - ②前記①の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ③投資信託財産の一部解約等の事由により、前記②の売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 10) 公社債の借入れの指図、目的及び範囲
  - ①委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
  - ②前記①の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ③投資信託財産の一部解約等の事由により、前記②の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
  - ④前記①の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。
- 11) 資金の借入れ
  - ①委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
  - ③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  - ④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。
- 12) 信用リスク集中回避のための投資制限  
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることと

なった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 13) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限り。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 関連法令に基づく投資制限

##### 1) 同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資は、行いません。
- ③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑤同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

## (5) 投資リスク

投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。

### 1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### ①株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

#### ②信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

#### ③流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

#### [その他の留意点]

- ①ファンドは、TOPIX（東証株価指数）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- ②同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。
- ③分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ④ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ⑤ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要性が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

### 2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

## (6) 運用状況、投資資産および運用実績

以下は、2021年12月30日現在の状況について記載してあります。

【SMTAM日本株式インデックスファンドVL-P (適格機関投資家専用)】

### <投資状況>

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	92,798,735,822	99.95
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	46,577,795	0.05
合計 (純資産総額)		92,845,313,617	100.00

(注1) 国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### <投資資産>

[①投資有価証券の主要銘柄]

(イ) 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 (円) 単価	帳簿価額 (円) 金額	評価額 (円) 単価	評価額 (円) 金額	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックスマザーファンド	47,753,170,289	1.9267	92,006,033,196	1.9433	92,798,735,822	99.95

(注1) 国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(ロ) 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

(注) 投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

[②投資不動産物件]

該当事項はありません。

[③その他投資資産の主要なもの]

該当事項はありません。

### <運用実績>

①純資産の推移

	純資産総額 (円)		1万口当たりの純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2021年12月27日)	92,057,719,757	92,057,719,757	10,851	10,851
2021年1月末日	81,113,639,240	—	9,734	—
2月末日	83,631,047,052	—	10,036	—
3月末日	87,285,216,561	—	10,608	—
4月末日	84,817,396,294	—	10,308	—
5月末日	86,371,948,396	—	10,449	—
6月末日	87,392,590,290	—	10,573	—
7月末日	85,673,558,941	—	10,342	—
8月末日	88,379,700,914	—	10,669	—
9月末日	92,218,998,426	—	11,132	—
10月末日	92,970,719,201	—	10,974	—
11月末日	89,712,255,322	—	10,576	—
12月末日	92,845,313,617	—	10,943	—

②分配の推移

	期 間	1万口当たりの分配金 (円)
第1期計算期間	2021年1月25日～2021年12月27日	0

③収益率の推移

	期 間	収益率 (%)
第1期計算期間	2021年1月25日～2021年12月27日	8.5

(注1) 収益率とは、各計算期間末の基準価額 (分配付) から前計算期間末の基準価額 (分配落) を控除した額を前計算期間末の基準価額 (分配落) で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2) 小数第2位を四捨五入しております。

【参考】国内株式インデックス マザーファンド

### <投資状況>

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	489,327,104,570	98.88
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	5,531,440,023	1.12
合計 (純資産総額)		494,858,544,593	100.00

(注1) 国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<その他の資産の投資状況>

資産の種類	買建/売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	5,258,880,000	1.06

(注1) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<投資資産>

[投資有価証券の主要銘柄]

(イ) 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	投資比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	9,098,200	1,832.35	16,671,113,557	2,105.50	19,156,260,100	3.87
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,125,200	10,864.23	12,224,438,406	14,475.00	16,287,270,000	3.29
日本	株式	キーエンス	電気機器	162,800	54,452.13	8,864,807,101	72,280.00	11,767,184,000	2.38
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,324,100	5,730.91	7,588,298,919	6,972.00	9,231,625,200	1.87
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	114,000	49,128.86	5,600,690,421	66,280.00	7,555,920,000	1.53
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	11,126,600	619.46	6,892,483,636	624.90	6,953,012,340	1.41
日本	株式	日本電産	電気機器	465,600	12,534.37	5,836,003,443	13,520.00	6,294,912,000	1.27
日本	株式	信越化学工業	化学	302,100	18,847.73	5,693,902,203	19,920.00	6,017,832,000	1.22
日本	株式	HOYA	精密機器	350,500	14,478.89	5,074,852,796	17,110.00	5,997,055,000	1.21
日本	株式	ダイキン工業	機械	228,800	21,734.40	4,972,832,535	26,090.00	5,969,392,000	1.21
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	1,846,600	2,935.27	5,420,269,582	3,150.00	5,816,790,000	1.18
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1,056,900	8,160.40	8,624,732,619	5,434.00	5,743,194,600	1.16
日本	株式	任天堂	その他製品	101,400	67,042.40	6,798,099,727	53,650.00	5,440,110,000	1.10
日本	株式	日立製作所	電気機器	863,900	5,777.00	4,990,755,004	6,230.00	5,382,097,000	1.09
日本	株式	三菱商事	卸売業	1,325,600	3,107.79	4,119,699,373	3,652.00	4,841,091,200	0.98
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,226,300	3,942.99	4,835,292,428	3,943.00	4,835,300,900	0.98
日本	株式	村田製作所	電気機器	527,700	8,300.99	4,380,433,215	9,157.00	4,832,148,900	0.98
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	1,414,200	3,354.95	4,744,570,485	3,230.00	4,567,866,000	0.92
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,411,800	3,702.58	5,227,307,139	3,137.00	4,428,816,600	0.89
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,237,400	3,252.01	4,024,040,969	3,518.00	4,353,173,200	0.88
日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,285,000	3,700.76	4,755,479,170	3,362.00	4,320,170,000	0.87
日本	株式	第一三共	医薬品	1,411,500	2,533.01	3,575,349,134	2,925.00	4,128,637,500	0.83
日本	株式	SMC	機械	52,600	65,733.47	3,457,581,037	77,590.00	4,081,234,000	0.82
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	202,800	16,502.71	3,346,750,137	19,395.00	3,933,306,000	0.79
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	2,669,700	1,465.46	3,912,352,292	1,454.50	3,883,078,650	0.78
日本	株式	ファナック	電気機器	157,600	26,201.40	4,129,340,692	24,380.00	3,842,288,000	0.78
日本	株式	デンソー	輸送用機器	395,500	7,529.10	2,977,759,442	9,529.00	3,768,719,500	0.76
日本	株式	三井物産	卸売業	1,373,800	2,421.67	3,326,890,554	2,723.50	3,741,544,300	0.76
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	583,500	5,202.21	3,035,491,713	6,392.00	3,729,732,000	0.75
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	692,100	4,746.21	3,284,855,798	5,056.00	3,499,257,600	0.71

(注1) 国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(ロ) 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.23
		建設業	2.15
		食料品	3.23
		繊維製品	0.46
		パルプ・紙	0.20
		化学	6.68
		医薬品	4.73
		石油・石炭製品	0.40
		ゴム製品	0.67
		ガラス・土石製品	0.77
		鉄鋼	0.74
		非鉄金属	0.69
		金属製品	0.63
		機械	5.49
		電気機器	19.93
		輸送用機器	8.03
精密機器	2.88		
その他製品	2.19		

株式	国内	電気・ガス業	1.05
		陸運業	2.89
		海運業	0.51
		空運業	0.38
		倉庫・運輸関連業	0.17
		情報・通信業	7.90
		卸売業	5.22
		小売業	4.04
		銀行業	4.69
		証券、商品先物取引業	0.73
		保険業	1.95
		その他金融業	1.13
		不動産業	1.82
		サービス業	6.23
小計		98.88	
合計		98.88	

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

[投資不動産物件]

該当事項はありません。

[その他投資資産の主要なもの]

資産の種類	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX先物	買建	264	円	5,246,554,100	5,258,880,000	1.06

(注1) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (7) 財務ハイライト情報

①当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

②当ファンドは、第1期計算期間（2021年1月25日から2021年12月27日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、(8) 貸借対照表、損益計算書、純資産額計算書に記載されている1) 財務諸表に添付されています。

### <貸借対照表>

第1期（2021年12月27日現在）

項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	62,990,007
親投資信託受益証券	92,011,485,653
未収入金	812,560
流動資産合計	92,075,288,220
資産合計	92,075,288,220
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	5,573,171
未払委託者報酬	11,146,289
未払利息	74
その他未払費用	848,929
流動負債合計	17,568,463
負債合計	17,568,463
純資産の部	
元本等	
元本	84,840,837,883
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	7,216,881,874
(分配準備積立金)	6,934,825,229
元本等合計	92,057,719,757
純資産合計	92,057,719,757
負債純資産合計	92,075,288,220

### <損益及び剰余金計算書>

第1期（自 2021年1月25日 至 2021年12月27日）

項目	金額(円)
営業収益	
受取配当金	5,182,300
受取利息	433
有価証券売買等損益	6,941,690,545
派生商品取引等損益	32,063,550
その他収益	79
営業収益合計	6,978,936,907
営業費用	
支払利息	25,300
受託者報酬	11,687,343
委託者報酬	23,374,568
その他費用	1,816,288
営業費用合計	36,903,499
営業利益又は営業損失(△)	6,942,033,408
経常利益又は経常損失(△)	6,942,033,408
当期純利益又は当期純損失(△)	6,942,033,408
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	7,208,179
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	282,544,128
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	282,544,128
剰余金減少額又は欠損金増加額	487,483
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	487,483
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	7,216,881,874

<注記表>

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
	(2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
	(2) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
4. その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年12月26日から翌年12月25日までとなっておりますが、第1期計算期間は信託約款の定めにより、2021年1月25日から2021年12月27日までとなっております。

[貸借対照表に関する注記]

第1期（2021年12月27日現在）

1. 計算期間の末日における受益権の総数	84,840,837,883口	
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.0851円
	(1万口当たり純資産額)	(10,851円)

[損益及び剰余金計算書に関する注記]

第1期（自 2021年1月25日 至 2021年12月27日）

分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,756,719,018円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	5,178,106,211円
収益調整金額	C	282,056,645円
分配準備積立金額	D	-円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,216,881,874円
当ファンドの期末残存口数	F	84,840,837,883口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	850円
1万口当たり分配金額	H	-円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円

[金融商品に関する注記]

金融商品の状況に関する事項 第1期（自 2021年1月25日 至 2021年12月27日）

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。また、当ファンドは、投資信託約款の運用の基本方針に規定する投資成果を得ることを目的として、当該規定に従って株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

金融商品の時価等に関する事項 第1期（2021年12月27日現在）

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 〔(重要な会計方針に係る事項に関する注記)〕に記載しております。
	(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

[関連当事者との取引に関する注記]  
該当事項はありません。

[重要な後発事象に関する注記]  
該当事項はありません。

[その他の注記]

元本の移動 第1期 (自 2021年1月25日 至 2021年12月27日)	
区分	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	101,227,309,870円
期中追加設定元本額	3,254,030,322円
期中一部解約元本額	19,640,502,309円

[有価証券に関する注記]

売買目的有価証券 第1期 (2021年12月27日現在)	
種類	計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,164,107,093円
合計	4,164,107,093円

[デリバティブ取引に関する注記]  
該当事項はありません。

## (8) 貸借対照表、損益計算書、純資産額計算書

### 1) 財務諸表

①当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

②当ファンドは、第1期計算期間（2021年1月25日から2021年12月27日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## (9) 設定および解約の実績

	期 間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期計算期間	2021年1月25日～2021年12月27日	104,481,340,192	19,640,502,309	84,840,837,883



[参考] 株式型で保有する投資信託について

**SMTAM日本株式クオンツ・バリュース戦略ファンドVL-P (適格機関投資家専用) 説明書面**

(1) 資産の運用対象となる投資信託の名称

SMTAM日本株式クオンツ・バリュース戦略ファンドVL-P (適格機関投資家専用)  
(以下「当ファンド」ということがあります。)

(2) 投資信託の目的および基本的性格ならびに仕組み

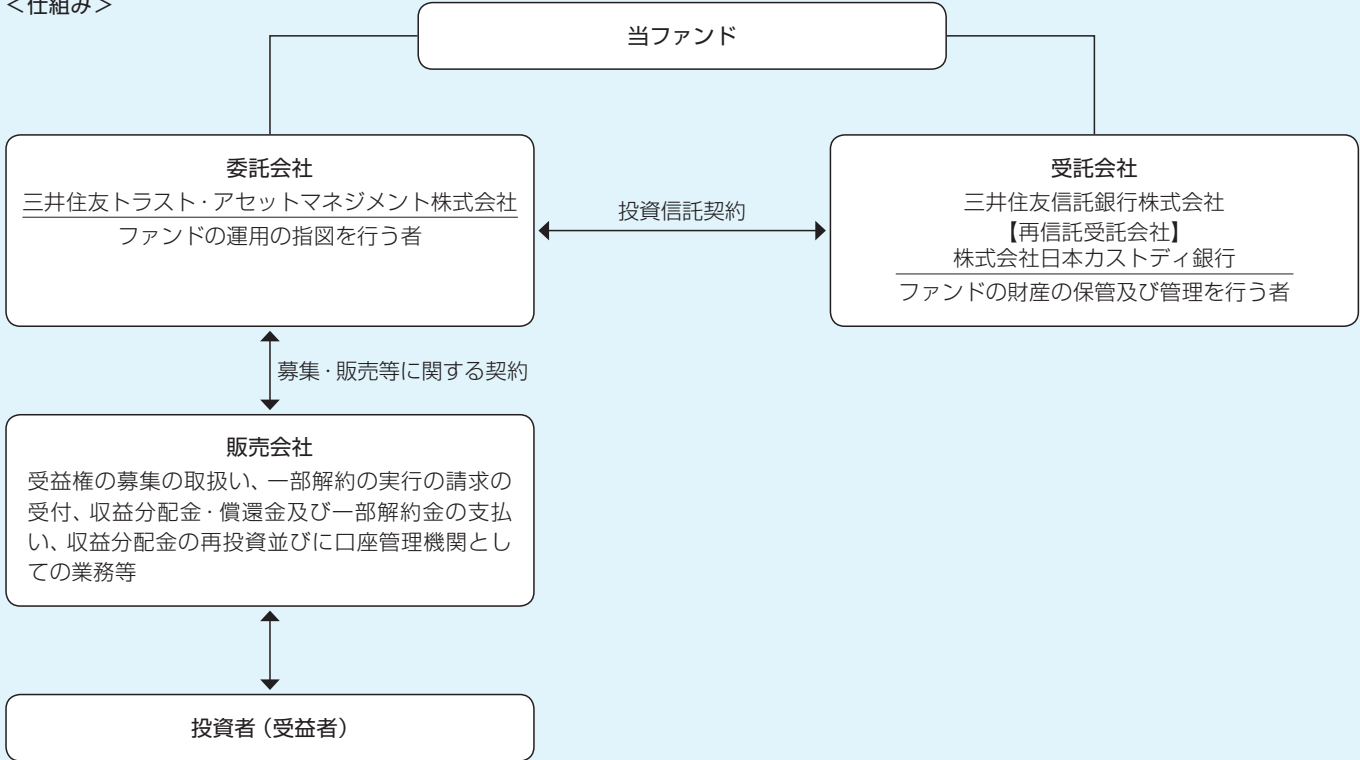
<目的>

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

<基本的性格>

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める公募の投資信託の分類方法に準じた場合、追加型投信/国内/株式に分類されます。

<仕組み>



(3) 沿革

日付	沿革
2021年1月25日	当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

(4) 投資方針、投資対象、運用体制および投資制限

<投資方針>

1) 基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2) 投資態度

- ①わが国の金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場している株式を主要投資対象とします。
- ②主としてわが国の金融商品取引所等に上場している株式に投資し、TOPIX（東証株価指数、配当込み）\*を上回る投資成果を目指します。
- ③ポートフォリオの構築は、主として計量的手法に基づく個別銘柄の株価の割安度に係る評価・分析に基づき行います。
- ④株式への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ⑤株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- ⑥資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

\*「TOPIX（東証株価指数）」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。

「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。

- 1. 同指数の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
- 2. JPXは、同指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、同指数の指数値の算出若しくは公表の停止又は同指数に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
- 3. JPXは、同指数の指数値及び同指数に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の同指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- 4. JPXは、同指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、同指数の指数値の算

出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

5. 本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではありません。
6. JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。
7. JPXは、当社又は本件商品の購入者のニーズを同指数の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。
8. 以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

#### <投資対象>

##### 1) 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（イ）有価証券

（ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記 <投資制限> 6）、7）及び8）に定めるものに限ります。）

（ハ）金銭債権

（ニ）約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

（イ）為替手形

##### 2) 運用の指図範囲等

- ①委託会社は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券

12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前各号の証券又は証書の性質を有するもの

13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券又は証書、第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第1号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、及び第14号に記載する証券のうち投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券及び第14号の証券（「投資法人債券」及び「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ②委託会社は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

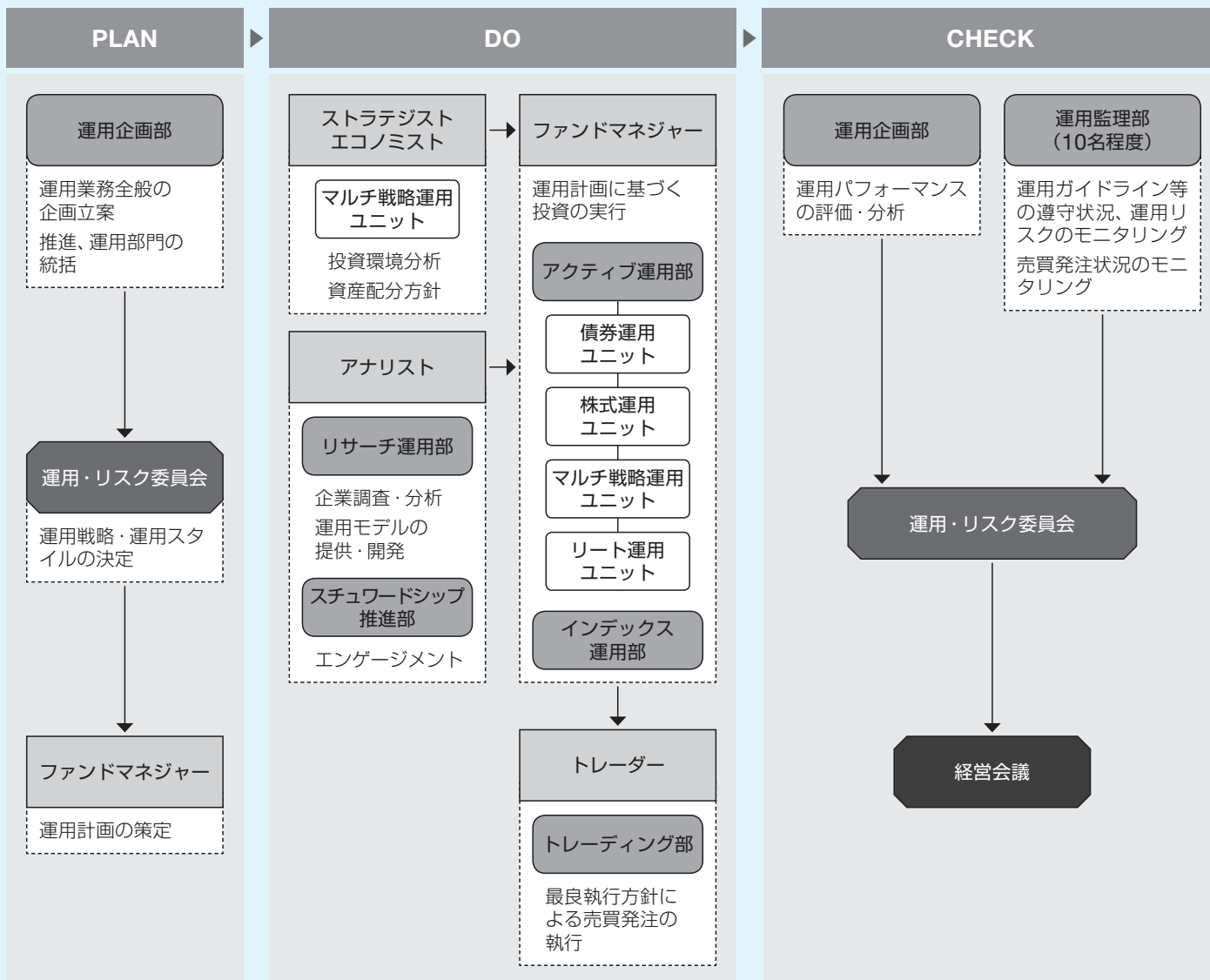
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③前記①の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記②に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### <運用体制>

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



#### PLAN (計画)

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。これに基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインを踏まえ、運用の執行に関する方針を運用計画として策定します。

#### DO (実行)

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。各運用部の部長は、ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

#### CHECK (検証・評価)

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会に報告されます。なお、運用・リスク委員会での報告のうち重要なものについては、経営会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN-DO-CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

### <投資制限>

ファンドの投資信託約款に定める投資制限

- 1) 株式への投資割合  
株式への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資信託証券への投資割合  
投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

#### 4) 投資する株式等の範囲

- ①委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- ②前記①の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### 5) 信用取引の指図範囲

- ①委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ②前記①の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
  6. 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### 6) 先物取引等の運用指図、目的及び範囲

- ①委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
- ②委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

#### 7) スワップ取引の運用指図、目的及び範囲

- ①委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。
- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④委託会社は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 8) 金利先渡取引の運用指図、目的及び範囲

- ①委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことを指図することができます。
- ②金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 9) 有価証券の貸付の指図、目的及び範囲

- ①委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前記①各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 10) 公社債の空売りの指図、目的及び範囲

- ①委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債又は後記11)の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ②前記①の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③投資信託財産の一部解約等の事由により、前記②の売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

#### 11) 公社債の借入れの指図、目的及び範囲

- ①委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ②前記①の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③投資信託財産の一部解約等の事由により、前記②の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場

合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④前記①の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

## 12) 資金の借入れ

①委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

## 関連法令に基づく投資制限

### 1) 同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

## (5) 投資リスク

投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。

### 1) ファンドのリスク

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

●信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。

●投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### ①株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

#### ②信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

#### ③流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

①分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

③ファンドは、大量の換金申込が発生し短時間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

### 2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

●運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

## (6) 運用状況、投資資産および運用実績

以下は、2021年12月30日現在の状況について記載してあります。

【SMTAM日本株式クオンツ・バリュー戦略ファンドVL-P（適格機関投資家専用）】

<投資状況>

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	18,617,428,400	97.88
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	403,096,072	2.12
合計(純資産総額)		19,020,524,472	100.00

(注1) 国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<その他の資産の投資状況>

資産の種類	買建/売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	298,800,000	1.57

(注1) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2) 投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<投資資産>

[①投資有価証券の主要銘柄]

(イ) 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	投資比率(%)
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	719,100	620.60	446,273,460	624.90	449,365,590	2.36
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	207,300	2,108.00	436,988,400	2,105.50	436,470,150	2.29
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	133,600	3,075.00	410,820,000	3,150.00	420,840,000	2.21
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	28,000	14,365.00	402,220,000	14,475.00	405,300,000	2.13
日本	株式	三菱商事	卸売業	102,900	3,621.00	372,600,900	3,652.00	375,790,800	1.98
日本	株式	任天堂	その他製品	6,900	55,400.00	382,260,000	53,650.00	370,185,000	1.95
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	67,000	5,220.00	349,740,000	5,434.00	364,078,000	1.91
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	110,800	3,191.00	353,562,800	3,230.00	357,884,000	1.88
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	112,800	3,137.00	353,853,600	3,137.00	353,853,600	1.86
日本	株式	KDDI	情報・通信業	102,900	3,333.00	342,965,700	3,362.00	345,949,800	1.82
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	83,300	3,925.00	326,952,500	3,943.00	328,451,900	1.73
日本	株式	三井物産	卸売業	119,500	2,676.50	319,841,750	2,723.50	325,458,250	1.71
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	213,600	1,448.50	309,399,600	1,463.00	312,496,800	1.64
日本	株式	富士通	電気機器	15,300	19,540.00	298,962,000	19,730.00	301,869,000	1.59
日本	株式	キヤノン	電気機器	105,100	2,860.00	300,586,000	2,801.00	294,385,100	1.55
日本	株式	三菱電機	電気機器	191,800	1,461.00	280,219,800	1,458.50	279,740,300	1.47
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	117,300	2,382.50	279,467,250	2,322.50	272,429,250	1.43
日本	株式	パナソニック	電気機器	209,100	1,232.50	257,715,750	1,265.00	264,511,500	1.39
日本	株式	京セラ	電気機器	35,000	7,199.00	251,965,000	7,187.00	251,545,000	1.32
日本	株式	小松製作所	機械	92,100	2,660.00	244,986,000	2,693.50	248,071,350	1.30
日本	株式	大和ハウス工業	建設業	74,700	3,266.00	243,970,200	3,308.00	247,107,600	1.30
日本	株式	村田製作所	電気機器	25,200	9,180.00	231,336,000	9,157.00	230,756,400	1.21
日本	株式	住友商事	卸売業	132,600	1,677.50	222,436,500	1,700.50	225,486,300	1.19
日本	株式	ENEOSホールディングス	石油・石炭製品	515,800	429.40	221,484,520	430.30	221,948,740	1.17
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	112,800	1,823.50	205,690,800	1,870.50	210,992,400	1.11
日本	株式	東芝	電気機器	43,800	4,564.00	199,903,200	4,730.00	207,174,000	1.09
日本	株式	小野薬品工業	医薬品	72,400	2,805.50	203,118,200	2,856.00	206,774,400	1.09
日本	株式	旭化成	化学	182,800	1,070.00	195,596,000	1,081.00	197,606,800	1.04
日本	株式	日本郵政	サービス業	219,200	883.00	193,553,600	896.80	196,578,560	1.03
日本	株式	日東電工	化学	21,900	8,840.00	193,596,000	8,890.00	194,691,000	1.02

(注1) 国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(ロ) 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	鉱業	0.41
		建設業	3.02
		食料品	2.46
		繊維製品	0.61
		パルプ・紙	0.20
		化学	3.48
		医薬品	5.20
		石油・石炭製品	2.30
		ゴム製品	0.34
		ガラス・土石製品	0.20
		鉄鋼	2.37
		非鉄金属	1.82
		金属製品	1.39
		機械	7.20
		電気機器	16.53
		輸送用機器	9.81
		精密機器	0.08
		その他製品	4.11
		電気・ガス業	2.94
		陸運業	1.63

株式	国内	情報・通信業	8.34
		卸売業	7.43
		小売業	3.42
		銀行業	6.59
		保険業	1.31
		不動産業	1.84
		サービス業	2.85
		小計	97.88
合計	97.88		

(注) 投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券又は当該業種の時価の比率です。

[②投資不動産物件]

該当事項はありません。

[③その他投資資産の主要なもの]

資産の種類	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX先物	買建	15	円	296,400,000	298,800,000	1.57

(注1) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2) 投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<運用実績>

①純資産の推移

	純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末(2021年12月27日)	18,817,762,183	18,817,762,183	11,237	11,237
2021年1月末日	17,459,837,001	-	9,777	-
2月末日	18,589,565,672	-	10,409	-
3月末日	18,508,064,459	-	11,272	-
4月末日	18,011,390,071	-	10,970	-
5月末日	18,433,964,598	-	11,167	-
6月末日	18,547,651,175	-	11,236	-
7月末日	18,411,309,280	-	11,034	-
8月末日	18,552,742,985	-	11,118	-
9月末日	19,477,260,706	-	11,672	-
10月末日	19,201,674,262	-	11,466	-
11月末日	18,224,323,557	-	10,883	-
12月末日	19,020,524,472	-	11,358	-

②分配の推移

	期 間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	2021年1月25日～2021年12月27日	0

③収益率の推移

	期 間	収益率(%)
第1期計算期間	2021年1月25日～2021年12月27日	12.4

(注1) 収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2) 小数第2位を四捨五入しております。

(7) 財務ハイライト情報

- ①当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- ②当ファンドは、第1期計算期間（2021年1月25日から2021年12月27日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、(8) 貸借対照表、損益計算書、純資産額計算書に記載されている1) 財務諸表に添付されています。

<貸借対照表>

第1期（2021年12月27日現在）

項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	392,044,916
株式	18,445,486,430
派生商品評価勘定	1,866,750
未収配当金	202,800
差入委託証拠金	11,700,000
流動資産合計	18,851,300,896
資産合計	18,851,300,896
負債の部	
流動負債	
前受金	2,700,000
未払受託者報酬	2,681,598
未払委託者報酬	27,709,777
未払利息	465
その他未払費用	446,873
流動負債合計	33,538,713
負債合計	33,538,713
純資産の部	
元本等	
元本	16,746,371,327
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,071,390,856
（分配準備積立金）	2,028,430,218
元本等合計	18,817,762,183
純資産合計	18,817,762,183
負債純資産合計	18,851,300,896

<損益及び剰余金計算書>

第1期（自 2021年1月25日 至 2021年12月27日）

項目	金額（円）
営業収益	
受取配当金	507,032,150
受取利息	1,008
有価証券売買等損益	1,791,027,871
派生商品取引等損益	△1,773,550
その他収益	3,769
営業収益合計	2,296,291,248
営業費用	
支払利息	100,991
受託者報酬	5,724,032
委託者報酬	59,148,196
その他費用	953,884
営業費用合計	65,927,103
営業利益又は営業損失（△）	2,230,364,145
経常利益又は経常損失（△）	2,230,364,145
当期純利益又は当期純損失（△）	2,230,364,145
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	201,933,927
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	42,960,638
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	42,960,638
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,071,390,856

<注記表>

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
4. その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年12月26日から翌年12月25日までとなっておりますが、第1期計算期間は信託約款の定めにより、2021年1月25日から2021年12月27日までとなっております。

[貸借対照表に関する注記]

第1期（2021年12月27日現在）

1. 計算期間の末日における受益権の総数		16,746,371,327口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.1237円
	(1万口当たり純資産額)	(11,237円)



分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	490,246,138円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,538,184,080円
収益調整金額	C	42,960,638円
分配準備積立金額	D	-円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,071,390,856円
当ファンドの期末残存口数	F	16,746,371,327口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,236円
1万口当たり分配金額	H	-円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円

## [金融商品に関する注記]

金融商品の状況に関する事項 第1期(自2021年1月25日 至2021年12月27日)	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

金融商品の時価等に関する事項 第1期(2021年12月27日現在)	
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 〔(重要な会計方針に係る事項に関する注記)〕に記載しております。
	(2) デリバティブ取引 〔(デリバティブ取引に関する注記)〕に記載しております。
	(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## [関連当事者との取引に関する注記]

該当事項はありません。

## [重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

## [その他の注記]

元本の移動 第1期(自2021年1月25日 至2021年12月27日)	
区分	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	17,858,632,945円
期中追加設定元本額	327,039,362円
期中一部解約元本額	1,439,300,980円

## [有価証券に関する注記]

売買目的有価証券 第1期(2021年12月27日現在)	
種類	計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	378,526,325円
合計	378,526,325円

[デリバティブ取引に関する注記]

株式関連 第1期(2021年12月27日現在)					
区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	294,525,000	—	296,400,000	1,875,000
	合計	294,525,000	—	296,400,000	1,875,000

(注1) 時価の算定方法：株価指数先物取引の時価については、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段で評価しております。

(注2) 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

(注3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(8) 貸借対照表、損益計算書、純資産額計算書

1) 財務諸表

①当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

②当ファンドは、第1期計算期間(2021年1月25日から2021年12月27日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(9) 設定および解約の実績

	期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期計算期間	2021年1月25日～2021年12月27日	18,185,672,307	1,439,300,980	16,746,371,327

[参考] 株式型で保有する投資信託について

## 東京海上・日本株式GARP<適格機関投資家限定>説明書面

### (1) 資産の運用対象となる投資信託の名称

東京海上・日本株式GARP<適格機関投資家限定>  
(以下「当ファンド」ということがあります。)

### (2) 投資信託の目的および基本的性格ならびに仕組み

<目的>

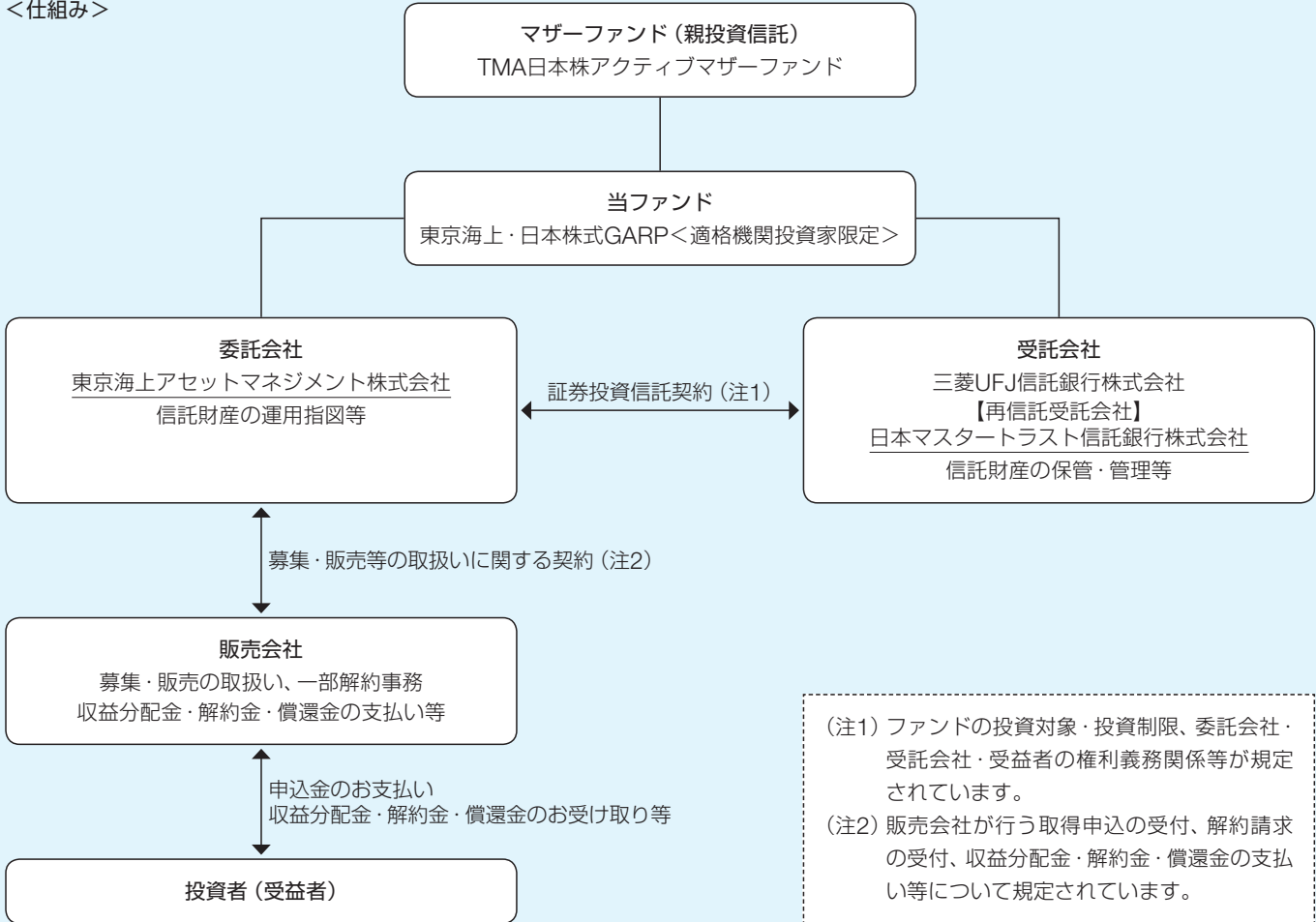
信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

<基本的性格>

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信/国内/株式に属します。

※本分類は、一般社団法人投資信託協会の定める公募投信の商品分類を準用する方法で分類したものです。公募投信の商品分類については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<仕組み>



### (3) 沿革

日付	沿革
2021年1月18日	ファンドの設定、運用開始

### (4) 投資方針、投資対象、運用体制および投資制限

<投資方針および投資対象>

当ファンドは、「TMA日本株アクティブマザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。) 受益証券を主要投資対象とし、高位の組入比率を維持します。なお、このほか有価証券等の資産に直接投資することがあります。

当ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて、以下の通り、運用を行います。

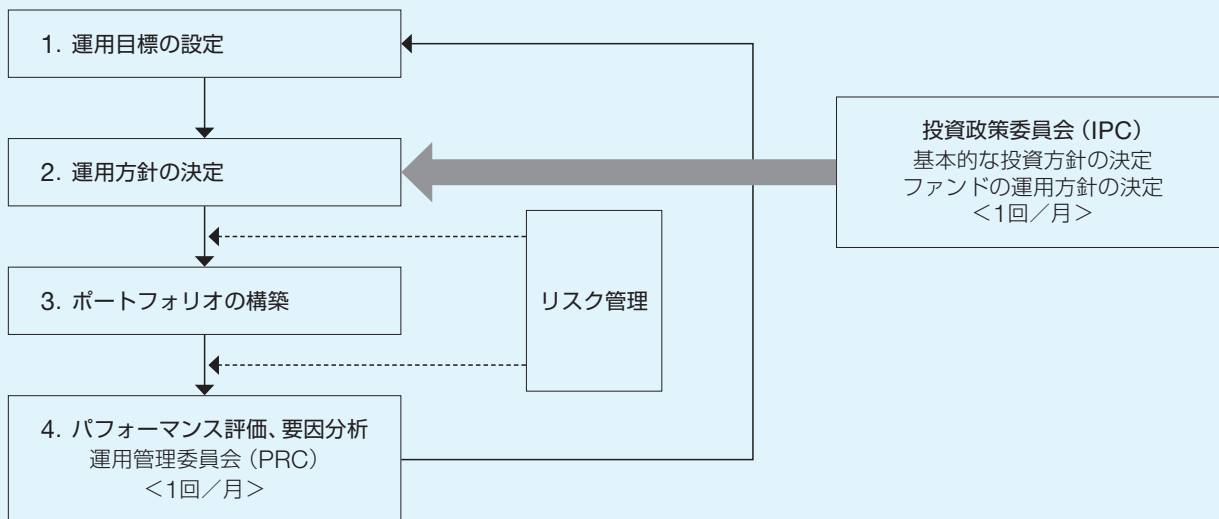
- ①マザーファンド受益証券を通じて、企業の成長性と株価の割安度に着目するGARP (Growth at a Reasonable Price) スタイルに基づく日本の株式に投資し、わが国の株式市場 (TOPIX) の収益率を上回る投資成果を目標とします。
- ②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。
- ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### ●TOPIXについて

TOPIXは、株式会社JPX総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下、JPXといいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

### <運用体制>

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（5～10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画等ファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2021年12月末日現在）

### <投資制限>

- 1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 4) マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

### (5) 投資リスク

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

### (6) 運用状況、投資資産および運用実績

以下は2021年12月30日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### <投資状況>

資産の種類	地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	20,101,484,734	100.00
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△694,784	△0.00
合計（純資産総額）		20,100,789,950	100.00

#### 【ご参考：親投資信託の投資状況】

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

TMA日本株アクティブマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	84,064,641,880	99.24
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		639,357,162	0.75
合計（純資産総額）		84,703,999,042	100.00

<投資資産>

【①投資有価証券の主要銘柄】

(a) 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	TMA日本株アクティブマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	8,555,279,509	2.3308	19,940,645,479	2.3496	20,101,484,734	100.00

(b) 投資有価証券の種類

資産の種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

【②投資不動産物件】

該当事項はありません。

【③その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

【ご参考：親投資信託の投資資産】

【①投資有価証券の主要銘柄】

(a) 主要銘柄の明細

TMA日本株アクティブマザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	ソニーグループ	日本	電気機器	株式	333,400	11,479.85	3,827,381,990	14,475.00	4,825,965,000	5.69
2	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	株式	1,744,100	1,683.01	2,935,337,741	2,105.50	3,672,202,550	4.33
3	東京エレクトロン	日本	電気機器	株式	44,000	41,944.96	1,845,578,240	66,280.00	2,916,320,000	3.44
4	信越化学工業	日本	化学	株式	145,200	18,301.35	2,657,356,020	19,920.00	2,892,384,000	3.41
5	第一三共	日本	医薬品	株式	881,300	3,065.71	2,701,810,223	2,925.00	2,577,802,500	3.04
6	ルネサスエレクトロニクス	日本	電気機器	株式	1,770,200	1,173.09	2,076,603,918	1,423.00	2,518,994,600	2.97
7	アステラス製薬	日本	医薬品	株式	1,304,300	1,785.11	2,328,318,973	1,870.50	2,439,693,150	2.88
8	村田製作所	日本	電気機器	株式	207,200	9,028.09	1,870,620,248	9,157.00	1,897,330,400	2.23
9	三井物産	日本	卸売業	株式	668,300	2,468.94	1,649,992,602	2,723.50	1,820,115,050	2.14
10	野村総合研究所	日本	情報・通信業	株式	359,100	3,427.32	1,230,750,612	4,935.00	1,772,158,500	2.09
11	富士通	日本	電気機器	株式	89,600	16,338.17	1,463,900,032	19,730.00	1,767,808,000	2.08
12	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	銀行業	株式	2,485,900	649.70	1,615,089,230	624.90	1,553,438,910	1.83
13	バンダイナムコホールディングス	日本	その他製品	株式	171,500	7,953.62	1,364,045,830	8,994.00	1,542,471,000	1.82
14	ダイキン工業	日本	機械	株式	58,200	22,773.79	1,325,434,578	26,090.00	1,518,438,000	1.79
15	リクルートホールディングス	日本	サービス業	株式	204,800	5,245.56	1,074,290,688	6,972.00	1,427,865,600	1.68
16	ソフトバンクグループ	日本	情報・通信業	株式	262,500	9,748.89	2,559,083,625	5,434.00	1,426,425,000	1.68
17	新光電気工業	日本	電気機器	株式	257,800	3,312.68	854,008,904	5,490.00	1,415,322,000	1.67
18	GMOペイメントゲートウェイ	日本	情報・通信業	株式	97,200	14,298.00	1,389,765,600	14,350.00	1,394,820,000	1.64
19	デンソー	日本	輸送用機器	株式	144,900	7,649.57	1,108,422,693	9,529.00	1,380,752,100	1.63
20	セブン&アイ・ホールディングス	日本	小売業	株式	269,500	5,000.89	1,347,739,855	5,056.00	1,362,592,000	1.60
21	SMC	日本	機械	株式	17,100	63,299.50	1,082,421,516	77,590.00	1,326,789,000	1.56
22	日立製作所	日本	電気機器	株式	209,100	6,242.41	1,305,287,931	6,230.00	1,302,693,000	1.53
23	日本電信電話	日本	情報・通信業	株式	412,100	2,947.81	1,214,792,501	3,150.00	1,298,115,000	1.53
24	三井住友フィナンシャルグループ	日本	銀行業	株式	309,600	4,281.32	1,325,496,672	3,943.00	1,220,752,800	1.44
25	レーザーテック	日本	電気機器	株式	33,400	23,990.82	801,293,618	35,290.00	1,178,686,000	1.39
26	サイバーエージェント	日本	サービス業	株式	608,700	1,878.79	1,143,619,473	1,914.00	1,165,051,800	1.37
27	クボタ	日本	機械	株式	446,700	2,468.16	1,102,527,072	2,553.50	1,140,648,450	1.34
28	オリエンタルランド	日本	サービス業	株式	57,800	17,625.89	1,018,776,442	19,395.00	1,121,031,000	1.32
29	ミスミグループ本社	日本	卸売業	株式	227,800	3,329.77	758,521,606	4,720.00	1,075,216,000	1.26
30	JCRファーマ	日本	医薬品	株式	458,900	3,337.54	1,531,597,106	2,224.00	1,020,593,600	1.20

## (b) 投資有価証券の種類

TMA日本株アクティブマザーファンド

種類	国内/国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.31
		建設業	0.58
		食料品	1.61
		繊維製品	0.17
		化学	7.36
		医薬品	8.71
		鉄鋼	0.71
		非鉄金属	0.63
		機械	5.43
		電気機器	24.79
		輸送用機器	7.66
		精密機器	1.02
		その他製品	2.63
		陸運業	1.58
		海運業	0.81
		情報・通信業	12.54
		卸売業	4.39
		小売業	3.38
		銀行業	3.27
		証券、商品先物取引業	0.69
		保険業	1.12
		その他金融業	0.33
		不動産業	1.91
サービス業	7.50		
合計		99.24	

## [②投資不動産物件]

TMA日本株アクティブマザーファンド

該当事項はありません。

## [③その他投資資産の主要なもの]

TMA日本株アクティブマザーファンド

該当事項はありません。

## &lt;運用実績&gt;

## ①純資産の推移

	純資産総額 (百万円)		1口当たりの純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2021年12月27日)	19,940	19,940	1.1011	1.1011
2021年1月末日	17,273	—	0.9707	—
2月末日	17,529	—	0.9852	—
3月末日	18,999	—	1.0283	—
4月末日	18,615	—	1.0075	—
5月末日	18,737	—	1.0141	—
6月末日	19,243	—	1.0415	—
7月末日	18,227	—	1.0079	—
8月末日	19,064	—	1.0542	—
9月末日	19,929	—	1.1021	—
10月末日	19,928	—	1.1004	—
11月末日	19,620	—	1.0834	—
12月末日	20,100	—	1.1099	—

## ②分配の推移

該当事項はありません。

## ③収益率の推移

期	計算期間	収益率 (%) (分配付)
第1期計算期間	2021年1月18日～2021年12月27日	10.1

**(7) 財務ハイライト情報**

財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人による監査証明を受けております。

**<貸借対照表>**

第1期(2021年12月27日現在)

区分	金額(円)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	19,940,645,479
未収入金	36,867,206
流動資産合計	19,977,512,685
資産合計	19,977,512,685
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	1,928,783
未払委託者報酬	34,718,047
その他未払費用	220,376
流動負債合計	36,867,206
負債合計	36,867,206
純資産の部	
元本等	
元本	18,110,483,505
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,830,161,974
(分配準備積立金)	1,800,529,015
元本等合計	19,940,645,479
純資産合計	19,940,645,479
負債純資産合計	19,977,512,685

**<損益及び剰余金計算書>**

第1期(自2021年1月18日 至2021年12月27日)

区分	金額(円)
営業収益	
有価証券売買等損益	1,885,440,767
営業収益合計	1,885,440,767
営業費用	
受託者報酬	3,843,772
委託者報酬	69,187,686
その他費用	451,756
営業費用合計	73,483,214
営業利益又は営業損失(△)	1,811,957,553
経常利益又は経常損失(△)	1,811,957,553
当期純利益又は当期純損失(△)	1,811,957,553
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	11,428,538
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,360,294
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	30,360,294
剰余金減少額又は欠損金増加額	727,335
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	727,335
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,830,161,974

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

区分	第1期(自2021年1月18日 至2021年12月27日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

**(8) 設定および解約の実績**

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2021年1月18日~2021年12月27日	18,600,639,707	490,156,202	18,110,483,505

## 米国債券型

### (1) 資産の運用に係る目的および基本的性格

主に米国の公社債で運用し、利息収入および値上がり益等の確保を目指します。また、主に米ドル建にて投資を行うため、為替動向により収益が影響を受けます。

### (2) 資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制および運用制限

#### <運用方針>

米国の金利分析・銘柄分析等に基づき、信用度・流動性ともに良好な債券を選定し、ファンダメンタルズ（財務状況等）を重視した運用により高い利息収入と値上がり益等の確保を目指します。原則として為替ヘッジは行いません。したがって、米国の債券相場およびドル円相場の変動の影響を受けるポートフォリオとなっています。

#### <運用対象>

- ① 米国公社債 ② 国内の公社債等 ③ その他の有価証券等  
④ コール・ローンおよび預貯金等（外貨預金等を含みます） ⑤ デリバティブ取引

#### <運用体制>

運用体制については、2ページをご覧ください。

#### <運用制限>

##### (A) 公社債

- ① 国債、政府保証債、政府機関債以外の債券へ投資する場合は、その債券が取得している格付を基準に、社内規程により定めた投資上限を遵守します。  
② 投資後、格下げにより保有債券が投資上限を上回った場合には、新規の投資を行わず、売却も含め対応を検討します。また保有債券がBB+格以下に格下げされた場合も同様とします。

##### (B) 短期資金（一般勘定貸）

短期資金は原則として一般勘定と合同運用とし、コール・ローンおよび預貯金等は社内規程で定める与信枠の範囲内で行います。

##### (C) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、主に価格変動リスクのヘッジを目的とし、社内規程に定める範囲内で行います。ただし、各特別勘定資産全体の収益の変動性を過度に高めるような投機的な取引は行いません。

##### (D) 貸付有価証券についてはこれを行いません。

基本資産配分	
米国国債	2022年3月末現在 97.5%
現金・その他	2.5%

※ 実際の資金配分比率は、市場動向、資金動向などの変化により上記数値から乖離することがあります。

### (3) 資産の運用に係る運用リスク

米国債券投資には主なリスクとして金利リスク、信用リスク、為替リスクがあります。米国債券型が有するリスクの詳細については以下のとおりです。

#### (A) 金利リスク

一般に、金利が上昇した場合、公社債の価格が下落します。満期までの期間が長い債券ほど、金利変動の影響を大きく受けます。したがって、米国金利が上昇した場合は積立金が減少する可能性があります。

#### (B) 信用リスク

公社債の発行体に債務不履行（デフォルト）が生じた場合または予想される場合、公社債の価格が下落するリスク（価格がゼロになることもあります）があり、積立金が減少する要因となります。

#### (C) 為替リスク

米ドルの円に対する為替レートの変化により、資産価額は変動します。一般に円高となった場合には、米ドル建資産の円換算価額は下落し、積立金が減少する要因となります。また、為替ヘッジを行う場合には、米ドル金利と円金利を比較して、円金利の方が低い場合には、当該金利差相当分の為替ヘッジコストがかかります。

#### (D) カントリーリスク

米国の金融・証券市場に投資を行うため、同国の政治、経済および社会情勢の変化、資本規制等により、影響を受ける可能性があります。

#### (E) 解約による特別勘定からの資金流出によるリスク

解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によって、積立金が減少する可能性があります。

#### (F) その他

特別勘定の資産をコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、短期金融商品の発行体や資金の預け先等の債務不履行により損失が発生することがあり、積立金が減少する要因となります。

### (4) 運用実績（2022年3月末）

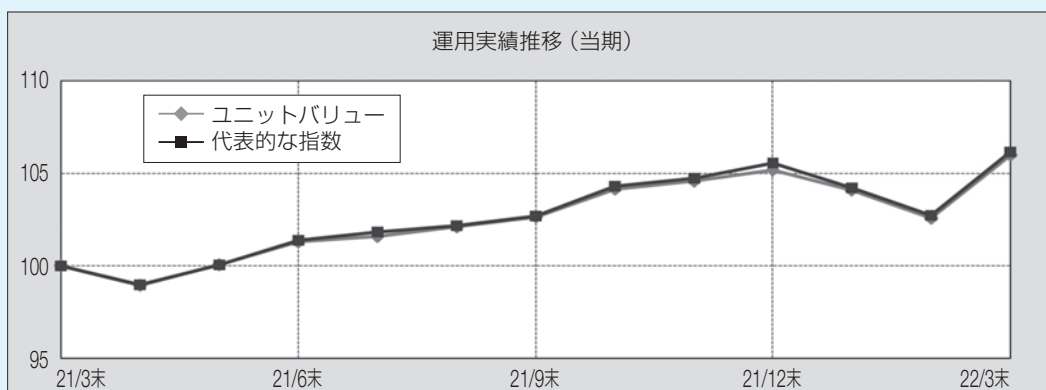
#### <ユニットバリューの推移>



※ ユニットバリューとは、変額保険の各特別勘定設定時の資産を100として、その後の運用成果による資産の増減を指数で示したものです。なお、米国債券型は1999年11月1日の資産を100としています。  
※ このグラフは過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。



<当期の運用実績推移>



※ 当勘定の運用実績は2021年3月末を100として指数化しています。  
 ※ 代表的な指数とは、Bloomberg US Treasuryインデックスを指します。  
 (2022/1/1よりFTSE米国債インデックスからBloomberg US Treasuryインデックスへ変更しました。)  
 ※ このグラフは過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。

<ユニットバリューの騰落率>

期間	(%)
直近1年	6.0
直近5年	16.3
直近10年	64.9
直近20年	67.0
設定来	145.1

※ この騰落率は特別勘定米国債券型全体についてのものであり、  
 個々のご契約に対するものではありません。

(5) 資産の内訳 (2022年3月末)

<資産種類別>

区分	金額(百万円)	占率(%)
国債	12,839	96.9
地方債	—	—
公社公団債	—	—
一般事業債	—	—
転換社債	—	—
現金・その他	410	3.1
合計	13,250	100.0

<残存期間別>

区分	金額(百万円)	占率(%)
3年未満	2,652	20.7
3年以上7年未満	6,976	54.3
7年以上11年未満	402	3.1
11年以上	2,808	21.9
合計	12,839	100.0

※ 占率は債券時価残高に対してのものです。

<格付け別>

区分	金額(百万円)	占率(%)
AAA	12,839	100.0
AA	—	—
A	—	—
BBB	—	—
BB	—	—
合計	12,839	100.0

※ 占率は、債券時価残高に対してのものです。  
 ※ 格付けは、社内格付けに基づいております。

(6) 運用収支状況 (2021年度)

区分	金額(百万円)
利息配当金等収入	247
有価証券売却益	113
有価証券償還益	—
有価証券評価益	290
為替差益	237
金融派生商品収益	—
その他の収益	0
有価証券売却損	111
有価証券償還損	—
有価証券評価損	—
為替差損	7
金融派生商品費用	—
その他の費用	—
収支差額	770

## 米国株式型

### (1) 資産の運用に係る目的および基本的性格

主に米国株式（米国株式を投資対象としている国内外投資信託等を含みます）で運用することにより、中長期的観点に立った収益の確保を目指した運用を行います。また、主に米ドル建にて投資を行うため、為替動向により収益が影響を受けます。

### (2) 資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制および運用制限

#### <運用方針>

米国株式市場におおむね連動した運用成果を獲得するよう運用を行います。

#### <運用対象>

- ① 米国株式
- ② 米国株式を投資対象としている国内外投資信託等
- ③ コール・ローンおよび預貯金等（外貨預金等を含みます）
- ④ デリバティブ取引

#### <運用体制>

運用体制については、2ページをご覧ください。

なお、当社の運用担当チームが、米国のNYSE Arcaに上場されている外国投資信託（SPDR<sup>®</sup> S&P 500<sup>®</sup> ETFおよびi シェアーズ<sup>®</sup>・コア S&P 500 ETF）へ投資を行います。

※ SPDR<sup>®</sup> S&P 500<sup>®</sup> ETFの説明書面ならびに現況は、39～42ページをご覧ください。

※ i シェアーズ<sup>®</sup>・コア S&P 500 ETFの説明書面ならびに現況は、43～48ページをご覧ください。

#### <運用制限>

##### (A) 株式等

- ① 投資対象は、米国の証券取引所に上場もしくは店頭登録されている株式に限ります。
- ② 業種、銘柄などについては適切な分散化を図ります。株式の同一銘柄への投資は原則として各特別勘定資産の5%以内としますが、当該銘柄がその取引市場の時価総額の5%を超える場合はその割合を上限とします。
- ③ 米国株式を投資対象とする国内外株式投資信託等にて運用を行う場合には、当該投資信託等の組入比率について上限を設けません。

##### (B) 短期資金（一般勘定貸等）

短期資金は原則として一般勘定と合同運用とし、コール・ローンおよび預貯金等は社内規程で定める与信枠の範囲内で行います。

##### (C) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、主に価格変動リスクのヘッジを目的とし、社内規程に定める範囲内で行います。ただし、各特別勘定資産全体の収益の変動性を過度に高めるような投機的な取引は行いません。

### (3) 資産の運用に係る運用リスク

米国株式投資には主なるリスクとして価格変動リスクと為替リスクがあります。米国株式型が有するリスクの詳細については以下のとおりです。

#### (A) 株式の価格変動リスク

一般に、株式の価格は企業の収益のみならず、国内および国際的な政治・経済情勢など様々な影響を受け、大きく変動します。したがって、株式市場全体あるいは個別銘柄の価格変動により積立金が減少する可能性があります。

#### (B) 為替リスク

米ドルの円に対する為替レートの変化により、資産価額は変動します。一般に円高となった場合には、米ドル建資産の円換算価値は下落し、積立金が減少する要因となります。また、為替ヘッジを行う場合には、米ドル金利と円金利を比較して、円金利の方が低い場合には、当該金利差相当分の為替ヘッジコストがかかります。

#### (C) カントリーリスク

米国の金融・証券市場に投資を行うため、同国の政治、経済および社会情勢の変化、資本規制等により、影響を受ける可能性があります。

#### (D) 解約による特別勘定からの資金流出によるリスク

解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によって、積立金が減少する可能性があります。

#### (E) その他

特別勘定の資産をコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、短期金融商品の発行体や資金の預け先等の債務不履行により損失が発生することがあり、積立金が減少する要因となります。

### (4) 運用実績（2022年3月末）

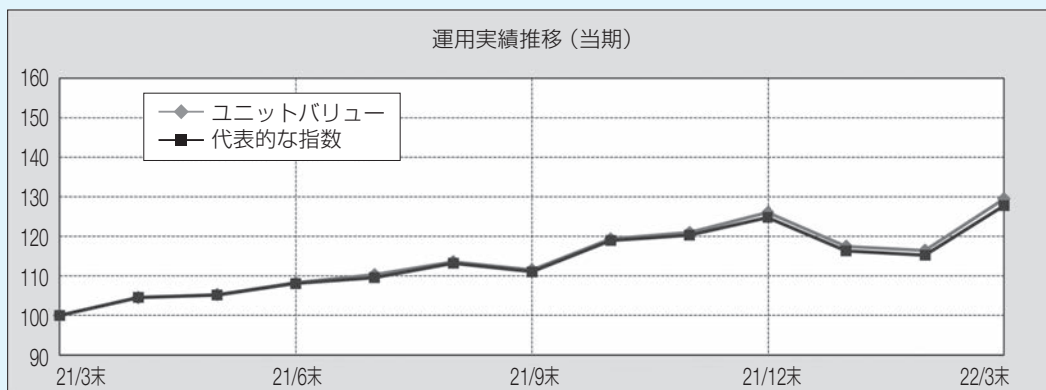
#### <ユニットバリューの推移>



※ ユニットバリューとは、変額保険の各特別勘定設定時の資産を100として、その後の運用成果による資産の増減を指数で示したものです。なお、米国株式型は1999年11月1日の資産を100としています。

※ このグラフは過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。

<当期の運用実績推移>



※当勘定の運用実績は2021年3月末を100として指数化しています。  
 ※代表的な指数とは、S&P 500®指数を指します。  
 ※このグラフは過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。

<ユニットバリューの騰落率>

期 間	(%)
直近1年	29.5
直近5年	121.4
直近10年	436.1
直近20年	337.4
設定来	365.6

※この騰落率は特別勘定米国株式型全体についてのものであり、  
 個々のご契約に対するものではありません。

(5) 資産の内訳 (2022年3月末)

<資産種類別>

区 分	金額(百万円)	占率 (%)
外国株式等	47,952	97.4
現預金・その他	1,299	2.6
合 計	49,252	100.0

<保有銘柄>

項 目	金額(百万円)	占率 (%)
SPDR® S&P 500® ETF	44,005	91.8
iシェアーズ®・コア S&P 500	3,947	8.2
合 計	47,952	100.0

※ 占率は、資産種類別の外国株式等時価残高に対してのものです。  
 ※ SPDR® S&P 500® ETF およびiシェアーズ®・コア S&P 500 は、  
 米国の代表的な株式指標であるS&P 500®指数のトータル・リ  
 ターンに連動した投資成果を目的としています。  
 ※ SPDR® S&P 500® ETFの説明書面ならびに現況は、39~42ペー  
 ジをご覧ください。  
 ※ iシェアーズ®・コア S&P 500の説明書面ならびに現況は、43~48  
 ページをご覧ください。

(6) 運用収支状況 (2021年度)

区 分	金額(百万円)
利息配当金等収入	513
有価証券売却益	—
有価証券償還益	—
有価証券評価益 為替差益	9,402 92
金融派生商品収益 その他の収益	— 0
有価証券売却損	—
有価証券償還損	—
有価証券評価損 為替差損	— 0
金融派生商品費用 その他の費用	— —
収支差額	10,008

[参考] 米国株式型で保有する投資信託について **SPDR® S&P 500® ETF説明書面**

(1) 資産の運用対象となる投資信託の名称

SPDR® S&P 500® ETF (SPDR® S&P 500® ETF Trust)

(2) 投資信託の目的および基本的性格ならびに仕組み

<目的>

SPDR® S&P 500® ETF (以下「本信託」) は、S&P 500®指数 (以下「本指数」) の価格および利回りに、費用控除前で、おおむね一致する投資成果を提供することを目的としています。

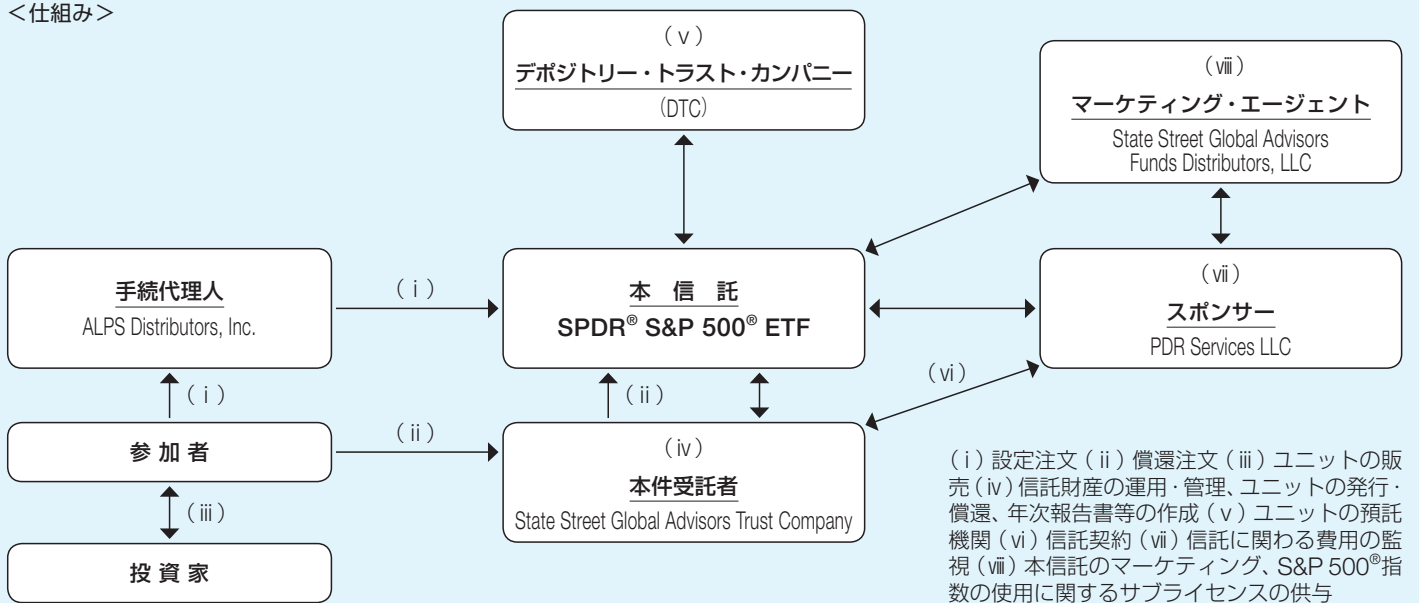
本指数は、選択された500の会社を含んでおり、それらは全て、米国内の証券取引所に上場されており、24の産業グループにまたがっています。2021年12月31日現在、本指数に表示される5大産業グループはソフトウェア (9.53%)、テクノロジー・ハードウェア、ストレージおよび周辺機器 (7.18%)、半導体および半導体装置 (6.37%)、双方向メディアおよびサービス (6.31%) ならびにITサービス (4.48%) です。

1968年以来、本指数は、米国経済の主要セクターに連動する米国商務省 (U.S. Commerce Department) の景気先行指数のリストの一構成要素です。本指数の市場価額に関する現在の情報は、市場情報サービス機関から入手可能です。本指数は、本信託とは関係なく決定、構成および算出されます。

<基本的性格>

本信託は、ニューヨーク州法に基づき組成されたユニット投資信託であり、1940年米国投資会社法 (その後の改正を含みます。) に基づき登録されています。本信託は、投資家に、本信託が保有する証券ポートフォリオ (スタンダード・アンド・プアーズ500種指数 (以下「S&P 500®指数」といいます。)) を構成する普通株式と実質的に同じ組入比率による実質的に全ての普通株式から構成されます。に対する比例持分を表象する証券を購入する機会を提供するために組成されました。本信託における部分的持分の1単位は、以下「ユニット」といいます。

<仕組み>



(3) 沿革

日付	沿革
1993年 1月 1日	原信託約款締結
1993年 1月22日	原信託証書締結、当初預託および本信託の運用開始
1993年 1月22日	募集開始
1993年 1月22日	当初設定
1993年 1月29日	アメリカン・ストック・エクスチェンジ・エルエルシー (American Stock Exchange, LLC) (以下、「AMEX」といいます) 上場
2001年 5月 4日	シンガポール証券取引所 (Singapore Exchange Securities Trading Limited) 上場
2004年 1月 1日	変更標準信託約款締結
2009年 2月24日	NYSEアーカ上場 (AMEXでの上場取り止めに対応)
2011年 3月24日	株式会社東京証券取引所上場
2014年 10月13日	オーストラリア証券取引所 (Australian Securities Exchange) 上場
2017年 6月16日	管理会社 (ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーからステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー) の変更

(4) 投資方針、投資対象、運用体制および投資制限

<投資方針および投資対象>

本信託は、本指数の価格および利回りに、費用控除前で、おおむね一致する投資成果を提供することを目的としています。本信託は、本ポートフォリオを保有し、本ポートフォリオにおける各株式の組入比率を実質的に本指数の当該株式の組入比率に一致させることで、その投資目的の達成を追求します。

<運用体制>

本信託のスポンサーであるPDRサービシズ・エルエルシーの任命により、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニーが委託を受け運用します。

<投資制限>

本信託は、1940年米国投資会社法による制限に服します。これは、(a) 本信託が登録投資会社の発行済ユニットの3%を超えて保有する範囲にお

いて、本信託は当該登録投資会社に投資することができず、(b) 本信託は、登録投資会社1社の証券にその総資産の5%を超えて投資することができず、また(c) 本信託は、全体で登録投資会社の証券にその総資産の10%を超えて投資することができない、ということを意味します。

**(5) 投資リスク**

米国株式投資には一般的に下記に掲げるリスクがあります。

**(A) 株式の価格変動リスク**

一般に、株式の価格は企業の収益のみならず、国内および国際的な政治・経済情勢など様々な影響を受け、大きく変動します。従って、株式市場全体あるいは個別銘柄の価格変動により投資元本を割り込む可能性があります。

**(B) 為替リスク**

外国の証券取引所または店頭市場に上場しているETFは、米ドルの円に対する為替レートの変化により、投資元本を割り込む可能性があります。

**(C) 信用リスク**

本信託は、構成有価証券の発行者が財政的に厳しい状況にあったとしても、当該有価証券がS&P 500®指数から除外されない限り、これを売却することはありませぬ。

**(D) カントリーリスク**

米国の金融・証券市場に投資を行うため、同国の通貨・地域の政治、経済および社会情勢の変化、資本規制等により、影響を受ける可能性があります。

**(6) 投資状況、投資資産および運用実績**

<投資状況>

(2021年9月30日現在)

資産の種類	国名	米ドル	円	投資比率 (%)
普通株式	米国	384,802,190,946	44,256,099,980,700	99.99
現金およびその他資産 (負債控除後)		50,349,333	5,790,676,788	0.01
合計 (純資産合計)		384,852,540,279	44,261,890,657,488	100.00

<投資資産>

投資有価証券の主要銘柄 (評価額上位10銘柄明細)

(2021年9月30日現在)

順位	ポートフォリオ	発行地	業種	株式数	米ドル				投資比率 (%)
					取得原価		市場価額		
					1株当たりの価額	総額	1株当たりの価額	総額	
1	APPLE, INC.	米国	情報技術	165,402,059	129.12	21,356,788,353	141.50	23,404,391,349	6.08
2	MICROSOFT CORP.	米国	情報技術	79,152,103	245.76	19,452,633,189	281.92	22,314,560,878	5.80
3	AMAZON.COM, INC.	米国	一般消費財	4,587,297	3,277.05	15,032,824,230	3,285.04	15,069,454,137	3.92
4	FACEBOOK, INC.	米国	通信サービス	25,107,933	304.58	7,647,410,299	339.39	8,521,381,381	2.21
5	ALPHABET, INC.	米国	通信サービス	3,171,161	2,134.53	6,768,948,805	2,673.52	8,478,162,357	2.20
6	ALPHABET, INC.	米国	通信サービス	2,967,733	2,157.84	6,403,890,742	2,665.31	7,909,928,442	2.06
7	TESLA, INC.	米国	一般消費財	8,546,645	713.81	6,100,705,969	775.48	6,627,752,265	1.72
8	NVIDIA CORP.	米国	情報技術	26,247,581	156.36	4,103,973,566	207.16	5,437,448,880	1.41
9	BERKSHIRE HATHAWAY, INC.	米国	金融	19,524,258	255.18	4,982,168,542	272.94	5,328,950,979	1.38
10	JPMORGAN CHASE & CO.	米国	金融	31,473,281	145.23	4,570,907,156	163.69	5,151,861,367	1.34

<運用実績>

① 純資産の推移

計算期間/各月末	NAV		1ユニット当たりのNAV	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2020年 9月30日	293,953,505,136	33,807,592,625,691	335.21	38,552.50
2020年 10月31日	277,588,750,800	31,925,482,229,508	326.27	37,524.31
2020年 11月30日	322,487,227,191	37,089,255,999,237	361.93	41,625.57
2020年 12月31日	332,336,279,062	38,221,995,454,921	374.18	43,034.44
2021年 1月31日	316,461,147,109	36,396,196,529,006	370.38	42,597.40
2021年 2月28日	331,844,374,963	38,165,421,564,495	380.56	43,768.21
2021年 3月31日	345,001,228,355	39,678,591,273,109	395.88	45,530.16
2021年 4月30日	363,964,501,188	41,859,557,281,632	416.97	47,955.72
2021年 5月28日	361,937,436,057	41,626,424,520,916	419.84	48,285.80
2021年 6月30日	374,031,322,873	43,017,342,443,624	428.21	49,248.43
2021年 7月31日	382,511,039,422	43,992,594,643,924	438.34	50,413.48
2021年 8月31日	399,174,885,964	45,909,103,634,720	451.62	51,940.82
2021年 9月30日	384,852,540,279	44,261,890,657,488	429.22	49,364.59

② 分配金

計算期間	米ドル	円
2020年10月1日から 2021年9月30日	5.661780	651.161318

③ 収益率

計算期間	収益率 (%)
2020年10月1日から 2021年9月30日	29.79

## 財務ハイライト

当会計年度の発行済みユニットについての主要データ

	2021年9月30日に 終了した会計年度 (米ドル)	
期首純資産価額	335.21	
投資運用利益(損失)：		
投資純利益(損失)(1)	5.44	
純実現・未実現利益(損失)	94.21	
投資運用による合計	99.65	(1) 1ユニット当たりの数値は、当会計年度の1ユニット 当たり当たりのデータをより適切に示す平均ユニット 数方式で算出しています。
平準化による純加減算額(1)	0.02	(2) 総利益率は、各報告期間の初日の1ユニット当 たり純資産価額でユニットを取得し、各報告期間の 最終日の1ユニット当たり純資産価額でユニット を売却したという前提で算出しています。この 計算の目的上、分配金は本信託の各支払日に1ユ ニット当たり純資産価額で再投資したという前提 に立っています。1年未満の期間の総利益率は年 率換算していません。また、仲介手数料はこの計 算に含めていません。
控除：投資純利益からの分配金	-5.66	(3) 受託者免除費用を控除しています。
期末純資産価額	429.22	(4) ポートフォリオ回転率は、ユニットの設定または 償還の現物処理によって受け払いした有価証券を 含めていません。
総利益率(2)	29.79%	
比率および補足データ		
期末純資産価額(単位：1,000ドル)	384,852,540	
平均純資産に対する比率：		
費用合計(受託者利益控除額控除後)	0.09%	
費用合計(受託者利益控除額および受託者費用免除額控除後)	0.09%	
純費用(3)	0.09%	
投資純利益(損失)	1.36%	
ポートフォリオ回転率(4)	4%	

## (7) 貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書

貸借対照表

2021年9月30日

	米ドル	円
資産		
非関連会社投資有価証券評価額	383,794,896,887	44,140,251,090,974
受託者およびスポンサー関連会社投資有価証券評価額	1,007,294,059	115,848,889,726
投資有価証券合計	384,802,190,946	44,256,099,980,700
現金	1,194,645,231	137,396,148,017
未収配当金 - 非関連会社投資有価証券(源泉徴収税控除後)	236,424,350	27,191,164,494
未収配当金 - 関連会社投資有価証券	2,259,739	259,892,582
資産合計	386,235,520,266	44,420,947,185,793
負債		
端数未分割持分(「ユニット」)の未払現物償還費用	693,609	79,771,971
未払受託者費用	18,454,797	2,122,486,203
未払販売費	7,278,879	837,143,874
未払分配金	1,307,415,573	150,365,865,051
その他の未払費用および負債	49,137,129	5,651,261,206
負債合計	1,382,979,987	159,056,528,305
純資産合計	384,852,540,279	44,261,890,657,488
純資産の内訳：		
払込資本金	393,622,836,281	45,270,562,400,678
分配可能利益(損失)合計	-8,770,296,002	-1,008,671,743,190
純資産合計	384,852,540,279	44,261,890,657,488
1ユニット当たり純資産価額	429.22	49,364.59
発行済みユニット数(無制限授権ユニット)	896,632,116	103,121,659,661
投資有価証券のコスト：		
非関連会社投資有価証券	378,966,589,394	43,584,947,446,204
受託者およびスポンサー関連会社投資有価証券	1,041,233,480	119,752,262,535
投資有価証券のコスト合計	380,007,822,874	43,704,699,708,739

損益計算書

	2021年9月30日に終了した会計年度	
	米ドル	円
投資収益		
受取配当金 - 非関連会社投資有価証券	5,063,477,430	582,350,539,224
受取配当金 - 受託者およびスポンサー関連会社投資有価証券	15,321,426	1,762,117,204
外国源泉徴収税	-484,053	-55,670,936
投資収益合計	5,078,314,803	584,056,985,493
費用		
受託者費用	203,372,449	23,389,865,359
S&Pライセンス料	105,207,778	12,099,946,548
販売費	15,493,874	1,781,950,449
法務・監査報酬	616,921	70,952,084
その他費用	4,823,485	554,749,010
費用合計	329,514,507	37,897,463,450
投資純利益(損失)	4,748,800,296	546,159,522,043
実現・未実現利益(損失)		
純実現利益(損失):		
投資有価証券 - 非関連会社	-3,076,057,194	-353,777,337,882
投資有価証券 - 受託者およびスポンサー関連会社	-6,071,948	-698,334,739
現物償還 - 非関連会社	72,888,738,765	8,382,933,845,363
現物償還 - 関連会社	114,827,869	13,206,353,214
純実現利益(損失)	69,921,437,492	8,041,664,525,955
未実現評価益/損の純変動額:		
投資有価証券 - 非関連会社	11,150,654,602	1,282,436,785,776
投資有価証券 - 受託者およびスポンサー関連会社	69,456,986	7,988,247,960
未実現評価益/損の純変動額	11,220,111,588	1,290,425,033,736
純実現・未実現利益(損失)	81,141,549,080	9,332,089,559,691
運用による純資産の純増加(減少)額	85,890,349,376	9,878,249,081,734

純資産変動計算書

	2021年9月30日に終了した会計年度	
	米ドル	円
運用による純資産の増加(減少)額:		
投資純利益(損失)	4,748,800,296	546,159,522,043
純実現利益(損失)	69,921,437,492	8,041,664,525,955
未実現評価益/損の純変動額	11,220,111,588	1,290,425,033,736
運用による純資産の純増加(減少)額	85,890,349,376	9,878,249,081,734
平準化による純加減算額	14,211,571	1,634,472,781
受益者分配金	-4,958,580,733	-570,286,370,102
ユニットの取引による純資産の増加(減少)額:		
ユニットの発行による収入	653,742,584,343	75,186,934,625,288
ユニットの償還コスト	-643,775,317,843	-74,040,599,305,123
純利益の平準化	-14,211,571	-1,634,472,781
ユニットの発行および償還による純資産の純増加(減少)額	9,953,054,929	1,144,700,847,384
期中の純資産の純増加(減少)額	90,899,035,143	10,454,298,031,796
期首純資産	293,953,505,136	33,807,592,625,691
期末純資産	384,852,540,279	44,261,890,657,488
ユニットの取引:		
ユニットの販売	1,652,950,000	190,105,779,500
ユニットの償還	-1,633,250,000	-187,840,082,500
純増加(減少)	19,700,000	2,265,697,000

(8) 販売および買戻しの実績

	販売口数	分配金の再投資による発行口数	買戻口数	発行済口数
2021年9月30日終了計算期間	1,652,950,000	—	1,633,250,000	896,632,116

※ 本邦における販売・買戻しはありません。

※ 本書面は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニーの資料に基づいて、プルデンシャル生命保険株式会社が作成したものであり、本投資信託に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。

【参考】米国株式型で保有する投資信託について i シェアーズ®・コア S&P 500 ETF 説明書面

(1) 取得の対象となる受益証券又は投資証券の名称

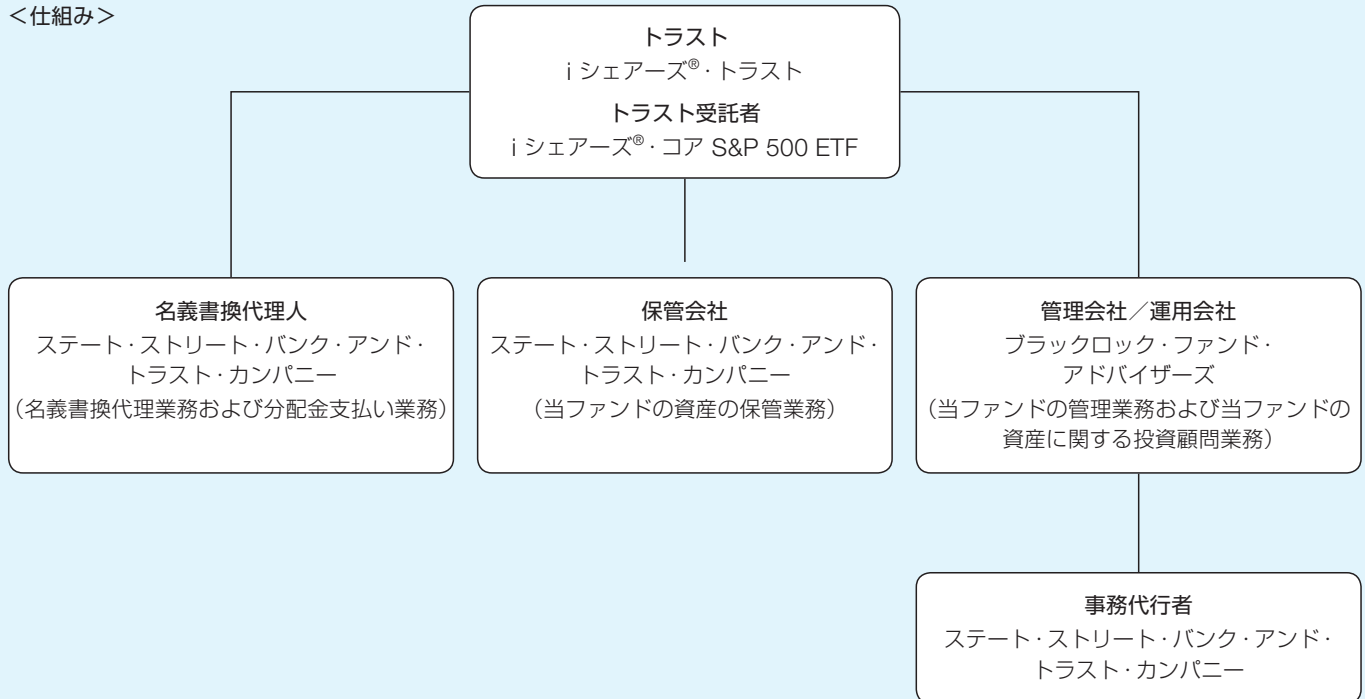
i シェアーズ®・コア S&P 500 ETF

(2) 受益証券等の目的及び基本的性格並びに仕組み

<目的及び基本的性格>

当ファンドは、S&P 500®指数（以下「対象指数」）の価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果（手数料及び経費控除前）をあげることを目標としています。（出典：ブラックロック）

<仕組み>



(出典：ブラックロック)

(3) 受益証券等の沿革

発行日：2000年5月15日（当初設定日）

(出典：ブラックロック)

(4) 受益証券等の投資方針、投資対象、運用体制及び投資制限

<投資方針>

対象指数は、米国株式市場の大型株部門の実績を測定します。当ファンドは、代表サンプリング手法を利用して対象指数への連動を試みます。

(出典：ブラックロック)

<投資対象>

当ファンドは、通常、その資産の80%以上を対象指数の構成銘柄または対象指数の構成銘柄を表章する預託証券に投資します。当ファンドは、その資産の残りの部分を対象指数の構成銘柄ではないが、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ（以下「BFA」）の判断によれば当ファンドがその対象指数に連動するのに役立つと考えられる有価証券、先物契約、オプション、スワップ、また現金および現金等価物（BFAによって助言されるマネー・マーケット・ファンドを含む。）に対して投資することがあります。（出典：ブラックロック）

<運用体制>

BFAは、インベストメントアドバイザーとして当トラストの管理運営の全ての責任を負っています。BFAは、ファンドマネジメントのための投資のプログラムの提供とファンド資産の投資運用を行っています。ファンド目標達成のために BFA はポートフォリオマネージャー、投資ストラテジスト、その他の投資専門家のチームを組成しています。このチームは多くの専門的領域を融合させるとともに、BFAの豊富なリソースを活用しています。（出典：ブラックロック）

<投資制限>

当ファンドは、原則として以下を行いません。

- 投資の集中（総資産の 25%以上を特定の産業または産業グループの株式に投資すること）。但し、ファンドは、対象指数とほぼ同程度に特定の産業または産業グループの株式に投資を集中します。
- 借入れ（例外的に借入れを行う場合でも、総資産の 33⅓%以上を取得してはならない）。
- 優先証券の発行。
- 貸付け。
- 不動産、不動産抵当、商品、商品契約の売買。
- 証券の引受業務。

など

(出典：ブラックロック)

(5) 受益証券等の主要リスク

通常の業務において、ファンドは有価証券またはその他の商品に投資しており、また、特定の取引を締結することがあります。ファンドはこうした活動によって、特に市場における変動によるリスク（市場リスク）または発行体がすべての義務を履行しないリスクを含む様々なリスクにさらされています。有価証券またはその他の商品の価額は、以下を含むがこれらに限定されない様々な要因の影響を受けることもあります。（i）一般経済、（ii）市場全体ならびに地域、地方またはグローバルの政治および／または社会の不安定性、（iii）規制、税制または各国間の国際租税条



約、または (iv) 通貨、金利または価格の変動。戦争、テロ行為、感染症またはその他の公衆衛生上の問題の拡大、景気後退、またはその他の事象を含む地域、地方またはグローバルの事象は、ファンドおよびその投資に重大な影響を及ぼす可能性があります。ファンドの英文目論見書は、ファンドがさらされているリスクについての詳細を提供しています。

BFAは、市場の上昇局面だけでなく下落局面の間も、ファンドの投資目標を達成するためにファンドの対象インデックスに含まれる有価証券を追跡した「パッシブ運用」またはインデックス・アプローチを用います。BFAは、市場リスクに対するエクスポージャーを減少する、または市場の下落による影響を軽減するための措置を講じていません。対象インデックスからの乖離およびポートフォリオの構成は、BFAによって監視されています。

ファンドは、基準価額を1.00米ドルにて安定的に維持することを求めているマネー・マーケット・ファンドに現金担保を再投資する際に、追加リスクにさらされる場合があり、特定の状況下では償還ゲートまたは流動性手数料の対象となる可能性があります。

#### 市場リスク

新型コロナウイルスによる呼吸器疾患の流行は世界的なパンデミックに発展し、その結果、国境閉鎖、隔離、サプライ・チェーンおよび顧客活動の寸断、ならびに一般的な懸念や不確実性が生じています。このパンデミックや将来発生しうる他の世界的な健康危機は、現時点では必ずしも予測できないような形で、多くの国、個々の企業および市場全般の経済に影響を及ぼす可能性があります。このパンデミックは、相当な市場ボラティリティをもたらす、ファンドの投資の価格および流動性に不利な影響を及ぼす可能性があります。このパンデミックの期間およびその影響について、確実に判断することはできません。

#### 評価リスク

普通株式や優先証券などの株式、または先物やオプションなどの持分関連投資の市場価額は、特定の会社に特に関係のない一般的な市況により下落する可能性があります。また、特定の産業に影響を及ぼす要因によっても下落することがあります。ファンドは非流動性投資に投資することがあります。非流動性投資とは、投資の市場価額と大幅に異なる価額で売却または処分する以外には、現在の市況で7 暦日以内に売却または処分できないとファンドが合理的に予想する投資をいいます。ファンドは、非流動性投資をそれに見合うと考える価額にて適時に売却することが困難な可能性があります。価格は、企業、市場または経済ニュースに応じて、短期または長期にわたって大きく変動することがあります。市場はまた、価格が上昇したり下落したりする期間を伴いながら、周期的に動く傾向があります。このボラティリティにより、ファンドのNAVは短期間に大幅に増減する可能性があります。証券およびその他の市場が全般的に下落した場合、ファンドが投資する証券およびその他の商品の個々の業績にかかわらず、ファンドのNAVの価値は下落する可能性があります。

特定のポートフォリオ投資の売却時に各ファンドが受け取ることができる価格は、特に閑散または不安定な市場で取引されている有価証券、あるいは公正価値評価技法または独立の価格サービス提供者から入手する価格を用いて評価されている有価証券の場合には、各ファンドの投資の評価とは異なる可能性があります。観察可能なインプットの欠如により、重要性の高い観察不能なインプットおよび仮定（すなわち、上場企業倍率、成長率、イグジットの時期）が変動する場合があります。

#### カウンターパーティ信用リスク

ファンドは、カウンターパーティ信用リスク、すなわち、適時に利息および／または元本の支払いを履行すること、あるいはそれ以外の義務を履行することなど、企業が未清算取引や未決済取引に関する契約債務を履行しないまたはできないリスクにさらされることがあります。ファンドは、運用会社が義務を履行するための財源が確保されていると確信している相手方とのみ取引を締結し、またこれらの相手先の財務の安定性を監視することによって相手方の信用リスクを管理しています。市場、発行体および相手方の信用リスクに対してファンドが潜在的にさらされる金融資産は、主に金融商品および相手方からの受取債権からなります。当該金融資産に関連するファンドの市場、発行体およびカウンターパーティ信用リスクに対するエクスポージャーの範囲は、資産負債計算書に計上された価額からファンドが保有する担保を控除した金額に近似しています。

デリバティブ契約において、市場金利や対象商品価値の不利な変化により契約の価値が下落する場合、時価評価による損失が発生する可能性があります。相手方が当該契約を履行しない場合も、損失が発生する可能性があります。

上場先物に関しては、当該商品の相手方である取引所または清算機関が生じ得る債務不履行を保証するため、ファンドに対するカウンターパーティ信用リスクはより低くなります。清算機関は、契約の買い手と売り手の間の立場にいます。したがって、信用リスクは清算機関の失敗に限定されます。適用法にて相殺権が定められる場合もありますが、債務不履行（破産または支払不能を含む）が生じた場合、ファンドには、清算ブローカーまたは清算機関に対する契約上の相殺権はありません。また、清算ブローカーの顧客口座が保有する当初証拠金および変動証拠金に関して上場先物には、信用リスクが存在します。清算ブローカーは、顧客の証拠金を自社の資産から分別する必要がありますが、清算ブローカーが支払不能に陥り、または破産し、その時点で清算ブローカーが保有するすべての顧客の証拠金総額が不足している場合は、通常は不足額が清算ブローカーのすべての顧客に比例配分されるため、ファンドに損失をもたらす可能性があります。

#### 集中リスク

分散したポートフォリオは、これが適切でありファンドの目的に整合している場合、特定の投資の価格変動がファンドのNAVに重要な影響を及ぼすリスクを最小化します。

一部のファンドは、その資産の大部分を単一または限定数の市場セクターにおける証券に投資しています。ファンドの投資がこのように集中した場合、かかるセクターに影響を与える経済、規制、政治および社会の情勢がファンドに重大な影響を及ぼし、ファンドのポートフォリオからの収益、あるいはその価値または流動性にも影響を及ぼすリスクを引き受けることとなります。

#### LIBOR移行リスク

英国金融行動監視機構は、ロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」）を段階的に廃止すると発表しました。多くのLIBOR金利が2021年末までに段階的に廃止されますが、広く利用されている一部の米ドルLIBOR 金利は、移行を支援する目的で引き続き2023年6月まで公表される予定です。ファンドは、LIBORと紐付く金融商品の支払義務、資金調達条件、ヘッジ戦略または投資価値について影響を受ける可能性があります。またLIBORからの移行プロセスにより、現在契約条件にLIBORが含まれる金融商品の市場のボラティリティや非流動性が高まる可能性や、当該金融商品に対して締結された新しいヘッジの有効性が低下する可能性があります。LIBOR移行プロセスがファンドに及ぼす最終的な影響は不確実です。（出典：ブラックロック）

### (6) 受益証券等の投資状況、投資資産及び運用実績

<投資状況> (2021年3月末日現在)

区分	金額(千米ドル)
投資有価証券など	261,537,366
短期投資	1,757,611
その他資産、負債控除後	(1,354,962)
純資産	261,940,015

(出典：ブラックロック)

<投資資産>

投資有価証券上位10銘柄

(2021年3月末日現在)

銘柄	総投資比率 (%)*
Apple Inc.	5.7
Microsoft Corp.	5.3
Amazon. com Inc.	3.9
Facebook Inc., Class A	2.1
Alphabet Inc., Class A	1.8
Alphabet Inc., Class C	1.8
Tesla Inc.	1.5
Berkshire Hathaway Inc., Class B	1.5
JPMorgan Chase & Co.	1.4
Johnson & Johnson	1.3

\* マネー・マーケット・ファンドを除く。

(出典：ブラックロック)

<運用実績>

純資産額の推移

日付	純資産総額(米ドル)	基準価額(米ドル)
2012年3月末日終了の会計年度	29,810,907,649	140.76
2013年3月末日終了の会計年度	40,803,092,747	157.51
2014年3月末日終了の会計年度	53,914,536,209	188.12
2015年3月末日終了の会計年度	68,888,594,388	207.87
2016年3月末日終了の会計年度	71,059,877,363	206.63
2017年3月末日終了の会計年度	101,821,854,272	237.21
2018年3月末日終了の会計年度	140,335,545,890	265.21
2019年3月末日終了の会計年度	169,504,024,204	284.57
2020年3月末日終了の会計年度	162,303,272,106	258.44
2021年3月末日終了の会計年度	261,582,460,871	397.36

(出典：ブラックロック)

分配の推移

日付	一口当たり分配額(米ドル)
2012年3月末日終了の会計年度	2.637536
2013年3月末日終了の会計年度	3.110071
2014年3月末日終了の会計年度	3.433056
2015年3月末日終了の会計年度	3.954007
2016年3月末日終了の会計年度	4.758104
2017年3月末日終了の会計年度	4.437204
2018年3月末日終了の会計年度	4.902091
2019年3月末日終了の会計年度	5.452613
2020年3月末日終了の会計年度	6.830891
2021年3月末日終了の会計年度	5.688001
2020年 6月15日	1.260874
2020年 9月23日	1.505804
2020年12月14日	1.610222
2021年 3月25日	1.311101

(出典：ブラックロック)

(7) 受益証券等の資産負債計算書並びに損益計算書の主要部分

<資産負債計算書>

	2021年3月末日現在(千米ドル)	2020年3月末日現在(千米ドル)
資産合計	263,491,839	165,385,293
負債合計	1,551,825	3,366,336
純資産合計	261,940,015	162,018,956

(出典：ブラックロック)

<損益計算書>

	2021年3月末日までの会計年度(千米ドル)	2020年3月末日までの会計年度(千米ドル)
投資収益合計	3,624,911	3,742,552
投資純利益	3,555,474	3,667,628

(出典：ブラックロック)

## (8) 受益証券等の資産負債計算書、損益計算書並びに附属明細表

＜資産負債計算書＞	2021年3月31日現在	＜損益計算書＞	2021年3月31日終了年度
	米ドル		米ドル
資産		投資収益	
投資有価証券、評価額（貸付有価証券を含む）(a)：		受取配当金—関連会社以外	3,595,861,106
関連会社以外 (b)	260,703,168,050	受取配当金—関連会社	17,392,882
関連会社 (c)	2,591,808,505	受取利息—関連会社以外	18,347
現金	—	有価証券貸付収益—関連会社—純額	11,638,337
差入証拠金：		外国源泉徴収税	—
先物契約	20,986,800	投資収益合計	<u>3,624,910,672</u>
OTCスワップ	—		
未収勘定：		費用	
投資売却未収金	87,415	投資顧問報酬	69,436,582
有価証券貸付収益—関連会社	221,975	その他	437
先物契約に係る未収変動証拠金	1,774,909	費用合計	<u>69,437,019</u>
ブローカーからの未収金	—	投資純利益	<u>3,555,473,653</u>
資本受益証券売却未収金	1,399,886		
未収配当金	172,391,780	実現および未実現利益（損失）	
資産合計	<u>263,491,839,320</u>	実現純利益（損失）：	
		投資—関連会社以外	(2,534,444,481)
負債		投資—関連会社	1,479,856
当座借越	4,313	現物償還—関連会社以外	18,642,168,934
貸付有価証券受入担保、評価額	1,545,142,559	現物償還—関連会社	57,557,469
未払勘定：		先物契約	207,500,840
投資購入未払金	—	スワップ	—
資本受益証券償還未払金	145,425	関連会社による支払	—
未払投資顧問報酬	6,532,505	実現純利益	16,374,262,618
未実現評価損：		未実現評価益（評価損）の純変動：	
OTCスワップ	—	投資—関連会社以外	71,613,138,672
負債合計	<u>1,551,824,802</u>	投資—関連会社	279,969,844
純資産	<u>261,940,014,518</u>	先物契約	26,918,132
		スワップ	—
純資産内訳：		未実現評価益（評価損）の純変動	<u>71,920,026,648</u>
払込資本	209,238,892,261	実現および未実現純利益	<u>88,294,289,266</u>
累積利益	52,701,122,257	運用による純資産の純増加額	<u>91,849,762,919</u>
純資産	<u>261,940,014,518</u>		
発行済受益証券口数	659,200,000口		
基準価額	397.36		
授権口数	無制限		
額面	なし		
(a) 貸付有価証券、評価額	1,545,086,527		
(b) 投資、取得原価—関連会社以外	202,653,601,215		
(c) 投資、取得原価—関連会社	2,327,288,020		
※ 財務書類に対する注記を参照してください。（出典：ブラックロック）			

※ 財務書類に対する注記を参照してください。

（出典：ブラックロック）

<純資産変動計算書>

	2021年3月31日終了年度 米ドル	2020年3月31日終了年度 米ドル
純資産の増加(減少)		
運用		
投資純利益	3,555,473,653	3,667,628,261
実現純利益	16,374,262,618	12,832,314,007
未実現評価益(評価損)の純変動	71,920,026,648	(31,314,287,066)
運用による純資産の純増加(減少)額	91,849,762,919	(14,814,344,798)
受益証券保有者への分配金(a)		
受益証券保有者への分配金による純資産の減少額	(3,658,069,834)	(4,247,618,450)
資本受益証券の取引		
資本受益証券の取引による純資産の純増加(減少)額	11,729,365,093	11,733,753,324
純資産		
純資産の増加(減少)額合計	99,921,058,178	(7,328,209,924)
期首	162,018,956,340	169,347,166,264
期末	261,940,014,518	162,018,956,340

(a) 年度の分配金は、米国連邦所得税の規定に従って決定されています。

(出典：ブラックロック)

\* 財務書類に対する注記を参照してください。

<財務書類に対する注記>

1. 組織

iシェアーズ®・トラスト(以下「トラスト」)は1940年投資会社法(改正を含む)(以下「1940年法」)によるオープンエンド型の投資会社として登録されています。トラストは、デラウェア州の法定信託として組織されており、複数のシリーズまたはポートフォリオを所有することが認められています。

本財務書類は、以下のファンド(以下「ファンド」)のみに関連するものです。

iシェアーズ®ETF	分散の分類
コア S&P 500	分散型

2. 関連会社との投資顧問契約およびその他の取引

[投資顧問報酬]

トラストとの投資顧問契約に基づき、BFAはファンドの資産の運用を行います。BFAは、ブラックロックが間接的に所有するカリフォルニア州法人です。投資顧問契約に基づき、BFAは、ファンドの全費用を実質的に負担しますが、(i) 利息および税金、(ii) 売買委託手数料およびポートフォリオの取引執行に関連するその他の費用、(iii) 販売手数料、(iv) BFAに支払われる投資顧問報酬、ならびに(v) 訴訟費用および特別費用(いずれの場合も過半数の独立受託者によって決定されます)は除きます。

BFAは、ファンドに提供する投資顧問サービスの対価として、ファンドの平均日次純資産に基づいて、以下の年間投資顧問報酬を受領する権利を有します。当該報酬は、ファンドによって日次で未払計上され、毎月支払われます。

iシェアーズ®ETF	投資顧問報酬
コア S&P 500	0.03%

[販売会社]

BFAの関連会社であるブラックロック・インベストメンツ・エルエルシーは、ファンドの販売会社です。販売契約に基づき、BFAはファンドに対して提供される販売サービスに関する報酬または費用を負担します。

[有価証券貸付]

米国証券取引委員会(以下「SEC」)は、適用される条件の下でBFAの関連会社であるブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー・エヌエイ(以下「BTC」)がファンドの有価証券貸付代理人として従事することを認める適用除外命令を発しています。有価証券貸付代理人として、BTCは、有価証券貸付に直接的に関連するすべての運用費用を負担します。ファンドは、BFAまたはその関連会社が運用するマネー・マーケット・ファンドへの貸付有価証券に関して受領した現金担保の投資に関連する手数料(以下「担保投資手数料」)を負担しますが、BTCは、ファンドが負担する担保投資手数料を事実上制限する目的で、BTCが受領する貸付有価証券収益の金額を減額することに同意しており、ファンドは、年率0.04%を負担します。有価証券貸付収益は、現金担保の再投資により稼得した収益合計(担保投資手数料を除く)から、有価証券の借り手への／からの手数料およびその他の支払額を控除した金額と同額です。ファンドは有価証券貸付収益の一部を留保し、残りの金額を有価証券貸付代理人としてのサービス対価としてBTCに送金します。

現在の有価証券貸付契約に基づき、ファンドは、有価証券貸付収益(担保投資手数料を除く)の77%を留保しており、その留保額は有価証券貸付収益と担保投資手数料の合計の70%を下回ることができません。

さらに、該当する暦年において1940年法に基づくiシェアーズ®のすべての上場投資信託(iシェアーズ®ETFシリーズ)全体で生じた有価証券貸付収益に担保投資手数料を加算した総額が、特定の基準値を超える日の翌営業日より、ファンドは、有価証券貸付契約に基づき、該当する暦年における残りの期間に関して有価証券貸付収益(担保投資手数料を除く)の81%を留保し、その留保額は、有価証券貸付収益と担保投資手数料の合計の70%を下回ることができません。

2021年1月1日より前に、ファンドは、有価証券貸付収益(担保投資手数料を除く)の75%を留保しており、その留保額は有価証券貸付収益と担保投資手数料の合計の70%を下回っていませんでした。さらに、暦年においてiシェアーズ®ETFシリーズ全体で生じた有価証券貸付収益に担保投資手数料を加算した総額が、特定の基準値を超える日の翌営業日より、ファンドは、有価証券貸付契約に基づき、該当する暦年における残りの期間に関して有価証券貸付収益(担保投資手数料を除く)の80%を留保し、その留保額は、有価証券貸付収益と担保投資手数料の合計の70%を下回ることができませんでした。

ファンドが稼得した有価証券貸付収益の持分は、有価証券貸付収益一関連会社一純額として損益計算書に表示されています。2021年3月31日終了年度において、ファンドは有価証券貸付代理人のサービスに関してBTCに以下の金額を支払いました。

(米ドル)

iシェアーズ®ETF	BTCに対する手数料支払額
コア S&P 500	4,461,292

#### [役員および受託者]

トラストの役員および/または受託者の一部は、ブラックロックまたはその関連会社の役員および/または受託者を兼任しています。

#### [その他の取引]

クロス取引とは、BFA (または関連会社) が投資顧問を務めるファンド間のポートフォリオ証券の売買です。受託者会は、四半期定例会議で直近四半期でのかかる取引のレビューを行い、ルール17a-7で規定された義務および制約の遵守を確認します。

2021年3月31日終了年度において、ファンドが1940年法ルール17a-7に従って実行した取引は以下の通りです。

(米ドル)

iシェアーズ®ETF	購入	売却	実現純利益 (損失)
コア S&P 500	5,639,062,338	2,382,237,211	(740,387,131)

ファンドでは、保有現預金を BFA またはその関連会社が運用する特定のマネー・マーケット・ファンドに投資する場合があります。これらの一時的な現金投資で稼得された収益は、受取配当金—関連会社として損益計算書に表示されています。

ファンドは、ポートフォリオの流動性と対象インデックスに追従する能力を向上させるため、ファンドの対象インデックスの組入有価証券に投資している他のiシェアーズ®・ファンドの受益証券に投資する場合があります。

### 3. 購入および売却

2021年3月31日終了年度における現物取引および短期投資を除く投資の売買は以下の通りです。

(米ドル)

iシェアーズ®ETF	購入	売却
コア S&P 500	11,677,591,243	11,434,956,975

2021年3月31日終了年度における現物取引は以下の通りです。

(米ドル)

iシェアーズ®ETF	現物購入	現物売却
コア S&P 500	61,011,889,091	49,038,859,984

### 4. 資本受益証券の取引

資本受益証券は、ファンドが特定数の受益証券の集合単位またはその倍数 (以下「クリエーション・ユニット」) でのみNAVで発行および償還を行います。クリエーション・ユニット単位以外のファンドの受益証券の償還はできません。

資本受益証券の取引は以下の通りです。

iシェアーズ®ETF	2021年3月31日終了年度		2020年3月31日終了年度	
	受益証券口数	金額 (米ドル)	受益証券口数	金額 (米ドル)
コア S&P 500				
受益証券売却	175,150,000	61,202,856,824	190,300,000	58,035,374,955
受益証券償還	(142,850,000)	(49,473,491,731)	(158,500,000)	(46,301,621,631)
純増加	32,300,000	11,729,365,093	31,800,000	11,733,753,324

トラスト内のファンドのクリエーション・ユニットの購入対価は、一般に所定の有価証券ポートフォリオの現物抛却および一定額の現金です。トラストの一部のファンドは、クリエーション・ユニットの提供が全額または一部米ドル現金で行われる場合があります。クリエーション・ユニットの購入および償還依頼を行う投資家は、購入取引手数料および償還取引手数料をトラストの事務代行会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーへ直接支払い、現金によるクリエーション・ユニットを含むクリエーション・ユニットの発行および償還依頼に伴う譲渡およびその他の取引費用と相殺します。また、現金によりクリエーション・ユニットの取引を行う投資家は、当該ファンドの諸費用 (印紙税、為替あるいはその他の金融取引に係る税金ならびにブローカー手数料) およびポートフォリオ有価証券投資に関連するマーケットインパクト費用を補うための、追加的な変動費の支払いを行います。かかる変動費は、該当がある場合には、上記の表の受益証券売却に含まれます。現物抛却あるいは現物償還に関連する有価証券の決済は遅延することがあります。このような場合、現物取引に関連する有価証券は、未収金または未払金として資産負債計算書に反映されます。

### 5. 法的手続

一部のiシェアーズ®・ファンド (以下「影響を受けるファンド」) とTribune Company (以下「Tribune」) のその他の旧株主数千人が、Tribuneの2007年のレバレッジド・バイアウト取引 (以下「LBO」) から生じた1件または複数件の訴訟 (以下「当訴訟」) における被告として告訴されました。当訴訟は、影響を受けるファンドを含むTribune旧株主から、LBOに関連して受領した収入を「取り戻す」ことを求めるものです。当該LBOにおいて、iシェアーズ®・コアS&P 500 ETFは3,938,764米ドルを受け取っていました。影響を受けるファンドに対して当初提起された賠償請求は棄却されましたが、現在、不服申立ての対象となっており、引き続き係属中です。この不服申立ての結果によっては、影響を受けるファンドに対して新たな賠償請求が提起される、および/または過去に取り下げられた賠償請求が復活して継続訴訟の対象となる場合があります。影響を受けるファンドは、当訴訟に関して徹底的に争う意向です。

### 6. 後発事象

マネジメントは、財務書類の公表が可能となった日までの、すべての後発事象によるファンドへの影響の評価を行い、財務書類の修正ないし財務書類における追加開示が必要となる後発事象は存在しないと判断しました。

(出典: ブラックロック)

iシェアーズ®は、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズとそのグループ会社の商標です。本商品は、iシェアーズ®が出資、保証、発行、販売、販売の促進を行っているものではありません。またブラックロック・ファンド・アドバイザーズとそのグループ会社は、本商品への投資の妥当性に関していかなる意見も表明しておりません。

## REIT型

### (1) 資産の運用に係る目的および基本的性格

主に国内上場（上場予定も含みます）REIT（不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券）で運用します。中長期的な視点から銘柄を選定し、安定した利回り等収益の確保と、運用資産の成長を目指します。

	基本資産配分
REIT等	2022年3月末現在 97.5%
現預金・その他	2.5%

### (2) 資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制および運用制限

#### <運用方針>

利益の成長性、財務内容や配当利回りなどに着目し、市場での流動性を考慮しながら銘柄選択を行い、中長期的に東証REIT指数（配当込み）を上回る投資成果を目指した運用を行います。

#### <運用対象>

① 国内上場REIT ② 国内外のその他の有価証券（REITを含む）等 ③ コール・ローンおよび預貯金等 ④ デリバティブ取引

#### <運用体制>

運用体制については、2ページをご覧ください。

#### <運用制限>

##### (A) 有価証券等

- ① 投資対象は社内規程に定める各証券取引所、店頭市場に上場または公開されている銘柄、ないしは新規上場・公開する株式およびその他の有価証券とします。
- ② 銘柄などについては適切な分散化を図ります。同一銘柄への投資は原則として各特別勘定資産の20%以内としますが、当該銘柄がその取引市場の時価総額の20%を超える場合はその割合を上限とします。
- ③ 国内外のREITにて運用を行う場合には、当該投資信託の組入比率について上限を設けません。

##### (B) 短期資金（一般勘定貸等）

短期資金は原則として一般勘定と合同運用とし、コール・ローンおよび預貯金等は社内規程で定める与信枠の範囲内で行います。

##### (C) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、主に価格変動リスクのヘッジを目的とし、社内規程に定める範囲内で行います。ただし、各特別勘定資産全体の収益の変動性を過度に高めるような投機的な取引は行いません。

##### (D) 貸付有価証券についてはこれを行いません。

※ 実際の資金配分比率は、市場動向、資金動向などの変化により上記数値から乖離することがあります。

### (3) 資産の運用に係る運用リスク

REIT型は、REIT等を主な投資対象としています。REIT型で有するリスクの詳細については以下のとおりです。

#### (A) REITの価格変動リスク

REITの市場価格は、市場における需給の状況、不動産市況や金利情勢の見込み等、様々な要因で変動します。

REITの価値は、資産として保有する不動産等の評価額や賃料収入の変化、および組入れ資産の入れ替えによる運用成果に影響され、変動する可能性があります。不動産の評価額およびそれによる賃貸料等は、その時々不動産市況やマクロ経済等、様々な要因によって影響を受けます。またREITが借入れを行っている場合、当該借入れ等に伴う金利等の支払により、価値の変動幅が増幅する可能性があります。また、不動産等に係る法制度（税制、建築規制等）の変更により、不動産等やREITの価値に影響を受ける可能性があります。REITが資産として保有する不動産は、自然災害や環境問題などが顕在化する等、予測不可能な偶発事象等により、滅失、毀損または劣化等の影響を受ける可能性があります。

これらのREIT市場全体あるいは個別銘柄の価格変動により特別勘定の積立金が減少する可能性があります。

#### (B) REITの分配金の変動リスク

REITの分配金は、その原資である不動産から得られる賃料収入の変化に影響されます。経済的な環境変化等により賃貸料が下落する可能性があるほか、テナントの解約に伴う賃料収入の減少の可能性もあり、それらは分配金に影響を及ぼすことになります。また投資対象不動産に関する費用の増大も分配金に影響を与えます。

これらの分配金の変動により積立金が減少する可能性があります。

#### (C) 解約による特別勘定からの資金流出によるリスク

解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によって、積立金が減少する可能性があります。

#### (D) その他

特別勘定の資産をコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、短期金融商品の発行体や資金の預け先等の債務不履行により損失が発生することがあり、積立金が減少する要因となります。

### (4) 運用実績（2022年3月末）

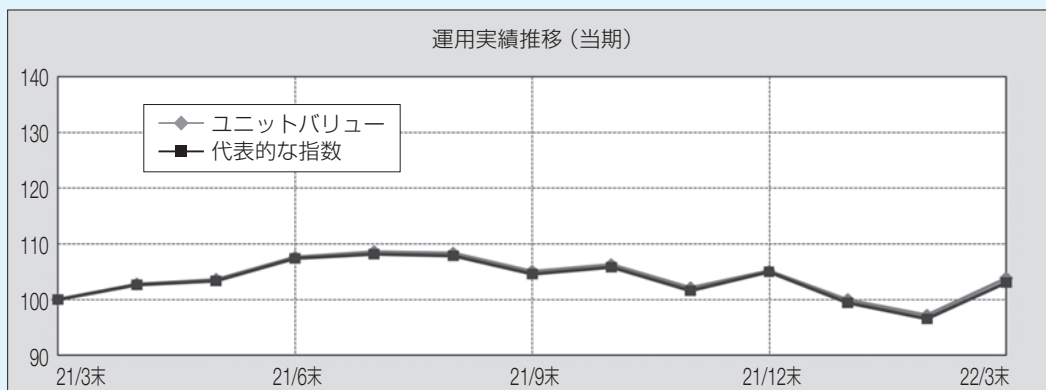
#### <ユニットバリューの推移>



※ ユニットバリューとは、変額保険の各特別勘定設定時の資産を100として、その後の運用成果による資産の増減を指数で示したものです。なお、REIT型は2004年10月1日の資産を100としています。

※ このグラフは過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。

<当期の運用実績推移>



※当勘定の運用実績は2021年3月末を100として指数化しています。  
 ※代表的な指数とは、東証REIT指数（配当込み）を指します。  
 ※このグラフは過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。

<ユニットバリューの騰落率>

期 間	(%)
直近1年	3.8
直近5年	40.8
直近10年	231.7
直近20年	—
設定来	260.4

※この騰落率は特別勘定REIT型全体についてのものであり、個々のご契約に対するものではありません。

(5) 資産の内訳 (2022年3月末)

<資産種類別>

区 分	金額 (百万円)	占率 (%)
REIT等	10,053	95.7
現預金・その他	448	4.3
合 計	10,501	100.0

(6) 保有REIT主要銘柄<上位5銘柄> (2022年3月末)

	銘柄名	占率 (%)
1	日本ビルファンド投資法人	6.7
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.5
3	GLP投資法人	5.3
4	日本プロロジスリート投資法人	4.8
5	野村不動産マスターファンド投資法人	4.6

※ 占率は総資産に対してのものです。  
 ※ 当年度末保有銘柄総数は46銘柄です。

(7) 運用収支状況 (2021年度)

区 分	金額 (百万円)
利息配当金等収入	332
有価証券売却益	582
有価証券償還益	—
有価証券評価益	—
為替差益	—
金融派生商品収益	—
その他の収益	0
有価証券売却損	54
有価証券償還損	—
有価証券評価損	452
為替差損	—
金融派生商品費用	—
その他の費用	0
収支差額	407

# 各ファンドの指数に関する留意事項

## ※1 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

- TOPIXは、株式会社JPX総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。
- TOPIXの数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- JPXは、TOPIXの数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

## ※2 NOMURA-BPI (総合)

- NOMURA-BPI (総合) とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。
- NOMURA-BPI (総合) の知的財産権及びその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性及び適合性を保証するものではなく、対象指数を用いて行われるプルデンシャル生命保険株式会社及びその関連会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

## ※3 MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス (除く日本)

- MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス (除く日本) とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国と新興国で構成されています。
- MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス (除く日本) に対する著作権及びその他知的財産権は、全てMSCIに帰属します。いかなる形式でも当該データを再使用・複製はできません。MSCIでは、かかるデータに基づく本ファンドへの投資による損失に一切責任を負いません。またMSCIは、当該データは将来のパフォーマンスを予測・保証するものでなく、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。

## ※4 FTSE世界国債インデックス (除く日本) 及びFTSE米国債インデックス

- FTSE世界国債インデックス (除く日本) は、FTSE Fixed Income LLCにより設計、計算、公表され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
- FTSE米国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより設計、計算、公表され、米国債の総合収益率を示す債券インデックスです。
- FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## ※5 Bloomberg Global Treasury Majors ex Japanインデックス及びBloomberg US Treasuryインデックス

- 「Bloomberg®」およびBloomberg Global Treasury Majors ex Japanインデックス及びBloomberg US Treasuryインデックスは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited (以下「BISL」) をはじめとする関連会社 (以下、総称して「ブルームバーグ」) のサービスマークであり、プルデンシャル生命保険株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはプルデンシャル生命保険株式会社とは提携しておらず、また、本商品を承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、本商品に関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。



## ※6 東証REIT指数（配当込み）

- 東証REIT（リート）指数（配当込み）とは、東京証券取引所に上場している不動産投資信託（リート）の全体の動向を表す指数です。
- 東証REIT指数は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指数の商標又は標章に関するすべての権利は、JPXが有しています。なお、本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、JPXは、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

## ※7 S&P 500<sup>®</sup>指数（スタンダード&プアーズ500指数）

- S&P 500<sup>®</sup>指数は、米国の代表的な株式指数で主要産業を代表する500社で構成されています。
- 「S&P 500<sup>®</sup>指数」は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJ」）の商品であり、これを利用するライセンスがプルデンシャル生命保険株式会社に付与されています。Standard & Poor's<sup>®</sup>およびS&P<sup>®</sup>は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones<sup>®</sup>は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。本ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P<sup>®</sup>、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P 500<sup>®</sup>指数のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

## 変額保険に関するご注意

新たにご契約される変額保険について、特にご注意いただきたい事項がありますので、必ずご一読ください。なお、特定保険契約に付加される特約のうち、一般勘定で運用されるもの（医療保障等）に関する費用については、特定保険契約とは別に費用が生じます。

### ●運用リスク

この保険は、特別勘定の運用実績に応じて保険金額や解約返戻金額が変動します<sup>\*1</sup>。特別勘定に属する資産の運用実績に影響を与える指標としては、金利、為替レート、株価、債券価格、その他の有価証券相場等があります。

運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額、解約返戻金額、満期保険金額（有期型のみ）は既払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれ<sup>\*2</sup>があります。この保険に関する運用リスクは、ご契約者または受取人に帰属します。

お客様が繰入比率の変更や積立金の移転を行われた際には、選択された特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなります。

※1 特約の保険金額・給付金額は主契約と異なり変動することはありません。

※2 解約返戻金および満期保険金（有期型のみ）に最低保証はありません。

### ●変額保険のご契約にかかる諸費用

ご契約にかかる諸費用の合計額は「保険関係費用」「運用関係費用」「年金で受け取る場合の費用」「解約控除」を合算した額となります。なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

#### 【保険関係費用】

お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が特別勘定で運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等によって異なり、保険期間中も変動するため、その数値や計算方法を記載することができません。

#### 【運用関係費用】

特別勘定の運営に要する費用については、特別勘定の種類ごとに積立金から実費を控除します。積立金からの控除は、控除率（年率・税込）を用います。控除率は、特別勘定の運営に要した費用（人件費、物件費、投資顧問料等）を基準にして定期的に見直すため、ご契約後も定期的に控除率が変動いたします。ただし、控除率の上限値については0.2%とします。

最新の控除率については当社ホームページ（<https://www.prudential.co.jp/caution/hengaku.html>）をご参照ください。

また、投資信託にて運用を行う場合、別途、信託報酬が投資信託の純資産総額から控除されます。各特別勘定にて投資する投資信託の信託報酬（年率・税込）は以下のとおりです。

[株式型および総合型のうち国内株式に対応する信託報酬]

SMTAM日本株式インデックスファンドVL-P（適格機関投資家専用）…0.0429%（2022年9月現在）

SMTAM日本株式クオンツ・バリュー戦略ファンドVL-P（適格機関投資家専用）…0.3740%（2022年9月現在）

東京海上・日本株式GARP<適格機関投資家限定>…0.4180%（2022年9月現在）

[総合型のうち外国株式に対応する信託報酬]

MUAM全世界株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）…0.2585%（2022年9月現在）

[米国株式型における信託報酬]

SPDR<sup>®</sup> S&P 500<sup>®</sup> ETF…0.0945%（2022年9月現在）

iシェアーズ<sup>®</sup>・コア S&P 500 ETF…0.03%（2022年9月現在）

[REIT型および総合型における信託報酬等]

REIT型ならびに総合型で運用する不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（REIT）にかかわる信託報酬等については、REITによって変動し、また発生前に金額や割合を確定することが困難であるため、その数値や計算方法を記載することができません。

上記費用の他、有価証券の売買委託手数料、信託財産留保額等がかかり、お客様が間接的にこれらの費用を負担していることとなります。また、これらの費用は発生前に金額や割合を確定することが困難なため、その数値や計算方法を記載することができません。

#### 【年金で受け取る場合の費用】

特約を付加することにより、保険金・解約返戻金を年金で受け取る場合、年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%（2022年9月現在）を年金受取日の年金原資<sup>\*</sup>より控除します。

※ 次の保険種類については「前払対象保険金額」と読み替えます：介護前払特約

#### 【解約控除】

契約日から10年未満かつ保険料払込期間中に解約・減額等をした場合、計算基準日の前日末における積立金額から、経過年数に応じた所定の金額（解約控除）を控除した金額が解約返戻金額となります。なお、解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。







### ■説明事項ご確認のお願い

この冊子には、ご契約についての大切なことから記載されておりますので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

#### 特に

#### しおりのページ

●生命保険募集人（当社のライフプランナー）の権限について	8
●契約申込の撤回等（クーリング・オフ）について	9
●健康状態・職業などの告知義務について	11
●保険会社の責任開始時期について	14
●保険金等をお支払いできない場合等について	59
●払込方法について	65
●保険料の払込猶予期間と契約の失効について	67
●保険契約の復活について	69
●解約と解約返戻金について	77
●生命保険会社の財産状態の変化に伴う影響の可能性について	88

などは、お申込みに際してぜひご理解いただきたい重要なことからですので、特に注意してご覧いただくようお願いいたします。

なお、わかりにくい点がございましたら、下記の担当ライフプランナーまたは支社へお気軽にお問合わせください。

ご契約の際には、「契約概要」「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 「契約概要」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項（クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等）を記載したものです。
- 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項および保険契約者に必要な保険の知識を記載したものです。
- 記載の取扱いは登録日現在における当社の取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

「保険種類のご案内」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

## プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10  
ホームページアドレス <https://www.prudential.co.jp/>

保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては、ライフプランナーまたは下記へお電話ください。

パートナーフォーユー  
カスタマーサービスセンター **0120-810740**